官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通六八）　一
〔法規的告示〕
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産九五一）　三六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通四六九）　三六
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二二〇）　一〇六
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産九五二）　二六
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係　一三三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三四
会社その他
会社決算公告　一六一

省令

○国土交通省令第六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置） **第八条**　（略） ２～７　（略） ８　クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びにペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものには、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減することができるものとして、ペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。 （電気装置） **第十七条の二**　（略） ２～４　（略） ５　電力により作動する原動機を有する自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）又は告示で定める電気装置を有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 ６　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 （座席） **第二十一条**　（略） ２　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の運転者席に備える視界内表示投影装置（文字、図形、記号その他の表示を運転者が視認できるように前面ガラス又はコンバイナーその他これに類するものに投影する装置をいう。）は、運転に必要な視野を確保でき、かつ、運転操作を妨げないものとして、構造、表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	（原動機及び動力伝達装置） **第八条**　（略） ２～７　（略） （新設） （電気装置） **第十七条の二**　（略） ２～４　（略） ５　電力により作動する原動機を有する自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 ６　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 （座席） **第二十一条**　（略） （新設）

（座席ベルト等）

第二十二条の三　次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二条第三項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一～四　（略）	（略）	（略）
五　貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
六　大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則別表第一大型特殊自動車の項第一号ロに規定する農耕トラクタをいう。以下この号において同じ。）に限る。）及び小型特殊自動車（農耕トラクタに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

2・3　（略）

4　前二項の規定は、第一項の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、同項の規定の適用を受けない座席（第二十二条第三項第一号に掲げる座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第四項」と、前項中「第一項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

5　（略）

（座席ベルト等）

第二十二条の三　次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二条第三項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一～四　（略）	（略）	（略）
五　貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

2・3　（略）

4　前二項の規定は、第一項の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、同項の規定の適用を受けない座席（第二十二条第三項第一号に掲げる座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第四項」と、前項中「第一項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

5　（略）

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（新規検査の申請） **第三十六条**　（略） ２～13　（略） 14　国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第六項、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項、第二十二条の四第二項、第二十二条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三条第二項、第三項若しくは第四項、第三十三条の二第二項若しくは第三項、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十五条第二項若しくは第三項、第三十五条の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六条第二項若しくは第三項、第三十七条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第二項若しくは第三項、第三十七条の三第二項若しくは第三項、第三十八条第二項若しくは第三項、第三十八条の二第二項若しくは第三項、第三十八条の三第二項若しくは第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十一条の五第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十第二項及び第三項、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第四十四条の二、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十六条の二、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十八条第二項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。 15　（略）	（新規検査の申請） **第三十六条**　（略） ２～13　（略） 14　国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七条、第八条第一項若しくは第九項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第六項、第二十一条、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項、第二十二条の四第二項、第二十二条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三条の二第二項若しくは第三項、第三十三条第二項若しくは第四項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条第二項若しくは第三項、第三十五条の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第二項若しくは第三項、第三十七条の三第二項若しくは第三項、第三十八条第二項若しくは第三項、第三十八条の二第二項若しくは第三項、第三十八条の三第二項若しくは第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十一条の五第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十第二項及び第三項、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第四十四条の二、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十六条の二、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十八条第二項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。 15　（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～五の十六　（略） 五の十七　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は告示で定める電気装置を有する被牽引自動車に備えるものに限る。） 五の十八　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は告示で定める電気装置を有する被牽引自動車に備えるものに限る。） 五の十九～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～五の十六　（略） 五の十七　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。） 五の十八　法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。） 五の十九～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四の四　（略）	（略）
五　第二条第五号の制動装置	第十三H号第二改訂版
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号第二改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十四改訂版
五の四～五の十三　（略）	（略）
五の十四　第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第七改訂版
五の十五～五の十八　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～四の四　（略）	（略）
五　第二条第五号の制動装置	第十三H号改訂版
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十三改訂版
五の四～五の十三　（略）	（略）
五の十四　第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第六改訂版
五の十五～五の十八　（略）	（略）

五の十九　第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百三十七号第四改訂版
五の二十　第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
五の二十一～六の三の二　（略）	（略）
六の四　第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第百五十三号改訂版
六の五　第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	
六の六～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号第三改訂版
十一の六　第二条第十一号の六の運転者席	第百六十七号改訂版
十二～十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改訂版
十四～三十七　（略）	（略）
三十七の二　第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	第百六十六号改訂版
三十七の三　第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	
三十八～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	8以上
（略）	
第二条第五号の十のガス容器	5以上
（略）	
第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	8以上
（略）	
（略）	（略）

五の十九　第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百三十七号第三改訂版
五の二十　第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
五の二十一～六の三の二　（略）	（略）
六の四　第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第百五十三号
六の五　第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	
六の六～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号第二改訂版
十一の六　第二条第十一号の六の運転者席	第百六十七号
十二～十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第九改訂版
十四～三十七　（略）	（略）
三十七の二　第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	第百六十六号
三十七の三　第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	
三十八～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	8以上
（略）	
第二条第五号の十のガス容器	
（略）	
第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	
（略）	
（略）	（略）

第四条　装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～一の七　（略） 一の八　法第四十一条第一項第一号の原動機のうちペダル踏み間違い時加速抑制装置（運転者がクラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。） 二～十一の六　（略） 十一の七　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席に備える視界内表示投影装置（文字、図形、記号その他の表示を運転者が視認できるように前面ガラス又はコンバイナーその他これに類するものに投影する装置をいう。以下同じ。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。） 十二～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～一の七　（略） （新設） 二～十一の六　（略） （新設） 十二～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～一の六　（略）	（略）
一の七　第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。） 第百五十四号第三改訂版
一の八　第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第百七十五号
二～十一の五　（略）	（略）
十一の六　第二条第十一号の六の運転者席	第百六十七号改訂版
十一の七　第二条第十一号の七の視界内表示投影装置	第百七十六号
十二～十三の三　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～一の六　（略）	（略）
一の七　第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。） 第百五十四号第三改訂版
二～十一の五　（略）	（略）
十一の六　第二条第十一号の六の運転者席	第百六十七号改訂版
十二～十三の三　（略）	（略）

十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト

	第十六号第十改訂版 第百七十三号
十四～四十一　（略）	（略）

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	8以上
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第十一号の六の運転者席	
第二条第十一号の七の視界内表示投影装置	
（略）	（略）
（略）	（略）

十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト

	第十六号第十改訂版
十四～四十一　（略）	（略）

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	8以上
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第十一号の六の運転者席	
（略）	（略）
（略）	（略）

第五条　装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十三の三　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～十三の三　（略）	（略）

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第六条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト
第十六号第十改訂版 第百七十三号 第百七十四号	第十六号第十改訂版 第百七十三号
（略）	（略）
十四～四十二　（略）	十四～四十二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版又は第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版に基づき行う認定によるものとする。 （特別な表示） **第六条**　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。 2　（略）	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版又は第零号第六改訂版に基づき行う認定によるものとする。 （特別な表示） **第六条**　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版又は第零号第六改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。 2　（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第七条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～四　（略）	（略）
五　保安基準第三条、第五条、第七条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第八項及び第九項、第十八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二条の二、第二十二条の三第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の五第一項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条第一項、第四項、第六項及び第七項、第三十一条の二、第四十一条の二第一項、第二項及び第四項、第四十二条、第四十三条第四項、第四十三条の二、第四十三条の四第二項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	十二万五千円
六～十の三　（略）	（略）
十の四　保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千円
十の五　保安基準第八条第八項に係る試験	二十七万円
十一～二十　（略）	（略）
二十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	六十四万二千円

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～四　（略）	（略）
五　保安基準第三条、第五条、第七条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第八項及び第九項、第十八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二条の二、第二十二条の三第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の五第一項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条第一項、第四項、第六項及び第七項、第三十一条の二、第四十一条の二第一項、第二項及び第四項、第四十二条、第四十三条第四項、第四十三条の二、第四十三条の四第二項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	十二万五千円
六～十の三　（略）	（略）
十の四　保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千円
十の五　保安基準第八条第八項に係る試験	
十一～二十　（略）	（略）
二十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十七万七千円

二十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三十五万二千円
二十三～五十九　（略）	（略）
六十　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	十二万五千円
六十の二　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	二十七万円
六十の三　保安基準第二十一条第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
六十一～百三十五　（略）	（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～二の三　（略）	（略）
二の四　保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千円
二の五　保安基準第八条第八項に係る試験	二十七万円
三～十　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第二十二号、第二十三号の三及び第二十三号の四	三十五万二千円
（略）	（略）
四～七　（略）	

二十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七万円
二十三～五十九　（略）	（略）
六十　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	十二万五千円
六十の二　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	二十七万円
六十の三　保安基準第二十一条第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
六十一～百三十五　（略）	（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～二の三　（略）	（略）
二の四　保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千円
三～十　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第二十二号、第二十三号の三及び第二十三号の四	二十七万円
（略）	（略）
四～七　（略）	

十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第十三号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	六十四万二千円
十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三十五万二千円
十三～三十三　（略）	（略）
三十四　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	十二万五千円
三十四の二　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	二十七万円
三十四の三　保安基準第二十一条第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
三十五～九十六　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十二号、第十三号の三及び第十三号の四	三十五万二千円
（略）	（略）

四・五　（略）

十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第十三号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十七万七千円
十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七万円
十三～三十三　（略）	（略）
三十四　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	十二万五千円
三十四の二　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	二十七万円
三十五～九十六　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十二号、第十三号の三及び第十三号の四	二十七万円
（略）	（略）

四・五　（略）

（装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第三十四号の三下欄に掲げる第百三十号に基づき行われた認定は、当分の間、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第三十四号の三下欄に掲げる第百三十号改訂版に基づき行われた認定とみなす。 ２　（略） ３　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定（格納することができる後方等確認装置に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。 ４　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定（格納することができる後方等確認装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。	**附　則** （経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第三十四号の三下欄に掲げる第百三十号に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第三十四号の三下欄に掲げる第百三十号改訂版に基づき行われた認定とみなす。 ２　（略） ３　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定（ハウジングを有しない後写鏡（車室内に備えるものを除く。）、格納することができる後方等確認装置又は車両中心線上に運転者席を備える自動車に備える後写鏡等に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。 ４　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定（ハウジングを有しない後写鏡（車室内に備えるものを除く。）、格納することができる後方等確認装置及び車両中心線上に運転者席を備える自動車に備える後写鏡等に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年六月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中道路運送車両の保安基準第八条に一項を加える改正規定及び同令第二十一条に一項を加える改正規定、第二条及び第四条の規定並びに第七条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定（同表第二十一号及び第二十二号の改正規定を除く。）及び同令別表第二の改正規定（同表第十一号及び第十二号の改正規定を除く。）並びに次条第十三項の規定及び附則第三条の規定　令和七年六月二十三日

二　第五条及び次条第十四項の規定　令和七年七月六日

（経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号及び第五号の二下欄に掲げる第十三H号改訂版に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号及び第五号の二下欄に掲げる第十三H号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

２　旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十三年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

３　旧規則第五条第一項の表第五号の十四下欄に掲げる第十号第六改訂版に基づき行われた認定（令和十一年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十四下欄に掲げる第十号第七改訂版に基づき行われた認定とみなす。

４　旧規則第五条第一項の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第三改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量二・八トン以下、長さ三・四メートル以下及び幅一・四八メートル以下のものに備えるフルラップ前面衝突時の乗員保護装置に係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第三改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量二・八トン以下、長さ三・四メートル以下及び幅一・四八メートル以下のものに備えるフルラップ前面衝突時の乗員保護装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号に基づき行われた認定（電力により作動する自動車に備える後面衝突時の感電防止装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号に基づき行われた認定（電力により作動する原動機を有する自動車に備える後面衝突時の感電防止装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第六号の四下欄に掲げる第百五十三号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定（視界内表示投影装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定（視界内表示投影装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十一号の六下欄に掲げる第百六十七号に基づき行われた認定（令和十三年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十一号の六下欄に掲げる第百六十七号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第九改訂版に基づき行われた認定（座席ベルトに係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第十改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第三十七の二及び第三十七の三下欄に掲げる第百六十六号に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十七の二及び第三十七の三下欄に掲げる第百六十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第九改訂版に基づき行われた認定（座席ベルト及び年少者用補助乗車装置の取付けに係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、第四条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第百七十三号に基づき行われた認定とみなす。

旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第九改訂版に基づき行われた認定（座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置に係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、第五条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第百七十四号に基づき行われた認定とみなす。

（自動車型式指定規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　自動車型式指定規則等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち、道路運送車両法関係手数料規則第三条、別表第一及び別表第二の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、十八万八千円 二　別表第一第二号から第百七十四号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額 イ　（略） ロ　三万二千円に当該指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十六万七千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び三万二千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額	（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、三万三千円 二　別表第一第二号から第百三十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額 イ　（略） ロ　一万四千円に当該指定特定共通構造部（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	二十三万八千円
二　最高速度の計測に係る試験	二十八万千円
三　原動機の出力の計測に係る試験	二十八万千円
四　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項及び第三項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあっては、牽引自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
五　保安基準第三条、第五条、第七条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条の二第一項、第二項及び第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条の二第一項から第三項まで、第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二項及び第三項、第二十二条の三第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の五第一項、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三十条、第三十一条の二、第三十一条の二第一項、第二項及び第四項、第三十九条、第四十二条、第四十三条の二、第四十三条の四第二項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	二十八万千円
六　保安基準第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験（牽引自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
七　保安基準第五条に定める基準のうち、車輪の接地部の荷重に係る試験	二十八万千円
八　保安基準第五条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係る試験	二十八万千円
九　保安基準第六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十　保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十一　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十二　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
十三　保安基準第八条第七項に係る試験	七十九万六千円
十四　保安基準第八条第八項に係る試験	六十万九千円
十五　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	二十八万千円
十六　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	四十二万二千円
十七　保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十五号及び前号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十八　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十九　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	二十八万千円
二十　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
二十一　保安基準第十条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
二十二　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
二十三　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四百二十五万九千円
二十四　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
二十五　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
二十六　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
二十七　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
二十八　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
二十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
三十一　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）	六十万九千円
三十二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	四十二万二千円

三十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十八万千円
三十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十六　保安基準第十三条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	百七万七千円
三十七　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）	七十九万六千円
三十八　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十九　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	六十万九千円
四十　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係る試験	六十万九千円
四十一　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十二　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十三　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	四十二万二千円
四十四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十七号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
四十六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
四十七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百七万七千円

四十八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百七万七千円
四十九　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）及び大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
五十　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十二号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
五十二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四百九十六万千円
五十三　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験	四十二万二千円
五十四　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験	四十二万二千円
五十五　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十六　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十七　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十八　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十九　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	六十万九千円
六十　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	百七万七千円
六十一　保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
六十二　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
六十三　保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十八万千円
六十四　保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	百四十五万千円
六十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円

六十六　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十七　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十八　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十九　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
七十　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十二万二千円
七十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十四号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十二　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十四　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十五　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十六　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十七　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	百七万七千円
七十八　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
七十九　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
八十　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十一　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
八十二　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十三　保安基準第二十条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十四　保安基準第二十条第五項に定める基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	二十八万千円
八十五　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるものを除く。）に係る試験	四十二万二千円
八十六　保安基準第二十条第六項に定める基準のうち、サンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるサンバイザに限る。）に係る試験	二十八万千円
八十七　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十八万千円

八十八　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
八十九　保安基準第二十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
九十　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	二十八万千円
九十一　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
九十二　保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
九十三　保安基準第二十二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
九十四　保安基準第二十二条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九十五　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
九十六　保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
九十七　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	四十二万二千円
九十八　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九十九　保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	百四十五万千円
百　保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百一　保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百二　保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百三　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百四　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百五　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	二十八万千円

百六　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六キロワット未満であるディーゼル機関を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百七　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六キロワット未満であるディーゼル機関を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
百八　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	二十八万千円
百九　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百十　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
百十一　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。）	百四十五万千円
百十二　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
百十三　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十二万二千円
百十四　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	百七万七千円
百十五　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百十六　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円

百十七　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百十八　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
百十九　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十四条の二第三項、第三十五条第三項、第三十六条の二第三項及び第三十七条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項並びに第四十二条第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二十　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十四条の二第三項、第三十五条第三項、第三十六条の二第三項、第三十七条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の四第三項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百二十一　保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十二　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十三　保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十四　保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十五　保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十六　保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百二十七　保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百二十八　保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十九　保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十　保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十一　保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	二十八万千円
百三十二　保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	六十万九千円

百三十三　保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十四　保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十五　保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十六　保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十七　保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十八　保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十九　保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百四十　保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百四十一　保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十八万千円
百四十二　保安基準第三十九条第二項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係る試験	二十八万千円
百四十三　保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十四　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十五　保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十六　保安基準第四十一条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十七　保安基準第四十一条の四第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十八　保安基準第四十一条の五第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十九　保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百五十　保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百五十一　保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十二　保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十三　保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五十四　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十五　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十六　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	六十万九千円

百五十七　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十八　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百五十九　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百六十　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十一　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十二　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百六十三　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十四　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十五　保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十六　保安基準第四十五条第一項に定める基準に係り、かつ、同条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
百六十七　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十八万千円
百六十八　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、デフロスタに係る試験	六十万九千円
百六十九　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七十　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	四十二万二千円
百七十一　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
百七十二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	四百九十六万千円
百七十三　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百七十四　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	四十二万二千円

備考

一　自動車審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面（指定特定共通構造部及び指定特定装置であることを証する書面を除く。）が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　自動車審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車が当該自動車審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　二万千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車が自動車審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　八万四千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二十二号	四十二万二千円	
第二十八号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 （被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第三十号	四十二万二千円	
第三十四号	四十二万二千円	
第三十七号	六十万九千円	
第四十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円	
第七十七号	六十万九千円	
第八十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円	
第八十八号	二十八万千円	
第九十五号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）	
第百三号	二十八万千円	
第百六号	二十八万千円	
第百七号	四十二万二千円	
第百十一号	二十八万千円	
第百十二号	二十八万千円	
第百十六号	二十八万千円	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百六十号	三百十八万三千円	
第百七十二号	二十八万千円	

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十三号	七十九万六千円
第十一号、第十三号及び第百六号	七十九万六千円
第十一号及び第百六号	四十二万二千円
第十五号及び第十六号	四十二万二千円
第二十九号、第三十二号及び第三十三号	七十九万六千円
第三十九号、第五十五号、第六十五号、第七十一号、第七十三号及び第百七十号	六十万九千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十四号及び第百七十号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号及び第七十六号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号及び第六十九号	六十万九千円
第四十七号及び第四十八号	百七万七千円
第七十四号及び第百五十六号	六十万九千円
第七十五号及び第百五十六号	六十万九千円
第九十四号、第九十五号及び第九十八号	四十二万二千円
第百五十六号及び第百七十号	六十万九千円
第十一号	七十九万六千円
第十二号	七十九万六千円
第十三号	百七万七千円
第百六号	七十九万六千円
第百七号	百七万七千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十三号	百七万七千円
第十一号、第十三号及び第百六号	百七万七千円
第十一号及び第百六号	七十九万六千円

六　第八十七号及び第百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十七号及び第百六十四号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準とするかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十八号及び第百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十四号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十八号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一　提示された特定装置及び提出された書面の確認	二十一万三千円
二　原動機の出力の計測に係る試験	二十八万千円
三　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
四　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
五　保安基準第八条第七項に係る試験	七十九万六千円
六　保安基準第八条第八項に係る試験	六十万九千円
七　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	二十八万千円
八　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	四十二万二千円
九　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	二十八万千円
十一　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
十二　保安基準第十条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十三　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十四　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験	四百二十五万九千円
十五　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十六　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十七　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十八　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第二十号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。	百四十五万千円
十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
二十　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
二十一　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	六十万九千円
二十二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	四十二万二千円
二十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十八万千円
二十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第二十号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
二十五　保安基準第十三条に定める基準に係る試験	百七万七千円
二十六　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
二十七　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
二十八　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円

二十九　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
三十　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
三十一　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	四十二万二千円
三十二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
三十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	百七万七千円
三十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	百七万七千円
三十六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	四十二万二千円
三十七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
三十八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	四百九十六万千円
三十九　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
四十　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十一　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十二　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十三　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十四　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十五　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	百七万七千円
四十六　保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
四十七　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
四十八　保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十八万千円

四十九　保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	百四十五万千円
五十　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十三　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十四　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十二万二千円
五十六　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験	二十八万千円
五十七　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
五十八　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
五十九　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
六十　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	六十万九千円
六十一　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	百七万七千円
六十二　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
六十三　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十四　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十五　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十六　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十七　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザに係る試験	四十二万二千円
六十八　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十八万千円
六十九　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
七十　保安基準第二十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円

七十一　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	二十八万千円
七十二　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
七十三　保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
七十四　保安基準第二十二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験	二十八万千円
七十五　保安基準第二十二条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験	四十二万二千円
七十六　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
七十七　保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
七十八　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	四十二万二千円
七十九　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
八十　保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	百四十五万千円
八十一　保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
八十二　保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
八十三　保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十四　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
八十五　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
八十六　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	二十八万千円
八十七　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満であるもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十二万二千円
八十八　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満であるもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円

八十九　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	二十八万千円
九十　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）を除く。）、軽自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員十人以下のもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
九十一　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
九十二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百四十五万千円
九十三　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
九十四　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	四十二万二千円
九十五　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	百七万七千円
九十六　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
九十七　保安基準第三十一条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
九十八　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
九十九　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第三項、第四十一条の五第三項、第四十一条の六第三項及び第四十一条の七第三項並びに第四十一条の四第四項に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百　保安基準第三十二条第三項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第三項、第四十一条の五第三項並びに第四十一条の七第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円

百一	保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二	保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三	保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百四	保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五	保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六	保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百七	保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百八	保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百九	保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百十	保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百十一	保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	二十八万千円
百十二	保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	六十万九千円
百十三	保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百十四	保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百十五	保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百十六	保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百十七	保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百十八	保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百十九	保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十	保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る	六十万九千円

百二十一	保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十八万千円
百二十二	保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十三	保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十四	保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十五	保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百二十六	保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百二十七	保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十八	保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十九	保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十	保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百三十一	保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百三十二	保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十三	保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十四	保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百三十五	保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百三十六	保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十七	保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十八	保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百三十九	保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十	保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十一	保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十二	保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十三	保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	四十二万二千円

百四十四　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
百四十五　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	四百九十六万千円
百四十六　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百四十七　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	四十二万二千円

備考

一　特定装置審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに定める書面が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　特定装置審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が当該特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　二万千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　八万四千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用の関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号	四十二万二千円
第十八号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。）
	一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円
	二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第二十号	四十二万二千円
第二十四号	四十二万二千円
第八十四号	二十八万千円
第八十七号	二十八万千円
第八十八号	四十二万二千円
第九十二号	二十八万千円
第九十三号	二十八万千円
第九十七号	二十八万千円
第百四十五号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十七号	七十九万六千円
第三号及び第八十七号	四十二万二千円
第七号及び第八号	四十二万二千円
第十九号、第二十二号及び第二十三号	七十九万六千円
第二十七号、第四十号、第五十号、第五十七号及び第百四十三号	六十万九千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十三号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十三号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号及び第六十号	六十万九千円
第三十一号、第四十四号及び第五十四号	六十万九千円
第三十四号及び第三十五号	百七万七千円
第五十八号及び第百三十二号	六十万九千円
第五十九号及び第百三十二号	六十万九千円
第七十五号、第七十六号及び第七十九号	四十二万二千円
第百三十二号及び第百四十三号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号	七十九万六千円
第四号	七十九万六千円
第五号	百七万七千円
第八十七号	七十九万六千円
第八十八号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十七号	百七万七千円
第三号及び第八十七号	七十九万六千円

法規的告示

○農林水産省告示第九百五十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表

改正後			改正前		
都道府県	市町村	地域	都道府県	市町村	地域
長野県	（略）	（略）	長野県	（略）	（略）
	（削る）	（削る）		南佐久郡川上村	樋澤
	南佐久郡南牧村	海ノ口、野辺山及び平沢		南佐久郡南牧村	野辺山及び平沢

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中、「海ノ口、」を加える部分は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第八条第八項、第九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十一条、第二十二条の三、第三十条第二項、第三十二条第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十二条、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十四条第二項、第四項、第六項及び第七項、第五十五条第一項、第六十四条の二第一項並びに第六十四条の三第三項、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第一項第四号、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項、共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第五条の二並びに道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第二号（これらの規定を同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第７改訂版
（略）	（略）

改正前	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第６改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）

協定規則第13号	協定規則第13号第14改訂版
協定規則第13H号	協定規則第13H号第２改訂版
協定規則第14号	協定規則第14号第９改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第17号	協定規則第17号第11改訂版補足改訂版
協定規則第21号	協定規則第21号改訂版補足第５改訂版
協定規則第25号	協定規則第25号第４改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第43号	協定規則第43号改訂版補足第12改訂版
（略）	（略）
協定規則第46号	協定規則第46号第６改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第80号	協定規則第80号第４改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第94号	協定規則第94号第５改訂版補足改訂版
協定規則第95号	協定規則第95号第６改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第100号	協定規則第100号第４改訂版補足改訂版
協定規則第110号	協定規則第110号第６改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第125号	協定規則第125号第３改訂版
協定規則第127号	協定規則第127号第４改訂版補足第２改訂版
協定規則第129号	協定規則第129号第４改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第134号	協定規則第134号第２改訂版補足改訂版
協定規則第135号	協定規則第135号第２改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第137号	協定規則第137号第４改訂版
（略）	（略）

協定規則第13号	協定規則第13号第13改訂版補足第２改訂版
協定規則第13H号	協定規則第13H号改訂版補足第５改訂版
協定規則第14号	協定規則第14号第９改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第17号	協定規則第17号第11改訂版
協定規則第21号	協定規則第21号改訂版補足第４改訂版
協定規則第25号	協定規則第25号第４改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第43号	協定規則第43号改訂版補足第11改訂版
（略）	（略）
協定規則第46号	協定規則第46号第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第80号	協定規則第80号第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第94号	協定規則第94号第５改訂版
協定規則第95号	協定規則第95号第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第100号	協定規則第100号第４改訂版
協定規則第110号	協定規則第110号第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第125号	協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版
協定規則第127号	協定規則第127号第４改訂版補足改訂版
協定規則第129号	協定規則第129号第４改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第134号	協定規則第134号第２改訂版
協定規則第135号	協定規則第135号第２改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第137号	協定規則第137号第３改訂版
（略）	（略）

協定規則第145号	協定規則第145号改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第３改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第153号	協定規則第153号改訂版
（略）	（略）
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第３改訂版
協定規則第158号	協定規則第158号補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第166号	協定規則第166号改訂版
協定規則第167号	協定規則第167号改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～５　（略）

６　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。）に定める基準とする。

７　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

（走行装置）

第11条　（略）

２　（略）

３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項並びに第６項に掲げる基準とする。

一・二　（略）

協定規則第145号	協定規則第145号改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第２改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第153号	協定規則第153号補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第２改訂版
協定規則第158号	協定規則第158号補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第166号	協定規則第166号初版
協定規則第167号	協定規則第167号補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～５　（略）

（新設）

（新設）

（走行装置）

第11条　（略）

２　（略）

３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項並びに第６項に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第９条第２項及び第３項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあっては同規則に規定するステージ２に係る要件、6.3.にあっては同規則に規定するステージ３に係る要件及び6.6.にあっては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第３項の規定による判定を行う場合、法第75条の２第３項の規定による判定を行う場合、法第75条の３第３項の規定による判定を行う場合及び施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ　（略）

４～６　（略）

（電気装置）

第21条　（略）

１～６　（略）

７　保安基準第17条の２第５項及び第６項の告示で定める電気装置は、協定規則第100号の規則2.12.又は2.55.に定める装置とする。

（運転者席）

第27条　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

２　視界内表示投影装置の構造及び表示等に関し、保安基準第21条第２項の告示で定める基準は、協定規則第176号の規則5.に定める基準とする。

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

２　（略）

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　（略）

二　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準

イ～ホ　（略）

三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第９条第２項及び第３項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあっては同規則に規定するステージ２に係る要件、6.3.にあっては同規則に規定するステージ３に係る要件及び6.6.にあっては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第３項の規定による判定を行う場合、法第75条の２第３項の規定による判定を行う場合及び法第75条の３第３項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ　（略）

４～６　（略）

（電気装置）

第21条　（略）

１～６　（略）

（新設）

（運転者席）

第27条　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

（新設）

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第16号の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

２　（略）

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　（略）

二　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準

イ～ホ　（略）

4　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

5　前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあっては、第６号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

一～六　（略）

6　（略）

7　前項の規定にかかわらず、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあっては、第３項第２号に掲げる基準に適合すればよい。

8　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第４項に定める基準とする。ただし、協定規則第173号の規則5.の規定は適用しない。

9　前項の規定にかかわらず、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあっては、第５項第１号から第５号までに掲げる基準に適合すればよい。

10　座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）に定める基準とする。

11　（略）

（窓ガラス）

第39条　（略）

2　（略）

4　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

5　前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第六号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

一～六　（略）

6　（略）

7　前項の規定にかかわらず、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、第３項第２号に掲げる基準に適合すればよい。

8　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第４項に定める基準とする。ただし、協定規則第16号の規則8.1.から8.3.6.までの規定は適用しない。

9　前項の規定にかかわらず、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第５項第１号から第５号までに掲げる基準に適合すればよい。

10　座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の３第５項の告示で定める基準は、協定規則第16号の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に定める基準とする。

11　（略）

（窓ガラス）

第39条　（略）

2　（略）

3　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第１項第２号イ(2)に適合する自動車にあっては第１号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

４・５　（略）

（その他の灯火等の制限）

第62条　（略）

２～５　（略）

6　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十九　（略）

二十　走行用前照灯、制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

二十一・二十二　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

十　走行用前照灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

８～15　（略）

（後写鏡等）

第68条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6.2.、6.3.（6.3.1.1.中記号の表示に係る部分を除く。）及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に定める基準とする。

2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則6.1.及び6.3.に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものに

3　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第２号イ(2)に適合する自動車にあっては第１号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

４・５　（略）

（その他の灯火等の制限）

第62条　（略）

２～５　（略）

6　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十九　（略）

二十　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

二十一・二十二　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

（新設）

８～15　（略）

（後写鏡等）

第68条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6.2.、6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に定める基準とする。

2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則6.1.及び6.3.に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものに

あっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」と、「２m未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ　（略）

二　（略）

3　（略）

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五　（略）

5　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　前項第１号の自動車及び同項第２号ただし書の自動車にあっては、協定規則第166号の規則6.及び15.から17.までに定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第166号の規則6.2.1.1.の規定中、記号の表示に係る基準は適用しないものとし、同規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」と、「２m未満」とあるのは「1.8m以下」と読み替えるものとする。

二　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第88条　（略）

2　（略）

3　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。）に定める基準とする。

4　次に掲げるペダル踏み間違い時加速抑制装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づきペダル踏み間違い時加速抑制装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置

あっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ　（略）

二　（略）

3　（略）

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

5　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　前項第１号の自動車及び同項第２号ただし書の自動車にあっては、協定規則第166号の規則6.及び15.から17.までに定める基準

二　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第88条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

5　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。	（新設）
6　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないペダル踏み間違い時加速抑制装置は、第４項の規定にかかわらず、第３項の基準に適合しないものとする。	（新設）
（電気装置）	（電気装置）
第99条　（略）	**第99条**　（略）
２～10　（略）	２～10　（略）
11　保安基準第17条の２第５項及び第６項の告示で定める電気装置は、協定規則第100号の規則2.12.又は2.55.に定める装置とする。	（新設）
（運転者席）	（運転者席）
第105条　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	**第105条**　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
２　（略）	２　（略）
3　視界内表示投影装置の構造及び表示等に関し、保安基準第21条第２項の告示で定める基準は、協定規則第176号の規則5.に定める基準とする。ただし、窓ガラス以外の透明体に投影するものにあっては、次の各号に掲げる基準とする。	（新設）
一　投影する透明体の支持枠その他の不透明部分は、運転者が運転席において他の自動車、交通信号機及び歩行者等を確認できるものであること。	
二　運転者が運転者席において容易に表示を消すことができるものであること。	
4　次に掲げる視界内表示投影装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。	（新設）
一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置	
二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている視界内表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置	
三　法第75条の３第１項の規定に基づき視界内表示投影装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置	
（座席ベルト等）	（座席ベルト等）
第108条　（略）	**第108条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
5　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。	5　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。
一　（略）	一　（略）

二　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準

イ～ホ　（略）

6　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

7　前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあっては、第六号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

一～六　（略）

８～13　（略）

（窓ガラス）

第117条　（略）

２・３　（略）

４　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第１項第２号イ⑵に適合する自動車にあっては第１号から第８号まで及び第10号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

５～８　（略）

二　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準

イ～ホ　（略）

6　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

7　前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第六号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

一～六　（略）

８～13　（略）

（窓ガラス）

第117条　（略）

２・３　（略）

４　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第２号イ⑵に適合する自動車にあっては第１号から第８号まで及び第10号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

５～８　（略）

（前照灯等）

第120条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合及び運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

20　前照灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前照灯を自動車に取り付けた状態において、当該前照灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　前照灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（前部霧灯）

第121条　（略）

２～５　（略）

６　前部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　前部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（側方照射灯）

第122条　（略）

２～４　（略）

５　側方照射灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　側方照射灯を自動車に取り付けた状態において、当該側方照射灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　側方照射灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方照射の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（前照灯等）

第120条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

（新設）

（前部霧灯）

第121条　（略）

２～５　（略）

（新設）

（側方照射灯）

第122条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（車幅灯）	（車幅灯）
第123条　（略）	**第123条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　車幅灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　車幅灯を自動車に取り付けた状態において、当該車幅灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　車幅灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に車幅灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（前部上側端灯）	（前部上側端灯）
第124条　（略）	**第124条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前部上側端灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　前部上側端灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部上側端灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　前部上側端灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部上側端灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（前部反射器）	（前部反射器）
第125条　（略）	**第125条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前部反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　前部反射器を自動車に取り付けた状態において、当該前部反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。	
二　前部反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（側方灯及び側方反射器）	（側方灯及び側方反射器）
第126条　（略）	**第126条**　（略）
２～８　（略）	２～８　（略）
９　側方灯及び側方反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　側方灯及び側方反射器を自動車に取り付けた状態において、当該側方灯及び側方反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	

二　側方灯又は側方反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方灯及び側方反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（番号灯）

第127条　（略）

２～４　（略）

５　番号灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　番号灯を自動車に取り付けた状態において、当該番号灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　番号灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に番号灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（尾灯）

第128条　（略）

２～４　（略）

５　尾灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　尾灯を自動車に取り付けた状態において、当該尾灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　尾灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に尾灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部霧灯）

第129条　（略）

２～４　（略）

５　後部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（駐車灯）

第130条　（略）

２～４　（略）

５　駐車灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　駐車灯を自動車に取り付けた状態において、当該駐車灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（番号灯）

第127条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（尾灯）

第128条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後部霧灯）

第129条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（駐車灯）

第130条　（略）

２～４　（略）

（新設）

二　駐車灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に駐車灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部上側端灯）

第131条　（略）

２～４　（略）

５　後部上側端灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部上側端灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部上側端灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後部上側端灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部上側端灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部反射器）

第132条　（略）

２～４　（略）

５　後部反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部反射器を自動車に取り付けた状態において、当該後部反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

二　後部反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（再帰反射材）

第133条の２　（略）

２～４　（略）

５　再帰反射材（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　再帰反射材を自動車に取り付けた状態において、当該再帰反射材が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

二　再帰反射材が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に再帰反射材の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（制動灯）

第134条　（略）

２　（略）

３　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～四　（略）

（後部上側端灯）

第131条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後部反射器）

第132条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（再帰反射材）

第133条の２　（略）

２～４　（略）

（新設）

（制動灯）

第134条　（略）

２　（略）

３　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置等の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～四　（略）

五　制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。	五　制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。
六～九　（略）	六～九　（略）
４　（略）	４　（略）
５　制動灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　制動灯を自動車に取り付けた状態において、当該制動灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　制動灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に制動灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（補助制動灯）	（補助制動灯）
第135条　（略）	**第135条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	３　補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　補助制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。	六　補助制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。
七～九　（略）	七～九　（略）
４　（略）	４　（略）
５　補助制動灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　補助制動灯を自動車に取り付けた状態において、当該補助制動灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　補助制動灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に補助制動灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（後退灯）	（後退灯）
第136条　（略）	**第136条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　後退灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　後退灯を自動車に取り付けた状態において、当該後退灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　後退灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後退灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	

（方向指示器）

第137条　（略）

2～5　（略）

6　方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（補助方向指示器）

第138条　（略）

2～4　（略）

5　補助方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　補助方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該補助方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　補助方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に補助方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（非常点滅表示灯）

第139条　（略）

2～4　（略）

5　非常点滅表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　非常点滅表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該非常点滅表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　非常点滅表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に非常点滅表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後面衝突警告表示灯）

第139条の3　（略）

2～4　（略）

5　後面衝突警告表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後面衝突警告表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該後面衝突警告表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（方向指示器）

第137条　（略）

2～5　（略）

（新設）

（補助方向指示器）

第138条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（非常点滅表示灯）

第139条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（後面衝突警告表示灯）

第139条の3　（略）

2～4　（略）

（新設）

二　後面衝突警告表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後面衝突警告表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　走行用前照灯、制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

十　走行用前照灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

８～15　（略）

（車線逸脱警報装置）

第145条の２　（略）

２・３　（略）

４　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車線逸脱警報装置は、第２項の規定にかかわらず、第１項の基準に適合しないものとする。

（側方衝突警報装置）

第145条の５　（略）

２・３　（略）

４　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない側方衝突警報装置は、第２項の規定にかかわらず、第１項の基準に適合しないものとする。

（後写鏡等）

第146条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四　（略）

６　（略）

（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

（新設）

８～15　（略）

（車線逸脱警報装置）

第145条の２　（略）

２・３　（略）

（新設）

（側方衝突警報装置）

第145条の５

２・３　（略）

（新設）

（後写鏡等）

第146条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

６　（略）

7　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。	7　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。
一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第４号の基準	一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第３号の基準
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）、第５項第２号イ及びロ並びに第３号の基準	二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）及び第５項第２号イ及びロの基準
８～12　（略）	８～12　（略）
（原動機及び動力伝達装置）	（原動機及び動力伝達装置）
第166条　（略）	**第166条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	（新設）
一　ペダル踏み間違い時加速抑制装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。	
二　ペダル踏み間違い時加速抑制装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置によりペダル踏み間違い時加速抑制装置が作動状態から作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。	
４　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。	（新設）
５　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないペダル踏み間違い時加速抑制装置は、第３項の基準に適合しないものとする。	（新設）
（電気装置）	（電気装置）
第177条　（略）	**第177条**　（略）
２～７　（略）	２～７　（略）
８　保安基準第17条の２第５項及び第６項の告示で定める電気装置は、協定規則第100号の規則2.12.又は2.55.に定める装置とする。	（新設）
（運転者席）	（運転者席）
第183条　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	**第183条**　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
２　（略）	２　（略）
３　視界内表示投影装置の構造及び表示等に関し、保安基準第21条第２項の告示で定める基準は、視界内表示投影装置の作動中は確実に機能するものであることとする。この場合において、視界内表示投影装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。	（新設）

４　次に掲げる視界内表示投影装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている視界内表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき視界内表示投影装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～４　（略）

５　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第１項第２号イ⑵に適合する自動車にあっては第１号から第８号まで及び第10号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

６～９　（略）

（前照灯等）

第198条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合及び運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

20　前照灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前照灯を自動車に取り付けた状態において、当該前照灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（新設）

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～４　（略）

５　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第２号イ⑵に適合する自動車にあっては第１号から第８号まで及び第10号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

６～９　（略）

（前照灯等）

第198条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

（新設）

二　前照灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（前部霧灯）	（前部霧灯）
第199条　（略）	**第199条**　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　前部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　前部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　前部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（側方照射灯）	（側方照射灯）
第200条　（略）	**第200条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　側方照射灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　側方照射灯を自動車に取り付けた状態において、当該側方照射灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　側方照射灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方照射の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（車幅灯）	（車幅灯）
第201条　（略）	**第201条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　車幅灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　車幅灯を自動車に取り付けた状態において、当該車幅灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　車幅灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に車幅灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（前部上側端灯）	（前部上側端灯）
第202条　（略）	**第202条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前部上側端灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　前部上側端灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部上側端灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	

二　前部上側端灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部上側端灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（前部反射器）

第203条　（略）

２～４　（略）

５　前部反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前部反射器を自動車に取り付けた状態において、当該前部反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

二　前部反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（側方灯及び側方反射器）

第204条　（略）

２～８　（略）

９　側方灯及び側方反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　側方灯及び側方反射器を自動車に取り付けた状態において、当該側方灯及び側方反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　側方灯又は側方反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方灯及び側方反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（番号灯）

第205条　（略）

２～４　（略）

５　番号灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　番号灯を自動車に取り付けた状態において、当該番号灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　番号灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に番号灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（尾灯）

第206条　（略）

２～４　（略）

５　尾灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　尾灯を自動車に取り付けた状態において、当該尾灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（前部反射器）

第203条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（側方灯及び側方反射器）

第204条　（略）

２～８　（略）

（新設）

（番号灯）

第205条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（尾灯）

第206条　（略）

２～４　（略）

（新設）

二　尾灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に尾灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部霧灯）

第207条　（略）

２～４　（略）

５　後部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（駐車灯）

第208条　（略）

２～４　（略）

５　駐車灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　駐車灯を自動車に取り付けた状態において、当該駐車灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　駐車灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に駐車灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部上側端灯）

第209条　（略）

２～４　（略）

５　後部上側端灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部上側端灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部上側端灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後部上側端灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部上側端灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部反射器）

第210条　（略）

２～４　（略）

５　後部反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部反射器を自動車に取り付けた状態において、当該後部反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

（後部霧灯）

第207条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（駐車灯）

第208条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後部上側端灯）

第209条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後部反射器）

第210条　（略）

２～４　（略）

（新設）

二　後部反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（再帰反射材）

第211条の２　（略）

２～４　（略）

５　再帰反射材（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　再帰反射材を自動車に取り付けた状態において、当該再帰反射材が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

二　再帰反射材が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に再帰反射材の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（制動灯）

第212条　（略）

２　（略）

３　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～四　（略）

五　制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。

六～九　（略）

４　（略）

５　制動灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　制動灯を自動車に取り付けた状態において、当該制動灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　制動灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に制動灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（補助制動灯）

第213条　（略）

２　（略）

３　補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

（再帰反射材）

第211条の２　（略）

２～４　（略）

（新設）

（制動灯）

第212条　（略）

２　（略）

３　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～四　（略）

五　制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。

六～九　（略）

４　（略）

（新設）

（補助制動灯）

第213条　（略）

２　（略）

３　補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　補助制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。	六　補助制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。
七～九　（略）	七～九　（略）
４　（略）	４　（略）
５　補助制動灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　補助制動灯を自動車に取り付けた状態において、当該補助制動灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　補助制動灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に補助制動灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（後退灯）	（後退灯）
第214条　（略）	**第214条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　後退灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　後退灯を自動車に取り付けた状態において、当該後退灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　後退灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後退灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（方向指示器）	（方向指示器）
第215条　（略）	**第215条**　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（補助方向指示器）	（補助方向指示器）
第216条　（略）	**第216条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　補助方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　補助方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該補助方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	

二　補助方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に補助方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（非常点滅表示灯）

第217条　（略）

２～４　（略）

５　非常点滅表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　非常点滅表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該非常点滅表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　非常点滅表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に非常点滅表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後面衝突警告表示灯）

第217条の３　（略）

２～４　（略）

５　後面衝突警告表示灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後面衝突警告表示灯を自動車に取り付けた状態において、当該後面衝突警告表示灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後面衝突警告表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後面衝突警告表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　走行用前照灯、制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

十　走行用前照灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

８～15　（略）

（非常点滅表示灯）

第217条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後面衝突警告表示灯）

第217条の３　（略）

２～４　（略）

（新設）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

（新設）

８～15　（略）

（車線逸脱警報装置）

第223条の２　（略）

２　（略）

３　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車線逸脱警報装置は、第１項の基準に適合しないものとする。

（側方衝突警報装置）

第223条の５　（略）

２・３　（略）

４　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない側方衝突警報装置は、第２項の規定にかかわらず、第１項の基準に適合しないものとする。

（後写鏡等）

第224条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　第２項の後写鏡であって、脱着式のものにあっては、第68条第４項第４号又は第146条第５項第３号による表示が容易に識別できること。

四　（略）

６　（略）

７　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）、第５項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

８～12　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50㎞／ｈを超えるものに限る。）又は内燃機関以外を原動機とするものであって最高速度が20㎞／ｈ未満のものを除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を

（車線逸脱警報装置）

第223条の２　（略）

２　（略）

（新設）

（側方衝突警報装置）

第223条の５　（略）

２・３　（略）

（新設）

（後写鏡等）

第224条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

６　（略）

７　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第３号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞/ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）及び第５項第２号イ及びロの基準

８～12　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの、最高速度が50㎞／ｈを超えるもの又は内燃機関以外を原動機とするものであって最高速度が20㎞／ｈ未満のものに限る。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで

dBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

表　（略）

三　（略）

２　（略）

（方向指示器）

第252条の２　（略）

２　（略）

３　二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車に備える方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(4.6.4.3.を除く。)又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

４～６　（略）

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.4.　（略）

2.5.　「灯火等」とは、道路を照射する又は他の交通に対し灯光又は反射光を発することを目的として設計された装置であって、保安基準第32条から第41条の５までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置をいう。

2.5.1.～2.5.31.　（略）

2.5.32.　「脱着式」の灯火等とは、使用しない場合において部分的又は完全に脱着することのできる灯火等をいう。

2.6.～2.41.　（略）

3.　一般規定

3.1.～3.31.　（略）

3.32.　灯火等（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

3.32.1.　灯火等を自動車に取り付けた状態において、当該灯火等が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る要件に適合すること。

3.32.2.　灯火等が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に灯火等の取付けが必要である旨を表示していればよい。

4.　個別規定

4.1.　走行用前照灯

4.1.1.～4.1.6.　（略）

4.1.7.　電気結線

4.1.7.1.～4.1.7.6.　（略）

4.1.7.7.　走行用前照灯は、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に点滅する構造とすることができる。

4.1.8.・4.1.9.　（略）

表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

表　（略）

三　（略）

２　（略）

（方向指示器）

第252条の２　（略）

２　（略）

３　二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車に備える方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

４～６　（略）

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.4.　（略）

2.5.　「灯火等」とは、道路を照射する又は他の交通に対し灯光又は反射光を発することを目的として設計された装置であって、保安基準第32条から第41条の５までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置をいう。

2.5.1.～2.5.31.　（略）

（新設）

2.6.～2.41.　（略）

3.　一般規定

3.1.～3.31.　（略）

（新設）

4.　個別規定

4.1.　走行用前照灯

4.1.1.～4.1.6.　（略）

4.1.7.　電気結線

4.1.7.1.～4.1.7.6.　（略）

（新設）

4.1.8.・4.1.9.　（略）

4.2.　（略）
4.3.　前部霧灯
4.3.1.～4.3.5.　（略）
4.3.6.　方向
4.3.6.1.　垂直方向
4.3.6.1.1.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lm以下の場合は、運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフ（前部霧灯の照射方向を調節する際に用いる光の明暗の区切線をいう。以下同じ。）の初期傾斜は、－1.0％以下でなければならない。
4.3.6.1.2.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lmを超える場合は、次に掲げる要件に従うものとする。
4.3.6.1.2.1.　（略）
4.3.6.1.2.2.　運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、自動車製作者により0.1％以内の精度で指定されるものとする。
　当該初期傾斜の指定値は、別紙５に示す記号により、前部霧灯又は自動車製作者が自動車に貼付するプレートの近傍に、明瞭に読み取ることができ、かつ、容易に消えない方法又は4.2.6.1.1.に規定する表示と組み合わせる方法で表示しなくてはならない。この場合において、表示する初期傾斜の指定値は、4.3.6.1.2.1.に従って定めるものとする。
4.3.6.2.　前部霧灯照射方向調整装置
4.3.6.2.1.　独立式灯火等又は集合式灯火等にかかわらず前部霧灯照射方向調整装置を備える場合には、垂直傾斜が別紙３に規定するすべての静的条件下において、4.3.6.1.2.1.に規定する限度に適合しなければならない。
4.3.6.2.2.　（略）
4.3.6.2.3.　前部霧灯照射方向調整装置は、4.3.6.1.2.1.に規定する下方への垂直傾斜の限度を超えない場合に限り、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて前部霧灯から発するビームの垂直傾斜を自動的に変化させることができる。
4.3.6.2.4.　（略）
4.3.7.～4.3.9.　（略）
4.4.～4.8.　（略）
4.9.　制動灯及び補助制動灯
4.9.1.～4.9.5.　（略）
4.9.6.　電気結線
4.9.6.1.　（略）
4.9.6.2.　制動灯及び補助制動灯は、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に点滅する構造とすることができる。
4.9.7.・4.9.8.　（略）
4.10.～4.29.　（略）
別紙１～別紙14　（略）
別添112　後付消音器の技術基準
Ⅰ　（略）
Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準
1.　（略）

4.2.　（略）
4.3.　前部霧灯
4.3.1.～4.3.5.　（略）
4.3.6.　方向
4.3.6.1.　垂直方向
4.3.6.1.1.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lm以下の場合は、運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、－1.0％以下でなければならない。
4.3.6.1.2.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lmを超える場合は、次に掲げる要件に従うものとする。
4.3.6.1.2.1.　（略）
4.3.6.1.2.2.　運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、自動車製作者により0.1％以内の精度で指定されるものとする。
　当該初期傾斜の指定値は、別紙５に示す記号により、前部霧灯又は自動車製作者が自動車に貼付するプレートの近傍に、明瞭に読み取ることができ、かつ、容易に消えない方法又は4.2.6.1.1.に規定する表示と組み合わせる方法で表示しなくてはならない。この場合において、表示する初期傾斜の指定値は、4.3.6.1.2.2.1.に従って定めるものとする。
4.3.6.2.　前部霧灯照射方向調整装置
4.3.6.2.1.　独立式灯火等又は集合式灯火等にかかわらず前部霧灯照射方向調整装置を備える場合には、垂直傾斜が別紙３に規定するすべての静的条件下において、4.3.6.1.2.2.1.に規定する限度に適合しなければならない。
4.3.6.2.2.　（略）
4.3.6.2.3.　前部霧灯照射方向調整装置は、4.3.6.1.2.2.1.に規定する下方への垂直傾斜の限度を超えない場合に限り、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて前部霧灯から発するビームの垂直傾斜を自動的に変化させることができる。
4.3.6.2.4.　（略）
4.3.7.～4.3.9.　（略）
4.4.～4.8.　（略）
4.9.　制動灯及び補助制動灯
4.9.1.～4.9.5.　（略）
4.9.6.　電気結線
4.9.6.1.　（略）
4.9.6.2.　制動灯及び補助制動灯は、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に点滅する構造とすることができる。
4.9.7.・4.9.8.　（略）
4.10.～4.29.　（略）
別紙１～別紙14　（略）
別添112　後付消音器の技術基準
Ⅰ　（略）
Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準
1.　（略）

2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1.　（略）

2.2.　第２節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　協定規則第41号の規則6.2.に適合すること。この場合において、使用変速段は、協定規則第41号の附則３の規則3.2.(a)の変速段とし、使用レンジ・モードは、市街地走行時に通常使用されるレンジ・モードとすることができる。ただし、試験路及び測定場所は、協定規則第41号の附則３の規則1.2.1.の規定にかかわらず、別添40「加速走行騒音の測定方法」に規定する試験路及び測定場所とし、試験速度は、協定規則第41号の附則３の規則1.3.3.1.1.及び1.3.3.3.1.1.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則2.13.に規定するAA’における試験自動車の速度を協定規則第41号の附則３の3.2.(c)の速度とし、計測値の取扱いは、次のとおりとすることができる。

①　協定規則第41号の附則３の規則1.4.1.及び1.4.2.3.の規定にかかわらず、計測は２回行う。ただし、２回の計測値の差が２dBを超える場合には、計測値を無効とする。

②　$a_{wot,(i)}$の値は、協定規則第41号の附則３の規則1.4.2.3.の規定にかかわらず、$a_{wot,(i)}=（1／2）\times（a_{wot,(i),1}+a_{wot,(i),2}）$とする。

③　$L_{mode,(i),side}$の値は、協定規則第41号の附則３の規則1.4.5.の規定にかかわらず、$L_{mode,(i),side}=（1／2）\times（L_{mode,(i),side,1}+L_{mode,(i),side,2}）$とする。

⑵　（略）

3.　（略）

別記様式　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

⑴　保安上の装置のうち次に掲げる装置

①　法第41条第１項第１号の原動機及び動力伝達装置のうちペダル踏み間違い時加速抑制装置

②　法第41条第１項第３号の操縦装置のうちかじ取装置（運行補助機能に係る部分に限る。）

③　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置

④　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置

2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1.　（略）

2.2.　第２節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　協定規則第41号の規則6.2.に適合すること。

⑵　（略）

3.　（略）

別記様式　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

⑴　法第41条第１項第３号の操縦装置のうちかじ取装置（運行補助機能に係る部分に限る。）

⑵　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置

⑶　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置

⑷　法第41条第１項第４号の制動装置のうち緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置

⑸　法第41条第１項第４号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置

⑤　法第41条第１項第４号の制動装置のうち緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置
⑥　法第41条第１項第14号の警音器その他の警報装置のうち車線逸脱警報装置
⑦　法第41条第１項第14号の警音器その他の警報装置のうち車両接近通報装置
⑧　法第41条第１項第14号の警音器その他の警報装置のうち側方衝突警報装置
⑨　法第41条第１項第20号の自動運行装置
⑵　公害防止その他の環境保全上の装置のうち法第41条第１項第12号のばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

2.　用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴①から⑨までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.　（略）

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.⑴①から⑨までに掲げる装置	（略）
1.⑵に掲げる装置	（略）

別添131　圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。

2.1.　「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、協定規則第134号の基準に適合するものとして認定された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この別添において単に「自動車」という。）の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室（圧縮水素の主容量を貯蔵するための耐圧部分をいう。）で構成されているもの又は連結部品（個々の圧力室及びガス容器附属品を連結するための容器の耐圧部分をいう。）により恒久的に連結された複数の圧力室で構成され、恒常的に同一の圧力を受ける

⑹　法第41条第１項第12号の発散防止装置
⑺　法第41条第１項第14号の警報装置のうち車両接近通報装置
⑻　法第41条第１項第20号の自動運行装置

2.　用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴から⑸まで、⑺及び⑻に掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.　（略）

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.⑴から⑸まで、⑺及び⑻に掲げる装置	（略）
1.⑹に掲げる装置	（略）

別添131　圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。

2.1.　「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、協定規則第134号の基準に適合するものとして認定された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この別添において単に「自動車」という。）の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室（圧縮水素の主容量を貯蔵するための耐圧部分をいう。）で構成されているもの又は連結部品（個々の圧力室を連結するための容器の耐圧部分をいう。）により恒久的に連結された複数の圧力室で構成されているもの（以下「連結容器」という。）をいう。（当

もの（以下「連結容器」という。）をいう。（当該容器に追加の支持又は保護を提供し、並びに工具を使用してメンテナンス又は検査のためにのみ一時的に取り外すことができる、当該容器に取り付けられた圧力を受けないもの（以下「容器保護等装置」という。）を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.2.　（略）

2.3.　「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界技術規則第13号改訂版（以下この別添において「世界技術規則第13号」という。）に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室で構成されているもの及び連結容器をいう。（容器保護等装置を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.4.～2.25.　（略）

2.26.　「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、ガス容器、容器保護等装置（当該装置を有する場合に限る。）及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべてのガス容器附属品で構成されるものをいう。

3.　ガス容器の基準

3.1.　（略）

3.1.1.・3.1.2.　（略）

3.1.3.　充填する高圧ガスの種類、圧力及び内容積が、次に掲げる基準に適合するものであること。

3.1.3.1.・3.1.3.2.　（略）

3.1.3.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の連結容器にあっては、容器の製造後に圧力室又は連結部品の接続部分（ガス容器附属品の接続部分を除く。）が分解されたことがあるかどうか目視で確認できるものであること。

3.1.3.4.　（略）

3.2.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器試験に係る基準は、次に掲げるものとする。

3.2.1.～3.2.13.　（略）

3.2.14.　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の連結容器にあっては、容器の製造後に圧力室又は連結部品の接続部分（ガス容器附属品の接続部分を除く。）が分解されたことがあるかどうか目視で確認できるものであること。

3.2.15.・3.2.16.　（略）

3.3.　（略）

3.4.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器ごとに行われたものであること。

3.4.1.～3.4.4.　（略）

3.4.5.　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の連結容器にあっては、容器の製造後に圧力室又は連結部品の接続部分（ガス容器附属品の接続部分を除く）が分解されたことがないものであること。

該容器に追加の支持又は保護を提供し、並びに工具を使用してメンテナンス又は検査のためにのみ一時的に取り外すことができる、当該容器に取り付けられた圧力を受けないもの（以下「容器保護等装置」という。）を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.2.　（略）

2.3.　「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界技術規則（以下この別添において「世界技術規則」という。）第13号に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室で構成されているもの及び連結容器をいう。（容器保護等装置を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.4.～2.25.　（略）

2.26.　「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、容器、容器保護等装置（当該装置を有する場合に限る。）及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべての附属品で構成されるものをいう。

3.　ガス容器の基準

3.1.　（略）

3.1.1.・3.1.2.　（略）

3.1.3.　充填する高圧ガスの種類、圧力及び内容積が、次に掲げる基準に適合するものであること。

3.1.3.1.・3.1.3.2.　（略）

（新設）

3.1.3.3.　（略）

3.2.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器試験に係る基準は、次に掲げるものとする。

3.2.1.～3.2.13.　（略）

（新設）

3.2.14.・3.2.15.　（略）

3.3.　（略）

3.4.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器ごとに行われたものであること。

3.4.1.～3.4.4.　（略）

（新設）

4.　ガス容器附属品の基準

4.1.・4.2.　（略）

4.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品再試験に係る基準は、次に掲げるものとする。この場合において、ガス容器附属品再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器附属品ごとに行われたものであること。

4.3.1.・4.3.2.　（略）

4.3.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品に係る漏えい試験は、次に従って行うものとする。この場合において、当該試験は、ガス容器附属品をガス容器に装着したままの状態で行うことができるものとする。

4.3.3.1.・4.3.3.2.　（略）

4.3.4.　ガス容器に装着されているガス容器附属品にあっては、当該ガス容器附属品が装着されたガス容器を装着した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の製造番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。

4.4.　（略）

5.・6.　（略）

別紙１・別紙２　（略）

別紙３　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の要件

1.・2.　（略）

3.　設計確認試験及び組試験等

3.1.～3.12.　（略）

3.13.　組試験における常温圧力サイクル試験

3.13.1.　（略）

3.13.2.　3.13.1.の常温圧力サイクル試験は、次の各号によって行うものとする。

3.13.2.1.　公称使用圧力の125％以上の圧力を毎分10回以下の割合で11,000回（低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては7,500回）以上加圧する。

3.13.2.2.　（略）

3.13.3.・3.13.4.　（略）

3.14.　（略）

別紙４～別紙11　（略）

別添132　圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

2.1.～2.19.　（略）

2.20.　「試験機関」とは、ガス容器再試験又はガス容器附属品再試験を行う試験機関であって別紙５の1.の設備要件を満たすものをいう。

4.　ガス容器附属品の基準

4.1.・4.2.　（略）

4.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品再試験に係る基準は、次に掲げるものとする。この場合において、ガス容器附属品再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器附属品ごとに行われたものであること。

4.3.1.・4.3.2.　（略）

4.3.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品に係る漏えい試験は、次に従って行うものとする。この場合において、当該試験は、ガス容器附属品をガス容器に装着したままの状態で行うことができるものとする。

4.3.3.1.・4.3.3.2.　（略）

4.3.3.3.　ガス容器に装着されているガス容器附属品にあっては、当該ガス容器附属品が装着されたガス容器を装着した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の製造番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。

4.4.　（略）

5.・6.　（略）

別紙１・別紙２　（略）

別紙３　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の要件

1.・2.　（略）

3.　設計確認試験及び組試験等

3.1.～3.12.　（略）

3.13.　組試験における常温圧力サイクル試験

3.13.1.　（略）

3.13.2.　3.13.1.の常温圧力サイクル試験は、次の各号によって行うものとする。

3.13.2.1.　公称使用圧力の125％以上の圧力を毎分10回以下の割合で11,000回（低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては5,500回）以上加圧する。

3.13.2.2.　（略）

3.13.3.・3.13.4.　（略）

3.14.　（略）

別紙４～別紙11　（略）

別添132　圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

2.1.～2.19.　（略）

2.20.　「試験機関」とは、ガス容器再試験又はガス容器附属品再試験を行う試験機関であって別紙５の設備要件を満たすものをいう。

3.　ガス容器の基準	3.　ガス容器の基準
3.1.　（略）	3.1.　（略）
3.2.　ガス容器再試験	3.2.　ガス容器再試験
3.2.1.　（略）	3.2.1.　（略）
3.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、試験機関によって行われたものであること。	3.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、試験機関によって行われたものであること。
3.2.2.1.・3.2.2.2.　（略）	3.2.2.1.・3.2.2.2.　（略）
3.2.2.3.　その他、次に掲げる基準に適合するものであること。	3.2.2.3.　その他、次に掲げる基準に適合するものであること。
3.2.2.3.1.・3.2.2.3.2.　（略）	3.2.2.3.1.・3.2.2.3.2.　（略）
3.2.2.3.3.　ガス容器は、当該ガス容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。	3.2.2.3.3.　ガス容器は、当該ガス容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装着されたことがないものであること。
3.2.2.3.4.　自動車に装着されていないガス容器は、自動車に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。	（新設）
4.　ガス容器附属品の基準	4.　ガス容器附属品の基準
4.1.　（略）	4.1.　（略）
4.2.　ガス容器附属品再試験	4.2.　ガス容器附属品再試験
4.2.1.　（略）	4.2.1.　（略）
4.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器附属品のガス容器附属品再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。ガス容器附属品再試験は、試験機関によって行われたものであること。	4.2.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器附属品のガス容器附属品再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。ガス容器附属品再試験は、試験機関によって行われたものであること。
4.2.2.1.・4.2.2.2.　（略）	4.2.2.1.・4.2.2.2.　（略）
4.2.2.3.　その他、以下の基準に適合するものであること。	4.2.2.3.　その他、以下の基準に適合するものであること。
4.2.2.3.1.　（略）	4.2.2.3.1.　（略）
4.2.2.3.2.　ガス容器に装着されているガス容器附属品にあっては、当該ガス容器附属品が装着されたガス容器を装着した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の記号及び番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。	4.2.2.3.2.　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装着されたガス容器附属品は、当該ガス容器附属品が装着されていたガス容器を装着した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の記号及び番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。ただし、当該ガス容器の自動車からの取り外し、自動車に装着されていない状態における保管及び自動車への装着において、当該ガス容器及びこれに装着されたガス容器附属品の損傷を防止する措置その他当該ガス容器及びガス容器附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
4.2.2.3.3.　ガス容器に装着されていないガス容器附属品にあっては、ガス容器に装着されたことがないものであること。ただし、別紙５の2.のガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。	（新設）
5.・6.　（略）	5.・6.　（略）
別紙１～別紙４　（略）	別紙１～別紙４　（略）
別紙５　ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件及び安全を確保するために必要な措置	別紙５　ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件
1.　（略）	1.　（略）

2.　ガス容器及びガス容器附属品の安全を確保するために必要な措置とは、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書2020普第42号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装着されていない状態における保管及び自動車への装着を行い、同マニュアルに定める転載証明書を試験機関に提出することをいう。この場合において、２回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成し、提出するものとする。	（新設）

第二条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
協定規則第175号	協定規則第175号初版
協定規則第176号	協定規則第176号初版

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版

第三条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	（定義等） 第２条　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
協定規則第173号	協定規則第173号初版
協定規則第174号	協定規則第174号初版
（略）	（略）

略語	意味
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第９改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
（略）	（略）

（道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正）

第四条　道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一　保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条、第八条第三項、第四項及び第八項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項から第七項まで、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項及び第四項、第三十二条第十一項、第三十七条第一項、第三十七条の三第二項及び第三項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の二、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十四条第五項、第四十五条第二項、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定 二～十一　（略）	**第一条**　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一　保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条、第八条第三項及び第四項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項から第七項まで、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項及び第四項、第三十二条第十一項、第三十七条第一項、第三十七条の三第二項及び第三項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の二、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十四条第五項、第四十五条第二項、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定 二～十一　（略）
（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正） **第五条**　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） 2～23　（略） 24　次に掲げる自動車については、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。 一　令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十一年八月三十一日）以前に製作された自動車 二　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの イ　令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車 ロ　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ハ　国土交通大臣が定める自動車	（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） 2～23　（略） （新設）

25‖　指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第八条第八項並びに細目告示第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

26‖　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第六項及び第百六十六条第五項の規定は適用しない。

一　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1・に規定する対象装置の性能が令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

27‖　令和十一年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十二年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十三年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十四年九月一日）までの間、細目告示第八十八条第六項及び第百六十六条第五項の規定は適用しない。

（制動装置）

第九条　（略）

2～64　（略）

65‖　次に掲げる自動車については、細目告示第十五条第二項第一号及び第六項第一号並びに第九十三条第二項第一号及び第六項第一号中「協定規則第13号」とあるのは、「協定規則第13号第13改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

66‖　次に掲げる自動車については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項中「協定規則第13H号」とあるのは、「協定規則第13H号改訂版補足第５改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

（新設）

（新設）

（制動装置）

第九条　（略）

2～64　（略）

（新設）

（新設）

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～27　（略）

28‖　次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添百三十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示別添百三十一の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と各衝突性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29‖　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）について、法第七十五条の三第一項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、当分の間、細目告示第二十条第三項第一号イ(7)及び第九十八条第三項第一号イ(7)の規定中「協定規則第134号の規則7.1.から7.1.7.までに定める基準に適合すること」とあるのは「協定規則第134号の規則7.1.から7.1.7.までに定める基準に適合すること。この場合において、ISO 17268（2020）以降の改訂版の規定に適合するものは、協定規則第134号の規則7.1.1.5.に定める基準に適合するものとみなす。」と読み替えることができる。

（電気装置）

第十四条　昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項、第九十九条第一項及び第二項並びに第百七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

一‖　車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部（以下この条において「車室内等」という。）の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～27　（略）

（新設）

（新設）

（電気装置）

第十四条　昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第二十一条第一項第四号、第九十九条第一項第四号及び第百七十七条第一項第四号の規定は、適用しない。

（新設）

二　車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

三　蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

2～9　（略）

10　平成二十八年十月二十八日以降に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）であって、次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

二　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

三　国土交通大臣が定める自動車

11～13　（略）

14　次の各号に掲げる自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第九百七十五号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成二十九年十月九日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十九年十月九日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するもの及び令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く。）

ロ～ニ　（略）

15～18　（略）

19　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

（新設）

2～9　（略）

10　平成二十八年十月二十八日以降に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

（新設）

（新設）

11～13　（略）

14　次の各号に掲げる自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第九百七十五号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成二十九年十月九日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十九年十月九日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）

ロ～ニ　（略）

15～18　（略）

19　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの（令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く。）

三　令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

四　国土交通大臣が定める自動車

20～40　（略）

41　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第十二号）による改正前の細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則第100号第３改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（略）

42　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条及び第九十九条の規定中「協定規則第153号」とあるのは「協定規則第153号補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

43　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第九項第一号及び第二項中「協定規則第10号」とあるのは、「協定規則第10号第６改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

44　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項中「協定規則第10号」とあるのは、「協定規則第10号第６改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二　令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの

（新設）

三　国土交通大臣が定める自動車

20～40　（略）

41　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第十二号）による改正前の細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則第100号第３改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

42　（略）

（新設）

（新設）

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～42　（略）

43　次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定中「協定規則第137号」とあるのは「協定規則第137号第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（運転者席）

第十八条の二　平成三十年十月三十一日以前に製作された自動車（平成二十八年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号ロ及び第百八十三条第一項第一号ロの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定に適合するものであればよい。

2　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）については、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示第二十七条第一号及び第二号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二十七条第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号改訂版補足第２改訂版」と読み替える。

一～三　（略）

3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～42　（略）

（新設）

（運転者席）

第十八条の二　平成三十年十月三十一日以前に製作された自動車（平成二十八年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号ロ及び第百八十三条第一項第一号ロの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定に適合するものであればよい。

2　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに牽被引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）については、細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示第二十七条第一号及び第二号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二十七条第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号改訂版補足第２改訂版」と読み替える。

一～三　（略）

3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を

細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

5　（略）

6　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げる自動車については、細目告示第二十七条第一項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　視界内表示投影装置を装備しない自動車

四　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

7　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第二号中「協定規則第167号」とあるのは「協定規則第167号補足第２改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十三年八月三十一日以前に製作された自動車

定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

5　（略）

（新設）

二　令和十三年九月一日から令和十八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十三年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十三年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

8‖　次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において、細目告示第三十九条第三項第一号、第百十六条第四項第一号及び第百九十五条第五項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項第１号中「協定規則第173号」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版」と、第三十条第二項及び第百八条第四項中「協定規則第14号」とあるのは「協定規則第14号第６改訂版補足第４改訂版」と、第三十条第四項及び第百八条第六項中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.まで」と、第三十条第十項中「協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えることができる。

（新設）

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項第１号中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版」と、第三十条第二項及び第百八条第四項中「協定規則第14号」とあるのは「協定規則第14号第６改訂版補足第４改訂版」と、第三十条第四項及び第百八条第六項中「協定規則第16号の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.まで」と、第三十条第十項中「協定規則第16号の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えることができる。

13～16　（略）

17　保基準第二十二条第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトは、細目告示第三十条第四項及び第百八条第六項中協定規則第十六号及び協定規則第百七十三号に定める基準については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

18～23　（略）

24　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　令和四年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、協定規則第十六号の規則８・１・８・又は協定規則第百七十三号の規則５・１・８・の適用を受けないもの

ロ　（略）

四　（略）

25　長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であって、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二条の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一　協定規則第十六号の規則６・、７・及び協定規則第百七十三号の規則５・に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の附則一Ｂの12・の規定の適用については、協定規則第九十四号の附則三の４・の規定中「56－０／＋１km／h」とあるのは「40－０／＋１km／h」と読み替える。

二　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」と、第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、第八項の規定中「協定規則第173号の規則5.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」と、第十項の規定中「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」と、「第百八条第六項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と、第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

13～16　（略）

17　保安基準第二十二条第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトは、細目告示第三十条第四項及び第百八条第六項中協定規則第十六号に定める基準については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

18～23　（略）

24　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　令和四年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、協定規則第十六号の規則８・１・８・の適用を受けないもの

ロ　（略）

四　（略）

25　長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であって、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第二十二条の三第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一　協定規則第十六号の規則６・、７・及び８・１・から８・３・６・までに定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の附則一Ｂの12・の規定の適用については、協定規則第九十四号の附則三の４・の規定中「56－０／＋１km／h」とあるのは「40－０／＋１km／h」と読み替える。

二　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項、第八項、第十項、第十一項、第百八条第六項及び第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

27　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項、第八項及び第十項、第百八条第六項及び第十三項並びに第百八十六条第十三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第三十条及び第百八条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第三十条、第百八条及び第百八十六条中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第９改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

28　令和八年十二月三十一日以前に製作された自動車（農耕トラクタに限る。）については、保安基準第二十二条の三第一項並びに細目告示第三十条第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第百八条第五項及び第七項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第六十八号）による改正前の保安基準第二十二条の三第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第三十条第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第百八条第五項及び第七項の規定に適合するものであればよい。

（車線逸脱警報装置）

第五十一条の二　（略）

２～９　（略）

10　保安基準第四十三条の六が適用される自動車は、当分の間、細目告示第六十七条の二第一項並びに第百四十五条の二第一項及び第二項の規定中「協定規則第130号」とあるのは、「協定規則第130号補足改訂版」と読み替えることができる。

（削る）

（削る）

（新設）

（新設）

（車線逸脱警報装置）

第五十一条の二　（略）

２～９　（略）

10　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の二の規定中「協定規則第130号」とあるのは、「協定規則第130号補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和十年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

11　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第百四十五条の二第四項及び第二百二十三条の二第三項の規定は適用しない。

一　令和八年九月一日（輸入された自動車にあっては令和九年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１・に規定する対象装置の性能が令和八年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

12　令和九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十一年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十二年九月一日）までの間、細目告示第百四十五条の二第四項及び第二百二十三条の二第三項の規定は適用しない。

（側方衝突警報装置）

第五十一条の五　（略）

2　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第百四十五条の五第四項及び第二百二十三条の五第四項の規定は適用しない。

一　令和八年九月一日（輸入された自動車にあっては令和九年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１・に規定する対象装置の性能が令和八年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

3　令和九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十一年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十二年九月一日）までの間、細目告示第百四十五条の五第四項及び第二百二十三条の五第四項の規定は適用しない。

（後写鏡等）

第五十二条　（略）

2～10　（略）

（削る）

（削る）

（新設）

（新設）

（側方衝突警報装置）

第五十一条の五　（略）

（新設）

（新設）

（後写鏡等）

第五十二条　（略）

2～10　（略）

11　当分の間、細目告示第六十八条第五項第１号の規定中「次に掲げる障害物」とあるのは「別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した高さ１m直径30cmの円柱」、同条第六項第１号の規定中「協定規則第166号の規則6. 及び15. から17. まで」とあるのは「別添81「直前直左確認鏡の技術基準」」と読み替えることができる。

12　当分の間、細目告示第百四十六条第八項第１号イ及び第二百二十四条第八項第１号イ中「車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側」とあるのは「運転者席側」と読み替えることができる。

（削る）

11　次に掲げる自動車については、細目告示第六十八条及び第百四十六条の規定中「協定規則第166号」とあるのは「協定規則第166号初版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和十年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者が運転者席において自動車の前部近傍にある障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造又は当該障害物を確認するための鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　協定規則第百六十六号の規則15・4・3・6・の適用を受ける自動車

12　前項第一号から第三号までに掲げる自動車については、次の表の上欄に掲げる規定は、同表中欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用することができる。

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
細目告示第六十八条第五項第一号	次に掲げる障害物	別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した高さ１m直径30cmの円柱
細目告示第六十八条第六項第一号	協定規則第166号の規則6. 及び15. から17. まで	別添81「直前直左確認鏡の技術基準」
細目告示第百四十六条第八項第一号イ及び第二百二十四条第八項第一号イ	車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側	運転者席側

（前照灯）

第六十四条　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第四項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十四条第二項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

13　指定自動車等以外の自動車については、細目告示第百四十六条第八項第一号イ及び第二百二十四条第八項第一号イ中「車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側」とあるのは「運転者席側」と読み替えることができる。

（新設）

（新設）

（前照灯）

第六十四条　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第三項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十四条第二項、第二百六十条第二項、第二百七十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

７　（略）

８　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（番号灯）

第六十五条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十五条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

５　（略）

６　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

２～６　（略）

７　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

８　（略）

９　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

２～７　（略）

８　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十七条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

７　（略）

８　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（番号灯）

第六十五条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十五条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

５　（略）

６　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第三項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

２～６　（略）

７　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十六条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

８　（略）

９　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

２～７　（略）

８　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十七条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

9　（略）

10　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　（略）

3　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

4　（略）

5　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（方向指示器）

第七十一条の二　（略）

2・3　（略）

4　令和七年十月三十一日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和二年六月十四日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第一項、第三項及び第四項、第二百六十八条の二第一項及び第二項並びに第二百八十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十九条第一項及び第二項、第二百六十五条第一項及び第二項並びに第二百八十一条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十九条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

7　（略）

9　（略）

10　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第三項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　（略）

3　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

4　（略）

5　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（方向指示器）

第七十一条の二　（略）

2・3　（略）

4　令和七年十月三十一日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和二年六月十四日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第一項、第二項及び第三項、第二百六十八条の二第一項及び第二項並びに第二百八十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十九条第一項及び第二項、第二百六十五条第一項及び第二項並びに第二百八十一条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十九条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

7　（略）

8　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　平成十八年十二月三十一日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える一般原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡については、保安基準第六十五条第三項及び第四項の規定並びに細目告示第二百五十二条の三第三項及び第五項、第二百六十八条の三第二項及び第四項並びに第二百八十四条の三第二項及び第四項の規定にかかわらず、後写鏡は、運転者が運転者席において一般原動機付自転車の左外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

2～5　（略）

（自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部改正）

第六条　自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（機能） **第六十六条**　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二　（略） 三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の技術基準」に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 （構造等） **第六十九条**　検査用スキャンツールは、継続検査用ＯＢＤ（細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 （接続部） **第七十二条**　検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一　（略）	（機能） **第六十六条**　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二　（略） 三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 （構造等） **第六十九条**　検査用スキャンツールは、継続検査用ＯＢＤ（細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 （接続部） **第七十二条**　検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一　（略）

8　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　平成十八年十二月三十一日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える一般原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡については、保安基準第六十五条第三項及び第四項の規定並びに細目告示第二百五十二条の三第三項及び第四項、第二百六十八条の三第二項及び第四項並びに第二百八十四条の三第二項及び第四項の規定にかかわらず、後写鏡は、運転者が運転者席において一般原動機付自転車の左外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

2～5　（略）

二　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1・に掲げる装置に係る継続検査用ＯＢＤ（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。

（機能）

第七十三条　検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。

一　細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4・に規定する方法により、同別添1・に掲げる全ての装置について、同別添4・に規定する基準適合性の判定を行うことができる情報を読み出す機能を備えていること。

（削る）

二　（略）

三　検査しようとする自動車を特定するために必要な情報及び第一号の機能により読み出した取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用ＯＢＤとの通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。

（装置型式指定規則第二条第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示の一部改正）

第七条　装置型式指定規則第二条第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示（平成二十七年国土交通省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
装置型式指定規則第二条第五号の十七、第五号の十八、第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示	装置型式指定規則第二条第十一号の四及び第十八号の二の告示で定めるものを定める告示
第一条　装置型式指定規則第二条第五号の十七及び第五号の十八の告示で定める電気装置は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百号（同規則第四改訂版補足改訂版の規則2・12・又は2・55・に限る。）に定めるものとする。	**第一条**　装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第二十一号（同規則改訂版補足第三改訂版1・1・補足改訂版の規則1・1・から1・5・までに限る。）に定めるものとする。
第二条　装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものは、協定に附属する規則第二十一号（同規則改訂版補足第三改訂版の規則1・1・から1・5・までに限る。）に定めるものとする。	**第二条**　装置型式指定規則第二条第十八号の二の告示で定めるものは、協定に附属する規則第百六十八号（同規則の規則1・に限る。）に定めるものとする。
第三条　装置型式指定規則第二条第十八号の二の告示で定める要件は、協定に附属する規則第百六十八号（同規則の規則1・に限る。）に定めるものとする。	（新設）

二　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用ＯＢＤ（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。

（機能）

第七十三条　検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。

一　細目告示別添四十八及び別添百二十四に規定する情報の読取機能を備えていること。

二　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る継続検査用ＯＢＤが正常に機能する能力を有することを確認するために必要となる電圧を測定する機能を備えていること。

三　（略）

四　検査しようとする自動車を特定するために必要な情報並びに第一号及び第二号の機能により読み出した取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用ＯＢＤとの通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。

（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第八条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 特定装置の種類 / 国及び規則上の国番号 | 規則番号 | 1 ドイツ連邦共和国 | 2 イタリア共和国 | 3 オランダ王国 | 4 スウェーデン王国 | 5 ベルギー王国 | 6 ハンガリー共和国 | 7 チェコ共和国 | 8 スペイン王国 | 9 セルビア共和国 | 10 ラグレー及び北アイルランド連合王国 | 11 オーストリア共和国 | 12 スイス連邦 | 13 ノルウェー王国 | 14 フィンランド共和国 | 15 デンマーク王国 | 16 アイルランド | 17 ポルトガル共和国 | 18 ルーマニア | 19 ボスニア・ヘルツェゴビナ | 20 ロシア連邦 | 21 ギリシャ共和国 | 22 クロアチア共和国 | 23 スロベニア共和国 | 24 スロバキア共和国 | 25 チェコ共和国 | 26 ベラルーシ共和国 | 27 ウクライナ | 28 南アフリカ共和国 | 29 ニュージーランド | 30 太韓民国 | 31 マレーシア | 32 タイ王国 | 33 アルバニア | 34 モンテネグロ | 35 北マケドニア共和国 | 36 アゼルバイジャン共和国 | 37 欧州連合 | 38 アルメニア | 39 ウズベキスタン | 40 キルギス共和国 | 41 ジョージア | 42 サンマリノ | 43 モルドバ共和国 | 44 ベラルーシ共和国 | 45 ウクライナ | 46 南アフリカ共和国 | 47 ニュージーランド | 48 太韓民国 | 49 マレーシア | 50 タイ王国 | 51 アルバニア | 52 モンテネグロ | 53 北マケドニア共和国 | 54 アゼルバイジャン共和国 | 55 アルメニア | 56 ウズベキスタン | 57 キルギス共和国 | 58 ジョージア | 59 サンマリノ | 60 モルドバ共和国 | 61 ベラルーシ共和国 | 62 ウクライナ | 63 南アフリカ共和国 | 64 ニュージーランド | 65 太韓民国 | 66 マレーシア | 67 タイ王国 | 68 キルギス共和国 |
|---|---|---

	第五十四号	第百十七号第四改訂版	第百四十二号改訂版	第六十四号第三改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第百七十一号	第十二号第五改訂版	第六十二号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十一号	第百十六号改訂版	第百六十二号	第七十八号第六改訂版	第十三H号第二改訂版	第十三号第十四改訂版
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の五の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の六の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の七のかじ取装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の四の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号第二改訂版	○
第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置		
第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号第二改訂版	○
第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置		
第二条第五号の六の横滑り防止装置	第百四十号	○
第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	第百三十九号	○
第二条第五号の八の燃料タンク		
第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第三十四号第四改訂版	○
第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置		
第二条第五号の十のガス容器		
第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品		
第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置		
第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置	第百十号第六改訂版	○
第二条第五号の十の五のガス容器附属品		
第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置		
第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置		
第二条第五号の十の八のガス容器取付装置		
第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第百三十四号第二改訂版	○
	第百四十六号	○
第二条第五号の十二のガス容器附属品	第百三十四号第二改訂版	○
	第百四十六号	○

| 第二条第五号の十三のガス容器取付装置 | 第百三十四号第二改訂版 | ○ | ○ | ○

| 第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置 | 第百二十七号第四改訂版 | ○ | ○ | ○

第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	第百七十号	○
	第十一号第四改訂版	○
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	第四十三号改訂版	○
	第四十一号第五改訂版	○
第二条第十六号の二の窓ガラス	第五十一号第三改訂版	○
	第百六十八号	○
第二条第十七号の騒音防止装置	第九十八号第二改訂版	○
	第百十二号第二改訂版	○
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	第百十三号第三改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第十九号の前照灯	第百二十三号第二改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第十九号の二の前照灯	第四十五号改訂版	○
	第十九号第五改訂版	○
第二条第二十号の前照灯洗浄器	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	第百十九号第二改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十二号の前部霧灯	第七号第三改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号第二改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十三号の車幅灯	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○

| 第二条第二十四号の尾灯 | | |

第二条第三十号の後部霧灯	第三十八号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十一号の駐車灯	第七十七号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の後退灯	第二十三号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十三号の前部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十四号の側方反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十五号の後部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	第百四号改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置		○
第二条第三十八号の警音器	第二十八号	○

| 第二条第四十号の停止表示器材 | 第百五十号改訂版 | ○ | ○ | ○

| | | |

第九条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 特定装置の種類 ＼ 国及び規則上の国番号 | 規則番号 | 1 ドイツ連邦共和国 | 2 イタリア共和国 | 3 オランダ王国 | 4 スウェーデン王国 | 5 ベルギー王国 | 6 ハンガリー共和国 | 7 チェコ共和国 | 8 スペイン | 9 セルビア共和国 | 10 ラグレンド国際連合・王国及び北アイルランド連合王国 | 11 オーストリア共和国 | 12 ルクセンブルク大公国 | 13 スイス連邦 | 14 ノルウェー王国 | 15 フィンランド共和国 | 16 デンマーク王国 | 17 アイルランド | 18 ポーランド共和国 | 19 ポルトガル共和国 | 20 ボスニア・ヘルツェゴビナ | 21 ロシア連邦 | 22 ギリシャ共和国 | 23 クロアチア共和国 | 24 スロバキア共和国 | 25 スロベニア共和国 | 26 エストニア共和国 | 27 ラトビア共和国 | 28 リトアニア共和国 | 29 モルドバ共和国 | 30 ベラルーシ共和国 | 31 ウクライナ | 32 カザフスタン共和国 | 33 キルギス共和国 | 34 タジキスタン共和国 | 35 トルクメニスタン | 36 アルメニア共和国 | 37 アゼルバイジャン共和国 | 38 北マケドニア共和国 | 39 モンテネグロ | 40 アンドラ公国 | 41 欧州連合 | 42 オーストラリア連邦 | 43 ウルグアイ東方共和国 | 44 ニュージーランド | 45 大韓民国 | 46 マレーシア | 47 タイ王国 | 48 アルバニア共和国 | 49 モンゴル | 50 アメニア共和国 | 51 ウズベキスタン共和国 | 52 ナイジェリア連邦共和国 | 53 ジョージア | 54 サンマリノ共和国 | 55 モナコ公国 | 56 ネパール | 57 ブルガリア共和国 | 58 ウガンダ共和国 | 59 ブルキナファソ | 60 ベトナム社会主義共和国 | 61 ギニア共和国 | 62 ジブチ共和国 | 63 ナイジェリア連邦共和国 | 64 パキスタン | 65 ケニア共和国 | 66 ベナン共和国 | 67 ルワンダ共和国 | 68 キルギス共和国 |
|---|---|---

	第五十四号	第百十七号第四改訂版	第百四十二号改訂版	第六十四号第三改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第百七十一号	第十二号第五改訂版	第六十二号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十一号	第百十六号改訂版	第百六十二号	第七十八号第六改訂版	第十三H号第二改訂版	第十三号第十四改訂版
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の五の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の六の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の七のかじ取装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の四の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の六の横滑り防止装置	第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	第二条第五号の八の燃料タンク	第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置	第二条第五号の十のガス容器	第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の五のガス容器附属品	第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置	第二条第五号の十の八のガス容器取付装置	第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第二条第五号の十二のガス容器附属品
第百五十二号第二改訂版	第百三十一号第二改訂版	第百四十号	第百三十九号	第三十四号第四改訂版	第百十号第六改訂版	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| 第二条第五号の十三のガス容器取付装置 | | |

| 第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置 | 第百二十七号第四改正版 | ○ | ○ | ○

| 第二条第十五号の年少者用補助乗車装置 | 第百二十九号第四改訂版 | ○ | ○ | ○

| 第二条第二十四号の尾灯 | | |

第二条第三十号の後部霧灯	第三十八号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十一号の駐車灯	第七十七号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の後退灯	第二十三号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十三号の前部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十四号の側方反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十五号の後部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	第百四号改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置		○
第二条第三十八号の警音器	第二十八号	○

	第二十七号第五改訂版	第百五十号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十三号	第百三十号改訂版	第百三十八号第二改訂版	第百四十四号改訂版	第百五十一号	第六号第二改訂版	第五十号改訂版	第百四十八号改訂版	第三十七号第三改訂版	第九十九号	第百二十八号	第四十八号第九改訂版	第五十三号第四改訂版	第八十一号	第四十六号第六改訂版	第八十一号	第四十六号第六改訂版	第八十一号
第二条第四十号の停止表示器材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の五の事故自動察急通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の七の後退時通報装置の通報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の八の後退時通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の二の光源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十二号の後写鏡等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| | | |

第十条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 特定装置の種類 ＼ 国及び規則上の国番号 | 規則番号 | ドイツ連邦共和国 | フランス共和国 | イタリア共和国 | オランダ王国 | スウェーデン王国 | ベルギー王国 | ハンガリー共和国 | チェコ共和国 | セルビア共和国 | ラグレス・トリアル及び北アイルランド連合王国 | オーストラリア連邦 | ルクセンブルク大公国 | スイス連邦 | ノルウェー王国 | フィンランド共和国 | デンマーク王国 | ルーマニア | ポルトガル共和国 | ロシア連邦 | ギリシャ共和国 | アイルランド | スロベニア共和国 | スロバキア共和国 | ベラルーシ共和国 | モルドバ共和国 | ボスニア・ヘルツェゴビナ | ブルガリア共和国 | カザフスタン共和国 | リトアニア共和国 | アゼルバイジャン共和国 | 北マケドニア共和国 | アルメニア | 欧州連合 | オーストラリア連邦 | ウクライナ | 南アフリカ共和国 | ニュージーランド | キプロス共和国 | マルタ共和国 | 大韓民国 | マレーシア | タイ王国 | パレスチナ | アルメニア共和国 | モンテネグロ | サンマリノ共和国 | チュニジア | ジョージア | ナイジェリア連邦共和国 | パキスタン | ウガンダ共和国 | フィリピン | ベトナム社会主義共和国 | キルギス共和国 |
|---|---|---

	第五十四号	第百十七号第四改訂版	第百四十二号改訂版	第六十四号第三改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第百七十一号	第十二号第五改訂版	第六十二号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十一号	第百十六号改訂版	第百六十二号	第七十八号第六改訂版	第十三号第二改訂版	第十三号第十四改訂版
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の五の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の六の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の七のかじ取装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の四の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の六の横滑り防止装置	第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	第二条第五号の八の燃料タンク	第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置	第二条第五号の十のガス容器	第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の五のガス容器附属品	第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置	第二条第五号の十の八のガス容器取付装置	第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第二条第五号の十二のガス容器附属品
第百五十二号第二改訂版	第百三十一号第二改訂版	第百四十号	第百三十九号	第三十四号第四改訂版	第百十号第六改訂版	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| 第二条第五号の十三のガス容器取付装置 | 第百三十四号第二改訂版 | ○ | ○ | ○

| 第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置 | ○ | ○ | ○

	第百二十九号第四改訂版	第百七十号	第一号第四改訂版	第四十三号改訂版	第四十一号第五改訂版	第五十一号第三改訂版	第百六十八号	第九十八号第二改訂版	第百十二号第二改訂版	第百十三号第三改訂版	第百四十九号改訂版	第百二十三号第二改訂版	第百四十九号改訂版	第四十五号改訂版	第十九号第五改訂版	第百四十九号改訂版	第百十九号第二改訂版	第百四十九号改訂版	第七号第三改訂版	第五十号改訂版	第百四十八号改訂版
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の二の窓ガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十七号の騒音防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の二の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十二号の前部霧灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十二号の二の側方照射灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十三号の車幅灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| 第二条第二十四号の尾灯 | | |

第二条第三十号の後部霧灯	第三十八号改訂版	○
	第四十八号改訂版	○
第二条第三十一号の駐車灯	第七十七号改訂版	○
	第四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の後退灯	第二十三号改訂版	○
	第四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号改訂版	○
	第四十八号改訂版	○
第二条第三十三号の前部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十四号の側方反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十五号の後部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	第百四号改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置		○
第二条第三十八号の警音器	第二十八号	○

	第二十七号第五改訂版	第百五十号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十三号	第百三十号改訂版	第百三十八号第二改訂版	第百四十四号改訂版	第百五十一号	第六号第二改訂版	第五十号改訂版	第百四十八号改訂版	第三十七号第三改訂版	第九十九号	第百二十八号	第四十八号第九改訂版	第五十三号第四改訂版	第四十六号第六改訂版	第八十一号	第四十六号第六改訂版	第八十一号
第二条第四十号の停止表示器材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の五の事故自動察急通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の七の後退時通報装置の通報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の八の後退時通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の二の光源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十二号の後写鏡等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第四十六号第六改訂版	第八十一号	第百六十六号改訂版	第百五十八号	第三十九号改訂版	第百六十号第二改訂版	第百六十九号	第百五十七号改訂版
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十八号の自動運行装置	○	○	○	○	○	○	○	○

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和七年六月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第十条に二項を加える改正規定、同告示第二十七条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同告示第八十八条に四項を加える改正規定、同告示第百五条第一項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同告示第百四十五条の二に一項を加える改正規定、同告示第百六十六条に三項を加える改正規定、同告示第百八十三条第一項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同告示第二百二十三条の二に一項を加える改正規定、同告示第二百二十三条の五に一項を加える改正規定、同告示別添百二十四の改正規定、第二条及び第四条の規定、第五条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第四条に四項を加える改正規定、同告示第十八条の二第一項から第四項までの改正規定、同条に三項を加える改正規定、同告示第五十一条の二に二項を加える改正規定、同告示第五十一条の五に二項を加える改正規定並びに第六条及び第九条の規定並びに附則第2条の規定　令和七年六月二十三日

二　第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第三十条第一項、第四項、第八項及び第十項並びに第百八条第六項の改正規定、第三条の規定、第五条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十条第十二項、第十七項及び第二十四項から第二十六項までの改正規定、同条に二項を加える改正規定（第二十七項に係る部分に限る。）並びに第十条の規定　令和七年七月六日

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示及び完成検査実施規程の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示及び完成検査実施規程の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

第二十二号	第十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第千百七十五号）第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
第二十八号	第十八号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験

第三十号	第二十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験
第三十四号	第二十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験
第三十七号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第四十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験
第七十七号		道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
第八十五号		細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第八十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第百三号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
	第八十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第百六号	第八十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四―二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百七号	第八十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十一号	第九十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十二号	第九十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五―二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百十六号	第九十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十二号	第百四十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

その他告示

○外務省告示第二百二十号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失つた。

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

旅券番号	発行年月日	失効年月日
ＭＴ1881836	2013/10/29	2018/10/29
ＴＬ0137395	2013/11/ 7	2023/11/ 7
ＭＵ8991156	2019/ 2/21	2024/ 2/21
ＴＲ3578840	2015/ 3/30	2025/ 3/30
ＭＪ1428007	2021/ 6/ 4	2025/ 3/31
ＭＪ4050792	2024/10/ 8	2025/ 3/31
ＭＪ4050793	2024/10/ 8	2025/ 3/31
ＭＪ4050843	2024/10/ 8	2025/ 3/31
ＭＪ4466799	2025/ 2/26	2025/ 3/31
ＭＺ2010011	2020/ 4/ 2	2025/ 3/31
ＭＺ2010047	2020/ 4/24	2025/ 3/31
ＭＺ2080546	2021/12/28	2025/ 3/31
ＴＲ3513376	2016/ 7/ 5	2025/ 3/31
ＴＲ3965185	2015/ 3/31	2025/ 3/31
ＴＲ9856888	2018/ 1/12	2025/ 3/31
ＴＳ2286282	2018/12/12	2025/ 3/31
ＴＴ1629326	2021/ 1/29	2025/ 3/31
ＴＴ2232695	2022/ 5/27	2025/ 3/31
ＴＴ2797969	2022/11/30	2025/ 3/31
ＴＴ4977739	2023/12/19	2025/ 3/31
ＴＴ5076447	2023/12/15	2025/ 3/31
ＴＴ7131177	2024/10/ 8	2025/ 3/31
ＴＴ7539472	2024/12/12	2025/ 3/31
ＴＺ2222744	2024/ 2/20	2025/ 3/31
ＭＪ1288495	2021/ 3/29	2025/ 4/ 1
ＭＪ1353017	2023/ 3/14	2025/ 4/ 1
ＭＪ1448051	2021/ 7/12	2025/ 4/ 1
ＭＪ1451233	2021/ 8/19	2025/ 4/ 1
ＭＪ1518651	2022/ 5/11	2025/ 4/ 1
ＭＪ1535897	2022/ 5/26	2025/ 4/ 1
ＭＪ1549210	2022/ 5/11	2025/ 4/ 1
ＭＪ1589599	2022/ 6/20	2025/ 4/ 1
ＭＪ1646753	2022/ 8/16	2025/ 4/ 1
ＭＪ1767605	2023/ 1/17	2025/ 4/ 1
ＭＪ1845735	2023/ 1/18	2025/ 4/ 1
ＭＪ1846494	2023/ 1/23	2025/ 4/ 1
ＭＪ1957600	2023/ 3/20	2025/ 4/ 1
ＭＪ2366842	2023/ 7/25	2025/ 4/ 1
ＭＪ2596605	2023/10/26	2025/ 4/ 1
ＭＪ3061528	2024/ 2/16	2025/ 4/ 1
ＭＪ3183293	2024/ 4/ 1	2025/ 4/ 1
ＭＪ3560468	2024/ 6/17	2025/ 4/ 1
ＭＪ3574117	2024/ 5/31	2025/ 4/ 1
ＭＪ3619231	2024/ 6/28	2025/ 4/ 1
ＭＪ3649952	2024/ 7/ 3	2025/ 4/ 1
ＭＪ4212887	2024/12/10	2025/ 4/ 1
ＭＪ4229663	2024/12/17	2025/ 4/ 1
ＭＪ4329241	2025/ 1/30	2025/ 4/ 1
ＭＪ4361399	2025/ 1/27	2025/ 4/ 1
ＭＪ4372714	2025/ 1/30	2025/ 4/ 1
ＭＪ4392419	2025/ 2/ 3	2025/ 4/ 1
ＭＺ2190106	2024/ 2/29	2025/ 4/ 1
ＭＺ2190107	2024/ 2/29	2025/ 4/ 1
ＴＲ3301585	2016/ 6/ 8	2025/ 4/ 1
ＴＲ3339168	2016/ 6/20	2025/ 4/ 1
ＴＲ3341982	2016/ 6/ 1	2025/ 4/ 1
ＴＲ3510143	2016/ 6/30	2025/ 4/ 1
ＴＲ3936972	2015/ 5/18	2025/ 4/ 1
ＴＲ3957316	2015/ 4/24	2025/ 4/ 1
ＴＲ4148749	2015/ 6/25	2025/ 4/ 1
ＴＲ4174907	2015/ 5/15	2025/ 4/ 1
ＴＲ4323769	2015/ 7/29	2025/ 4/ 1
ＴＲ4386828	2015/ 7/29	2025/ 4/ 1
ＴＲ4386829	2015/ 7/29	2025/ 4/ 1
ＴＲ4672853	2015/ 8/12	2025/ 4/ 1
ＴＲ5171384	2016/ 1/12	2025/ 4/ 1
ＴＲ5294630	2015/12/11	2025/ 4/ 1
ＴＲ5318509	2016/ 1/12	2025/ 4/ 1
ＴＲ5672264	2016/ 2/16	2025/ 4/ 1
ＴＲ5883700	2016/ 4/ 5	2025/ 4/ 1
ＴＲ6079725	2016/ 4/14	2025/ 4/ 1
ＴＲ6140612	2016/ 5/11	2025/ 4/ 1
ＴＲ6274831	2016/ 7/22	2025/ 4/ 1
ＴＲ6313473	2016/ 7/22	2025/ 4/ 1
ＴＲ6396264	2016/ 8/ 8	2025/ 4/ 1
ＴＲ6564079	2016/ 8/17	2025/ 4/ 1
ＴＲ6647389	2016/ 9/ 5	2025/ 4/ 1
ＴＲ7024932	2016/11/ 2	2025/ 4/ 1
ＴＲ7076317	2016/11/16	2025/ 4/ 1
ＴＲ7126395	2016/11/14	2025/ 4/ 1
ＴＲ7128714	2016/12/ 7	2025/ 4/ 1
ＴＲ7203569	2016/12/15	2025/ 4/ 1
ＴＲ7220481	2016/12/26	2025/ 4/ 1
ＴＲ7576582	2017/ 2/ 1	2025/ 4/ 1
ＴＲ8008023	2017/ 3/31	2025/ 4/ 1
ＴＲ8240856	2017/ 5/10	2025/ 4/ 1
ＴＲ8658741	2017/ 7/ 7	2025/ 4/ 1
ＴＲ9013441	2017/ 9/ 5	2025/ 4/ 1
ＴＲ9345124	2017/10/11	2025/ 4/ 1
ＴＲ9464415	2017/11/ 9	2025/ 4/ 1
ＴＲ9511042	2017/11/17	2025/ 4/ 1
ＴＲ9525501	2017/11/10	2025/ 4/ 1
ＴＲ9597958	2017/11/27	2025/ 4/ 1
ＴＲ9635895	2017/11/29	2025/ 4/ 1
ＴＲ9943057	2018/ 1/18	2025/ 4/ 1
ＴＳ0548403	2018/ 4/11	2025/ 4/ 1
ＴＳ0553407	2018/ 4/24	2025/ 4/ 1
ＴＳ1200985	2018/ 7/12	2025/ 4/ 1
ＴＳ1262638	2018/ 7/30	2025/ 4/ 1
ＴＳ1483437	2018/ 9/18	2025/ 4/ 1
ＴＳ1721499	2018/ 9/25	2025/ 4/ 1
ＴＳ1727572	2018/ 9/26	2025/ 4/ 1
ＴＳ1835659	2018/10/11	2025/ 4/ 1
ＴＳ1956082	2018/10/25	2025/ 4/ 1
ＴＳ2442941	2019/ 1/ 7	2025/ 4/ 1
ＴＳ2520933	2019/ 1/21	2025/ 4/ 1
ＴＳ2825402	2019/ 2/20	2025/ 4/ 1
ＴＳ2949691	2019/ 3/12	2025/ 4/ 1
ＴＳ3153419	2019/ 4/ 2	2025/ 4/ 1
ＴＳ3161104	2019/ 4/ 4	2025/ 4/ 1
ＴＳ3337723	2019/ 4/25	2025/ 4/ 1
ＴＳ3463741	2019/ 5/17	2025/ 4/ 1
ＴＳ3640203	2019/ 6/ 7	2025/ 4/ 1
ＴＳ4081178	2019/ 7/30	2025/ 4/ 1
ＴＳ4403103	2019/ 9/19	2025/ 4/ 1
ＴＳ4811518	2019/11/13	2025/ 4/ 1
ＴＳ5144765	2020/ 1/14	2025/ 4/ 1
ＴＳ5155729	2020/ 1/17	2025/ 4/ 1
ＴＳ5344408	2020/ 1/29	2025/ 4/ 1
ＴＴ1104924	2020/ 3/ 6	2025/ 4/ 1
ＴＴ1182293	2020/ 3/27	2025/ 4/ 1
ＴＴ1286692	2020/ 3/28	2025/ 4/ 1
ＴＴ1367069	2020/ 9/ 9	2025/ 4/ 1
ＴＴ2019442	2022/ 2/10	2025/ 4/ 1
ＴＴ2688856	2022/10/21	2025/ 4/ 1
ＴＴ2770955	2022/12/22	2025/ 4/ 1
ＴＴ2822000	2023/ 1/11	2025/ 4/ 1
ＴＴ3166896	2023/ 3/ 9	2025/ 4/ 1
ＴＴ3247621	2023/ 3/14	2025/ 4/ 1
ＴＴ3515148	2023/ 4/30	2025/ 4/ 1
ＴＴ3543963	2023/ 5/24	2025/ 4/ 1
ＴＴ3871716	2023/ 7/ 6	2025/ 4/ 1
ＴＴ4024280	2023/ 7/ 6	2025/ 4/ 1
ＴＴ4510772	2023/ 9/ 8	2025/ 4/ 1
ＴＴ4860724	2023/10/19	2025/ 4/ 1
ＴＴ5766981	2024/ 4/ 5	2025/ 4/ 1
ＴＴ6230649	2024/ 5/15	2025/ 4/ 1
ＴＴ6526269	2024/ 7/ 5	2025/ 4/ 1
ＴＴ7084520	2024/10/ 4	2025/ 4/ 1
ＴＴ7436099	2024/11/22	2025/ 4/ 1
ＴＺ1140035	2016/ 7/13	2025/ 4/ 1
ＴＺ2230132	2024/ 3/ 4	2025/ 4/ 1
ＴＺ2293073	2025/ 2/18	2025/ 4/ 1
ＭＪ1377100	2020/10/20	2025/ 4/ 2
ＭＪ1516447	2022/ 3/30	2025/ 4/ 2
ＭＪ1531354	2022/ 6/ 7	2025/ 4/ 2
ＭＪ1556337	2022/ 6/ 9	2025/ 4/ 2
ＭＪ1711250	2023/ 1/13	2025/ 4/ 2
ＭＪ2014580	2023/ 4/ 6	2025/ 4/ 2
ＭＪ3623518	2024/ 7/16	2025/ 4/ 2
ＭＪ4059149	2024/11/ 8	2025/ 4/ 2
ＭＪ4158358	2024/12/12	2025/ 4/ 2
ＭＪ4213954	2024/12/17	2025/ 4/ 2
ＭＪ4272541	2025/ 1/21	2025/ 4/ 2
ＭＪ4468188	2025/ 2/18	2025/ 4/ 2
ＴＲ3195081	2015/ 4/ 9	2025/ 4/ 2
ＴＲ3198200	2015/ 4/13	2025/ 4/ 2
ＴＲ3261529	2016/ 5/31	2025/ 4/ 2
ＴＲ3261530	2016/ 5/31	2025/ 4/ 2
ＴＲ3412196	2016/ 6/23	2025/ 4/ 2
ＴＲ3890296	2015/ 4/20	2025/ 4/ 2
ＴＲ3980703	2015/ 5/20	2025/ 4/ 2
ＴＲ4137730	2015/ 6/ 2	2025/ 4/ 2
ＴＲ4154798	2015/ 5/27	2025/ 4/ 2
ＴＲ4321726	2015/ 7/16	2025/ 4/ 2
ＴＲ4626097	2015/ 8/ 4	2025/ 4/ 2
ＴＲ4675002	2015/ 8/17	2025/ 4/ 2
ＴＲ4827904	2015/ 9/30	2025/ 4/ 2
ＴＲ5423986	2016/ 1/29	2025/ 4/ 2
ＴＲ5436349	2016/ 1/18	2025/ 4/ 2

ＴＲ5651427	2016/ 3/23	2025/ 4/ 2	ＴＴ1310298	2020/ 6/12	2025/ 4/ 2	ＴＲ4058200	2015/ 5/15	2025/ 4/ 3	ＴＳ2960704	2019/ 3/15	2025/ 4/ 3	
ＴＲ5766096	2016/ 3/ 2	2025/ 4/ 2	ＴＴ1344455	2020/ 5/11	2025/ 4/ 2	ＴＲ4232521	2015/ 6/ 1	2025/ 4/ 3	ＴＳ3146379	2019/ 4/ 4	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6107342	2016/ 5/16	2025/ 4/ 2	ＴＴ1400230	2021/ 2/16	2025/ 4/ 2	ＴＲ4548752	2015/ 7/21	2025/ 4/ 3	ＴＳ3245256	2019/ 4/24	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6111577	2016/ 5/ 9	2025/ 4/ 2	ＴＴ1585701	2020/12/11	2025/ 4/ 2	ＴＲ4690341	2015/ 9/10	2025/ 4/ 3	ＴＳ3393991	2019/ 5/17	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6163235	2016/ 5/12	2025/ 4/ 2	ＴＴ2253766	2022/ 6/13	2025/ 4/ 2	ＴＲ4770233	2015/10/ 8	2025/ 4/ 3	ＴＳ3591472	2019/ 6/ 4	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6171594	2016/ 5/20	2025/ 4/ 2	ＴＴ2316538	2022/ 7/21	2025/ 4/ 2	ＴＲ4822653	2015/ 9/10	2025/ 4/ 3	ＴＳ3740823	2019/ 6/24	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6412488	2016/ 8/10	2025/ 4/ 2	ＴＴ2474607	2022/ 9/13	2025/ 4/ 2	ＴＲ4852621	2015/ 9/ 9	2025/ 4/ 3	ＴＳ3993910	2019/ 7/26	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6424459	2016/ 8/17	2025/ 4/ 2	ＴＴ2695503	2022/11/ 9	2025/ 4/ 2	ＴＲ5380219	2015/12/22	2025/ 4/ 3	ＴＳ4077727	2019/ 7/30	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6524697	2017/ 2/28	2025/ 4/ 2	ＴＴ2812773	2022/12/ 6	2025/ 4/ 2	ＴＲ5852544	2016/ 3/16	2025/ 4/ 3	ＴＳ4148413	2019/ 8/ 9	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6741128	2016/ 9/12	2025/ 4/ 2	ＴＴ3540209	2023/ 5/22	2025/ 4/ 2	ＴＲ5937935	2016/ 3/30	2025/ 4/ 3	ＴＳ4531854	2019/10/ 3	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6741129	2016/ 9/12	2025/ 4/ 2	ＴＴ3815694	2023/ 6/22	2025/ 4/ 2	ＴＲ6186315	2016/ 5/24	2025/ 4/ 3	ＴＳ4825664	2019/11/20	2025/ 4/ 3	
ＴＲ6931594	2016/10/19	2025/ 4/ 2	ＴＴ5247904	2024/ 1/11	2025/ 4/ 2	ＴＲ6424853	2016/ 8/ 8	2025/ 4/ 3	ＴＳ4988060	2019/12/ 9	2025/ 4/ 3	
ＴＲ7018862	2016/11/11	2025/ 4/ 2	ＴＴ5376257	2024/ 1/12	2025/ 4/ 2	ＴＲ6506675	2016/ 8/23	2025/ 4/ 3	ＴＳ5299534	2020/ 1/30	2025/ 4/ 3	
ＴＲ7115865	2016/12/ 2	2025/ 4/ 2	ＴＴ5504314	2024/ 2/14	2025/ 4/ 2	ＴＲ6577793	2016/ 8/29	2025/ 4/ 3	ＴＴ1035160	2020/ 2/14	2025/ 4/ 3	
ＴＲ7728195	2017/ 2/23	2025/ 4/ 2	ＴＴ6845264	2024/ 8/19	2025/ 4/ 2	ＴＲ6588090	2016/ 8/24	2025/ 4/ 3	ＴＴ1114314	2020/ 2/25	2025/ 4/ 3	
ＴＲ7921710	2017/ 3/16	2025/ 4/ 2	ＴＴ6900641	2024/ 9/13	2025/ 4/ 2	ＴＲ6641189	2016/ 9/13	2025/ 4/ 3	ＴＴ1604339	2020/12/ 9	2025/ 4/ 3	
ＴＲ8158950	2017/ 4/24	2025/ 4/ 2	ＴＴ7396779	2024/11/22	2025/ 4/ 2	ＴＲ6793520	2016/ 9/16	2025/ 4/ 3	ＴＴ1615423	2020/12/17	2025/ 4/ 3	
ＴＲ8356918	2017/ 5/24	2025/ 4/ 2	ＴＴ7455701	2024/12/11	2025/ 4/ 2	ＴＲ6901168	2016/10/21	2025/ 4/ 3	ＴＴ1617750	2020/12/ 4	2025/ 4/ 3	
ＴＲ8407191	2017/ 5/29	2025/ 4/ 2	ＴＴ7589153	2025/ 1/10	2025/ 4/ 2	ＴＲ7642798	2017/ 2/ 8	2025/ 4/ 3	ＴＴ2392427	2022/ 8/19	2025/ 4/ 3	
ＴＲ8613983	2017/ 7/ 5	2025/ 4/ 2	ＴＴ7743350	2025/ 1/29	2025/ 4/ 2	ＴＲ7947397	2017/ 3/24	2025/ 4/ 3	ＴＴ2452446	2022/ 8/24	2025/ 4/ 3	
ＴＲ8822290	2017/ 8/ 4	2025/ 4/ 2	ＴＴ7744326	2025/ 1/31	2025/ 4/ 2	ＴＲ8009858	2017/ 4/ 5	2025/ 4/ 3	ＴＴ3624651	2023/ 5/10	2025/ 4/ 3	
ＴＲ9079112	2017/ 9/ 4	2025/ 4/ 2	ＴＺ1086090	2015/11/12	2025/ 4/ 2	ＴＲ8050861	2017/ 4/10	2025/ 4/ 3	ＴＴ3910007	2023/ 6/15	2025/ 4/ 3	
ＴＲ9290227	2017/10/11	2025/ 4/ 2	ＴＺ2193552	2024/ 2/ 6	2025/ 4/ 2	ＴＲ8581440	2017/ 6/28	2025/ 4/ 3	ＴＴ4151493	2023/ 7/20	2025/ 4/ 3	
ＴＳ0681769	2018/ 5/ 8	2025/ 4/ 2	ＭＪ1316003	2021/ 4/30	2025/ 4/ 3	ＴＲ8851009	2017/ 8/10	2025/ 4/ 3	ＴＴ4362932	2023/ 8/22	2025/ 4/ 3	
ＴＳ0682102	2018/ 5/ 9	2025/ 4/ 2	ＭＪ1345139	2020/11/24	2025/ 4/ 3	ＴＲ8898218	2017/ 8/10	2025/ 4/ 3	ＴＴ4362953	2023/ 8/22	2025/ 4/ 3	
ＴＳ0840608	2018/ 5/ 8	2025/ 4/ 2	ＭＪ1380659	2020/11/24	2025/ 4/ 3	ＴＲ9082112	2017/ 8/23	2025/ 4/ 3	ＴＴ4538197	2023/10/ 4	2025/ 4/ 3	
ＴＳ0932076	2018/ 6/ 5	2025/ 4/ 2	ＭＪ1592873	2022/ 7/ 1	2025/ 4/ 3	ＴＲ9085194	2017/ 9/ 5	2025/ 4/ 3	ＴＴ6005549	2024/ 4/19	2025/ 4/ 3	
ＴＳ1206517	2018/ 7/20	2025/ 4/ 2	ＭＪ1605293	2022/ 7/25	2025/ 4/ 3	ＴＲ9125692	2017/ 9/13	2025/ 4/ 3	ＴＴ6063612	2024/ 4/22	2025/ 4/ 3	
ＴＳ1280994	2018/ 7/27	2025/ 4/ 2	ＭＪ1846518	2023/ 1/23	2025/ 4/ 3	ＴＲ9137997	2017/ 9/11	2025/ 4/ 3	ＴＴ6436411	2024/ 6/25	2025/ 4/ 3	
ＴＳ1583922	2018/ 8/21	2025/ 4/ 2	ＭＪ2067045	2023/ 4/17	2025/ 4/ 3	ＴＲ9400850	2017/10/19	2025/ 4/ 3	ＴＴ6621370	2024/ 7/29	2025/ 4/ 3	
ＴＳ1616085	2018/ 8/15	2025/ 4/ 2	ＭＪ2280396	2023/ 6/27	2025/ 4/ 3	ＴＲ9683717	2017/12/ 8	2025/ 4/ 3	ＴＴ6765417	2024/ 8/ 5	2025/ 4/ 3	
ＴＳ1856647	2018/10/10	2025/ 4/ 2	ＭＪ2280397	2023/ 6/27	2025/ 4/ 3	ＴＲ9745833	2017/12/26	2025/ 4/ 3	ＴＴ6807443	2024/ 9/ 5	2025/ 4/ 3	
ＴＳ2156950	2018/11/29	2025/ 4/ 2	ＭＪ2706072	2023/10/23	2025/ 4/ 3	ＴＳ0060782	2018/ 2/ 2	2025/ 4/ 3	ＴＴ7082597	2024/10/ 1	2025/ 4/ 3	
ＴＳ2158726	2018/11/22	2025/ 4/ 2	ＭＪ3294521	2024/ 4/16	2025/ 4/ 3	ＴＳ0326109	2018/ 3/ 5	2025/ 4/ 3	ＴＴ7234945	2024/10/30	2025/ 4/ 3	
ＴＳ2222108	2018/12/ 1	2025/ 4/ 2	ＭＪ3794450	2024/ 8/ 9	2025/ 4/ 3	ＴＳ0556515	2018/ 4/18	2025/ 4/ 3	ＴＺ1060886	2015/ 6/ 6	2025/ 4/ 3	
ＴＳ2545283	2019/ 1/23	2025/ 4/ 2	ＭＪ4462547	2025/ 2/20	2025/ 4/ 3	ＴＳ0672010	2018/ 5/ 1	2025/ 4/ 3	ＴＺ1133428	2016/ 7/ 7	2025/ 4/ 3	
ＴＳ3164221	2019/ 4/10	2025/ 4/ 2	ＭＺ2032288	2020/12/15	2025/ 4/ 3	ＴＳ0960711	2018/ 6/ 8	2025/ 4/ 3	ＴＺ2037473	2020/ 8/24	2025/ 4/ 3	
ＴＳ3467796	2019/ 5/15	2025/ 4/ 2	ＭＺ2032652	2020/ 8/19	2025/ 4/ 3	ＴＳ1619247	2018/ 8/23	2025/ 4/ 3	ＴＺ2100335	2021/12/14	2025/ 4/ 3	
ＴＳ3737910	2019/ 7/ 1	2025/ 4/ 2	ＭＺ2071079	2021/10/13	2025/ 4/ 3	ＴＳ1646863	2018/ 8/30	2025/ 4/ 3	ＭＪ1142598	2020/ 4/13	2025/ 4/ 4	
ＴＳ3946049	2019/ 7/19	2025/ 4/ 2	ＭＺ2111022	2022/10/ 3	2025/ 4/ 3	ＴＳ1921190	2018/10/22	2025/ 4/ 3	ＭＪ1186814	2022/ 6/ 6	2025/ 4/ 4	
ＴＳ4242449	2019/ 8/20	2025/ 4/ 2	ＴＲ3496460	2016/ 6/29	2025/ 4/ 3	ＴＳ2245594	2018/12/ 7	2025/ 4/ 3	ＭＪ1190020	2021/ 1/21	2025/ 4/ 4	
ＴＳ4588768	2019/10/ 9	2025/ 4/ 2	ＴＲ3500158	2016/ 7/ 6	2025/ 4/ 3	ＴＳ2294611	2018/12/ 8	2025/ 4/ 3	ＭＪ1400344	2021/ 1/13	2025/ 4/ 4	
ＴＳ4890780	2019/11/23	2025/ 4/ 2	ＴＲ3524649	2016/ 7/ 7	2025/ 4/ 3	ＴＳ2297089	2018/12/ 6	2025/ 4/ 3	ＭＪ1545686	2022/ 6/27	2025/ 4/ 4	
ＴＳ4904333	2019/12/ 9	2025/ 4/ 2	ＴＲ3544495	2015/ 4/16	2025/ 4/ 3	ＴＳ2407488	2019/ 1/ 7	2025/ 4/ 3	ＭＪ1627550	2022/ 8/15	2025/ 4/ 4	
ＴＴ1025125	2020/ 2/13	2025/ 4/ 2	ＴＲ3943092	2015/ 4/17	2025/ 4/ 3	ＴＳ2928101	2019/ 3/ 6	2025/ 4/ 3	ＭＪ1673739	2022/10/28	2025/ 4/ 4	

ＭＪ1883081	2023/ 2/16	2025/ 4/ 4	ＴＲ8383586	2017/ 5/30	2025/ 4/ 4	ＴＴ6368493	2024/ 6/ 5	2025/ 4/ 4	ＴＲ6811071	2016/10/ 5	2025/ 4/ 7	
ＭＪ1898539	2023/ 2/27	2025/ 4/ 4	ＴＲ8430783	2017/ 6/ 6	2025/ 4/ 4	ＴＴ6706411	2024/ 8/ 1	2025/ 4/ 4	ＴＲ7089739	2016/12/ 8	2025/ 4/ 7	
ＭＪ2363367	2023/ 7/ 7	2025/ 4/ 4	ＴＲ8735466	2017/ 7/21	2025/ 4/ 4	ＴＴ7690820	2025/ 1/17	2025/ 4/ 4	ＴＲ7177626	2016/12/ 6	2025/ 4/ 7	
ＭＪ2363418	2023/ 7/ 7	2025/ 4/ 4	ＴＲ8922156	2017/ 8/18	2025/ 4/ 4	ＴＴ7819204	2025/ 1/29	2025/ 4/ 4	ＴＲ7560438	2017/ 2/ 3	2025/ 4/ 7	
ＭＪ2363419	2023/ 7/ 7	2025/ 4/ 4	ＴＲ9058257	2017/ 9/ 1	2025/ 4/ 4	ＴＴ7917379	2025/ 2/20	2025/ 4/ 4	ＴＲ7692164	2017/ 2/22	2025/ 4/ 7	
ＭＪ2784216	2023/10/27	2025/ 4/ 4	ＴＲ9243087	2017/ 9/26	2025/ 4/ 4	ＴＺ1206646	2017/ 5/23	2025/ 4/ 4	ＴＲ7761840	2017/ 2/28	2025/ 4/ 7	
ＭＪ2799923	2023/11/29	2025/ 4/ 4	ＴＲ9290740	2017/10/10	2025/ 4/ 4	ＴＺ2167380	2023/ 1/25	2025/ 4/ 4	ＴＲ8081890	2017/ 4/26	2025/ 4/ 7	
ＭＪ2997844	2024/ 1/18	2025/ 4/ 4	ＴＲ9475390	2017/11/ 6	2025/ 4/ 4	ＴＺ2179681	2023/ 5/ 8	2025/ 4/ 4	ＴＲ8312008	2017/ 5/23	2025/ 4/ 7	
ＭＪ3183933	2024/ 3/15	2025/ 4/ 4	ＴＲ9723864	2017/12/26	2025/ 4/ 4	ＭＪ1335839	2021/12/16	2025/ 4/ 7	ＴＲ8695883	2017/ 7/21	2025/ 4/ 7	
ＭＪ3366206	2024/ 4/23	2025/ 4/ 4	ＴＳ0252877	2018/ 3/ 6	2025/ 4/ 4	ＭＪ1374886	2022/10/ 6	2025/ 4/ 7	ＴＲ8848185	2017/ 8/ 1	2025/ 4/ 7	
ＭＪ3777246	2024/ 8/13	2025/ 4/ 4	ＴＳ0527315	2018/ 4/10	2025/ 4/ 4	ＭＪ1374887	2022/10/ 6	2025/ 4/ 7	ＴＲ8863833	2017/ 8/ 7	2025/ 4/ 7	
ＭＪ4364088	2025/ 2/ 5	2025/ 4/ 4	ＴＳ0670369	2018/ 5/ 8	2025/ 4/ 4	ＭＪ1739307	2022/11/15	2025/ 4/ 7	ＴＲ8888336	2017/ 8/ 9	2025/ 4/ 7	
ＭＪ4562355	2025/ 3/ 6	2025/ 4/ 4	ＴＳ0794827	2018/ 6/ 1	2025/ 4/ 4	ＭＪ1771753	2022/12/21	2025/ 4/ 7	ＴＲ8952198	2017/ 8/28	2025/ 4/ 7	
ＭＺ2221420	2024/ 5/ 3	2025/ 4/ 4	ＴＳ1209936	2018/ 7/23	2025/ 4/ 4	ＭＪ1807193	2023/ 1/13	2025/ 4/ 7	ＴＲ9249277	2017/10/13	2025/ 4/ 7	
ＲＢ2051480	2024/ 1/16	2025/ 4/ 4	ＴＳ1376523	2018/ 8/ 6	2025/ 4/ 4	ＭＪ2012019	2023/ 4/13	2025/ 4/ 7	ＴＲ9416130	2017/11/ 7	2025/ 4/ 7	
ＲＢ2056266	2024/ 5/ 7	2025/ 4/ 4	ＴＳ1576443	2018/ 8/24	2025/ 4/ 4	ＭＪ2126862	2023/ 6/ 2	2025/ 4/ 7	ＴＲ9474492	2017/11/ 9	2025/ 4/ 7	
ＲＢ2056267	2024/ 5/ 7	2025/ 4/ 4	ＴＳ2824547	2019/ 2/22	2025/ 4/ 4	ＭＪ2262860	2023/ 6/19	2025/ 4/ 7	ＴＲ9515241	2017/11/ 6	2025/ 4/ 7	
ＴＲ2633563	2015/ 8/ 6	2025/ 4/ 4	ＴＳ3115070	2019/ 4/ 3	2025/ 4/ 4	ＭＪ2383332	2023/ 8/23	2025/ 4/ 7	ＴＲ9523835	2017/11/13	2025/ 4/ 7	
ＴＲ3500237	2016/ 7/ 6	2025/ 4/ 4	ＴＳ4123472	2019/ 8/ 8	2025/ 4/ 4	ＭＪ2670371	2023/ 9/25	2025/ 4/ 7	ＴＲ9547774	2017/11/20	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4081976	2015/ 5/19	2025/ 4/ 4	ＴＳ4877260	2019/12/ 2	2025/ 4/ 4	ＭＪ2721357	2023/10/25	2025/ 4/ 7	ＴＲ9726849	2017/12/19	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4094682	2015/ 6/ 4	2025/ 4/ 4	ＴＳ5135926	2020/ 1/ 5	2025/ 4/ 4	ＭＪ3278834	2024/ 3/25	2025/ 4/ 7	ＴＲ9774085	2018/ 1/ 5	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4174037	2015/ 5/18	2025/ 4/ 4	ＴＳ5347634	2020/ 1/29	2025/ 4/ 4	ＭＪ3373772	2024/ 4/30	2025/ 4/ 7	ＴＲ9840869	2018/ 1/ 9	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4301294	2015/ 6/12	2025/ 4/ 4	ＴＴ1012701	2020/ 2/14	2025/ 4/ 4	ＭＪ4408782	2025/ 1/31	2025/ 4/ 7	ＴＲ9904779	2018/ 1/18	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4544571	2015/ 8/19	2025/ 4/ 4	ＴＴ1149250	2020/ 3/ 2	2025/ 4/ 4	ＭＪ4427051	2025/ 2/27	2025/ 4/ 7	ＴＳ0723342	2018/ 5/28	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4692910	2015/ 9/ 2	2025/ 4/ 4	ＴＴ1343898	2020/ 4/21	2025/ 4/ 4	ＭＪ4469664	2025/ 2/27	2025/ 4/ 7	ＴＳ0928839	2018/ 6/ 3	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4771030	2015/ 8/28	2025/ 4/ 4	ＴＴ1428510	2020/ 6/17	2025/ 4/ 4	ＭＺ2059016	2021/ 9/ 6	2025/ 4/ 7	ＴＳ1265873	2018/ 7/24	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4860392	2015/10/20	2025/ 4/ 4	ＴＴ1605668	2020/10/13	2025/ 4/ 4	ＴＲ2633562	2015/ 8/ 6	2025/ 4/ 7	ＴＳ1319245	2018/ 8/ 1	2025/ 4/ 7	
ＴＲ4901739	2015/10/ 5	2025/ 4/ 4	ＴＴ1675917	2021/ 3/10	2025/ 4/ 4	ＴＲ3435259	2016/ 6/27	2025/ 4/ 7	ＴＳ1328663	2018/ 7/31	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5246440	2016/ 1/ 7	2025/ 4/ 4	ＴＴ1881689	2021/11/ 2	2025/ 4/ 4	ＴＲ3491856	2016/ 7/ 6	2025/ 4/ 7	ＴＳ1570965	2018/ 8/27	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5386859	2015/12/ 8	2025/ 4/ 4	ＴＴ2117123	2022/ 5/19	2025/ 4/ 4	ＴＲ3540414	2015/ 4/21	2025/ 4/ 7	ＴＳ1662432	2018/ 8/28	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5482478	2016/ 1/14	2025/ 4/ 4	ＴＴ2158768	2022/ 5/20	2025/ 4/ 4	ＴＲ4042855	2015/ 5/12	2025/ 4/ 7	ＴＳ1860254	2018/10/11	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5577014	2016/ 2/ 9	2025/ 4/ 4	ＴＴ2351117	2022/ 7/20	2025/ 4/ 4	ＴＲ4116095	2015/ 5/25	2025/ 4/ 7	ＴＳ1927153	2018/11/ 1	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5658693	2016/ 3/ 7	2025/ 4/ 4	ＴＴ2406991	2022/ 8/12	2025/ 4/ 4	ＴＲ4316734	2015/ 6/29	2025/ 4/ 7	ＴＳ2255933	2018/12/ 5	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5659877	2016/ 3/ 9	2025/ 4/ 4	ＴＴ2535575	2022/10/ 6	2025/ 4/ 4	ＴＲ4644962	2015/ 9/ 4	2025/ 4/ 7	ＴＳ2301711	2018/12/26	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5788398	2016/ 3/14	2025/ 4/ 4	ＴＴ2675535	2022/11/18	2025/ 4/ 4	ＴＲ4663882	2015/ 8/18	2025/ 4/ 7	ＴＳ2387998	2018/12/21	2025/ 4/ 7	
ＴＲ5831152	2016/ 4/ 8	2025/ 4/ 4	ＴＴ3145441	2023/ 3/ 3	2025/ 4/ 4	ＴＲ5014880	2015/11/ 6	2025/ 4/ 7	ＴＳ2495635	2019/ 1/21	2025/ 4/ 7	
ＴＲ6132724	2016/ 5/26	2025/ 4/ 4	ＴＴ3392834	2023/ 4/ 5	2025/ 4/ 4	ＴＲ5077796	2016/ 1/ 5	2025/ 4/ 7	ＴＳ2561693	2019/ 1/17	2025/ 4/ 7	
ＴＲ6191925	2016/ 5/13	2025/ 4/ 4	ＴＴ3567201	2023/ 5/ 8	2025/ 4/ 4	ＴＲ5139309	2015/12/ 1	2025/ 4/ 7	ＴＳ2635585	2019/ 1/30	2025/ 4/ 7	
ＴＲ6590348	2016/ 8/29	2025/ 4/ 4	ＴＴ3807833	2023/ 6/14	2025/ 4/ 4	ＴＲ5295103	2015/12/17	2025/ 4/ 7	ＴＳ2711164	2019/ 2/12	2025/ 4/ 7	
ＴＲ6887188	2016/10/20	2025/ 4/ 4	ＴＴ4364378	2023/ 8/28	2025/ 4/ 4	ＴＲ5467542	2016/ 1/25	2025/ 4/ 7	ＴＳ3421865	2019/ 5/16	2025/ 4/ 7	
ＴＲ6953337	2016/11/ 2	2025/ 4/ 4	ＴＴ4531091	2023/ 9/ 5	2025/ 4/ 4	ＴＲ5519400	2016/ 3/10	2025/ 4/ 7	ＴＳ3623586	2019/ 5/31	2025/ 4/ 7	
ＴＲ6975041	2016/10/27	2025/ 4/ 4	ＴＴ4689289	2023/10/11	2025/ 4/ 4	ＴＲ5783596	2016/ 3/ 3	2025/ 4/ 7	ＴＳ3724812	2019/ 6/17	2025/ 4/ 7	
ＴＲ7594578	2017/ 2/ 2	2025/ 4/ 4	ＴＴ5710325	2024/ 3/22	2025/ 4/ 4	ＴＲ5972281	2016/ 4/12	2025/ 4/ 7	ＴＳ4144183	2019/ 8/15	2025/ 4/ 7	
ＴＲ7892925	2017/ 3/22	2025/ 4/ 4	ＴＴ6058856	2024/ 4/25	2025/ 4/ 4	ＴＲ6025941	2016/ 5/11	2025/ 4/ 7	ＴＳ4258030	2019/ 8/27	2025/ 4/ 7	
ＴＲ8108628	2017/ 4/20	2025/ 4/ 4	ＴＴ6207606	2024/ 5/20	2025/ 4/ 4	ＴＲ6413369	2016/ 8/ 9	2025/ 4/ 7	ＴＳ4303675	2019/ 8/23	2025/ 4/ 7	

ＴＳ4505716	2019/10/ 1	2025/ 4/ 7	ＴＲ3528407	2016/ 7/20	2025/ 4/ 8	ＴＳ2855899	2019/ 2/28	2025/ 4/ 8	ＴＴ6062602	2024/ 5/20	2025/ 4/ 8	
ＴＳ4538104	2019/10/ 3	2025/ 4/ 7	ＴＲ3924429	2015/ 5/ 1	2025/ 4/ 8	ＴＳ3213898	2019/ 4/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＴ6160667	2024/ 5/13	2025/ 4/ 8	
ＴＳ4623958	2019/10/16	2025/ 4/ 7	ＴＲ4139005	2015/ 5/21	2025/ 4/ 8	ＴＳ3294356	2019/ 4/16	2025/ 4/ 8	ＴＴ6628027	2024/ 7/31	2025/ 4/ 8	
ＴＳ5113704	2020/ 1/ 8	2025/ 4/ 7	ＴＲ4438833	2015/10/ 5	2025/ 4/ 8	ＴＳ3410667	2019/ 5/13	2025/ 4/ 8	ＴＴ6760873	2024/ 8/ 7	2025/ 4/ 8	
ＴＳ5268983	2020/ 1/21	2025/ 4/ 7	ＴＲ4562495	2015/ 8/19	2025/ 4/ 8	ＴＳ3819931	2019/ 7/ 4	2025/ 4/ 8	ＴＴ7075099	2024/10/ 4	2025/ 4/ 8	
ＴＴ1188190	2020/ 3/11	2025/ 4/ 7	ＴＲ4683071	2015/ 8/18	2025/ 4/ 8	ＴＳ4022217	2019/ 7/25	2025/ 4/ 8	ＴＴ7083510	2024/10/ 3	2025/ 4/ 8	
ＴＴ1920411	2021/12/16	2025/ 4/ 7	ＴＲ4809764	2015/10/ 2	2025/ 4/ 8	ＴＳ4052799	2019/ 8/ 2	2025/ 4/ 8	ＴＴ7795541	2025/ 1/27	2025/ 4/ 8	
ＴＴ2219738	2022/ 8/30	2025/ 4/ 7	ＴＲ4831820	2015/ 9/30	2025/ 4/ 8	ＴＳ4055219	2019/ 8/ 2	2025/ 4/ 8	ＴＺ2002058	2020/ 3/19	2025/ 4/ 8	
ＴＴ2634881	2022/11/ 8	2025/ 4/ 7	ＴＲ4898218	2015/ 9/16	2025/ 4/ 8	ＴＳ4467473	2019/ 9/24	2025/ 4/ 8	ＴＺ2116560	2022/ 4/28	2025/ 4/ 8	
ＴＴ2909454	2023/ 1/10	2025/ 4/ 7	ＴＲ5420487	2016/ 2/ 1	2025/ 4/ 8	ＴＳ4505411	2019/10/ 2	2025/ 4/ 8	ＭＪ1220421	2020/ 7/ 8	2025/ 4/ 9	
ＴＴ3716123	2023/ 5/25	2025/ 4/ 7	ＴＲ5420931	2016/ 2/ 2	2025/ 4/ 8	ＴＳ4793099	2019/11/ 6	2025/ 4/ 8	ＭＪ1282211	2020/12/17	2025/ 4/ 9	
ＴＴ3946321	2023/ 7/ 5	2025/ 4/ 7	ＴＲ5761505	2016/ 3/ 3	2025/ 4/ 8	ＴＳ4827059	2019/11/19	2025/ 4/ 8	ＭＪ1387200	2021/ 1/22	2025/ 4/ 9	
ＴＴ4416607	2023/ 8/31	2025/ 4/ 7	ＴＲ6101332	2016/ 5/12	2025/ 4/ 8	ＴＳ4875856	2019/11/29	2025/ 4/ 8	ＭＪ1734391	2022/12/19	2025/ 4/ 9	
ＴＴ5806297	2024/ 3/27	2025/ 4/ 7	ＴＲ6398551	2016/ 7/28	2025/ 4/ 8	ＴＳ4928641	2019/12/12	2025/ 4/ 8	ＭＪ2516494	2023/ 9/ 1	2025/ 4/ 9	
ＴＴ6232922	2024/ 5/20	2025/ 4/ 7	ＴＲ7052131	2016/11/10	2025/ 4/ 8	ＴＳ5004787	2019/12/19	2025/ 4/ 8	ＭＪ3109277	2024/ 3/ 7	2025/ 4/ 9	
ＴＴ6248769	2024/ 5/27	2025/ 4/ 7	ＴＲ7352565	2017/ 1/ 6	2025/ 4/ 8	ＴＳ5204946	2020/ 1/10	2025/ 4/ 8	ＭＪ3144415	2024/ 2/22	2025/ 4/ 9	
ＴＴ6249459	2024/ 5/30	2025/ 4/ 7	ＴＲ7712681	2017/ 2/21	2025/ 4/ 8	ＴＳ5274723	2020/ 1/24	2025/ 4/ 8	ＭＪ3246756	2024/ 3/15	2025/ 4/ 9	
ＴＴ6769679	2024/ 8/13	2025/ 4/ 7	ＴＲ7896926	2017/ 3/22	2025/ 4/ 8	ＴＴ1190484	2020/ 3/16	2025/ 4/ 8	ＭＪ3549773	2024/ 6/ 7	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7060165	2024/10/ 1	2025/ 4/ 7	ＴＲ8088629	2017/ 4/ 7	2025/ 4/ 8	ＴＴ1559857	2021/ 2/17	2025/ 4/ 8	ＭＪ3549919	2024/ 6/ 7	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7217954	2024/11/26	2025/ 4/ 7	ＴＲ8290984	2017/ 5/19	2025/ 4/ 8	ＴＴ1580345	2021/ 1/12	2025/ 4/ 8	ＭＪ3961220	2024/10/17	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7385417	2024/11/ 5	2025/ 4/ 7	ＴＲ8465606	2017/ 6/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＴ1589162	2020/12/21	2025/ 4/ 8	ＭＪ4170332	2024/12/ 4	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7466323	2025/ 1/21	2025/ 4/ 7	ＴＲ8481422	2017/ 6/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＴ1628501	2020/12/24	2025/ 4/ 8	ＭＪ4372568	2025/ 1/27	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7540836	2024/12/20	2025/ 4/ 7	ＴＲ8570193	2017/ 7/ 3	2025/ 4/ 8	ＴＴ1643215	2020/11/27	2025/ 4/ 8	ＭＺ2128714	2022/ 9/26	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7578226	2025/ 1/28	2025/ 4/ 7	ＴＲ8910146	2017/ 8/17	2025/ 4/ 8	ＴＴ1790561	2021/ 8/20	2025/ 4/ 8	ＴＲ3915509	2015/ 4/13	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7798436	2025/ 3/ 3	2025/ 4/ 7	ＴＲ9175380	2017/ 9/25	2025/ 4/ 8	ＴＴ1803482	2021/ 8/ 3	2025/ 4/ 8	ＴＲ3926932	2015/ 4/13	2025/ 4/ 9	
ＴＴ7826666	2025/ 2/12	2025/ 4/ 7	ＴＲ9559050	2017/11/17	2025/ 4/ 8	ＴＴ1849312	2021/ 9/28	2025/ 4/ 8	ＴＲ4311023	2015/ 7/ 6	2025/ 4/ 9	
ＴＴ8024581	2025/ 3/13	2025/ 4/ 7	ＴＲ9814227	2017/12/27	2025/ 4/ 8	ＴＴ2045306	2022/ 1/24	2025/ 4/ 8	ＴＲ4359962	2015/ 6/25	2025/ 4/ 9	
ＴＺ1247976	2017/12/13	2025/ 4/ 7	ＴＳ0387893	2018/ 3/28	2025/ 4/ 8	ＴＴ2093882	2022/ 3/17	2025/ 4/ 8	ＴＲ4631886	2015/ 8/19	2025/ 4/ 9	
ＴＺ2031360	2020/ 8/25	2025/ 4/ 7	ＴＳ0484615	2018/ 4/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＴ2234980	2022/ 5/27	2025/ 4/ 8	ＴＲ4700004	2015/ 9/ 3	2025/ 4/ 9	
ＭＪ1195715	2020/ 6/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＳ0547902	2018/ 4/24	2025/ 4/ 8	ＴＴ2322619	2022/ 7/14	2025/ 4/ 8	ＴＲ4735018	2015/ 8/31	2025/ 4/ 9	
ＭＪ1281032	2021/ 1/ 8	2025/ 4/ 8	ＴＳ0759296	2018/ 5/28	2025/ 4/ 8	ＴＴ2365931	2022/ 7/29	2025/ 4/ 8	ＴＲ4751400	2015/ 9/ 1	2025/ 4/ 9	
ＭＪ1378432	2021/ 3/31	2025/ 4/ 8	ＴＳ1170882	2018/ 7/10	2025/ 4/ 8	ＴＴ2421259	2022/ 8/ 4	2025/ 4/ 8	ＴＲ4845497	2015/10/13	2025/ 4/ 9	
ＭＪ1516940	2022/ 4/ 6	2025/ 4/ 8	ＴＳ1574380	2018/ 9/14	2025/ 4/ 8	ＴＴ2533408	2022/ 9/26	2025/ 4/ 8	ＴＲ5365510	2015/12/21	2025/ 4/ 9	
ＭＪ1927161	2023/ 4/ 4	2025/ 4/ 8	ＴＳ1722217	2018/ 9/26	2025/ 4/ 8	ＴＴ2605823	2022/10/17	2025/ 4/ 8	ＴＲ5666421	2016/ 3/ 3	2025/ 4/ 9	
ＭＪ1988929	2023/ 4/ 5	2025/ 4/ 8	ＴＳ1865812	2018/10/15	2025/ 4/ 8	ＴＴ2759872	2022/11/25	2025/ 4/ 8	ＴＲ6136402	2016/ 5/23	2025/ 4/ 9	
ＭＪ2065628	2023/ 5/23	2025/ 4/ 8	ＴＳ1879374	2018/10/12	2025/ 4/ 8	ＴＴ2769290	2022/11/30	2025/ 4/ 8	ＴＲ6549194	2016/ 9/ 7	2025/ 4/ 9	
ＭＪ2071104	2023/ 5/ 8	2025/ 4/ 8	ＴＳ2059875	2018/11/12	2025/ 4/ 8	ＴＴ2888484	2023/ 1/ 4	2025/ 4/ 8	ＴＲ6785691	2016/10/12	2025/ 4/ 9	
ＭＪ2116844	2023/ 5/29	2025/ 4/ 8	ＴＳ2067297	2018/11/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＴ3245299	2023/ 3/15	2025/ 4/ 8	ＴＲ6867581	2016/10/ 7	2025/ 4/ 9	
ＭＪ2135490	2023/ 5/12	2025/ 4/ 8	ＴＳ2204094	2018/12/ 5	2025/ 4/ 8	ＴＴ4091808	2023/ 7/31	2025/ 4/ 8	ＴＲ7076169	2016/11/14	2025/ 4/ 9	
ＭＪ2156802	2023/ 6/20	2025/ 4/ 8	ＴＳ2238410	2018/12/10	2025/ 4/ 8	ＴＴ4402511	2023/ 8/22	2025/ 4/ 8	ＴＲ7241683	2016/12/ 2	2025/ 4/ 9	
ＭＪ2750322	2023/11/16	2025/ 4/ 8	ＴＳ2347504	2019/ 1/ 7	2025/ 4/ 8	ＴＴ4724381	2023/10/19	2025/ 4/ 8	ＴＲ7647446	2017/ 4/21	2025/ 4/ 9	
ＭＪ3452312	2024/ 5/30	2025/ 4/ 8	ＴＳ2441270	2019/ 1/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＴ4756469	2023/10/19	2025/ 4/ 8	ＴＲ7688994	2017/ 2/15	2025/ 4/ 9	
ＭＪ4435714	2025/ 3/ 4	2025/ 4/ 8	ＴＳ2707250	2019/ 2/12	2025/ 4/ 8	ＴＴ4756471	2023/10/19	2025/ 4/ 8	ＴＲ7743144	2017/ 3/ 1	2025/ 4/ 9	
ＭＺ2061232	2021/ 7/ 9	2025/ 4/ 8	ＴＳ2711850	2019/ 2/ 8	2025/ 4/ 8	ＴＴ5503314	2024/ 2/13	2025/ 4/ 8	ＴＲ7863725	2017/ 3/13	2025/ 4/ 9	
ＴＲ3368980	2016/ 6/ 2	2025/ 4/ 8	ＴＳ2737366	2019/ 2/12	2025/ 4/ 8	ＴＴ5815273	2024/ 3/19	2025/ 4/ 8	ＴＲ8413638	2017/ 5/30	2025/ 4/ 9	

ＴＲ8507491	2017/ 6/13	2025/ 4/ 9	ＴＴ4917919	2023/10/31	2025/ 4/ 9	ＴＲ6929568	2016/10/13	2025/ 4/10	ＴＴ1819324	2021/ 7/19	2025/ 4/10	
ＴＲ8698628	2018/ 2/ 5	2025/ 4/ 9	ＴＴ5158945	2024/ 1/ 4	2025/ 4/ 9	ＴＲ7220934	2016/12/12	2025/ 4/10	ＴＴ2003222	2022/ 1/ 5	2025/ 4/10	
ＴＲ8787540	2017/ 7/31	2025/ 4/ 9	ＴＴ5212953	2024/ 1/12	2025/ 4/ 9	ＴＲ7454350	2017/ 1/20	2025/ 4/10	ＴＴ2625906	2022/10/ 9	2025/ 4/10	
ＴＲ9152262	2017/ 9/15	2025/ 4/ 9	ＴＴ5298131	2024/ 2/ 5	2025/ 4/ 9	ＴＲ7586291	2017/ 2/ 7	2025/ 4/10	ＴＴ2793883	2022/12/19	2025/ 4/10	
ＴＳ0271553	2018/ 3/ 6	2025/ 4/ 9	ＴＴ5639701	2024/ 3/ 6	2025/ 4/ 9	ＴＲ7789898	2017/ 3/10	2025/ 4/10	ＴＴ2825164	2022/12/ 5	2025/ 4/10	
ＴＳ0732286	2018/ 5/14	2025/ 4/ 9	ＴＴ8012791	2025/ 3/10	2025/ 4/ 9	ＴＲ7944896	2017/ 3/27	2025/ 4/10	ＴＴ3059447	2023/ 3/ 2	2025/ 4/10	
ＴＳ0851377	2018/ 5/21	2025/ 4/ 9	ＴＺ1242358	2017/12/12	2025/ 4/ 9	ＴＲ8203685	2017/ 4/26	2025/ 4/10	ＴＴ3149282	2023/ 3/15	2025/ 4/10	
ＴＳ0951913	2018/ 6/11	2025/ 4/ 9	ＴＺ1364589	2019/ 5/21	2025/ 4/ 9	ＴＲ8336906	2017/ 5/17	2025/ 4/10	ＴＴ3407908	2023/ 4/25	2025/ 4/10	
ＴＳ0969960	2018/ 6/15	2025/ 4/ 9	ＴＺ2244240	2024/ 4/30	2025/ 4/ 9	ＴＲ8360805	2017/ 5/31	2025/ 4/10	ＴＴ3577003	2023/ 5/19	2025/ 4/10	
ＴＳ1036802	2018/ 6/20	2025/ 4/ 9	ＭＪ1203585	2021/ 6/21	2025/ 4/10	ＴＲ9283589	2017/10/26	2025/ 4/10	ＴＴ3623182	2023/ 5/19	2025/ 4/10	
ＴＳ1167478	2018/ 7/10	2025/ 4/ 9	ＭＪ1541066	2022/ 6/20	2025/ 4/10	ＴＲ9293685	2017/10/ 4	2025/ 4/10	ＴＴ3678831	2023/ 6/ 2	2025/ 4/10	
ＴＳ1738034	2018/ 9/18	2025/ 4/ 9	ＭＪ1778319	2022/12/15	2025/ 4/10	ＴＲ9656406	2017/12/ 7	2025/ 4/10	ＴＴ3724680	2023/ 5/29	2025/ 4/10	
ＴＳ1801854	2018/10/ 2	2025/ 4/ 9	ＭＪ2177142	2023/ 5/18	2025/ 4/10	ＴＳ0108211	2018/ 2/15	2025/ 4/10	ＴＴ3867501	2023/ 6/15	2025/ 4/10	
ＴＳ1931696	2018/10/19	2025/ 4/ 9	ＭＪ2509982	2023/ 9/12	2025/ 4/10	ＴＳ0178995	2018/ 2/21	2025/ 4/10	ＴＴ4635704	2023/ 9/29	2025/ 4/10	
ＴＳ2143289	2018/11/22	2025/ 4/ 9	ＭＪ2528407	2023/ 9/11	2025/ 4/10	ＴＳ0278741	2018/ 3/13	2025/ 4/10	ＴＴ5207039	2023/12/17	2025/ 4/10	
ＴＳ2313943	2018/12/14	2025/ 4/ 9	ＭＪ2757052	2023/11/ 8	2025/ 4/10	ＴＳ0393031	2018/ 3/26	2025/ 4/10	ＴＴ5668431	2024/ 3/18	2025/ 4/10	
ＴＳ2350646	2018/12/28	2025/ 4/ 9	ＭＪ3010374	2024/ 2/ 6	2025/ 4/10	ＴＳ0565808	2018/ 4/ 9	2025/ 4/10	ＴＴ6446540	2024/ 7/16	2025/ 4/10	
ＴＳ2460432	2019/ 1/21	2025/ 4/ 9	ＭＪ3364837	2024/ 4/16	2025/ 4/10	ＴＳ0642012	2018/ 4/27	2025/ 4/10	ＴＴ6617002	2024/ 7/17	2025/ 4/10	
ＴＳ2722852	2019/ 2/19	2025/ 4/ 9	ＭＪ3861886	2024/ 8/11	2025/ 4/10	ＴＳ0780162	2018/ 5/10	2025/ 4/10	ＴＴ7242892	2024/10/25	2025/ 4/10	
ＴＳ3226051	2019/ 4/10	2025/ 4/ 9	ＭＪ3902905	2024/10/25	2025/ 4/10	ＴＳ1015735	2018/ 6/20	2025/ 4/10	ＴＴ7760841	2025/ 1/23	2025/ 4/10	
ＴＳ3333171	2019/ 5/15	2025/ 4/ 9	ＭＺ2092473	2022/ 1/20	2025/ 4/10	ＴＳ1238120	2018/ 7/17	2025/ 4/10	ＴＺ1328874	2018/12/20	2025/ 4/10	
ＴＳ3341369	2019/ 4/24	2025/ 4/ 9	ＴＲ3349505	2016/ 6/ 6	2025/ 4/10	ＴＳ1572871	2018/ 9/ 5	2025/ 4/10	ＴＺ1360680	2019/ 6/18	2025/ 4/10	
ＴＳ3898189	2019/ 7/ 8	2025/ 4/ 9	ＴＲ3370249	2016/ 6/ 9	2025/ 4/10	ＴＳ1579406	2018/ 9/11	2025/ 4/10	ＴＺ1400541	2020/ 1/24	2025/ 4/10	
ＴＳ4220916	2019/ 9/ 5	2025/ 4/ 9	ＴＲ3372934	2016/ 6/24	2025/ 4/10	ＴＳ1648865	2018/ 9/18	2025/ 4/10	ＴＺ2061752	2021/ 4/16	2025/ 4/10	
ＴＳ4229498	2019/ 8/20	2025/ 4/ 9	ＴＲ3545305	2015/ 4/23	2025/ 4/10	ＴＳ1775992	2018/ 9/28	2025/ 4/10	ＭＪ1386007	2021/12/14	2025/ 4/11	
ＴＳ4750868	2019/11/12	2025/ 4/ 9	ＴＲ3887373	2015/ 4/21	2025/ 4/10	ＴＳ1904793	2018/10/16	2025/ 4/10	ＭＪ1406089	2021/10/ 1	2025/ 4/11	
ＴＳ4995609	2019/12/11	2025/ 4/ 9	ＴＲ3954978	2015/ 5/18	2025/ 4/10	ＴＳ2245667	2018/12/ 7	2025/ 4/10	ＭＪ1494565	2021/12/16	2025/ 4/11	
ＴＳ5055417	2019/12/23	2025/ 4/ 9	ＴＲ4037645	2015/ 4/23	2025/ 4/10	ＴＳ2654781	2019/ 1/31	2025/ 4/10	ＭＪ1515799	2022/ 3/16	2025/ 4/11	
ＴＳ5367154	2020/ 2/ 4	2025/ 4/ 9	ＴＲ4147613	2015/ 6/17	2025/ 4/10	ＴＳ2940068	2019/ 3/ 6	2025/ 4/10	ＭＪ2312007	2023/ 7/ 6	2025/ 4/11	
ＴＴ1338510	2020/ 4/ 3	2025/ 4/ 9	ＴＲ4270702	2015/ 6/29	2025/ 4/10	ＴＳ3364589	2019/ 4/26	2025/ 4/10	ＭＪ2397712	2023/ 7/23	2025/ 4/11	
ＴＴ1418422	2021/ 1/28	2025/ 4/ 9	ＴＲ4358700	2015/ 6/23	2025/ 4/10	ＴＳ3522587	2019/ 5/20	2025/ 4/10	ＭＪ2698743	2023/ 9/25	2025/ 4/11	
ＴＴ1476188	2021/ 3/15	2025/ 4/ 9	ＴＲ4454051	2015/ 7/17	2025/ 4/10	ＴＳ3596270	2019/ 6/ 5	2025/ 4/10	ＭＪ2735704	2023/11/ 8	2025/ 4/11	
ＴＴ2355260	2022/ 7/ 5	2025/ 4/ 9	ＴＲ4899345	2015/10/ 8	2025/ 4/10	ＴＳ3623316	2019/ 5/27	2025/ 4/10	ＭＪ3395401	2024/ 4/22	2025/ 4/11	
ＴＴ2388322	2022/ 8/ 9	2025/ 4/ 9	ＴＲ5211902	2015/12/ 3	2025/ 4/10	ＴＳ4087709	2019/ 8/ 7	2025/ 4/10	ＭＪ3473703	2024/ 5/17	2025/ 4/11	
ＴＴ2657385	2022/11/16	2025/ 4/ 9	ＴＲ5461680	2016/ 2/19	2025/ 4/10	ＴＳ4134263	2019/ 8/ 9	2025/ 4/10	ＭＺ2049501	2021/ 3/11	2025/ 4/11	
ＴＴ2755662	2022/12/16	2025/ 4/ 9	ＴＲ5480325	2016/ 2/17	2025/ 4/10	ＴＳ4337122	2019/ 9/ 6	2025/ 4/10	ＭＺ2111388	2022/ 9/22	2025/ 4/11	
ＴＴ2774509	2022/12/ 9	2025/ 4/ 9	ＴＲ5857078	2016/ 3/31	2025/ 4/10	ＴＳ4481061	2019/10/ 7	2025/ 4/10	ＴＲ3433780	2016/ 6/20	2025/ 4/11	
ＴＴ2994231	2023/ 3/ 6	2025/ 4/ 9	ＴＲ5910706	2016/ 3/23	2025/ 4/10	ＴＳ4570006	2019/10/ 7	2025/ 4/10	ＴＲ3529342	2016/ 7/25	2025/ 4/11	
ＴＴ3240402	2023/ 3/27	2025/ 4/ 9	ＴＲ5921585	2016/ 4/ 5	2025/ 4/10	ＴＳ4611570	2019/10/17	2025/ 4/10	ＴＲ3982576	2015/ 5/12	2025/ 4/11	
ＴＴ3260003	2023/ 3/24	2025/ 4/ 9	ＴＲ6037003	2016/ 5/11	2025/ 4/10	ＴＳ4651972	2019/10/18	2025/ 4/10	ＴＲ4035163	2015/ 4/17	2025/ 4/11	
ＴＴ3319135	2023/ 4/ 6	2025/ 4/ 9	ＴＲ6234131	2016/ 5/20	2025/ 4/10	ＴＳ4716513	2019/11/ 7	2025/ 4/10	ＴＲ4144365	2015/ 5/21	2025/ 4/11	
ＴＴ3379905	2023/ 4/18	2025/ 4/ 9	ＴＲ6318607	2016/ 7/22	2025/ 4/10	ＴＳ5193756	2020/ 1/20	2025/ 4/10	ＴＲ4545991	2015/ 8/12	2025/ 4/11	
ＴＴ3531872	2023/ 5/24	2025/ 4/ 9	ＴＲ6475793	2016/ 8/12	2025/ 4/10	ＴＳ5357506	2020/ 1/31	2025/ 4/10	ＴＲ4673231	2015/ 8/12	2025/ 4/11	
ＴＴ4177278	2023/ 7/19	2025/ 4/ 9	ＴＲ6685464	2016/ 9/28	2025/ 4/10	ＴＴ1154696	2020/ 3/ 4	2025/ 4/10	ＴＲ4695560	2015/ 8/21	2025/ 4/11	
ＴＴ4618707	2023/10/ 5	2025/ 4/ 9	ＴＲ6771020	2016/ 9/14	2025/ 4/10	ＴＴ1773528	2021/ 6/23	2025/ 4/10	ＴＲ4708422	2015/ 9/30	2025/ 4/11	

ＴＲ4882206	2015/10/ 9	2025/ 4/11	ＴＳ3680254	2019/ 6/10	2025/ 4/11	ＭＪ3960489	2024/ 9/25	2025/ 4/14	ＴＳ0146818	2018/ 2/20	2025/ 4/14
ＴＲ5177036	2015/11/16	2025/ 4/11	ＴＳ4283003	2019/ 8/23	2025/ 4/11	ＭＪ4481434	2025/ 3/17	2025/ 4/14	ＴＳ0431200	2018/ 4/ 3	2025/ 4/14
ＴＲ5333540	2015/12/17	2025/ 4/11	ＴＳ5090676	2020/ 1/ 9	2025/ 4/11	ＭＺ2111437	2022/10/17	2025/ 4/14	ＴＳ0531317	2018/ 4/18	2025/ 4/14
ＴＲ5596866	2016/ 2/16	2025/ 4/11	ＴＴ1035104	2020/ 2/13	2025/ 4/11	ＭＺ2137937	2022/ 7/22	2025/ 4/14	ＴＳ0572465	2018/ 4/13	2025/ 4/14
ＴＲ5914670	2016/ 4/ 8	2025/ 4/11	ＴＴ1346962	2020/ 6/11	2025/ 4/11	ＴＲ3257719	2016/ 6/17	2025/ 4/14	ＴＳ0741015	2018/ 5/11	2025/ 4/14
ＴＲ5918997	2016/ 4/11	2025/ 4/11	ＴＴ2284325	2022/ 7/ 1	2025/ 4/11	ＴＲ3271660	2016/ 6/ 7	2025/ 4/14	ＴＳ1091189	2018/ 6/25	2025/ 4/14
ＴＲ6104649	2016/ 5/23	2025/ 4/11	ＴＴ2311071	2022/ 7/25	2025/ 4/11	ＴＲ3522661	2016/ 7/11	2025/ 4/14	ＴＳ1092780	2018/ 6/29	2025/ 4/14
ＴＲ6409505	2016/ 8/ 5	2025/ 4/11	ＴＴ2348766	2022/ 7/ 4	2025/ 4/11	ＴＲ3526009	2016/ 7/ 4	2025/ 4/14	ＴＳ1224803	2018/ 7/20	2025/ 4/14
ＴＲ6608373	2016/ 9/ 6	2025/ 4/11	ＴＴ2401944	2022/ 8/26	2025/ 4/11	ＴＲ3977330	2015/ 4/27	2025/ 4/14	ＴＳ1384804	2018/ 8/10	2025/ 4/14
ＴＲ6636342	2016/ 9/ 8	2025/ 4/11	ＴＴ3289659	2023/ 4/10	2025/ 4/11	ＴＲ4068455	2015/ 6/ 9	2025/ 4/14	ＴＳ2101076	2018/11/19	2025/ 4/14
ＴＲ6644618	2016/ 9/ 5	2025/ 4/11	ＴＴ3558744	2023/ 5/10	2025/ 4/11	ＴＲ4184681	2015/ 6/23	2025/ 4/14	ＴＳ2189341	2018/11/30	2025/ 4/14
ＴＲ6926526	2016/10/25	2025/ 4/11	ＴＴ3590528	2023/ 5/25	2025/ 4/11	ＴＲ4362485	2015/ 5/25	2025/ 4/14	ＴＳ2569994	2019/ 1/20	2025/ 4/14
ＴＲ7127901	2016/11/30	2025/ 4/11	ＴＴ3648613	2023/ 5/19	2025/ 4/11	ＴＲ4558510	2015/ 8/ 5	2025/ 4/14	ＴＳ2700616	2019/ 2/ 7	2025/ 4/14
ＴＲ7575432	2017/ 1/31	2025/ 4/11	ＴＴ3824832	2023/ 6/ 9	2025/ 4/11	ＴＲ4569915	2015/ 8/26	2025/ 4/14	ＴＳ2993220	2019/ 3/ 7	2025/ 4/14
ＴＲ7855802	2017/ 3/13	2025/ 4/11	ＴＴ4396693	2023/ 8/25	2025/ 4/11	ＴＲ4584516	2015/ 8/21	2025/ 4/14	ＴＳ3090498	2019/ 3/18	2025/ 4/14
ＴＲ8004489	2017/ 4/13	2025/ 4/11	ＴＴ4640224	2023/10/ 6	2025/ 4/11	ＴＲ4863015	2015/10/ 1	2025/ 4/14	ＴＳ3125959	2019/ 4/ 9	2025/ 4/14
ＴＲ8365017	2017/ 5/25	2025/ 4/11	ＴＴ4765993	2023/11/ 9	2025/ 4/11	ＴＲ4975323	2015/10/14	2025/ 4/14	ＴＳ3212494	2019/ 4/17	2025/ 4/14
ＴＲ8592936	2017/ 6/30	2025/ 4/11	ＴＴ4873878	2023/10/25	2025/ 4/11	ＴＲ5489780	2016/ 1/19	2025/ 4/14	ＴＳ3440848	2019/ 5/24	2025/ 4/14
ＴＲ8750431	2017/ 7/27	2025/ 4/11	ＴＴ4991397	2023/12/ 6	2025/ 4/11	ＴＲ5509768	2016/ 2/ 3	2025/ 4/14	ＴＳ3467361	2019/ 5/10	2025/ 4/14
ＴＲ9110007	2017/ 8/30	2025/ 4/11	ＴＴ5376729	2024/ 1/16	2025/ 4/11	ＴＲ5652669	2016/ 4/ 5	2025/ 4/14	ＴＳ3495381	2019/ 5/22	2025/ 4/14
ＴＲ9251217	2017/ 9/27	2025/ 4/11	ＴＴ5602862	2024/ 3/11	2025/ 4/11	ＴＲ5657598	2016/ 3/ 2	2025/ 4/14	ＴＳ3533324	2019/ 5/23	2025/ 4/14
ＴＲ9725662	2017/12/20	2025/ 4/11	ＴＴ5606392	2024/ 2/26	2025/ 4/11	ＴＲ6190309	2016/ 5/11	2025/ 4/14	ＴＳ3551399	2019/ 5/28	2025/ 4/14
ＴＲ9872992	2018/ 1/23	2025/ 4/11	ＴＴ5609362	2024/ 3/11	2025/ 4/11	ＴＲ6254692	2016/ 7/19	2025/ 4/14	ＴＳ3878294	2019/ 7/ 9	2025/ 4/14
ＴＳ0009490	2018/ 2/ 8	2025/ 4/11	ＴＴ5966354	2024/ 4/30	2025/ 4/11	ＴＲ6525725	2016/ 8/22	2025/ 4/14	ＴＳ4310294	2019/ 9/ 3	2025/ 4/14
ＴＳ0069031	2018/ 1/29	2025/ 4/11	ＴＴ6603404	2024/ 7/26	2025/ 4/11	ＴＲ6671145	2016/ 9/ 1	2025/ 4/14	ＴＳ4335269	2019/ 8/27	2025/ 4/14
ＴＳ0353938	2018/ 3/19	2025/ 4/11	ＴＴ6785195	2024/ 8/22	2025/ 4/11	ＴＲ7180163	2016/11/30	2025/ 4/14	ＴＳ4433886	2019/ 9/20	2025/ 4/14
ＴＳ0606222	2018/ 4/25	2025/ 4/11	ＴＴ6964722	2024/ 9/10	2025/ 4/11	ＴＲ7225330	2016/12/16	2025/ 4/14	ＴＳ4547131	2019/10/ 8	2025/ 4/14
ＴＳ0732135	2018/ 5/14	2025/ 4/11	ＴＴ7276684	2024/10/24	2025/ 4/11	ＴＲ7676593	2017/ 2/21	2025/ 4/14	ＴＳ4586022	2019/10/15	2025/ 4/14
ＴＳ0732429	2018/ 5/15	2025/ 4/11	ＴＴ7596386	2024/12/25	2025/ 4/11	ＴＲ7693291	2017/ 2/24	2025/ 4/14	ＴＳ4684271	2019/10/24	2025/ 4/14
ＴＳ0801715	2018/ 5/18	2025/ 4/11	ＴＴ8060795	2025/ 2/19	2025/ 4/11	ＴＲ7800786	2017/ 2/28	2025/ 4/14	ＴＳ4770705	2019/11/12	2025/ 4/14
ＴＳ0833629	2018/ 5/25	2025/ 4/11	ＴＺ1311784	2018/11/28	2025/ 4/11	ＴＲ7921646	2017/ 3/16	2025/ 4/14	ＴＳ4848831	2019/11/15	2025/ 4/14
ＴＳ1170222	2018/ 7/10	2025/ 4/11	ＴＺ2166881	2023/ 1/ 6	2025/ 4/11	ＴＲ7947745	2017/ 3/27	2025/ 4/14	ＴＴ1034722	2020/ 2/13	2025/ 4/14
ＴＳ1194542	2018/ 7/10	2025/ 4/11	ＴＺ2247276	2024/ 5/ 7	2025/ 4/11	ＴＲ8026387	2017/ 4/11	2025/ 4/14	ＴＴ1811949	2021/10/15	2025/ 4/14
ＴＳ1300439	2018/ 7/24	2025/ 4/11	ＭＪ1358254	2023/ 3/14	2025/ 4/14	ＴＲ8214000	2017/ 5/ 9	2025/ 4/14	ＴＴ2205515	2022/ 6/17	2025/ 4/14
ＴＳ1451162	2018/ 8/22	2025/ 4/11	ＭＪ1542334	2022/ 7/ 6	2025/ 4/14	ＴＲ8281637	2017/ 5/23	2025/ 4/14	ＴＴ2244100	2022/ 6/13	2025/ 4/14
ＴＳ1642159	2018/ 9/28	2025/ 4/11	ＭＪ1705893	2022/12/21	2025/ 4/14	ＴＲ8401187	2017/ 5/29	2025/ 4/14	ＴＴ2260572	2022/ 6/ 9	2025/ 4/14
ＴＳ1828234	2018/10/ 9	2025/ 4/11	ＭＪ1740740	2023/ 1/10	2025/ 4/14	ＴＲ8736759	2017/ 7/14	2025/ 4/14	ＴＴ2580709	2022/ 9/30	2025/ 4/14
ＴＳ1868852	2018/10/11	2025/ 4/11	ＭＪ1821802	2023/ 1/25	2025/ 4/14	ＴＲ8981150	2017/ 8/22	2025/ 4/14	ＴＴ2704094	2022/11/16	2025/ 4/14
ＴＳ1968756	2018/10/23	2025/ 4/11	ＭＪ1935107	2023/ 2/26	2025/ 4/14	ＴＲ9148248	2017/ 9/14	2025/ 4/14	ＴＴ2718458	2022/11/15	2025/ 4/14
ＴＳ2000047	2018/11/ 2	2025/ 4/11	ＭＪ2106290	2023/ 5/11	2025/ 4/14	ＴＲ9292824	2017/10/ 3	2025/ 4/14	ＴＴ3084434	2023/ 2/17	2025/ 4/14
ＴＳ2074502	2018/11/12	2025/ 4/11	ＭＪ2386856	2023/ 7/26	2025/ 4/14	ＴＲ9305628	2017/10/ 5	2025/ 4/14	ＴＴ3346327	2023/ 4/19	2025/ 4/14
ＴＳ2248039	2018/12/ 3	2025/ 4/11	ＭＪ2411931	2023/ 8/14	2025/ 4/14	ＴＲ9335048	2017/10/17	2025/ 4/14	ＴＴ3703872	2023/ 5/25	2025/ 4/14
ＴＳ2374702	2019/ 1/ 4	2025/ 4/11	ＭＪ2975518	2024/ 1/25	2025/ 4/14	ＴＲ9485061	2017/11/10	2025/ 4/14	ＴＴ3915312	2023/ 6/23	2025/ 4/14
ＴＳ2748166	2019/ 2/ 8	2025/ 4/11	ＭＪ3890843	2024/ 8/27	2025/ 4/14	ＴＲ9797748	2017/12/28	2025/ 4/14	ＴＴ4120767	2023/ 7/13	2025/ 4/14
ＴＳ2876472	2019/ 2/22	2025/ 4/11	ＭＪ3950493	2024/10/10	2025/ 4/14	ＴＳ0056421	2018/ 2/ 1	2025/ 4/14	ＴＴ4189128	2023/ 8/17	2025/ 4/14

ＴＴ4712851	2023/10/26	2025/ 4/14	ＴＲ5786973	2016/ 3/10	2025/ 4/15	ＴＳ2953977	2019/ 3/12	2025/ 4/15	ＭＪ2054417	2023/ 4/11	2025/ 4/16	
ＴＴ4831287	2023/11/16	2025/ 4/14	ＴＲ5980780	2016/ 4/22	2025/ 4/15	ＴＳ2966044	2019/ 3/11	2025/ 4/15	ＭＪ2115057	2023/ 5/11	2025/ 4/16	
ＴＴ4883372	2023/10/27	2025/ 4/14	ＴＲ6020017	2016/ 5/ 9	2025/ 4/15	ＴＳ3031786	2019/ 3/15	2025/ 4/15	ＭＪ2274484	2023/ 7/ 3	2025/ 4/16	
ＴＴ5096866	2023/12/11	2025/ 4/14	ＴＲ6354359	2016/ 7/25	2025/ 4/15	ＴＳ3610416	2019/ 6/ 5	2025/ 4/15	ＭＪ2669092	2023/10/30	2025/ 4/16	
ＴＴ5313857	2024/ 1/19	2025/ 4/14	ＴＲ6680815	2016/ 9/26	2025/ 4/15	ＴＳ4035581	2019/ 7/24	2025/ 4/15	ＭＪ3632427	2024/ 6/25	2025/ 4/16	
ＴＴ5931894	2024/ 4/11	2025/ 4/14	ＴＲ6889551	2016/10/18	2025/ 4/15	ＴＳ4546075	2019/10/ 7	2025/ 4/15	ＭＪ3996239	2024/ 9/26	2025/ 4/16	
ＴＴ5931895	2024/ 4/11	2025/ 4/14	ＴＲ6923617	2016/10/19	2025/ 4/15	ＴＳ4558082	2019/10/ 8	2025/ 4/15	ＭＪ4014847	2024/ 9/27	2025/ 4/16	
ＴＴ6465087	2024/ 7/ 2	2025/ 4/14	ＴＲ6963290	2016/11/ 1	2025/ 4/15	ＴＳ5170556	2020/ 1/15	2025/ 4/15	ＭＪ4406423	2025/ 2/17	2025/ 4/16	
ＴＴ6585693	2024/ 7/19	2025/ 4/14	ＴＲ7094887	2016/11/18	2025/ 4/15	ＴＳ5418737	2020/ 2/13	2025/ 4/15	ＭＪ4512533	2025/ 3/ 6	2025/ 4/16	
ＴＴ7434296	2024/11/13	2025/ 4/14	ＴＲ7185321	2016/11/30	2025/ 4/15	ＴＴ1030357	2020/ 2/14	2025/ 4/15	ＭＺ2077050	2022/ 1/28	2025/ 4/16	
ＴＴ7746448	2025/ 1/20	2025/ 4/14	ＴＲ7269252	2016/12/22	2025/ 4/15	ＴＴ1693848	2021/ 3/12	2025/ 4/15	ＴＲ4034109	2015/ 4/16	2025/ 4/16	
ＴＴ7849990	2025/ 2/25	2025/ 4/14	ＴＲ7372794	2017/ 1/25	2025/ 4/15	ＴＴ1693978	2021/ 3/16	2025/ 4/15	ＴＲ4071189	2015/ 5/13	2025/ 4/16	
ＴＴ7988269	2025/ 3/12	2025/ 4/14	ＴＲ7381339	2017/ 1/25	2025/ 4/15	ＴＴ1870588	2021/10/14	2025/ 4/15	ＴＲ4173400	2015/ 5/13	2025/ 4/16	
ＴＴ8201400	2025/ 3/24	2025/ 4/14	ＴＲ7535909	2017/ 2/ 2	2025/ 4/15	ＴＴ2143791	2022/ 4/ 5	2025/ 4/15	ＴＲ4389042	2015/ 6/23	2025/ 4/16	
ＴＺ2122391	2022/ 5/18	2025/ 4/14	ＴＲ7646316	2017/ 4/20	2025/ 4/15	ＴＴ2381493	2022/ 7/26	2025/ 4/15	ＴＲ4668705	2015/ 9/ 1	2025/ 4/16	
ＴＺ2154321	2023/ 2/23	2025/ 4/14	ＴＲ7653819	2017/ 2/14	2025/ 4/15	ＴＴ2413307	2022/ 8/ 2	2025/ 4/15	ＴＲ4676168	2015/ 8/18	2025/ 4/16	
ＭＪ1250635	2022/ 1/12	2025/ 4/15	ＴＲ7801458	2017/ 2/28	2025/ 4/15	ＴＴ2546681	2022/10/14	2025/ 4/15	ＴＲ4842156	2015/10/20	2025/ 4/16	
ＭＪ1325504	2022/ 5/18	2025/ 4/15	ＴＲ8210872	2017/ 5/ 1	2025/ 4/15	ＴＴ2823182	2023/ 1/12	2025/ 4/15	ＴＲ4932349	2015/11/ 4	2025/ 4/16	
ＭＪ1544734	2022/ 4/28	2025/ 4/15	ＴＲ8295062	2017/ 5/22	2025/ 4/15	ＴＴ3189654	2023/ 2/27	2025/ 4/15	ＴＲ5005614	2015/12/ 3	2025/ 4/16	
ＭＪ1918145	2023/ 3/ 1	2025/ 4/15	ＴＲ8443000	2017/ 6/20	2025/ 4/15	ＴＴ3237310	2023/ 3/22	2025/ 4/15	ＴＲ5101107	2015/12/ 3	2025/ 4/16	
ＭＪ2399520	2023/ 7/31	2025/ 4/15	ＴＲ8567046	2017/ 6/23	2025/ 4/15	ＴＴ3870276	2023/ 6/29	2025/ 4/15	ＴＲ5355805	2016/ 1/12	2025/ 4/16	
ＭＪ2476970	2023/ 8/25	2025/ 4/15	ＴＲ8609388	2017/ 6/30	2025/ 4/15	ＴＴ4032999	2023/ 7/ 9	2025/ 4/15	ＴＲ5389560	2016/ 1/27	2025/ 4/16	
ＭＪ2606323	2023/ 9/21	2025/ 4/15	ＴＲ8860050	2017/ 8/ 7	2025/ 4/15	ＴＴ4106694	2023/ 7/26	2025/ 4/15	ＴＲ5592463	2016/ 2/12	2025/ 4/16	
ＭＪ2877318	2023/12/22	2025/ 4/15	ＴＲ8894687	2017/ 8/ 7	2025/ 4/15	ＴＴ4131267	2023/ 7/18	2025/ 4/15	ＴＲ5603569	2016/ 1/25	2025/ 4/16	
ＭＪ2985212	2024/ 1/31	2025/ 4/15	ＴＲ9072541	2017/ 8/21	2025/ 4/15	ＴＴ4178235	2023/ 7/28	2025/ 4/15	ＴＲ6107776	2016/ 5/12	2025/ 4/16	
ＭＪ3407194	2024/ 5/21	2025/ 4/15	ＴＲ9144956	2017/ 9/19	2025/ 4/15	ＴＴ5042722	2023/12/11	2025/ 4/15	ＴＲ6208808	2016/ 5/11	2025/ 4/16	
ＭＪ3996513	2024/ 9/27	2025/ 4/15	ＴＲ9355243	2017/10/23	2025/ 4/15	ＴＴ5570461	2024/ 2/20	2025/ 4/15	ＴＲ6686246	2016/10/ 4	2025/ 4/16	
ＭＪ4539593	2025/ 3/26	2025/ 4/15	ＴＲ9605555	2017/12/ 8	2025/ 4/15	ＴＴ5824593	2024/ 3/26	2025/ 4/15	ＴＲ6868366	2016/10/14	2025/ 4/16	
ＭＪ4543193	2025/ 3/ 7	2025/ 4/15	ＴＲ9818688	2018/ 1/12	2025/ 4/15	ＴＴ6199256	2024/ 5/24	2025/ 4/15	ＴＲ6965056	2016/12/ 1	2025/ 4/16	
ＴＲ3949100	2015/ 4/17	2025/ 4/15	ＴＳ0012212	2018/ 2/ 7	2025/ 4/15	ＴＴ6672586	2024/ 8/14	2025/ 4/15	ＴＲ7309438	2016/12/27	2025/ 4/16	
ＴＲ3981294	2015/ 5/26	2025/ 4/15	ＴＳ0067096	2018/ 2/ 8	2025/ 4/15	ＴＴ6772020	2024/ 8/16	2025/ 4/15	ＴＲ7333403	2016/12/28	2025/ 4/16	
ＴＲ4339582	2015/ 7/21	2025/ 4/15	ＴＳ0120815	2018/ 2/16	2025/ 4/15	ＴＴ6938594	2024/ 9/20	2025/ 4/15	ＴＲ7747056	2017/ 2/24	2025/ 4/16	
ＴＲ4345211	2015/ 7/ 6	2025/ 4/15	ＴＳ0168363	2018/ 2/23	2025/ 4/15	ＴＴ7834298	2025/ 2/ 4	2025/ 4/15	ＴＲ7924962	2017/ 3/23	2025/ 4/16	
ＴＲ4405805	2015/ 7/ 8	2025/ 4/15	ＴＳ0286154	2018/ 3/ 7	2025/ 4/15	ＴＴ7987374	2025/ 3/ 7	2025/ 4/15	ＴＲ8221762	2017/ 4/27	2025/ 4/16	
ＴＲ4584857	2015/ 8/21	2025/ 4/15	ＴＳ0792630	2018/ 5/11	2025/ 4/15	ＴＴ8006927	2025/ 2/25	2025/ 4/15	ＴＲ8406893	2017/ 5/24	2025/ 4/16	
ＴＲ4593336	2015/ 8/13	2025/ 4/15	ＴＳ0869936	2018/ 5/30	2025/ 4/15	ＴＴ8125014	2025/ 3/25	2025/ 4/15	ＴＲ8697795	2018/ 1/22	2025/ 4/16	
ＴＲ4668412	2015/ 8/31	2025/ 4/15	ＴＳ0947964	2018/ 6/ 8	2025/ 4/15	ＴＴ8154566	2025/ 3/18	2025/ 4/15	ＴＲ8704131	2017/ 7/21	2025/ 4/16	
ＴＲ4844690	2015/10/ 6	2025/ 4/15	ＴＳ1153392	2018/ 7/ 3	2025/ 4/15	ＴＴ8155107	2025/ 3/14	2025/ 4/15	ＴＲ8986270	2017/ 9/ 6	2025/ 4/16	
ＴＲ4968933	2015/10/30	2025/ 4/15	ＴＳ1693777	2018/ 9/18	2025/ 4/15	ＴＺ1128482	2016/ 5/ 9	2025/ 4/15	ＴＲ9390323	2017/10/19	2025/ 4/16	
ＴＲ5011666	2015/10/29	2025/ 4/15	ＴＳ1931085	2018/10/19	2025/ 4/15	ＴＺ1161328	2016/11/ 1	2025/ 4/15	ＴＲ9453468	2017/11/10	2025/ 4/16	
ＴＲ5190747	2015/12/17	2025/ 4/15	ＴＳ2367019	2018/12/28	2025/ 4/15	ＴＺ1292181	2018/ 7/19	2025/ 4/15	ＴＲ9481400	2017/11/13	2025/ 4/16	
ＴＲ5221108	2015/12/ 3	2025/ 4/15	ＴＳ2391996	2018/12/28	2025/ 4/15	ＴＺ1400783	2020/ 2/ 3	2025/ 4/15	ＴＲ9511522	2017/11/20	2025/ 4/16	
ＴＲ5418576	2016/ 1/25	2025/ 4/15	ＴＳ2648342	2019/ 2/ 5	2025/ 4/15	ＴＺ2268654	2024/10/18	2025/ 4/15	ＴＲ9726460	2017/12/15	2025/ 4/16	
ＴＲ5492969	2016/ 1/12	2025/ 4/15	ＴＳ2771164	2019/ 2/14	2025/ 4/15	ＭＪ1373984	2022/ 8/17	2025/ 4/16	ＴＲ9733901	2017/12/21	2025/ 4/16	
ＴＲ5705179	2016/ 2/26	2025/ 4/15	ＴＳ2882197	2019/ 2/26	2025/ 4/15	ＭＪ1978520	2023/ 4/ 4	2025/ 4/16	ＴＲ9797661	2017/12/25	2025/ 4/16	

ＴＳ0728043	2018/ 5/15	2025/ 4/16	ＴＴ6025100	2024/ 5/ 7	2025/ 4/16	ＴＲ4744981	2015/ 9/14	2025/ 4/17	ＴＳ2866278	2019/ 2/28	2025/ 4/17	
ＴＳ1216139	2018/ 7/18	2025/ 4/16	ＴＴ6147001	2024/ 5/22	2025/ 4/16	ＴＲ5172385	2015/11/17	2025/ 4/17	ＴＳ3093963	2019/ 3/26	2025/ 4/17	
ＴＳ1272968	2018/ 7/24	2025/ 4/16	ＴＴ6205235	2024/ 5/14	2025/ 4/16	ＴＲ5225490	2016/ 1/15	2025/ 4/17	ＴＳ3113447	2019/ 4/ 1	2025/ 4/17	
ＴＳ1510900	2018/ 8/28	2025/ 4/16	ＴＴ7142609	2024/10/25	2025/ 4/16	ＴＲ5534417	2016/ 2/16	2025/ 4/17	ＴＳ3124353	2019/ 4/ 2	2025/ 4/17	
ＴＳ1547852	2018/ 8/21	2025/ 4/16	ＴＴ7421214	2024/12/18	2025/ 4/16	ＴＲ5670071	2016/ 2/15	2025/ 4/17	ＴＳ4054413	2019/ 7/30	2025/ 4/17	
ＴＳ1672350	2018/ 8/28	2025/ 4/16	ＴＴ7432559	2024/11/15	2025/ 4/16	ＴＲ5670548	2016/ 2/17	2025/ 4/17	ＴＳ4371293	2019/ 9/13	2025/ 4/17	
ＴＳ1982857	2018/11/ 2	2025/ 4/16	ＴＴ7789552	2025/ 1/27	2025/ 4/16	ＴＲ5865695	2016/ 4/12	2025/ 4/17	ＴＳ4575766	2019/10/11	2025/ 4/17	
ＴＳ2066023	2018/11/ 9	2025/ 4/16	ＴＴ7920804	2025/ 2/12	2025/ 4/16	ＴＲ5914457	2016/ 4/ 7	2025/ 4/17	ＴＳ4779597	2019/10/29	2025/ 4/17	
ＴＳ2282177	2018/12/13	2025/ 4/16	ＴＴ7996419	2025/ 2/21	2025/ 4/16	ＴＲ6032050	2016/ 4/21	2025/ 4/17	ＴＳ5186058	2020/ 1/16	2025/ 4/17	
ＴＳ2922396	2019/ 3/ 7	2025/ 4/16	ＴＴ8114942	2025/ 3/27	2025/ 4/16	ＴＲ6357431	2016/ 7/29	2025/ 4/17	ＴＳ5346140	2020/ 2/ 4	2025/ 4/17	
ＴＳ2951478	2019/ 3/11	2025/ 4/16	ＴＺ1212415	2017/ 6/19	2025/ 4/16	ＴＲ6691100	2016/ 9/14	2025/ 4/17	ＴＴ1016430	2020/ 2/14	2025/ 4/17	
ＴＳ3036243	2019/ 3/18	2025/ 4/16	ＴＺ1294131	2018/ 8/ 1	2025/ 4/16	ＴＲ6891713	2016/10/18	2025/ 4/17	ＴＴ1143348	2020/ 2/20	2025/ 4/17	
ＴＳ3298988	2019/ 4/15	2025/ 4/16	ＴＺ2004999	2023/ 4/19	2025/ 4/16	ＴＲ6949670	2016/10/21	2025/ 4/17	ＴＴ1624845	2021/ 1/ 4	2025/ 4/17	
ＴＳ3932671	2019/ 7/19	2025/ 4/16	ＴＺ2043312	2020/12/ 2	2025/ 4/16	ＴＲ7002340	2016/11/ 2	2025/ 4/17	ＴＴ1997291	2022/ 1/25	2025/ 4/17	
ＴＳ4049421	2019/ 8/ 2	2025/ 4/16	ＴＺ2100261	2022/ 4/12	2025/ 4/16	ＴＲ7169994	2016/11/24	2025/ 4/17	ＴＴ2004277	2022/ 3/ 8	2025/ 4/17	
ＴＳ4108871	2019/ 8/ 6	2025/ 4/16	ＭＪ1237801	2020/ 4/28	2025/ 4/17	ＴＲ7311169	2016/12/27	2025/ 4/17	ＴＴ2201289	2022/ 6/ 9	2025/ 4/17	
ＴＳ4345611	2019/ 9/ 4	2025/ 4/16	ＭＪ1512773	2022/ 3/26	2025/ 4/17	ＴＲ7432934	2017/ 1/25	2025/ 4/17	ＴＴ2509277	2022/ 8/24	2025/ 4/17	
ＴＳ4357779	2019/ 9/10	2025/ 4/16	ＭＪ1612989	2022/ 7/24	2025/ 4/17	ＴＲ7468667	2017/ 1/19	2025/ 4/17	ＴＴ2591775	2022/10/12	2025/ 4/17	
ＴＳ4760311	2019/11/15	2025/ 4/16	ＭＪ1717230	2022/11/15	2025/ 4/17	ＴＲ7515819	2017/ 1/11	2025/ 4/17	ＴＴ3468880	2023/ 4/17	2025/ 4/17	
ＴＳ4772776	2019/11/15	2025/ 4/16	ＭＪ2698465	2023/ 9/21	2025/ 4/17	ＴＲ7966369	2017/ 3/27	2025/ 4/17	ＴＴ3583893	2023/ 5/11	2025/ 4/17	
ＴＳ4800385	2019/11/15	2025/ 4/16	ＭＪ3050369	2024/ 2/ 1	2025/ 4/17	ＴＲ7981019	2017/ 3/31	2025/ 4/17	ＴＴ4317128	2023/ 8/24	2025/ 4/17	
ＴＳ4800386	2019/11/15	2025/ 4/16	ＭＪ3336069	2024/ 4/10	2025/ 4/17	ＴＲ8051230	2017/ 4/11	2025/ 4/17	ＴＴ4920242	2023/11/ 7	2025/ 4/17	
ＴＳ5004727	2019/12/19	2025/ 4/16	ＭＪ3430061	2024/ 5/10	2025/ 4/17	ＴＲ8065515	2017/ 4/19	2025/ 4/17	ＴＴ5649955	2024/ 3/21	2025/ 4/17	
ＴＴ1043998	2020/ 3/ 3	2025/ 4/16	ＭＪ3444255	2024/ 5/ 8	2025/ 4/17	ＴＲ8251902	2017/ 5/12	2025/ 4/17	ＴＴ5771096	2024/ 3/14	2025/ 4/17	
ＴＴ1128219	2020/ 3/ 6	2025/ 4/16	ＭＪ3898854	2024/ 8/30	2025/ 4/17	ＴＲ8599385	2017/ 7/ 4	2025/ 4/17	ＴＴ5885355	2024/ 3/27	2025/ 4/17	
ＴＴ1174852	2020/ 3/ 4	2025/ 4/16	ＭＪ4334626	2025/ 1/28	2025/ 4/17	ＴＲ8800434	2017/ 7/26	2025/ 4/17	ＴＴ5905582	2024/ 4/ 3	2025/ 4/17	
ＴＴ1427198	2020/10/27	2025/ 4/16	ＭＪ4334627	2025/ 1/28	2025/ 4/17	ＴＲ8975848	2017/ 9/ 4	2025/ 4/17	ＴＴ6801522	2024/ 9/ 5	2025/ 4/17	
ＴＴ1565661	2020/10/19	2025/ 4/16	ＭＪ4514327	2025/ 3/17	2025/ 4/17	ＴＲ9481033	2017/11/ 9	2025/ 4/17	ＴＴ7046177	2024/ 9/27	2025/ 4/17	
ＴＴ1642842	2021/ 2/ 5	2025/ 4/16	ＭＪ4517536	2025/ 3/19	2025/ 4/17	ＴＲ9516797	2017/11/13	2025/ 4/17	ＴＴ7078124	2024/ 9/20	2025/ 4/17	
ＴＴ1647072	2021/ 3/10	2025/ 4/16	ＭＺ2045703	2021/ 4/23	2025/ 4/17	ＴＲ9624707	2017/12/ 1	2025/ 4/17	ＴＴ7227201	2024/11/11	2025/ 4/17	
ＴＴ1787891	2021/ 8/23	2025/ 4/16	ＭＺ2094392	2022/ 3/ 9	2025/ 4/17	ＴＲ9659144	2017/12/15	2025/ 4/17	ＴＴ7331702	2024/11/13	2025/ 4/17	
ＴＴ1905776	2021/ 9/16	2025/ 4/16	ＴＲ3352136	2016/ 6/13	2025/ 4/17	ＴＲ9846987	2018/ 1/12	2025/ 4/17	ＴＴ7519005	2024/12/25	2025/ 4/17	
ＴＴ2284023	2022/ 6/29	2025/ 4/16	ＴＲ3385104	2016/ 6/20	2025/ 4/17	ＴＲ9981685	2018/ 2/ 6	2025/ 4/17	ＴＴ7733006	2025/ 1/23	2025/ 4/17	
ＴＴ2708618	2022/11/15	2025/ 4/16	ＴＲ3424228	2016/ 6/21	2025/ 4/17	ＴＳ0894289	2018/ 6/ 6	2025/ 4/17	ＴＴ7818645	2025/ 1/29	2025/ 4/17	
ＴＴ2879162	2023/ 1/13	2025/ 4/16	ＴＲ3456835	2016/ 7/ 5	2025/ 4/17	ＴＳ0900775	2018/ 6/ 5	2025/ 4/17	ＴＴ7891673	2025/ 2/27	2025/ 4/17	
ＴＴ2982289	2023/ 1/30	2025/ 4/16	ＴＲ3510633	2016/ 6/29	2025/ 4/17	ＴＳ1084743	2018/ 6/26	2025/ 4/17	ＴＺ1294899	2018/ 7/25	2025/ 4/17	
ＴＴ3454555	2023/ 4/27	2025/ 4/16	ＴＲ4072248	2015/ 5/19	2025/ 4/17	ＴＳ1171508	2018/ 7/11	2025/ 4/17	ＴＺ1363701	2019/ 6/ 6	2025/ 4/17	
ＴＴ4208687	2023/ 7/27	2025/ 4/16	ＴＲ4073250	2015/ 5/27	2025/ 4/17	ＴＳ1280176	2018/ 7/24	2025/ 4/17	ＴＺ2039679	2020/11/10	2025/ 4/17	
ＴＴ4327185	2023/ 8/29	2025/ 4/16	ＴＲ4125440	2015/ 6/15	2025/ 4/17	ＴＳ1523201	2018/ 8/28	2025/ 4/17	ＴＺ2283295	2025/ 1/31	2025/ 4/17	
ＴＴ4537889	2023/10/ 3	2025/ 4/16	ＴＲ4139596	2015/ 5/26	2025/ 4/17	ＴＳ1626993	2018/ 8/24	2025/ 4/17	ＭＪ1081570	2021/ 3/ 8	2025/ 4/18	
ＴＴ4773841	2023/10/12	2025/ 4/16	ＴＲ4242514	2015/ 7/15	2025/ 4/17	ＴＳ2079659	2018/11/12	2025/ 4/17	ＭＪ1564929	2022/ 6/29	2025/ 4/18	
ＴＴ5178763	2023/12/22	2025/ 4/16	ＴＲ4350463	2015/ 7/ 8	2025/ 4/17	ＴＳ2252260	2018/12/ 6	2025/ 4/17	ＭＪ1673606	2022/10/26	2025/ 4/18	
ＴＴ5428499	2024/ 2/ 2	2025/ 4/16	ＴＲ4372872	2015/ 7/23	2025/ 4/17	ＴＳ2315113	2018/12/18	2025/ 4/17	ＭＪ1810114	2023/ 1/25	2025/ 4/18	
ＴＴ5638279	2024/ 2/29	2025/ 4/16	ＴＲ4533401	2015/ 7/23	2025/ 4/17	ＴＳ2319556	2018/12/21	2025/ 4/17	ＭＪ2210930	2023/ 6/22	2025/ 4/18	
ＴＴ5786688	2024/ 4/12	2025/ 4/16	ＴＲ4678068	2015/ 8/20	2025/ 4/17	ＴＳ2768160	2019/ 2/22	2025/ 4/17	ＭＪ2439708	2023/ 8/ 9	2025/ 4/18	

ＭＪ2439929	2023/ 8/ 7	2025/ 4/18	ＴＳ1925336	2018/10/22	2025/ 4/18	ＴＲ6236256	2016/ 5/27	2025/ 4/21	ＴＴ2261758	2022/ 7/12	2025/ 4/21
ＭＪ2892097	2024/ 1/ 5	2025/ 4/18	ＴＳ2519519	2019/ 1/11	2025/ 4/18	ＴＲ6335675	2016/ 7/21	2025/ 4/21	ＴＴ2485948	2022/ 8/26	2025/ 4/21
ＭＪ2892104	2024/ 1/ 5	2025/ 4/18	ＴＳ2764470	2019/ 2/12	2025/ 4/18	ＴＲ6349452	2016/ 7/22	2025/ 4/21	ＴＴ2783885	2023/ 1/11	2025/ 4/21
ＭＪ3713341	2024/ 7/16	2025/ 4/18	ＴＳ3470788	2019/ 5/20	2025/ 4/18	ＴＲ6617870	2016/ 8/23	2025/ 4/21	ＴＴ2909391	2023/ 1/10	2025/ 4/21
ＴＲ3183695	2015/ 6/ 2	2025/ 4/18	ＴＳ3486230	2019/ 5/22	2025/ 4/18	ＴＲ6657188	2016/ 9/16	2025/ 4/21	ＴＴ2967677	2023/ 1/26	2025/ 4/21
ＴＲ3408197	2016/ 6/28	2025/ 4/18	ＴＳ3573243	2019/ 5/27	2025/ 4/18	ＴＲ7022372	2016/11/18	2025/ 4/21	ＴＴ2988412	2023/ 1/31	2025/ 4/21
ＴＲ3948355	2015/ 5/21	2025/ 4/18	ＴＳ4091832	2019/ 8/ 8	2025/ 4/18	ＴＲ7022436	2016/11/18	2025/ 4/21	ＴＴ3339598	2023/ 4/11	2025/ 4/21
ＴＲ4024070	2015/ 4/28	2025/ 4/18	ＴＳ4490406	2019/ 9/25	2025/ 4/18	ＴＲ7367876	2017/ 1/16	2025/ 4/21	ＴＴ3363571	2023/ 4/13	2025/ 4/21
ＴＲ4046304	2015/ 5/13	2025/ 4/18	ＴＳ5314127	2020/ 1/18	2025/ 4/18	ＴＲ7665504	2017/ 2/10	2025/ 4/21	ＴＴ3435791	2023/ 4/13	2025/ 4/21
ＴＲ4054202	2015/ 5/15	2025/ 4/18	ＴＴ1569161	2020/11/19	2025/ 4/18	ＴＲ7850915	2017/ 3/13	2025/ 4/21	ＴＴ3828014	2023/ 6/14	2025/ 4/21
ＴＲ4119059	2015/ 6/ 8	2025/ 4/18	ＴＴ1755648	2021/ 6/ 8	2025/ 4/18	ＴＲ7862079	2017/ 3/14	2025/ 4/21	ＴＴ4077155	2023/ 7/28	2025/ 4/21
ＴＲ4308361	2015/ 6/19	2025/ 4/18	ＴＴ2621502	2022/10/26	2025/ 4/18	ＴＲ7986103	2017/ 3/30	2025/ 4/21	ＴＴ4099527	2023/ 7/20	2025/ 4/21
ＴＲ4442922	2015/ 7/21	2025/ 4/18	ＴＴ2968974	2023/ 2/17	2025/ 4/18	ＴＲ8180377	2017/ 4/27	2025/ 4/21	ＴＴ4152267	2023/ 7/21	2025/ 4/21
ＴＲ4810806	2015/10/ 8	2025/ 4/18	ＴＴ3289024	2023/ 3/29	2025/ 4/18	ＴＲ8308978	2017/ 5/25	2025/ 4/21	ＴＴ4505666	2023/ 9/ 5	2025/ 4/21
ＴＲ4836586	2015/10/16	2025/ 4/18	ＴＴ3296392	2023/ 3/27	2025/ 4/18	ＴＲ9015846	2017/ 9/ 7	2025/ 4/21	ＴＴ4540403	2023/ 9/14	2025/ 4/21
ＴＲ4883094	2015/10/28	2025/ 4/18	ＴＴ3409223	2023/ 4/13	2025/ 4/18	ＴＲ9020861	2017/ 9/ 8	2025/ 4/21	ＴＴ4683296	2023/10/11	2025/ 4/21
ＴＲ5644090	2016/ 2/16	2025/ 4/18	ＴＴ3456088	2023/ 4/12	2025/ 4/18	ＴＲ9168790	2017/ 9/25	2025/ 4/21	ＴＴ4789245	2023/10/20	2025/ 4/21
ＴＲ5814106	2016/ 3/ 7	2025/ 4/18	ＴＴ3507066	2023/ 4/24	2025/ 4/18	ＴＲ9431825	2017/10/25	2025/ 4/21	ＴＴ5214142	2024/ 1/ 5	2025/ 4/21
ＴＲ5901143	2016/ 3/24	2025/ 4/18	ＴＴ3561737	2023/ 5/16	2025/ 4/18	ＴＲ9633163	2017/12/ 5	2025/ 4/21	ＴＴ5424937	2024/ 1/29	2025/ 4/21
ＴＲ5998633	2016/ 4/ 7	2025/ 4/18	ＴＴ4077195	2023/ 7/28	2025/ 4/18	ＴＲ9859448	2018/ 1/17	2025/ 4/21	ＴＴ5822292	2024/ 4/23	2025/ 4/21
ＴＲ6209601	2016/ 5/10	2025/ 4/18	ＴＴ4593643	2023/10/ 5	2025/ 4/18	ＴＳ0078859	2018/ 2/ 2	2025/ 4/21	ＴＴ6134778	2024/ 5/29	2025/ 4/21
ＴＲ6927882	2016/10/20	2025/ 4/18	ＴＴ5208854	2023/12/22	2025/ 4/18	ＴＳ0252736	2018/ 3/ 5	2025/ 4/21	ＴＴ6620029	2024/ 7/25	2025/ 4/21
ＴＲ6983116	2016/11/15	2025/ 4/18	ＴＴ6746233	2024/ 8/14	2025/ 4/18	ＴＳ0497916	2018/ 4/ 6	2025/ 4/21	ＴＴ6780715	2024/ 8/15	2025/ 4/21
ＴＲ7131537	2016/11/28	2025/ 4/18	ＴＴ7199603	2024/10/ 4	2025/ 4/18	ＴＳ0545439	2018/ 4/10	2025/ 4/21	ＴＴ6983763	2024/ 9/11	2025/ 4/21
ＴＲ7270355	2016/12/26	2025/ 4/18	ＴＴ8006560	2025/ 2/25	2025/ 4/18	ＴＳ0858413	2018/ 5/25	2025/ 4/21	ＴＴ7920196	2025/ 2/12	2025/ 4/21
ＴＲ7546850	2017/ 1/26	2025/ 4/18	ＴＴ8150322	2025/ 3/11	2025/ 4/18	ＴＳ0924806	2018/ 6/ 1	2025/ 4/21	ＴＺ2076375	2021/ 4/12	2025/ 4/21
ＴＲ7825495	2017/ 3/ 6	2025/ 4/18	ＴＺ1166063	2016/11/21	2025/ 4/18	ＴＳ1371358	2018/ 8/ 9	2025/ 4/21	ＴＺ2150916	2022/ 9/ 8	2025/ 4/21
ＴＲ8874166	2017/ 8/10	2025/ 4/18	ＴＺ2279428	2025/ 1/27	2025/ 4/18	ＴＳ1602164	2018/ 9/ 6	2025/ 4/21	ＭＪ1179521	2021/ 1/28	2025/ 4/22
ＴＲ9123341	2017/ 9/ 8	2025/ 4/18	ＭＪ1302143	2021/10/ 8	2025/ 4/21	ＴＳ1901869	2018/10/15	2025/ 4/21	ＭＪ1298869	2021/ 5/13	2025/ 4/22
ＴＲ9173042	2017/ 9/20	2025/ 4/18	ＭＪ1389468	2021/ 9/ 8	2025/ 4/21	ＴＳ2105430	2018/11/19	2025/ 4/21	ＭＪ1369658	2023/ 6/22	2025/ 4/22
ＴＲ9432372	2017/11/ 6	2025/ 4/18	ＭＪ1693384	2022/11/29	2025/ 4/21	ＴＳ2155079	2018/11/22	2025/ 4/21	ＭＪ1652204	2022/ 9/30	2025/ 4/22
ＴＲ9665166	2017/12/15	2025/ 4/18	ＭＪ2710278	2023/11/ 8	2025/ 4/21	ＴＳ2298538	2018/12/28	2025/ 4/21	ＭＪ1692627	2022/11/17	2025/ 4/22
ＴＲ9899173	2018/ 1/23	2025/ 4/18	ＭＪ2717356	2023/10/12	2025/ 4/21	ＴＳ2521108	2019/ 1/21	2025/ 4/21	ＭＪ1716962	2022/11/ 4	2025/ 4/22
ＴＲ9990280	2018/ 2/ 5	2025/ 4/18	ＭＪ3950897	2024/10/18	2025/ 4/21	ＴＳ2565860	2019/ 1/18	2025/ 4/21	ＭＪ1793055	2022/11/28	2025/ 4/22
ＴＳ0017128	2018/ 2/ 6	2025/ 4/18	ＭＪ4440089	2025/ 2/27	2025/ 4/21	ＴＳ2616723	2019/ 1/31	2025/ 4/21	ＭＪ1835827	2023/ 1/25	2025/ 4/22
ＴＳ0166045	2018/ 2/23	2025/ 4/18	ＭＶ0014571	2025/ 3/26	2025/ 4/21	ＴＳ2888746	2019/ 3/18	2025/ 4/21	ＭＪ2026330	2023/ 4/14	2025/ 4/22
ＴＳ0227162	2018/ 3/ 2	2025/ 4/18	ＭＶ0094657	2025/ 4/ 7	2025/ 4/21	ＴＳ3171999	2019/ 4/ 5	2025/ 4/21	ＭＪ2049267	2023/ 4/18	2025/ 4/22
ＴＳ0300315	2018/ 3/13	2025/ 4/18	ＴＭ0097373	2025/ 4/ 3	2025/ 4/21	ＴＳ3588452	2019/ 6/ 4	2025/ 4/21	ＭＪ2054301	2023/ 4/11	2025/ 4/22
ＴＳ0379089	2018/ 4/ 3	2025/ 4/18	ＴＲ3338680	2016/ 6/14	2025/ 4/21	ＴＳ3736017	2019/ 6/20	2025/ 4/21	ＭＪ2542506	2023/ 9/11	2025/ 4/22
ＴＳ0420225	2018/ 3/30	2025/ 4/18	ＴＲ4309323	2015/ 6/23	2025/ 4/21	ＴＳ3786190	2019/ 6/19	2025/ 4/21	ＭＪ3128849	2024/ 2/29	2025/ 4/22
ＴＳ0423845	2018/ 3/30	2025/ 4/18	ＴＲ4898382	2015/ 9/18	2025/ 4/21	ＴＳ4381542	2019/ 9/ 5	2025/ 4/21	ＭＪ3422237	2024/ 5/14	2025/ 4/22
ＴＳ1049457	2018/ 6/27	2025/ 4/18	ＴＲ5156052	2015/12/21	2025/ 4/21	ＴＳ4913300	2019/12/ 3	2025/ 4/21	ＭＪ3774521	2024/ 8/15	2025/ 4/22
ＴＳ1200769	2018/ 7/10	2025/ 4/18	ＴＲ5313077	2015/12/18	2025/ 4/21	ＴＳ4931951	2019/12/ 6	2025/ 4/21	ＭＪ4046258	2024/10/28	2025/ 4/22
ＴＳ1389922	2018/ 8/13	2025/ 4/18	ＴＲ5313078	2015/12/18	2025/ 4/21	ＴＴ1124304	2020/ 2/20	2025/ 4/21	ＭＪ4164908	2025/ 1/14	2025/ 4/22
ＴＳ1733937	2018/ 9/21	2025/ 4/18	ＴＲ6037388	2016/ 4/18	2025/ 4/21	ＴＴ1753907	2021/ 8/ 3	2025/ 4/21	ＴＲ3310339	2016/ 6/ 9	2025/ 4/22

ＴＲ3879774	2015/ 5/ 8	2025/ 4/22	ＴＳ2095987	2018/11/21	2025/ 4/22	ＴＴ5625162	2024/ 3/ 5	2025/ 4/22	ＴＲ5331165	2016/ 2/16	2025/ 4/23
ＴＲ4085799	2015/ 5/11	2025/ 4/22	ＴＳ2103178	2018/11/26	2025/ 4/22	ＴＴ6391519	2024/ 7/18	2025/ 4/22	ＴＲ5359029	2016/ 2/18	2025/ 4/23
ＴＲ4223187	2015/ 6/15	2025/ 4/22	ＴＳ2249209	2018/12/12	2025/ 4/22	ＴＴ6438899	2024/ 6/28	2025/ 4/22	ＴＲ5380098	2015/12/18	2025/ 4/23
ＴＲ4912620	2015/ 9/30	2025/ 4/22	ＴＳ2276022	2018/12/14	2025/ 4/22	ＴＴ6899946	2024/ 9/13	2025/ 4/22	ＴＲ5531358	2016/ 2/ 8	2025/ 4/23
ＴＲ4943854	2015/11/19	2025/ 4/22	ＴＳ2337551	2018/12/14	2025/ 4/22	ＴＴ7812265	2025/ 2/19	2025/ 4/22	ＴＲ5605603	2016/ 2/15	2025/ 4/23
ＴＲ5065579	2015/11/12	2025/ 4/22	ＴＳ2494002	2019/ 1/21	2025/ 4/22	ＴＴ8283822	2025/ 3/26	2025/ 4/22	ＴＲ5633254	2016/ 2/15	2025/ 4/23
ＴＲ5082228	2015/11/ 6	2025/ 4/22	ＴＳ2580080	2019/ 1/ 8	2025/ 4/22	ＴＴ8284337	2025/ 3/27	2025/ 4/22	ＴＲ5667995	2016/ 3/17	2025/ 4/23
ＴＲ5116457	2015/11/19	2025/ 4/22	ＴＳ2677926	2019/ 2/ 6	2025/ 4/22	ＴＺ2115579	2022/ 4/ 5	2025/ 4/22	ＴＲ5746356	2016/ 3/18	2025/ 4/23
ＴＲ5151935	2015/12/ 8	2025/ 4/22	ＴＳ2830086	2019/ 2/15	2025/ 4/22	ＴＺ2126304	2022/ 6/ 3	2025/ 4/22	ＴＲ5981232	2016/ 4/28	2025/ 4/23
ＴＲ5152631	2015/12/10	2025/ 4/22	ＴＳ3469956	2019/ 5/17	2025/ 4/22	ＴＺ2155270	2022/10/14	2025/ 4/22	ＴＲ6648882	2016/ 8/26	2025/ 4/23
ＴＲ5184204	2015/12/18	2025/ 4/22	ＴＳ3756944	2019/ 6/24	2025/ 4/22	ＴＺ2200042	2023/10/16	2025/ 4/22	ＴＲ6990023	2016/11/14	2025/ 4/23
ＴＲ5683113	2016/ 2/ 9	2025/ 4/22	ＴＳ3932425	2019/ 7/19	2025/ 4/22	ＭＪ1306593	2020/11/16	2025/ 4/23	ＴＲ7301288	2016/12/19	2025/ 4/23
ＴＲ5839287	2016/ 3/17	2025/ 4/22	ＴＳ4204316	2019/ 8/28	2025/ 4/22	ＭＪ1381419	2021/ 8/10	2025/ 4/23	ＴＲ7622938	2017/ 2/ 7	2025/ 4/23
ＴＲ5851334	2016/ 4/ 6	2025/ 4/22	ＴＳ4538011	2019/10/ 3	2025/ 4/22	ＭＪ1448130	2021/ 7/14	2025/ 4/23	ＴＲ7752574	2017/ 2/24	2025/ 4/23
ＴＲ5929624	2016/ 4/12	2025/ 4/22	ＴＳ4635814	2019/10/16	2025/ 4/22	ＭＪ1518827	2022/ 5/ 9	2025/ 4/23	ＴＲ8147869	2017/ 4/25	2025/ 4/23
ＴＲ6978882	2016/10/27	2025/ 4/22	ＴＳ4894529	2019/12/ 4	2025/ 4/22	ＭＪ1744809	2022/11/ 9	2025/ 4/23	ＴＲ8195705	2017/ 5/ 2	2025/ 4/23
ＴＲ7114981	2016/12/ 8	2025/ 4/22	ＴＳ4911495	2019/12/10	2025/ 4/22	ＭＪ1827425	2023/ 1/13	2025/ 4/23	ＴＲ8574528	2017/ 6/26	2025/ 4/23
ＴＲ7528125	2016/12/27	2025/ 4/22	ＴＳ5001003	2019/12/ 4	2025/ 4/22	ＭＪ1970202	2023/ 3/16	2025/ 4/23	ＴＲ8592145	2017/ 6/29	2025/ 4/23
ＴＲ7781985	2017/ 3/ 2	2025/ 4/22	ＴＳ5065589	2019/12/24	2025/ 4/22	ＭＪ1975915	2023/ 3/17	2025/ 4/23	ＴＲ8800505	2017/ 7/26	2025/ 4/23
ＴＲ7877259	2017/ 3/13	2025/ 4/22	ＴＳ5356104	2020/ 2/ 5	2025/ 4/22	ＭＪ2348965	2023/ 7/19	2025/ 4/23	ＴＲ8845534	2017/ 7/31	2025/ 4/23
ＴＲ8104854	2017/ 4/13	2025/ 4/22	ＴＳ5371077	2020/ 1/29	2025/ 4/22	ＭＪ2604750	2023/ 9/ 8	2025/ 4/23	ＴＲ8890486	2017/ 8/17	2025/ 4/23
ＴＲ8177349	2017/ 4/24	2025/ 4/22	ＴＴ1115623	2020/ 3/ 3	2025/ 4/22	ＭＪ2618879	2023/ 9/ 9	2025/ 4/23	ＴＲ9014300	2017/ 9/ 6	2025/ 4/23
ＴＲ8465686	2017/ 6/ 9	2025/ 4/22	ＴＴ1126882	2020/ 2/25	2025/ 4/22	ＭＪ2624559	2023/ 9/14	2025/ 4/23	ＴＲ9190115	2017/ 9/14	2025/ 4/23
ＴＲ8468547	2017/ 6/13	2025/ 4/22	ＴＴ1686917	2021/ 3/18	2025/ 4/22	ＭＪ2789107	2023/11/14	2025/ 4/23	ＴＲ9316513	2017/10/11	2025/ 4/23
ＴＲ8719120	2017/ 7/24	2025/ 4/22	ＴＴ1712806	2021/ 3/ 2	2025/ 4/22	ＭＪ2988178	2024/ 1/30	2025/ 4/23	ＴＲ9391405	2017/10/17	2025/ 4/23
ＴＲ8984416	2017/ 9/ 6	2025/ 4/22	ＴＴ2025753	2022/ 1/ 6	2025/ 4/22	ＭＪ3464580	2024/ 5/20	2025/ 4/23	ＴＲ9465045	2017/11/ 8	2025/ 4/23
ＴＲ9292214	2017/ 9/28	2025/ 4/22	ＴＴ2045104	2022/ 2/28	2025/ 4/22	ＭＪ3726047	2024/ 7/10	2025/ 4/23	ＴＳ0270345	2018/ 3/ 6	2025/ 4/23
ＴＲ9661621	2017/12/13	2025/ 4/22	ＴＴ2302276	2022/ 6/19	2025/ 4/22	ＭＪ3854809	2024/ 8/16	2025/ 4/23	ＴＳ0766803	2018/ 5/17	2025/ 4/23
ＴＲ9892522	2018/ 1/18	2025/ 4/22	ＴＴ2530996	2022/ 9/ 7	2025/ 4/22	ＭＪ3935071	2024/10/ 8	2025/ 4/23	ＴＳ0817832	2018/ 5/15	2025/ 4/23
ＴＲ9935105	2018/ 1/16	2025/ 4/22	ＴＴ2590608	2022/ 9/30	2025/ 4/22	ＭＪ4311594	2025/ 1/ 8	2025/ 4/23	ＴＳ0827774	2018/ 5/28	2025/ 4/23
ＴＳ0068203	2018/ 1/25	2025/ 4/22	ＴＴ2590609	2022/ 9/30	2025/ 4/22	ＭＪ4427032	2025/ 2/28	2025/ 4/23	ＴＳ1183023	2018/ 7/10	2025/ 4/23
ＴＳ0245313	2018/ 2/27	2025/ 4/22	ＴＴ2742192	2023/ 1/10	2025/ 4/22	ＭＺ2049559	2021/ 3/23	2025/ 4/23	ＴＳ2381947	2018/12/28	2025/ 4/23
ＴＳ0323724	2018/ 3/16	2025/ 4/22	ＴＴ2761971	2022/12/ 1	2025/ 4/22	ＴＲ3290561	2016/ 5/27	2025/ 4/23	ＴＳ2811894	2019/ 2/20	2025/ 4/23
ＴＳ0418578	2018/ 3/27	2025/ 4/22	ＴＴ2982591	2023/ 1/31	2025/ 4/22	ＴＲ3378671	2016/ 6/24	2025/ 4/23	ＴＳ2932074	2019/ 3/ 6	2025/ 4/23
ＴＳ0434006	2018/ 4/ 2	2025/ 4/22	ＴＴ2999319	2023/ 2/16	2025/ 4/22	ＴＲ3615618	2015/ 5/27	2025/ 4/23	ＴＳ3340874	2019/ 4/26	2025/ 4/23
ＴＳ0538927	2018/ 4/18	2025/ 4/22	ＴＴ3025964	2023/ 2/14	2025/ 4/22	ＴＲ4191555	2015/ 6/11	2025/ 4/23	ＴＳ3529100	2019/ 5/25	2025/ 4/23
ＴＳ0793204	2018/ 5/14	2025/ 4/22	ＴＴ3393622	2023/ 4/11	2025/ 4/22	ＴＲ4236528	2015/ 6/25	2025/ 4/23	ＴＳ3758897	2019/ 6/27	2025/ 4/23
ＴＳ0925389	2018/ 6/ 6	2025/ 4/22	ＴＴ3393623	2023/ 4/11	2025/ 4/22	ＴＲ4298946	2015/ 6/ 4	2025/ 4/23	ＴＳ3890307	2019/ 7/ 9	2025/ 4/23
ＴＳ0947075	2018/ 6/ 7	2025/ 4/22	ＴＴ3646868	2023/ 5/18	2025/ 4/22	ＴＲ4311871	2015/ 6/24	2025/ 4/23	ＴＳ4711215	2019/11/ 7	2025/ 4/23
ＴＳ1147139	2018/ 7/19	2025/ 4/22	ＴＴ4103092	2023/ 7/20	2025/ 4/22	ＴＲ4665314	2015/ 8/18	2025/ 4/23	ＴＳ4781985	2019/11/13	2025/ 4/23
ＴＳ1211397	2018/ 7/18	2025/ 4/22	ＴＴ4435063	2023/ 9/21	2025/ 4/22	ＴＲ4669894	2015/ 9/ 3	2025/ 4/23	ＴＳ5118424	2020/ 1/ 7	2025/ 4/23
ＴＳ1640884	2018/ 8/27	2025/ 4/22	ＴＴ4605751	2023/10/ 3	2025/ 4/22	ＴＲ5031018	2015/11/17	2025/ 4/23	ＴＳ5126076	2020/ 1/10	2025/ 4/23
ＴＳ1674068	2018/ 8/20	2025/ 4/22	ＴＴ4812403	2023/10/31	2025/ 4/22	ＴＲ5053921	2015/10/26	2025/ 4/23	ＴＳ5297911	2020/ 1/23	2025/ 4/23
ＴＳ1715785	2018/ 9/18	2025/ 4/22	ＴＴ4935362	2023/11/24	2025/ 4/22	ＴＲ5102955	2015/12/ 8	2025/ 4/23	ＴＳ5369224	2020/ 2/ 6	2025/ 4/23
ＴＳ2069180	2018/11/14	2025/ 4/22	ＴＴ5028397	2023/12/12	2025/ 4/22	ＴＲ5203875	2015/12/ 7	2025/ 4/23	ＴＴ1693661	2021/ 2/ 1	2025/ 4/23

ＴＴ1891480	2021/ 8/20	2025/ 4/23	ＴＲ6553827	2016/ 9/ 9	2025/ 4/24	ＴＴ5616354	2024/ 2/16	2025/ 4/24	ＴＲ8640116	2017/ 7/ 4	2025/ 4/25	
ＴＴ1912249	2021/12/28	2025/ 4/23	ＴＲ6656170	2016/ 9/ 9	2025/ 4/24	ＴＴ7401439	2024/12/ 3	2025/ 4/24	ＴＲ9034136	2017/ 8/31	2025/ 4/25	
ＴＴ2264353	2022/ 6/22	2025/ 4/23	ＴＲ6682012	2016/ 9/20	2025/ 4/24	ＴＴ7847494	2025/ 2/20	2025/ 4/24	ＴＲ9139986	2017/ 9/12	2025/ 4/25	
ＴＴ2431639	2022/ 8/30	2025/ 4/23	ＴＲ6764583	2016/ 9/28	2025/ 4/24	ＴＺ1365106	2019/ 8/ 9	2025/ 4/24	ＴＲ9139987	2017/ 9/12	2025/ 4/25	
ＴＴ2512571	2022/ 9/12	2025/ 4/23	ＴＲ6998329	2016/11/ 7	2025/ 4/24	ＭＪ1617324	2022/ 8/ 2	2025/ 4/25	ＴＲ9158281	2017/ 9/15	2025/ 4/25	
ＴＴ2603461	2022/11/11	2025/ 4/23	ＴＲ7142716	2016/11/25	2025/ 4/24	ＭＪ1879293	2023/ 2/17	2025/ 4/25	ＴＲ9355217	2017/10/23	2025/ 4/25	
ＴＴ2641236	2022/12/28	2025/ 4/23	ＴＲ7186325	2016/12/ 2	2025/ 4/24	ＭＪ3169459	2024/ 3/29	2025/ 4/25	ＴＲ9886331	2018/ 1/15	2025/ 4/25	
ＴＴ2682707	2022/11/ 9	2025/ 4/23	ＴＲ7591228	2017/ 2/ 8	2025/ 4/24	ＭＪ3469783	2024/ 5/28	2025/ 4/25	ＴＲ9894602	2018/ 1/22	2025/ 4/25	
ＴＴ2682708	2022/11/ 9	2025/ 4/23	ＴＲ8888168	2017/ 8/ 9	2025/ 4/24	ＭＪ3720960	2024/ 7/26	2025/ 4/25	ＴＳ0326470	2018/ 3/ 8	2025/ 4/25	
ＴＴ3052438	2023/ 1/25	2025/ 4/23	ＴＲ9583030	2017/12/ 4	2025/ 4/24	ＭＪ4087975	2025/ 1/31	2025/ 4/25	ＴＳ0581850	2018/ 4/13	2025/ 4/25	
ＴＴ3731979	2023/ 6/ 2	2025/ 4/23	ＴＳ0028534	2018/ 2/ 8	2025/ 4/24	ＭＪ4260141	2025/ 1/ 6	2025/ 4/25	ＴＳ0595283	2018/ 4/15	2025/ 4/25	
ＴＴ4113689	2023/ 7/21	2025/ 4/23	ＴＳ0648529	2018/ 5/ 2	2025/ 4/24	ＴＭ0063772	2025/ 4/ 1	2025/ 4/25	ＴＳ0777114	2018/ 5/16	2025/ 4/25	
ＴＴ4349366	2023/ 8/16	2025/ 4/23	ＴＳ0823020	2018/ 5/18	2025/ 4/24	ＴＲ3288497	2016/ 5/24	2025/ 4/25	ＴＳ0944107	2018/ 6/ 8	2025/ 4/25	
ＴＴ4618635	2023/10/ 5	2025/ 4/23	ＴＳ0995911	2018/ 6/20	2025/ 4/24	ＴＲ3606504	2015/ 4/30	2025/ 4/25	ＴＳ1037043	2018/ 6/21	2025/ 4/25	
ＴＴ4848104	2023/11/ 6	2025/ 4/23	ＴＳ1513837	2018/ 9/ 6	2025/ 4/24	ＴＲ4218207	2015/ 5/29	2025/ 4/25	ＴＳ1064408	2018/ 6/29	2025/ 4/25	
ＴＴ5218650	2024/ 1/15	2025/ 4/23	ＴＳ1539268	2018/ 9/14	2025/ 4/24	ＴＲ4264806	2015/ 7/ 1	2025/ 4/25	ＴＳ1162581	2018/ 7/12	2025/ 4/25	
ＴＴ5350755	2024/ 1/25	2025/ 4/23	ＴＳ1593487	2018/ 8/21	2025/ 4/24	ＴＲ4272446	2015/ 7/ 3	2025/ 4/25	ＴＳ1174518	2018/ 7/10	2025/ 4/25	
ＴＴ5807622	2024/ 4/19	2025/ 4/23	ＴＳ1859205	2018/10/ 9	2025/ 4/24	ＴＲ4289538	2015/ 7/ 6	2025/ 4/25	ＴＳ1278746	2018/ 7/27	2025/ 4/25	
ＴＴ6458032	2024/ 7/ 4	2025/ 4/23	ＴＳ2189342	2018/11/30	2025/ 4/24	ＴＲ4333863	2015/ 6/24	2025/ 4/25	ＴＳ1416660	2018/ 8/16	2025/ 4/25	
ＴＴ7109335	2024/10/18	2025/ 4/23	ＴＳ2652010	2019/ 2/ 1	2025/ 4/24	ＴＲ4365725	2015/ 7/30	2025/ 4/25	ＴＳ1694843	2018/ 9/11	2025/ 4/25	
ＴＴ7199869	2024/10/ 4	2025/ 4/23	ＴＳ2652011	2019/ 2/ 1	2025/ 4/24	ＴＲ4765020	2015/ 9/11	2025/ 4/25	ＴＳ2289310	2018/12/17	2025/ 4/25	
ＴＴ7776624	2025/ 1/27	2025/ 4/23	ＴＳ2709916	2019/ 2/ 8	2025/ 4/24	ＴＲ4888732	2015/ 9/25	2025/ 4/25	ＴＳ2715280	2019/ 2/12	2025/ 4/25	
ＴＴ8091992	2025/ 3/ 5	2025/ 4/23	ＴＳ2803794	2019/ 2/20	2025/ 4/24	ＴＲ5336801	2015/12/ 3	2025/ 4/25	ＴＳ3182132	2019/ 4/22	2025/ 4/25	
ＴＴ8115225	2025/ 3/28	2025/ 4/23	ＴＳ3485700	2019/ 5/16	2025/ 4/24	ＴＲ5417879	2016/ 1/20	2025/ 4/25	ＴＳ3198888	2019/ 4/18	2025/ 4/25	
ＴＺ1058794	2016/ 8/18	2025/ 4/23	ＴＳ3643659	2019/ 6/11	2025/ 4/24	ＴＲ5491275	2016/ 1/12	2025/ 4/25	ＴＳ3225503	2019/ 4/ 9	2025/ 4/25	
ＭＪ1875729	2023/ 2/22	2025/ 4/24	ＴＳ4016374	2019/ 7/20	2025/ 4/24	ＴＲ5504597	2016/ 2/25	2025/ 4/25	ＴＳ3225504	2019/ 4/ 9	2025/ 4/25	
ＭＪ2272221	2023/ 6/23	2025/ 4/24	ＴＳ4496730	2019/ 9/30	2025/ 4/24	ＴＲ5583407	2016/ 3/16	2025/ 4/25	ＴＳ3375546	2019/ 5/10	2025/ 4/25	
ＭＪ2364219	2023/ 7/12	2025/ 4/24	ＴＳ4661999	2019/10/28	2025/ 4/24	ＴＲ5606673	2016/ 2/19	2025/ 4/25	ＴＳ3532654	2019/ 6/ 3	2025/ 4/25	
ＭＪ2507064	2023/ 8/17	2025/ 4/24	ＴＳ4715805	2019/11/ 6	2025/ 4/24	ＴＲ6492070	2016/ 8/22	2025/ 4/25	ＴＳ3662083	2019/ 6/13	2025/ 4/25	
ＭＪ2723261	2023/10/19	2025/ 4/24	ＴＳ4845033	2019/11/19	2025/ 4/24	ＴＲ6492071	2016/ 8/22	2025/ 4/25	ＴＳ4108558	2019/ 8/ 5	2025/ 4/25	
ＭＪ3479469	2024/ 5/30	2025/ 4/24	ＴＳ4872558	2019/11/29	2025/ 4/24	ＴＲ6567934	2016/ 9/ 2	2025/ 4/25	ＴＳ4152928	2019/ 8/16	2025/ 4/25	
ＭＪ4270720	2025/ 1/28	2025/ 4/24	ＴＳ4955879	2019/12/10	2025/ 4/24	ＴＲ6692957	2016/ 9/21	2025/ 4/25	ＴＳ4203182	2019/ 9/11	2025/ 4/25	
ＭＪ4594039	2025/ 3/26	2025/ 4/24	ＴＳ4999983	2019/12/24	2025/ 4/24	ＴＲ6818410	2016/10/11	2025/ 4/25	ＴＳ4498145	2019/ 9/27	2025/ 4/25	
ＴＲ3938716	2015/ 5/11	2025/ 4/24	ＴＳ5367800	2020/ 2/ 4	2025/ 4/24	ＴＲ7168566	2016/12/12	2025/ 4/25	ＴＳ4555056	2019/10/11	2025/ 4/25	
ＴＲ4042537	2015/ 5/11	2025/ 4/24	ＴＳ5367884	2020/ 2/ 5	2025/ 4/24	ＴＲ7257924	2016/12/16	2025/ 4/25	ＴＳ4846664	2019/11/21	2025/ 4/25	
ＴＲ4093666	2015/ 6/ 2	2025/ 4/24	ＴＳ5373545	2020/ 1/29	2025/ 4/24	ＴＲ7480846	2017/ 1/12	2025/ 4/25	ＴＳ4884879	2019/11/29	2025/ 4/25	
ＴＲ4524714	2015/ 7/28	2025/ 4/24	ＴＴ1074789	2020/ 2/10	2025/ 4/24	ＴＲ7547940	2017/ 1/31	2025/ 4/25	ＴＳ5163086	2020/ 1/ 8	2025/ 4/25	
ＴＲ4592892	2015/ 8/ 7	2025/ 4/24	ＴＴ1165362	2020/ 3/10	2025/ 4/24	ＴＲ7962986	2017/ 3/23	2025/ 4/25	ＴＳ5241531	2020/ 1/10	2025/ 4/25	
ＴＲ4990200	2015/11/24	2025/ 4/24	ＴＴ1412043	2021/ 3/ 9	2025/ 4/24	ＴＲ7968023	2017/ 3/24	2025/ 4/25	ＴＴ1722236	2021/ 3/ 9	2025/ 4/25	
ＴＲ5708533	2016/ 3/ 8	2025/ 4/24	ＴＴ1927892	2021/12/10	2025/ 4/24	ＴＲ7968024	2017/ 3/24	2025/ 4/25	ＴＴ1722237	2021/ 3/ 9	2025/ 4/25	
ＴＲ5816924	2016/ 3/29	2025/ 4/24	ＴＴ2011046	2022/ 1/17	2025/ 4/24	ＴＲ8198043	2017/ 5/19	2025/ 4/25	ＴＴ1891300	2021/ 8/19	2025/ 4/25	
ＴＲ5875542	2016/ 4/ 6	2025/ 4/24	ＴＴ2134908	2022/ 4/21	2025/ 4/24	ＴＲ8264974	2017/ 5/11	2025/ 4/25	ＴＴ1935878	2021/12/ 7	2025/ 4/25	
ＴＲ6018656	2016/ 5/ 9	2025/ 4/24	ＴＴ4566133	2023/ 9/ 7	2025/ 4/24	ＴＲ8338108	2017/ 5/16	2025/ 4/25	ＴＴ2575283	2022/10/17	2025/ 4/25	
ＴＲ6494838	2016/ 8/17	2025/ 4/24	ＴＴ4609066	2023/ 9/13	2025/ 4/24	ＴＲ8537902	2017/ 6/20	2025/ 4/25	ＴＴ2576393	2022/ 9/16	2025/ 4/25	
ＴＲ6502211	2016/ 8/23	2025/ 4/24	ＴＴ4885477	2023/11/ 8	2025/ 4/24	ＴＲ8550337	2017/ 6/27	2025/ 4/25	ＴＴ3255141	2023/ 4/18	2025/ 4/25	

ＴＴ4058230	2023/ 7/12	2025/ 4/25	ＴＲ5928383	2016/ 4/14	2025/ 4/28	ＴＳ2037006	2018/11/13	2025/ 4/28	ＴＴ6569373	2024/ 7/ 9	2025/ 4/28	
ＴＴ4416336	2023/ 8/31	2025/ 4/25	ＴＲ6157390	2016/ 5/20	2025/ 4/28	ＴＳ2732290	2019/ 2/15	2025/ 4/28	ＴＴ6588778	2024/ 7/24	2025/ 4/28	
ＴＴ4665389	2023/10/26	2025/ 4/25	ＴＲ6225343	2016/ 5/16	2025/ 4/28	ＴＳ2747415	2019/ 2/ 5	2025/ 4/28	ＴＴ6768142	2024/ 8/ 9	2025/ 4/28	
ＴＴ5120629	2023/12/19	2025/ 4/25	ＴＲ6344927	2016/ 7/28	2025/ 4/28	ＴＳ2942530	2019/ 3/14	2025/ 4/28	ＴＴ6790451	2024/ 9/10	2025/ 4/28	
ＴＴ5517797	2024/ 2/22	2025/ 4/25	ＴＲ6490662	2016/ 8/23	2025/ 4/28	ＴＳ2987944	2019/ 3/14	2025/ 4/28	ＴＴ7179047	2024/10/21	2025/ 4/28	
ＴＴ5602202	2024/ 3/ 8	2025/ 4/25	ＴＲ6533841	2016/ 9/ 2	2025/ 4/28	ＴＳ3111054	2019/ 3/25	2025/ 4/28	ＴＴ7212755	2024/10/21	2025/ 4/28	
ＴＴ5946059	2024/ 4/16	2025/ 4/25	ＴＲ6553955	2016/ 9/12	2025/ 4/28	ＴＳ3352505	2019/ 4/18	2025/ 4/28	ＴＴ7327961	2024/11/ 1	2025/ 4/28	
ＴＴ6327830	2024/ 6/ 5	2025/ 4/25	ＴＲ6595728	2016/ 8/19	2025/ 4/28	ＴＳ3384727	2019/ 5/13	2025/ 4/28	ＴＴ7472568	2024/12/19	2025/ 4/28	
ＴＴ6601841	2024/ 7/24	2025/ 4/25	ＴＲ6796164	2016/10/ 3	2025/ 4/28	ＴＳ3527925	2019/ 5/22	2025/ 4/28	ＴＴ7848137	2025/ 3/12	2025/ 4/28	
ＴＴ6632972	2024/ 8/15	2025/ 4/25	ＴＲ7028978	2016/11/16	2025/ 4/28	ＴＳ3549607	2019/ 5/30	2025/ 4/28	ＴＴ7939165	2025/ 2/ 7	2025/ 4/28	
ＴＴ6786185	2024/ 8/20	2025/ 4/25	ＴＲ7149288	2016/11/29	2025/ 4/28	ＴＳ3635320	2019/ 6/10	2025/ 4/28	ＴＺ2197684	2023/ 8/29	2025/ 4/28	
ＴＴ7836425	2025/ 2/ 6	2025/ 4/25	ＴＲ7303583	2017/ 1/ 5	2025/ 4/28	ＴＳ3763240	2019/ 6/26	2025/ 4/28	ＭＪ1716861	2022/10/28	2025/ 4/29	
ＴＴ7893089	2025/ 2/ 4	2025/ 4/25	ＴＲ7352219	2017/ 1/12	2025/ 4/28	ＴＳ3891951	2019/ 7/11	2025/ 4/28	ＭＪ1716862	2022/10/28	2025/ 4/29	
ＴＴ8067558	2025/ 2/25	2025/ 4/25	ＴＲ7379605	2017/ 1/16	2025/ 4/28	ＴＳ4062095	2019/ 7/30	2025/ 4/28	ＭＶ0019292	2025/ 3/28	2025/ 4/29	
ＴＴ8083271	2025/ 3/10	2025/ 4/25	ＴＲ7558739	2017/ 2/ 7	2025/ 4/28	ＴＳ4124856	2019/ 8/ 7	2025/ 4/28	ＴＲ4696384	2015/ 8/25	2025/ 4/29	
ＴＺ1304638	2018/10/20	2025/ 4/25	ＴＲ7610791	2017/ 2/ 9	2025/ 4/28	ＴＳ4312473	2019/ 9/ 6	2025/ 4/28	ＴＲ6133155	2016/ 5/11	2025/ 4/29	
ＴＺ1355073	2019/ 5/ 6	2025/ 4/25	ＴＲ7918853	2017/ 3/23	2025/ 4/28	ＴＳ4396917	2019/ 9/18	2025/ 4/28	ＴＳ3103089	2019/ 3/26	2025/ 4/29	
ＴＺ2217360	2024/ 3/26	2025/ 4/25	ＴＲ8376536	2017/ 5/24	2025/ 4/28	ＴＳ4506869	2019/ 9/27	2025/ 4/28	ＴＳ3981327	2019/ 7/22	2025/ 4/29	
ＭＪ1362140	2022/12/22	2025/ 4/28	ＴＲ8601928	2017/ 6/29	2025/ 4/28	ＴＳ5085927	2019/12/24	2025/ 4/28	ＴＳ4259403	2019/ 8/20	2025/ 4/29	
ＭＪ1467717	2021/11/16	2025/ 4/28	ＴＲ8836868	2017/ 7/28	2025/ 4/28	ＴＳ5118728	2020/ 1/ 7	2025/ 4/28	ＴＳ4605258	2019/10/16	2025/ 4/29	
ＭＪ1704732	2022/11/18	2025/ 4/28	ＴＲ9002883	2017/ 8/29	2025/ 4/28	ＴＳ5344146	2020/ 1/27	2025/ 4/28	ＴＴ1665473	2021/ 2/17	2025/ 4/29	
ＭＪ1788039	2023/ 1/12	2025/ 4/28	ＴＲ9296089	2017/ 9/29	2025/ 4/28	ＴＳ5408655	2020/ 2/ 5	2025/ 4/28	ＴＴ1789513	2021/ 9/28	2025/ 4/29	
ＭＪ2212207	2023/ 6/ 8	2025/ 4/28	ＴＲ9362972	2017/10/20	2025/ 4/28	ＴＴ1033585	2020/ 2/12	2025/ 4/28	ＴＴ2243325	2022/ 6/ 8	2025/ 4/29	
ＭＪ2314878	2023/ 7/13	2025/ 4/28	ＴＲ9620369	2017/12/12	2025/ 4/28	ＴＴ1990835	2022/ 1/20	2025/ 4/28	ＴＴ3727695	2023/ 6/ 9	2025/ 4/29	
ＭＪ2397735	2023/ 7/23	2025/ 4/28	ＴＲ9653322	2017/12/12	2025/ 4/28	ＴＴ2053024	2022/ 3/ 2	2025/ 4/28	ＴＴ4394809	2023/ 8/18	2025/ 4/29	
ＭＪ2643768	2023/10/24	2025/ 4/28	ＴＲ9666823	2017/12/11	2025/ 4/28	ＴＴ2240212	2022/ 6/17	2025/ 4/28	ＴＴ4410434	2023/ 8/21	2025/ 4/29	
ＭＪ2962842	2024/ 1/18	2025/ 4/28	ＴＲ9775565	2017/12/25	2025/ 4/28	ＴＴ2282038	2022/ 6/20	2025/ 4/28	ＴＴ5726123	2024/ 3/ 6	2025/ 4/29	
ＭＪ3393503	2024/ 5/ 9	2025/ 4/28	ＴＲ9902780	2018/ 1/12	2025/ 4/28	ＴＴ2317294	2022/ 7/19	2025/ 4/28	ＴＺ1131064	2016/ 5/23	2025/ 4/29	
ＭＪ3604934	2024/ 6/26	2025/ 4/28	ＴＳ0043102	2018/ 2/ 7	2025/ 4/28	ＴＴ2394972	2022/ 8/25	2025/ 4/28	ＴＺ1153796	2016/10/13	2025/ 4/29	
ＭＪ3704166	2024/ 7/24	2025/ 4/28	ＴＳ0215936	2018/ 2/27	2025/ 4/28	ＴＴ2417002	2022/ 8/16	2025/ 4/28	ＴＺ1347663	2019/ 4/ 8	2025/ 4/29	
ＭＪ3830248	2024/ 8/23	2025/ 4/28	ＴＳ0346797	2018/ 3/26	2025/ 4/28	ＴＴ2473550	2022/10/ 5	2025/ 4/28	ＭＪ1484926	2022/ 5/10	2025/ 4/30	
ＭＶ0050029	2025/ 4/18	2025/ 4/28	ＴＳ0504704	2018/ 4/18	2025/ 4/28	ＴＴ2530908	2022/ 9/ 7	2025/ 4/28	ＭＪ1661145	2022/10/17	2025/ 4/30	
ＴＲ3291356	2016/ 5/30	2025/ 4/28	ＴＳ0682836	2018/ 5/ 8	2025/ 4/28	ＴＴ2727831	2022/12/ 5	2025/ 4/28	ＭＪ1679958	2022/ 9/26	2025/ 4/30	
ＴＲ3364473	2016/ 6/ 6	2025/ 4/28	ＴＳ0682837	2018/ 5/ 8	2025/ 4/28	ＴＴ3402912	2023/ 4/17	2025/ 4/28	ＭＪ1806193	2023/ 1/24	2025/ 4/30	
ＴＲ3611217	2015/ 4/28	2025/ 4/28	ＴＳ0688432	2018/ 5/10	2025/ 4/28	ＴＴ3408765	2023/ 4/11	2025/ 4/28	ＭＪ1817933	2023/ 3/27	2025/ 4/30	
ＴＲ4061211	2015/ 6/ 3	2025/ 4/28	ＴＳ0802450	2018/ 5/21	2025/ 4/28	ＴＴ3599162	2023/ 5/ 2	2025/ 4/28	ＭＪ2166268	2023/ 6/20	2025/ 4/30	
ＴＲ4154263	2015/ 5/26	2025/ 4/28	ＴＳ0884462	2018/ 5/25	2025/ 4/28	ＴＴ3707422	2023/ 5/26	2025/ 4/28	ＭＪ2722770	2023/11/ 1	2025/ 4/30	
ＴＲ4383935	2015/ 7/ 1	2025/ 4/28	ＴＳ0914462	2018/ 6/ 5	2025/ 4/28	ＴＴ4035205	2023/ 7/ 5	2025/ 4/28	ＭＪ2973811	2024/ 1/17	2025/ 4/30	
ＴＲ4483266	2015/ 8/11	2025/ 4/28	ＴＳ0916521	2018/ 6/ 4	2025/ 4/28	ＴＴ4454873	2023/ 9/11	2025/ 4/28	ＭＪ3416559	2024/ 5/ 9	2025/ 4/30	
ＴＲ4705387	2015/ 9/28	2025/ 4/28	ＴＳ1039574	2018/ 6/19	2025/ 4/28	ＴＴ5150100	2023/12/28	2025/ 4/28	ＭＪ4129878	2024/10/25	2025/ 4/30	
ＴＲ4923723	2015/10/15	2025/ 4/28	ＴＳ1386987	2018/ 8/ 8	2025/ 4/28	ＴＴ5414380	2024/ 2/ 6	2025/ 4/28	ＭＪ4129879	2024/10/25	2025/ 4/30	
ＴＲ5088751	2015/12/16	2025/ 4/28	ＴＳ1620375	2018/ 8/21	2025/ 4/28	ＴＴ5439085	2024/ 2/ 2	2025/ 4/28	ＭＪ4355053	2025/ 2/14	2025/ 4/30	
ＴＲ5326716	2016/ 2/ 2	2025/ 4/28	ＴＳ1670089	2018/ 8/28	2025/ 4/28	ＴＴ5734591	2024/ 3/13	2025/ 4/28	ＭＪ4355064	2025/ 2/14	2025/ 4/30	
ＴＲ5751473	2016/ 2/18	2025/ 4/28	ＴＳ1708155	2018/ 9/12	2025/ 4/28	ＴＴ6209778	2024/ 5/24	2025/ 4/28	ＴＲ3879276	2015/ 5/ 7	2025/ 4/30	
ＴＲ5887135	2016/ 3/25	2025/ 4/28	ＴＳ1938693	2018/10/26	2025/ 4/28	ＴＴ6295249	2024/ 6/13	2025/ 4/28	ＴＲ3910790	2015/ 5/ 8	2025/ 4/30	

ＴＲ3961738	2015/ 5/12	2025/ 4/30	ＴＳ0704874	2018/ 5/21	2025/ 4/30
ＴＲ4041095	2015/ 5/ 7	2025/ 4/30	ＴＳ1413169	2018/ 8/ 9	2025/ 4/30
ＴＲ4066958	2015/ 5/21	2025/ 4/30	ＴＳ1542886	2018/ 8/28	2025/ 4/30
ＴＲ4117830	2015/ 6/ 2	2025/ 4/30	ＴＳ1560462	2018/ 9/ 5	2025/ 4/30
ＴＲ4166819	2015/ 6/16	2025/ 4/30	ＴＳ1673658	2018/ 9/13	2025/ 4/30
ＴＲ4335812	2015/ 7/ 1	2025/ 4/30	ＴＳ1840342	2018/12/ 3	2025/ 4/30
ＴＲ4551135	2015/ 8/10	2025/ 4/30	ＴＳ2100081	2018/11/19	2025/ 4/30
ＴＲ4818727	2015/10/20	2025/ 4/30	ＴＳ2345913	2018/12/18	2025/ 4/30
ＴＲ4983670	2015/11/16	2025/ 4/30	ＴＳ2493726	2019/ 1/17	2025/ 4/30
ＴＲ4999182	2015/11/17	2025/ 4/30	ＴＳ2508801	2019/ 1/15	2025/ 4/30
ＴＲ5028909	2015/11/ 5	2025/ 4/30	ＴＳ2516727	2019/ 1/17	2025/ 4/30
ＴＲ5257542	2016/ 1/ 5	2025/ 4/30	ＴＳ2623954	2019/ 2/ 4	2025/ 4/30
ＴＲ5387264	2015/12/11	2025/ 4/30	ＴＳ2721868	2019/ 2/13	2025/ 4/30
ＴＲ5440828	2016/ 1/26	2025/ 4/30	ＴＳ2774909	2019/ 2/21	2025/ 4/30
ＴＲ5547550	2016/ 2/15	2025/ 4/30	ＴＳ3241235	2019/ 4/11	2025/ 4/30
ＴＲ5651009	2016/ 3/15	2025/ 4/30	ＴＳ3246173	2019/ 4/26	2025/ 4/30
ＴＲ5656075	2016/ 2/29	2025/ 4/30	ＴＳ3303704	2019/ 4/26	2025/ 4/30
ＴＲ5721131	2016/ 3/ 3	2025/ 4/30	ＴＳ3332786	2019/ 5/ 7	2025/ 4/30
ＴＲ5775590	2016/ 3/24	2025/ 4/30	ＴＳ3367755	2019/ 5/13	2025/ 4/30
ＴＲ5988035	2016/ 5/10	2025/ 4/30	ＴＳ3938718	2019/ 7/19	2025/ 4/30
ＴＲ6064958	2016/ 4/20	2025/ 4/30	ＴＳ4095225	2019/ 8/ 6	2025/ 4/30
ＴＲ6078776	2016/ 5/13	2025/ 4/30	ＴＳ4187130	2019/ 8/11	2025/ 4/30
ＴＲ6146662	2016/ 5/24	2025/ 4/30	ＴＳ4367566	2019/ 9/ 6	2025/ 4/30
ＴＲ6442048	2016/ 7/28	2025/ 4/30	ＴＳ4501244	2019/ 9/26	2025/ 4/30
ＴＲ6570663	2016/ 8/22	2025/ 4/30	ＴＳ4556913	2019/10/ 1	2025/ 4/30
ＴＲ6870536	2016/10/ 6	2025/ 4/30	ＴＳ4680627	2019/10/29	2025/ 4/30
ＴＲ6912007	2016/10/25	2025/ 4/30	ＴＳ5110815	2020/ 1/10	2025/ 4/30
ＴＲ7423599	2017/ 1/13	2025/ 4/30	ＴＳ5134920	2020/ 1/ 7	2025/ 4/30
ＴＲ7473997	2017/ 1/19	2025/ 4/30	ＴＳ5424784	2020/ 2/ 8	2025/ 4/30
ＴＲ7493496	2017/ 1/18	2025/ 4/30	ＴＴ1260344	2020/ 3/27	2025/ 4/30
ＴＲ7699652	2017/ 2/14	2025/ 4/30	ＴＴ1756677	2021/ 4/19	2025/ 4/30
ＴＲ7803644	2017/ 3/ 3	2025/ 4/30	ＴＴ2041732	2022/ 5/10	2025/ 4/30
ＴＲ8003762	2017/ 3/30	2025/ 4/30	ＴＴ2915813	2023/ 1/17	2025/ 4/30
ＴＲ8121849	2017/ 4/20	2025/ 4/30	ＴＴ3020918	2023/ 1/30	2025/ 4/30
ＴＲ8560834	2017/ 6/23	2025/ 4/30	ＴＴ4027064	2023/ 7/11	2025/ 4/30
ＴＲ8668339	2017/ 7/13	2025/ 4/30	ＴＴ4117278	2023/ 7/24	2025/ 4/30
ＴＲ8965315	2018/ 4/ 5	2025/ 4/30	ＴＴ4960732	2023/11/15	2025/ 4/30
ＴＲ9000170	2017/ 8/23	2025/ 4/30	ＴＴ4979849	2023/11/27	2025/ 4/30
ＴＲ9029785	2017/ 8/31	2025/ 4/30	ＴＴ6098667	2024/ 5/13	2025/ 4/30
ＴＲ9029833	2017/ 8/31	2025/ 4/30	ＴＴ6298645	2024/ 6/20	2025/ 4/30
ＴＲ9052804	2017/ 8/22	2025/ 4/30	ＴＴ6469064	2024/ 7/10	2025/ 4/30
ＴＲ9341964	2017/10/13	2025/ 4/30	ＴＴ6774789	2024/ 8/22	2025/ 4/30
ＴＲ9386168	2017/10/23	2025/ 4/30	ＴＴ7097802	2024/10/10	2025/ 4/30
ＴＲ9641705	2017/12/21	2025/ 4/30	ＴＴ7858933	2025/ 2/ 4	2025/ 4/30
ＴＳ0390116	2018/ 3/23	2025/ 4/30	ＴＺ1168842	2016/12/19	2025/ 4/30
ＴＳ0622882	2018/ 4/25	2025/ 4/30	ＴＺ2093371	2021/11/ 8	2025/ 4/30

○農林水産省告示第九百五十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年六月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Anemone hupehensis (Lemoine) Lemoine	初恋（はつこい）　ベール	北瀬晴果 岐阜県郡上市八幡町初音955番地	第37837号 令和７年１月21日
Angelonia Bonpl.	Balangflac	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第37832号 令和７年１月15日
Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	Kilimanjaro	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第37956号 令和７年３月28日
Camellia sinensis (L.) Kuntze	あおいまる	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37926号 令和７年３月14日
Chrysanthemum L.	佐賀（さが）SK36号（ごう）	佐賀県 佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号	第37879号 令和７年２月17日
〃	佐賀（さが）SK37号（ごう）	〃	第37880号 令和７年２月17日
〃	DLFBLDR2	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第37927号 令和７年３月14日
〃	DLFCIPR1	〃	第37928号 令和７年３月14日

〃	DLFDROP4	〃	第37929号 令和７年３月14日
〃	DLFFUNS10	〃	第37930号 令和７年３月14日
〃	DLFGLD6	〃	第37931号 令和７年３月14日
〃	DLFINCA3	〃	第37932号 令和７年３月14日
〃	DLFMARM1	〃	第37933号 令和７年３月14日
〃	DLFSUNG6	〃	第37934号 令和７年３月14日
〃	DLFTRAM6	〃	第37935号 令和７年３月14日
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノグレース	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	第37914号 令和７年３月５日
Gentiana L.	西京の夏雪（さいきょう　なつゆき）	山口県 山口県山口市滝町１番１号	第37884号 令和７年２月19日
〃	西京の夏鈴（さいきょう　かりん）	〃	第37885号 令和７年２月19日
Hydrangea L.	加茂セレ　妖精の羽音（かも　ようせい　はおと）	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第37793号 令和６年12月12日
〃	SMNHPH	Spring Meadow Nursery, Inc. 12601 120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA	第37921号 令和７年３月11日
〃	NCHA6	North Carolina State University 1021 Main Campus Drive, 2nd Floor, Raleigh, NC, 27606, USA	第37922号 令和７年３月11日
Lobularia Desv.	マキアート	石原昌 富山県滑川市北野1203	第37883号 令和７年２月18日
Mandevilla Lindl.	MANZ0028	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第37845号 令和７年１月23日
〃	MANZ0029	〃	第37846号 令和７年１月23日
〃	Sunpa 0816	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	第37906号 令和７年２月27日
Matthiola incana (L.) R. Br.	TS1076	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第37947号 令和７年３月24日
Monarda didyma L.	Leading Lady Amethyst	Walters Gardens, Inc. 1992-96th Avenue, Zeeland, Michigan 49464-0137, USA	第37909号 令和７年３月３日
〃	Pardon My Rose	〃	第37910号 令和７年３月３日
Rubus idaeus L.	WSU 2166	Washington State University Lighty 280／286, Pullman, Washington 99164-1060, USA	第37859号 令和７年１月29日
Vitis L.	福井GR1号（ふくい　ごう）	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	第37957号 令和７年３月28日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Anemone hupehensis (Lemoine) Lemoine	初恋（はつこい）　ベール	北瀬晴果 岐阜県郡上市八幡町初音955番地	第37837号 令和７年１月21日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び

					当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	Kilimanjaro	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第37956号 令和７年３月28日	〃	〃
Camellia sinensis (L.) Kuntze	あおいまる	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37926号 令和７年３月14日	〃	〃
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノグレース	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	第37914号 令和７年３月５日	〃	〃
Gentiana L.	西京の夏雪	山口県 山口県山口市滝町１番１号	第37884号 令和７年２月19日	〃	〃
〃	西京の夏鈴	〃	第37885号 令和７年２月19日	〃	〃
Hydrangea L.	加茂セレ　妖精の羽音	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第37793号 令和６年12月12日	〃	〃
Mandevilla Lindl.	Sunpa 0816	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	第37906号 令和７年２月27日	〃	〃
Matthiola incana (L.) R. Br.	TS1076	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第37947号 令和７年３月24日	〃	〃
Rubus idaeus L.	WSU 2166	Washington State University Lighty 280／286, Pullman, Washington 99164-1060, USA	第37859号 令和７年１月29日	〃	〃
Vitis L.	福井GR1号	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	第37957号 令和７年３月28日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Chrysanthemum L.	佐賀SK36号	佐賀県 佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号	第37879号 令和７年２月17日	佐賀県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
〃	佐賀SK37号	〃	第37880号 令和７年２月17日	〃	〃
Gentiana L.	西京の夏雪	山口県 山口県山口市滝町１番１号	第37884号 令和７年２月19日	山口県	〃
〃	西京の夏鈴	〃	第37885号 令和７年２月19日	〃	〃
Vitis L.	福井GR1号	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	第37957号 令和７年３月28日	福井県	〃

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

札幌市厚別区上野幌二条五丁目一番一六号

有限会社上野幌商事

清算人　平野惠美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

札幌市中央区南十条西十丁目一番二〇号

株式会社リバーシブル

代表清算人　久保田敏広

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

札幌市中央区南五条西三丁目一一番地るりビル　合同会社ＥＬ－Ｄｏｒａｄｏ

清算人　狩野　太誠

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

青森県八戸市売市四丁目五番二四号

株式会社東高

代表清算人　柳町　英久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

岩手県盛岡市月が丘一丁目一八番一五号

株式会社テラプロテック

代表清算人　寺戸　武志

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南一丁目二〇番地の一三　有限会社成幸クレーン

清算人　平田　久子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

宮城県仙台市若林区伊在三丁目七番地の二　サイカワスポーツ株式会社

代表清算人　千葉　寿一

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

宮城県仙台市泉区黒松二丁目一番一五号Ｂ

株式会社新敬

代表清算人　新山　孝

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福島県郡山市大町一丁目三番一三号

特定非営利活動法人ふくしまユニバーサルデザイン　清算人　佐々木善壽

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

茨城県常陸大宮市栄町一二二二番地の二

有限会社パーフェクト・ワン

清算人　松葉　礼子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

茨城県小美玉市竹原下郷一一一番地の一

有限会社石塚クリーニング茨城工場

清算人　石塚　誠一

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

茨城県東茨城郡茨城町大字小幡三四六番地一

有限会社廣友エンジニア

清算人　廣谷　正人

解散公告

当法人は、令和七年五月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

群馬県藤岡市鬼石五三九番地

特定非営利活動法人古民家で結ぶアートネットきぬやの会

代表清算人　佐山　吉孝

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

埼玉県川越市東田町四丁目一四二番地

有限会社フルス

清算人　松井　紘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

埼玉県熊谷市石原二丁目一四番地一ビレッタ熊谷一〇四号

清算人　呂　青岩　逸喜合同会社

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

埼玉県加須市栄一二九〇番地三

株式会社千葉小野寺商事

代表清算人　小野寺良司

解散公告

当社は、令和七年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

千葉県我孫子市天王台二丁目一六番一六号

株式会社ＧＬＯＢＡＬ　ＮＥＸＴ　ＬＥＡＤＥＲＳ　代表清算人　青木　泰子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

千葉県船橋市宮本一丁目二〇番一二号

株式会社クリスタル開発

代表清算人　福田　文子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

千葉県船橋市宮本一丁目二〇番一二号

しおばん株式会社

代表清算人　福田　文子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

千葉県船橋市宮本一丁目二〇番一二号

株式会社二楽

代表清算人　福田　文子

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都大田区東糀谷三丁目一五番四号

株式会社大誠社

代表清算人　齋藤　勲

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都東久留米市滝山六丁目三番五―四〇九

有限会社松井工務店

清算人　松井　茂

解散公告

当社は、令和七年六月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

株式会社ワークアンドスマイル

代表清算人　和泉　俊也

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都中央区日本橋箱崎町二七番九号

株式会社ガーニッシュストリーム

代表清算人　佐田　友子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都西東京市中町一丁目一一番三〇号

有限会社タチハラ美建

清算人　立原　正昭

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都中央区日本橋人形町三丁目二番五号

株式会社ＰＡエンタープライズ

代表清算人　上田　直之

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都豊島区北大塚三丁目一四番一五号

有限会社三宝社

清算人　出井レイ子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都豊島区池袋三丁目三番一五号

株式会社ＮＨ通商

代表清算人　温井　信彰

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都大田区南蒲田二丁目一九番九号

株式会社ＮＯＡＨ

代表清算人　荻原　正

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都大田区大森北二丁目四番七号

株式会社コスモクリエーティブ

代表清算人　山田　幸廣

解散公告

当社は、令和七年五月一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都東大和市向原六丁目一一五五番一一号

有限会社ケー・システム

清算人　菊地　靖

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年六月十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号

あさま株式会社

代表清算人　柴尾　英樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号

野沢温泉リゾート開発合同会社

清算人　柴尾　英樹

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都目黒区大橋二丁目一六番二五号

有限会社アカトラ

清算人　三浦　正人

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日をもって解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都世田谷区玉川田園調布二丁目一七番五号

有限会社ロングメドーズ

清算人　宮島　正敬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都渋谷区神山町六番一一号アクシル

コート渋谷神山町三〇三

株式会社ＮＥＸＴ

代表清算人　毛利　太祐

解散公告

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

一般社団法人

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都目黒区東山一丁目二〇番一九号

一般社団法人

代表清算人　山﨑　亮雄

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都江東区木場二丁目二一番七―九〇二号

有限会社ゼロデシベル

清算人　山原　一浩

解散公告

当社は、令和七年五月二十七日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都中央区築地二丁目二番八号

株式会社サイテックス

代表清算人　野里　順久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ，ＢＬＤ．六Ｆ

株式会社クレドボヌール

代表清算人　高橋　憲一

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都中央区日本橋小舟町三―一二

株式会社ｐｅｒｒｏｔ

代表清算人　中野　響子

解散公告

当社は、令和七年五月二十九日開催の株主総会の決議により令和七年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都東久留米市南町三丁目一〇番二九号

中谷製菓株式会社

代表清算人　中谷　光基

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から令和七年八月二十九日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都江東区潮見二丁目一番二二号

株式会社久米開発プロデュース

代表清算人　能口　卓也

解散公告

当法人は、令和七年五月二十六日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都府中市若松町一丁目七番地の三三

特定非営利活動法人あすみ会

清算人　武藤そのみ

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一四番一号

株式会社クリエーティブ・コンセプト・システムズ　代表清算人　植田　信夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号

株式会社Ｎａｆｔｉｖｅ

代表清算人　岡田　真弓

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都板橋区志村一丁目一五番二〇号

有限会社エスケイエス

清算人　小田中旬子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

東京都中央区佃二丁目一番二―一六〇一号

ＧＤＰ株式会社

代表清算人　中島比呂子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

横浜市青葉区松風台一四―一エスポワール松風台Ⅱ番館二〇四　株式会社タクテック

代表清算人　渡邊　隆

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

川崎市高津区末長一丁目六番三二―七〇二号

株式会社医療情報サービス

代表清算人　鈴木　敏廣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

神奈川県平塚市代官町三番一七号

株式会社ＭＵＳＥ

代表清算人　菱田　勇一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

神奈川県厚木市飯山南三丁目九番三四号

エミネンス・飯山一〇二

株式会社神奈川小野寺商事

代表清算人　小野寺良司

解散公告

当社は、令和七年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

横浜市南区大岡一丁目二四番二五号

株式会社ブレーン・ジャック

代表清算人　石塚　一義

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

新潟県妙高市朝日町一丁目四番三号

有限会社しまだ

清算人　島田　伯子

解散公告

当社は、令和七年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

石川県金沢市木越町ツ二番地

株式会社ローカルスタイル

代表清算人　田井　春美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

山梨県韮崎市中央町一〇番一七号

有限会社アメリカヤ

清算人　星野　三男

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

山梨県甲府市国母七丁目四番六号

一般社団法人Ｇｌｏｂａｌ　Ｂｅａｕｔｙ

代表清算人　雨宮　健太

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

長野県飯田市松尾上溝三一〇三番地一一

有限会社野々村製畳

清算人　野々村　卓

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

長野県飯田市龍江二五六七番地一

株式会社ジュンコーポレーション

代表清算人　長沼　好子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

静岡県浜松市浜名区平口五三九三番地

株式会社アロック

代表清算人　池谷　典浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

愛知県豊橋市南小池町一一五の二

有限会社シミズ企画

清算人　清水　俊明

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

三重県伊賀市朝屋七八〇番地

特定非営利活動法人お花畑

清算人　山田　春美

解散公告

当社は、令和七年四月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

京都府宮津市字小田一四八〇番地の二

落合瓦店株式会社

代表清算人　落合　文彦

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

京都市下京区竹屋之町二五二―一　四条烏丸アーバンライフビル五〇四号室

サクセスキャリア株式会社

代表清算人　杉本　潤明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

京都市西京区大原野東境谷町二丁目一番地
二―五〇七号
有限会社アイ・カンパニー
清算人　井上　真実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府東大阪市稲田新町三丁目七番一〇号
元川工業株式会社
代表清算人　元川裕美子

解散公告

当社は、令和七年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府摂津市東一津屋七番一八号C
ビルドエナジー株式会社
代表清算人　路川　浩一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府松原市天美東六丁目六番八号
有限会社西岡組
清算人　西岡　和幸

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府八尾市服部川三丁目一五八番地の九
有限会社小川設計
清算人　小川　邦久

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府堺市西区鳳中町十丁一三番地三
株式会社ＭＴ急配
代表清算人　三宅　政美

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府門真市北巣本町三二番一三号
株式会社大東商会
代表清算人　谷平　京子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府茨木市東太田二丁目九番二二号
一般社団法人できわかクリエイターズ
代表清算人　水永　智代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府東大阪市近江堂三丁目一四番二五号
日高金属株式会社
代表清算人　近藤真知子

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪市北区天神橋二丁目五―二五
建築設計Ｌスタジオ株式会社
代表清算人　大来ひかり

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府枚方市星丘二丁目二番五五号
有限会社容香
清算人　長谷川美代子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

兵庫県宝塚市中山桜台二丁目一番一六―二
〇八号　ジェイ・ホーム・ハンズ株式会社
代表清算人　寺坂　光義

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

兵庫県神崎郡神河町岩屋六四九番地
竹國木材有限会社
清算人　竹國　俊介

解散公告

当社は、令和七年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

兵庫県三田市三輪一〇〇五番地の七
有限会社西瀧アルミ工業
代表清算人　西瀧　貴

解散公告

当社は、令和七年二月二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

兵庫県姫路市花影町二丁目九番地
合同会社ＧＬＡＤ
清算人　藤浪ひで子

解散公告

当社は、令和七年三月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

兵庫県姫路市広畑区小坂一四六番地三
合同会社ｌｏｎｇｅｖｉｔｙ
清算人　池田　邦弘

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

兵庫県洲本市小路谷一二七七番二―七〇六号

株式会社ＫＭ管理

代表清算人　宮田美貴子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

兵庫県姫路市勝原区宮田六四八番地

株式会社創心館

代表清算人　小西　克典

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

奈良市富雄川西二丁目二八番一九号

株式会社馬酔木

代表清算人　川端　郁代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

和歌山市中六四九―三―六一一

伸宏商事株式会社

代表清算人　吉田　伸彦

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

岡山市北区吉宗六八八番地四

株式会社プログレッソ

代表清算人　稲田　吉恵

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

岡山県総社市駅前一丁目八番四三号

有限会社こにし美容室

清算人　小西　律子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

岡山市北区津島福居二丁目一一番一九号

有限会社旭商会

清算人　武本まり子

解散公告

当社は、令和七年五月二十六日開催の株主総会の決議により令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

岡山県新見市西方四一番地

伯備測量コンサルタント株式会社

代表清算人　藤野　耕司

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日の株主総会により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

岡山市東区上道北方六八八番地の一

Ｂｅｃｋｅｒ　Ｍａｒｉｎｅ　Ｓｙｓｔｅｍｓ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　稲垣　裕行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

広島県福山市水呑町二五〇〇番地一

株式会社ミノミ商事

代表清算人　上田　茂則

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

広島市南区稲荷町四番二一―二〇四号

特定非営利活動法人全国移動福祉理美容車協議会

清算人　神田　修

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

広島県竹原市中央二丁目一番一号

山陽観光株式会社

代表清算人　土井　俊齊

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

広島市西区古江新町一六番一〇号

株式会社エスポワールケア

代表清算人　岡﨑　拓也

解散公告

当法人は、令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

広島県三原市沼田東町釜山一六五一番地一

特定非営利活動法人蘖

清算人　今井おとね

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

広島市中区東平塚町七番一二号メイクス京橋川Ⅱ―一二〇四

セントラルリース合同会社

清算人　伊吹健次郎

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

北九州市門司区下馬寄三番三号

株式会社事業再生研究会

代表清算人　辻　義則

解散公告

当社は、令和七年六月十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地五六番四号

上野海運株式会社

代表清算人　上野　益弘

解散公告

当社は、令和七年六月十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地五六番四号

菱栄石油株式会社

代表清算人　上野　益弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡市中央区天神三―一一―二二―六Ｆ

株式会社ジーンサイエンス福岡

代表清算人　竹田　伸一

解散公告

当法人は、令和七年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡市東区和白丘二丁目二四番四三

特定非営利活動法人パイルアップ

清算人　齋藤　眞人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡市中央区天神一丁目一番一号アクロス

福岡西棟九階

合同会社リニューアブルシステム９号

清算人　浜岸　武志

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡県筑後市大字下北島八六〇番地一

株式会社アウル・マテリアル

代表清算人　松嶋　礼司

解散公告

当法人は、令和七年五月二十九日開催の社員総会の決議により令和七年五月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲三七〇番地二

一般社団法人くまむら山村活性化協会

代表清算人　冨永　知敬

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年五月二十八日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

熊本県上益城郡嘉島町大字鯰二八二八番地五

有限会社日章

清算人　田上　町子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

熊本県荒尾市荒尾二三六番地

有限会社北岡木工

清算人　北岡　宏文

解散公告

当社は、令和七年五月二十一日開催の株主総会の決議により、令和七年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大分県大分市大字猪野一七三番地の六

有限会社テックエノモト

清算人　榎本　裕行

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

沖縄県那覇市久茂地一丁目二番一号

株式会社ジョゼ

代表清算人　仲宗根　昭

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

沖縄県浦添市伊祖二丁目一四番八号Ｌｕｃｅ・ｓｏｌａｒｅ四〇三号

合同会社ｃｈｅｅｓｅ

清算人　比嘉奈々子

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

沖縄県沖縄市古謝津嘉山町一五番一九号

有限会社ハチキ実業

清算人　比嘉　京子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二十五日福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡県北九州市門司区元清滝四番七号

宗教法人清藤寺

清算人　植竹　克典

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田六七二番地

宗教法人本明院

清算人　梶谷　隆幸

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月五日の社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

山形県西村山郡河北町谷地字所岡三九番地の五

医療法人社団つかさ会

清算人　齊藤　浩司

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月三十一日社員の欠亡により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

大阪府豊中市庄内西町三丁目一一番二号

医療法人中川歯科

清算人　中川　重樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二十四日、福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

福岡県北九州市小倉北区砂津砂原二六二番地の二

清算人　阪本　志雄

善光教会

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

新潟県長岡市越路中沢五二三番地

宗教法人御嶽教稲荷教会

清算人　横田　大樹

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

新潟県長岡市関原町一丁目一〇五九番地一

宗教法人御嶽教関原教會

清算人　横田　大樹

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十七日

新潟県長岡市寺泊蔵場町八三七三番地

宗教法人御嶽教御嶽教会

清算人　横田　大樹

配当公告

富山県氷見市幸町九番七八号

破産者　株式会社マルワフード

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部令和五年（フ）第一八一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二七、一六八、一二九円

一、配当することのできる金額

金二六、四四四、八二九円

令和七年六月十七日

富山県高岡市広小路六番九号カネソビル

破産管財人　斉藤　寿雄

第18期決算公告

令和７年６月17日

仙台市宮城野区中野四丁目２番地の35

東北いづみ運輸株式会社

代表取締役　友森　一浩

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	71,515
	固定資産	16,616
	合計	88,131
負債及び純資産の部	流動負債	26,230
	固定負債	3,372
	株主資本	58,528
	資本金	30,000
	利益剰余金	28,528
	その他利益剰余金	28,528
	（うち当期純利益）	(1,486)
	合計	88,131

第１期決算公告

令和７年５月22日
青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂210
中泊リージョナルパワー株式会社
代表取締役　濱舘　豊光

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,799,921
	固定資産	771,000
	合計	8,570,921
負債及び純資産の部	流動負債	190,510
	株主資本	8,380,411
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△619,589
	その他利益剰余金	△619,589
	（うち当期純利益）	（△619,589）
	合計	8,570,921

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　札幌市中央区北４条西１丁目１番地

株式会社北農設計センター

代表取締役社長　沼田　泰明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	508,626	流動負債	59,586
固定資産	46,040	（賞与引当金）	(6,548)
		固定負債	35,981
		退職給付引当金	21,181
		役員退職慰労引当金	14,800
		株主資本	459,099
		資本金	50,000
		利益剰余金	409,100
		利益準備金	150
		その他利益剰余金	408,950
		（うち当期純利益）	(17,956)
資産合計	**554,666**	**負債・純資産合計**	**554,666**

第37期決算公告　令和７年６月16日
札幌市東区北25条東16丁目１番３号
株式会社ＮＴＥＣサービス
代表取締役　後藤　和夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	244,524
	固定資産	4,850
	合計	249,374
負債及び純資産の部	流動負債	74,931
	（賞与引当金）	(6,819)
	固定負債	27,890
	（退職給付引当金）	(25,108)
	株主資本	146,553
	資本金	10,000
	利益剰余金	136,553
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	134,053
	（うち当期純利益）	(34,032)
	合計	249,374

第53期決算公告　令和７年６月17日
札幌市中央区南６条西４丁目５番地
株式会社ジーヨンサービス
代表取締役　村田　　淳
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	101,551
	固定資産	78,894
	合計	180,445
負債及び純資産の部	流動負債	31,624
	固定負債	90,966
	株主資本	57,855
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,855
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	45,355
	（うち当期純利益）	(9,081)
	合計	180,445

第73期決算公告　令和７年６月16日
北海道釧路市阿寒町新町２丁目７番８号
釧十運輸株式会社
代表取締役　廿日出　崇
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	196
	固定資産	73
	資産合計	269
負債及び純資産の部	流動負債	50
	株主資本	219
	資本金	10
	利益剰余金	209
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	207
	（うち当期純利益）	(12)
	負債・純資産合計	269

第 41 期 決 算 公 告

2025年６月11日
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山７番地４
秋田石油基地防災株式会社
代表取締役　茂野　誠

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,661
	固定資産	0
	合計	62,661
負債及び純資産の部	流動負債	7,810
	固定負債	11,098
	株主資本	43,753
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,753
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	31,253
	（うち当期純利益）	(125)
	合計	62,661

第 44 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
秋田県秋田市寺内字大小路207番地の38
日産部品秋田販売株式会社
代表取締役　菊地　忠彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,924,028
	固定資産	679,438
	合計	2,603,466
負債及び純資産の部	流動負債	950,823
	固定負債	9,723
	株主資本	1,642,920
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	利益剰余金	1,492,920
	利益準備金	23,000
	その他利益剰余金	1,469,920
	（うち当期純利益）	(51,259)
	合計	2,603,466

第 23 期 決 算 公 告

2025年６月17日
宮城県大崎市岩出山下野目字八幡前60番地の１
みちのくミルク株式会社
代表取締役　山本　淳

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	827,111
	固定資産	3,250,363
	合計	4,077,475
負債及び純資産の部	流動負債	2,211,127
	固定負債	282,935
	株主資本	1,583,412
	資本金	466,500
	利益剰余金	1,116,912
	その他利益剰余金	1,116,912
	（うち当期純利益）	(126,265)
	合計	4,077,475

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
福島県郡山市安積町笹川字蜂田５番地１
福島日野自動車株式会社
代表取締役　長嶋　勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,701,006
	固定資産	6,186,876
	合計	9,887,882
負債及び純資産の部	流動負債	6,583,754
	固定負債	26,853
	株主資本	3,270,395
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,170,395
	（利益準備金）	(25,000)
	（その他利益剰余金）	(3,145,395)
	（うち当期純利益）	(125,761)
	評価・換算差額等	6,878
	合計	9,887,882

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
福島県石川郡玉川村大字北須釜字鍬田21番地
福島空港ビル株式会社
代表取締役社長　佐藤　宏隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	636
	固定資産	459
	資産合計	1,096
負債及び純資産の部	流動負債	127
	固定負債	490
	株主資本	478
	資本金	100
	利益剰余金	378
	その他利益剰余金	378
	（うち当期純利益）	(39)
	負債・純資産合計	1,096

第 12 期決算公告

令和７年６月16日
福島県郡山市日和田町高倉字矢沢道１番１
米沢電線株式会社
取締役社長　伊藤　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,255,190
	固定資産	642,536
	合計	1,897,727
負債及び純資産の部	流動負債	363,160
	固定負債	190,979
	株主資本	1,298,074
	資本金	400,000
	資本剰余金	352,722
	利益剰余金	589,289
	その他利益剰余金	589,289
	（うち当期純利益）	(173,451)
	自己株式	△43,938
	評価・換算差額等	45,512
	合計	1,897,727

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
茨城県つくば市筑波2980―１
株式会社ペプルス
代表取締役　延時　崇幸

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,287
	固定資産	121,701
	合計	154,988
負純資産及のび部	流動負債	13,107
	固定負債	114,736
	株主資本	27,144
	資本金	1,110
	利益剰余金	26,034
	その他利益剰余金	26,034
	（うち当期純利益）	(22,719)
	合計	154,988

第 33 期決算公告

令和７年６月17日
茨城県ひたちなか市和田町３丁目13400番地２
マルハニチロシーフーズ株式会社
代表取締役　増田　史朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	560,240
	固定資産	138,028
	合計	698,268
負純資産及のび部	流動負債	546,369
	固定負債	14,884
	退職給付引当金	14,884
	株主資本	137,015
	資本金	100,000
	利益剰余金	37,015
	利益準備金	3,627
	その他利益剰余金	33,388
	（うち当期純利益）	(6,818)
	合計	698,268

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
茨城県牛久市奥原町1650―11―１
株式会社ＭＥＫ―Ｊ
代表取締役　田中　邦夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,553,691
	固定資産	277,501
	合計	3,831,192
負純資産及のび部	流動負債	5,315,597
	固定負債	340,000
	株主資本	△1,824,405
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,834,405
	その他利益剰余金	△1,834,405
	（うち当期純利益）	(494,233)
	合計	3,831,192

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
群馬県安中市磯部二丁目13番１号
Shin-Etsu 磯部サービス株式会社
代表取締役　土居　勉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	452,675
	固定資産	415,962
	合計	868,637
負純資産及のび部	流動負債	286,321
	固定負債	39,827
	株主資本	542,488
	資本金	10,000
	利益剰余金	532,488
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	529,988
	（うち当期純利益）	(4,968)
	合計	868,637

第 31 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
栃木県さくら市喜連川5129番地19
エアケミ運輸株式会社
代表取締役　谷下　篤史

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	138,431
	固定資産	233,587
	合計	372,018
負純資産及のび部	流動負債	91,840
	固定負債	23,127
	株主資本	257,050
	資本金	60,000
	利益剰余金	197,050
	利益準備金	7,520
	その他利益剰余金	189,530
	（うち当期純利益）	(24,698)
	合計	372,018

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
栃木県宇都宮市清原工業団地９番地３
宇都宮化工株式会社
代表取締役社長　柳田　岳大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	262,248
	固定資産	278,851
	合計	541,099
負純資産及のび部	流動負債	117,821
	固定負債	143,856
	株主資本	279,422
	資本金	40,000
	利益剰余金	239,422
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	229,422
	（うち当期純利益）	(18,571)
	合計	541,099

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
さいたま市大宮区上小町516番地
倉持興業株式会社
代表取締役　村上　惠子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,183
	固定資産	161,952
	合計	249,135
負純資産及のび部	流動負債	7,436
	固定負債	11,189
	株主資本	230,510
	資本金	10,000
	利益剰余金	220,510
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	218,010
	（うち当期純利益）	(9,010)
	合計	249,135

第 47 期 決 算 公 告

2025年６月17日
埼玉県蕨市錦町一丁目17番18号
株式会社コープクリーン
代表取締役社長　山田　英孝

貸借対照表の要旨（2025年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,602,081
	固定資産	227,686
	合計	4,829,767
負純資産及のび部	流動負債	2,327,471
	賞与引当金	24,680
	その他	2,302,791
	株主資本	2,502,296
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,422,296
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,402,296
	（うち当期純利益）	(140,128)
	合計	4,829,767

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
埼玉県八潮市木曽根1257
協栄倉庫株式会社
代表取締役　森　有里子

貸借対照表の要旨
（令和３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	326,873
	固定資産	729,798
	合計	1,056,671
負純資産及のび部	流動負債	69,653
	固定負債	93,775
	株主資本	893,243
	資本金	40,000
	利益剰余金	853,243
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	843,243
	（当期純利益）	(30,924)
	合計	1,056,671

第 47 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
千葉県船橋市前原西二丁目12番７号
株式会社ＳＨＩＮＫＯロジ
代表取締役社長　青柳　充美

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,474,725
	固定資産	589,577
	合計	4,064,302
負純資産及のび部	流動負債	2,014,448
	固定負債	209,598
	株主資本	1,840,256
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,820,256
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,815,256
	（うち当期純利益）	(294,070)
	合計	4,064,302

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目８番地
エスアイアイ・ロジスティクス株式会社
代表取締役　浅田　毅

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	900,046
	固定資産	83,649
	合計	983,696
負純資産及のび部	流動負債	422,943
	株主資本	560,752
	資本金	90,000
	利益剰余金	470,752
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	448,252
	（うち当期純利益）	(48,111)
	合計	983,696

第 71 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
埼玉県久喜市北中曽根1220番地
豊楽興産株式会社
代表取締役　岩田　隆到

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	259,699
	固定資産	77,810
	合計	337,509
負純資産及のび部	流動負債	28,597
	固定負債	11,358
	株主資本	296,932
	資本金	10,000
	利益剰余金	286,932
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	284,432
	（うち当期純利益）	(2,727)
	評価・換算差額等	621
	合計	337,509

第31期決算公告

令和７年６月16日
東京都中央区日本橋一丁目19番１号
株式会社エムシー緑化
代表取締役　岩本　好央

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,277,092
	固定資産	45,220
	合計	1,322,312
負純資債及産のび部	流動負債	288,665
	固定負債	36,906
	株主資本	996,741
	資本金	30,000
	利益剰余金	966,741
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	959,241
	（うち当期純利益）	(158,600)
	合計	1,322,312

第51期決算公告

令和７年６月17日
千葉県千葉市美浜区新港222番地19
株式会社ニップンロジス
代表取締役社長　阿部　篤

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	777,219
	固定資産	330,253
	合計	1,107,472
負純資債及産のび部	流動負債	392,638
	固定負債	177,621
	株主資本	537,213
	資本金	20,000
	利益剰余金	517,213
	利益準備金	620
	その他利益剰余金	516,593
	（うち当期純利益）	(17,183)
	合計	1,107,472

第27期決算公告

令和７年６月17日
千葉県袖ケ浦市長浦字拓２号580番地19
関東いづみ運輸株式会社
代表取締役　友森　一浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	318,890
	固定資産	32,602
	合計	351,492
負純資債及産のび部	流動負債	205,083
	固定負債	71,284
	株主資本	75,124
	資本金	40,000
	資本剰余金	41,210
	資本準備金	41,210
	利益剰余金	△6,085
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	△13,085
	（うち当期純利益）	(61,711)
	合計	351,492

第19期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
Ｂ－ｂｙ－Ｃ株式会社
代表取締役　佐藤　達也

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	1,499,518,568
	固定資産	278,822,690
	資産合計	1,778,341,258
負純資債及産のび部	流動負債	1,105,352,986
	固定負債	130,375,237
	株主資本	542,613,035
	資本金	99,892,750
	資本剰余金	99,892,750
	資本準備金	99,892,750
	利益剰余金	342,827,535
	その他利益剰余金	342,827,535
	（うち当期純利益）	(427,946,272)
	負債・純資産合計	1,778,341,258

第３期決算公告

令和７年６月17日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６Ｆ
Kandji Japan株式会社
代表取締役
マーク・アンドリュー・ドーターズ

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,940,383
	資産合計	2,940,383
負純資債及産のび部	流動負債	2,271,152
	株主資本	669,231
	資本金	1,400,000
	利益剰余金	△730,769
	その他利益剰余金	△730,769
	（うち当期純損失）	(624,285)
	負債・純資産合計	2,940,383

第４期決算公告

令和７年６月16日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
ＡＸＮ株式会社
代表取締役　大園　天樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	5,665
	固定資産	363
	合計	6,029
負純資債及産のび部	流動負債	3,242
	固定負債	88
	株主資本	2,698
	資本金	1
	資本剰余金	3,008
	その他資本剰余金	3,008
	利益剰余金	△311
	その他利益剰余金	△311
	（うち当期純利益）	(487)
	合計	6,029

第11期決算公告

令和７年６月16日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社
代表取締役　生　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	5,157
	固定資産	32
	資産合計	5,189
負純資債及産のび部	流動負債	2,771
	賞与引当金	1
	株主資本	2,418
	資本金	100
	利益剰余金	2,318
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,293
	（うち当期純利益）	(551)
	負債・純資産合計	5,189

第７期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区麹町三丁目12番地14
株式会社スプレイジ
代表取締役　柳浦　淳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	97
	固定資産	4
	資産合計	102
負純資債及産のび部	流動負債	35
	賞与引当金	2
	株主資本	66
	資本金	60
	利益剰余金	6
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	5
	（うち当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	102

第39期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
株式会社クリエイティブバンク

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,026
	固定資産	97
	資産合計	2,123
負純資債及産のび部	流動負債	812
	賞与引当金	42
	固定負債	4
	株主資本	1,306
	資本金	100
	資本剰余金	239
	資本準備金	239
	利益剰余金	966
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	964
	（うち当期純利益）	(199)
	負債・純資産合計	2,123

第４期決算公告

令和７年５月26日
東京都中央区東日本橋２－８－５
東日本橋グリーンビルアネックス７階
株式会社カンケイ舎
代表取締役社長　上野　泰彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	557,059
	固定資産	287,423
	合計	844,483
負純資債及産のび部	流動負債	572,800
	固定負債	49,333
	株主資本	222,349
	資本金	10,000
	利益剰余金	212,349
	その他利益剰余金	212,349
	（うち当期純利益）	(170,872)
	合計	844,483

第８期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
KDDIパートナーズ株式会社
代表取締役　権正　和博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	35,465
	固定資産	—
	合計	35,465
負純資債及産のび部	流動負債	145,747
	固定負債	—
	株主資本	△110,282
	資本金	5,000
	利益剰余金	△115,282
	その他利益剰余金	△115,282
	（うち当期純損失）	(103,196)
	合計	35,465

第２期決算公告

令和７年６月17日
東京都品川区西五反田一丁目１番８号
株式会社テレコムフォース
代表取締役　米庄　靖之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	392,838
	固定資産	43,108
	資産合計	435,946
負純資債及産のび部	流動負債	107,648
	賞与引当金	10,000
	株主資本	328,297
	資本金	45,000
	資本剰余金	198,463
	資本準備金	45,000
	その他資本剰余金	153,463
	利益剰余金	84,834
	その他利益剰余金	84,834
	（うち当期純利益）	(45,675)
	負債・純資産合計	435,946

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
東京都港区東麻布一丁目９番15号
東麻布一丁目ビル５階
株式会社ケイマックス
代表取締役社長　工藤　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	856,997
	固定資産	121,858
	合計	978,856
負純資産及のび部	流動負債	225,567
	固定負債	—
	株主資本	753,288
	資本金	50,000
	利益剰余金	703,288
	その他利益剰余金	703,288
	（うち当期純利益）	(70,101)
	合計	978,856

第 23 期決算公告

令和７年５月30日
東京都新宿区新宿五丁目４番１号
株式会社ライツフォル
代表取締役社長　星名　宣辰

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	213,861
	固定資産	527
	資産合計	214,388
負純資産及のび部	流動負債	50,322
	固定負債	256,510
	株主資本	△92,444
	資本金	40,000
	利益剰余金	△132,444
	その他利益剰余金	△132,444
	（うち当期純利益）	(59,203)
	負債・純資産合計	214,388

第 8 期決算公告

令和７年５月30日
東京都新宿区新宿三丁目１番９号
株式会社アデランスメディカルリサーチ
代表取締役社長　松尾　知典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,857
	固定資産	385,493
	資産合計	559,351
負純資産及のび部	流動負債	66,778
	固定負債	422,092
	株主資本	70,481
	資本金	100,000
	資本剰余金	48,884
	その他資本剰余金	48,884
	利益剰余金	△78,403
	その他利益剰余金	△78,403
	（うち当期純利益）	(5,620)
	負債・純資産合計	559,351

第 10 期 決 算 公 告

2025年６月16日
東京都墨田区江東橋二丁目３番10号
株式会社川村工建
代表取締役　松井正太郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,165
	固定資産	1,161
	合計	97,326
負純資産及のび部	流動負債	932
	固定負債	0
	株主資本	96,393
	資本金	45,000
	利益剰余金	51,393
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	50,943
	（うち当期純損失）	(886)
	合計	97,326

第 55 期決算公告

令和７年６月17日
東京都品川区小山台１丁目20番20号
株式会社都築ソフトウェア
代表取締役社長　川津　賢司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,023,649
	固定資産	404,708
	合計	1,428,357
負純資産及のび部	流動負債	462,212
	固定負債	480,401
	株主資本	381,085
	資本金	152,000
	資本剰余金	102,000
	利益剰余金	127,085
	利益準備金	1,760
	その他利益剰余金	125,325
	（うち当期純損失）	(34,189)
	評価・換算差額等	104,659
	合計	1,428,357

第 42 期 決 算 公 告

2025年６月16日
東京都台東区駒形１丁目３番16号
株式会社アートプレスト
代表取締役　入江　　耕

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,608,707
	固定資産	3,478,507
	合計	13,087,214
負純資産及のび部	流動負債	5,169,977
	固定負債	2,661,350
	株主資本	5,255,887
	資本金	30,000
	利益剰余金	5,225,887
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	5,218,387
	（うち当期純利益）	(1,404,186)
	合計	13,087,214

第 25 期決算公告

令和７年６月17日
東京都大田区南六郷３丁目12番１号
関西ペイントマリン株式会社
代表取締役　岡　　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,528,796
	固定資産	381,660
	合計	11,910,457
負純資産及のび部	流動負債	7,559,502
	固定負債	148,631
	株主資本	4,194,741
	資本金	90,000
	利益剰余金	4,104,741
	その他利益剰余金	4,104,741
	（うち当期純利益）	(1,861,120)
	評価・換算差額等	7,582
	合計	11,910,457

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第 55 期 決 算 公 告

2025年５月27日
東京都港区芝大門２丁目12番８号
株式会社ダイヤランド
代表取締役　長谷川圭司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	221,784
	固定資産	19,848
	合計	241,633
負純資産及のび部	流動負債	53,683
	固定負債	1,315
	株主資本	186,634
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	174,134
	その他利益剰余金	174,134
	（うち当期純利益）	(20,683)
	合計	241,633

第 60 期決算公告

令和７年５月29日
東京都目黒区中目黒一丁目10番22号
三和興産株式会社
代表取締役　鈴木　庸介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	98,615
	固定資産	1,093,509
	合計	1,192,125
負純資産及のび部	流動負債	307
	固定負債	130,000
	株主資本	1,061,817
	資本金	10,000
	資本剰余金	766,452
	利益剰余金	950,851
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	945,851
	（うち当期純利益）	(36,401)
	自己株式	△665,486
	合計	1,192,125

第 17 期決算公告

令和７年６月17日
東京都港区高輪二丁目21番１号
株式会社ＫＤＤＩチャレンジド
代表取締役　間世　英世

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	258,031
	固定資産	45,745
	合計	303,777
負純資産及のび部	流動負債	95,960
	固定負債	4,670
	株主資本	203,146
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	123,146
	利益準備金	4,160
	その他利益剰余金	118,985
	（うち当期純利益）	(1,349)
	合計	303,777

第 41 期 決 算 公 告

2025年６月17日
東京都台東区東上野五丁目６－６
メトロ車両株式会社
代表取締役社長　中澤　英樹

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,340,095
	固定資産	115,126
	合計	3,455,222
負純資産及のび部	流動負債	892,526
	固定負債	39,831
	株主資本	2,522,864
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,502,864
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,497,864
	（うち当期純利益）	(172,578)
	合計	3,455,222

第 36 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
東京都千代田区富士見２丁目10番２号
石原バイオサイエンス株式会社
代表取締役社長　世古　　大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	12,084
	固定資産	650
	資産合計	12,734
負純資産及のび部	流動負債	10,230
	固定負債	557
	株主資本	1,926
	資本金	312
	利益剰余金	1,614
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	1,464
	（うち当期純利益）	(401)
	評価・換算差額等	19
	負債・純資産合計	12,734

第 31 期 決 算 公 告

2025年６月17日
東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
富国生命インシュアランスサポート株式会社
代表取締役　伊藤　泰司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	124,354
	固定資産	28,947
	合計	153,302
負債及び純資産の部	流動負債	42,253
	固定負債	1,354
	株主資本	109,694
	資本金	50,000
	利益剰余金	59,694
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	47,194
	（うち当期純損失）	(3,956)
	合計	153,302

第38期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟
エス・ティー・マイクロエレクトロニクス株式会社
代表取締役　マルコ・カッシス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,619,378
	固定資産	1,424,661
	合計	22,044,039
負債及び純資産の部	流動負債	18,762,661
	固定負債	1,845,829
	株主資本	1,435,549
	資本金	68,000
	利益剰余金	1,367,549
	利益準備金	17,000
	その他利益剰余金	1,350,549
	（うち当期純利益）	(1,075,533)
	合計	22,044,039

第11期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
メタウォーターテック株式会社
代表取締役社長　中野　博之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	643,416
	固定資産	6,140
	合計	649,557
負債及び純資産の部	流動負債	354,025
	賞与引当金	200,048
	その他	153,976
	株主資本	295,531
	資本金	50,000
	利益剰余金	245,531
	利益準備金	7,890
	その他利益剰余金	237,641
	（うち当期純利益）	(49,254)
	合計	649,557

第 47 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
千葉県成田市駒井野2112番地
日本空港無線サービス株式会社
代表取締役社長　増澤　俊也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,303,540
	固定資産	691,234
	合計	1,994,774
負債及び純資産の部	流動負債	161,884
	固定負債	206,548
	株主資本	1,626,342
	資本金	100,000
	資本剰余金	160,000
	利益剰余金	1,366,342
	（その他利益剰余金）	(1,366,342)
	（うち当期純利益）	(59,590)
	合計	1,994,774

第 68 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都豊島区南池袋二丁目29番13号
東陽興産株式会社
代表取締役　佐野　敏雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,722,016
	固定資産	485,779
	合計	2,207,796
負債及び純資産の部	流動負債	814,929
	固定負債	25,306
	株主資本	1,367,560
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,672,560
	（利益準備金）	(25,000)
	（その他利益剰余金）	(3,647,560)
	（うち当期純利益）	(1,237,803)
	自己株式	△2,405,000
	合計	2,207,796

第６期決算公告

令和７年６月16日
東京都千代田区外神田４丁７番７号
ソフト99ビル８階
株式会社ＬＩＬＩＵＭ
代表取締役　鈴木　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,096
	固定資産	240
	資産合計	62,336
負債及び純資産の部	流動負債	77,916
	固定負債	85
	株主資本	△15,665
	資本金	900
	利益剰余金	△16,565
	利益準備金	225
	その他利益剰余金	△16,790
	（うち当期純損失）	(19,233)
	負債・純資産合計	62,336

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都中央区京橋三丁目１番１号14Ｆ
株式会社ｍｉｃｈｉｔｅｋｕ
代表取締役　藤山　昌彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,094,627
	固定資産	136,742
	資産合計	1,231,369
負債及び純資産の部	流動負債	47,546
	固定負債	1,580,000
	株主資本	△396,178
	資本金	10,000
	利益剰余金	△406,178
	その他利益剰余金	△406,178
	（うち当期純損失）	(195,914)
	負債・純資産合計	1,231,369

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月17日
東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス株式会社
代表取締役　福井　伸之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	129,663
	固定資産	5,777
	合計	135,440
負債及び純資産の部	流動負債	53,324
	固定負債	11,284
	株主資本	70,832
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,832
	（その他利益剰余金）	(60,832)
	（うち当期純利益）	(19,956)
	合計	135,440

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都新宿区西新宿六丁目六番三号
日本道路興運株式会社
代表取締役　山口　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	13,528
	固定資産	18,990
	合計	32,518
負債及び純資産の部	流動負債	1,083
	固定負債	3,288
	株主資本	28,147
	資本金	50
	資本準備金	30
	利益剰余金	29,513
	（利益準備金）	(20)
	（その他利益剰余金）	(29,493)
	（うち当期純利益）	(790)
	合計	32,518

第１期決算公告

2025年６月16日
横浜市鶴見区尻手３丁目２番43号
株式会社エー・エス・エヌ
代表取締役　上野　渉

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	306,427
	固定資産	1,107,023
	合計	1,413,450
負債及び純資産の部	流動負債	95,611
	固定負債	976,972
	株主資本	340,866
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	220,866
	利益準備金	1,988
	その他利益剰余金	218,878
	（うち当期純利益）	(48,711)
	合計	1,413,450

第 53 期 決 算 公 告

2025年６月16日
横浜市鶴見区尻手３丁目２番43号
新明和オートエンジニアリング株式会社
代表取締役　穐本　崇

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,997,851
	固定資産	5,578,919
	合計	9,576,771
負債及び純資産の部	流動負債	1,839,922
	固定負債	506,070
	株主資本	7,230,778
	資本金	300,000
	利益剰余金	6,930,778
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	6,855,778
	（うち当期純利益）	(929,974)
	合計	9,576,771

第 16 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番５号
株式会社ＡＩＰコンサルタンツ
代表取締役社長　守屋　顕一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,281
	固定資産	5,155
	合計	13,437
負債及び純資産の部	流動負債	16,666
	株主資本	△3,229
	資本金	20,000
	利益剰余金	△23,229
	利益準備金	76
	その他利益剰余金	△23,305
	（うち当期純損失）	(17,151)
	合計	13,437

第５期決算公告　2025年６月16日
横浜市保土ケ谷区神戸町134番地
マクセルフロンティア株式会社
代表取締役　尾藤　智美
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,126,304
	固定資産	5,238,034
	合計	13,364,338
負債及び純資産の部	流動負債	4,537,649
	固定負債	130,791
	株主資本	8,695,898
	資本金	65,000
	資本剰余金	1,424,038
	利益剰余金	7,206,860
	利益準備金	16,250
	その他利益剰余金	7,190,610
	（うち当期純利益）	（457,378）
	合計	13,364,338

第22期決算公告
令和７年６月17日
川崎市多摩区菅二丁目３番７号201号室
株式会社シャインテック
代表取締役　宮崎　清隆
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	187,614
	固定資産	3,017
	合計	190,631
負債及び純資産の部	流動負債	36,555
	株主資本	154,076
	資本金	12,000
	利益剰余金	142,076
	その他利益剰余金	142,076
	（うち当期純利益）	（27,353）
	合計	190,631

第24期決算公告
2025年６月17日
横浜市神奈川区山内町１番地
神奈川市場システム開発株式会社
代表取締役社長　堀　展康
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,822
	固定資産	5,853
	合計	22,675
負債及び純資産の部	流動負債	3,931
	株主資本	18,744
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,744
	その他利益剰余金	8,744
	（うち当期純利益）	（1,467）
	合計	22,675

第80期決算公告　2025年６月16日
新潟県柏崎市北斗町４番28号
株式会社リケンキャステック
代表取締役社長　角川　正文
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,761,827
	固定資産	1,129,036
	合計	2,890,863
負債及び純資産の部	流動負債	1,825,009
	固定負債	185,870
	株主資本	860,276
	資本金	200,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	630,276
	（利益準備金）	（31,141）
	（その他利益剰余金）	（599,135）
	（うち当期純利益）	（197,085）
	評価・換算差額等	19,708
	合計	2,890,863

第35期決算公告
2025年６月16日
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号横浜アイマークプレイス
株式会社エバラ物流
代表取締役　由田　靖尚
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,134
	固定資産	1,153
	資産合計	3,287
負債及び純資産の部	流動負債	990
	固定負債	29
	株主資本	2,267
	資本金	45
	利益剰余金	2,222
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	2,211
	（うち当期純利益）	（44）
	負債・純資産合計	3,287

第53期決算公告　令和７年６月16日
相模原市南区上鶴間一丁目16番１号
神奈川青果株式会社
代表取締役　栗田　悟
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	439,863
	固定資産	1,199,559
	合計	1,639,422
負債及び純資産の部	流動負債	369,003
	固定負債	1,019,171
	株主資本	222,822
	資本金	100,000
	資本剰余金	60
	利益剰余金	122,762
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	97,762
	（うち当期純利益）	（5,507）
	評価・換算差額等	28,426
	合計	1,639,422

第58期決算公告　令和７年５月31日
石川県金沢市西泉二丁目178番地
ネッツトヨタ石川株式会社
代表取締役社長　架谷　洋司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,770,740
	固定資産	6,713,274
	合計	15,484,014
負債及び純資産の部	流動負債	4,919,444
	固定負債	763,696
	株主資本	9,796,597
	資本金	60,000
	資本剰余金	70,000
	利益剰余金	9,666,597
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	9,651,597
	（うち当期純利益）	（1,086,561）
	評価・換算差額等	4,277
	合計	15,484,014

第54期決算公告　令和７年６月16日
新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽字西浦4161番地８
株式会社ＢＷＲ運転訓練センター
代表取締役社長　長谷川　真
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,176,006
	固定資産	1,314,289
	合計	4,490,295
負債及び純資産の部	流動負債	190,473
	固定負債	363,047
	株主資本	3,936,774
	資本金	90,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	3,546,774
	その他利益剰余金	3,546,774
	（うち当期純利益）	（108,090）
	合計	4,490,295

第37期決算公告　2025年６月16日
新潟県柏崎市荒浜一丁目３番17号
株式会社アール・ケー・イー
代表取締役　滝澤　基
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	779,305
	固定資産	216,919
	合計	996,224
負債及び純資産の部	流動負債	290,491
	固定負債	30,931
	株主資本	673,868
	資本金	80,000
	資本剰余金	16,500
	利益剰余金	577,368
	利益準備金	24,266
	その他利益剰余金	553,101
	（うち当期純損失）	（156,217）
	評価・換算差額等	932
	合計	996,224

第54期決算公告　2025年６月16日
岐阜県美濃加茂市前平町一丁目65番地
美濃加茂ガス株式会社
代表取締役　則竹　浩明
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	990,325
	固定資産	1,234,771
	合計	2,225,097
負債及び純資産の部	流動負債	588,768
	固定負債	286,645
	株主資本	1,349,519
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,319,519
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,312,019
	（うち当期純利益）	（71,554）
	評価・換算差額等	163
	合計	2,225,097

第32期決算公告
令和７年６月16日
岐阜県岐阜市若宮町９丁目16番地
株式会社サン・シング東海
代表取締役　松﨑　実
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	324,871
	固定資産	367,031
	合計	691,902
負債及び純資産の部	流動負債	64,812
	固定負債	93,289
	株主資本	533,801
	資本金	100,000
	利益剰余金	433,801
	その他利益剰余金	433,801
	（うち当期純利益）	（14,884）
	合計	691,902

第44期決算公告
令和７年６月17日
長野県長野市大字西尾張部村西292番地１
日産部品長野販売株式会社
代表取締役　柳　信秀
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,152,029
	固定資産	675,920
	繰延資産	59,001
	合計	4,886,950
負債及び純資産の部	流動負債	1,807,196
	固定負債	281,141
	株主資本	2,798,613
	資本金	250,000
	利益剰余金	2,548,613
	（その他利益剰余金）	（2,548,613）
	（うち当期純利益）	（127,734）
	合計	4,886,950

第 34 期決算公告　令和７年６月17日
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目11番27号
浜松ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長　山本　鉄秀
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,039,813
	固定資産	1,199,592
	合計	3,239,405
負純資債及産のび部	流動負債	516,834
	固定負債	113,891
	株主資本	2,608,679
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,965,000
	その他資本剰余金	1,965,000
	利益剰余金	543,679
	その他利益剰余金	543,679
	（うち当期純損失）	(118,444)
	合計	3,239,405

第 37 期決算公告　令和７年６月17日
静岡県静岡市清水区島崎町161番地の13
東洋冷蔵フード＆ロジスティクス株式会社
代表取締役社長　近藤　克彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,740,717
	固定資産	812,355
	資産合計	2,553,073
負純資債及産のび部	流動負債	881,073
	固定負債	276,339
	株主資本	1,395,660
	資本金	20,000
	資本剰余金	35,000
	利益剰余金	1,340,660
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,329,410
	（うち当期純利益）	(542,345)
	負債・純資産合計	2,553,073

第 43 期決算公告　令和７年６月17日
静岡県磐田市駒場7110
翔運輸株式会社
代表取締役　萩原　誠
貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9,955
	固定資産	1,467
	資産合計	11,422
負純資債及産のび部	流動負債	3,737
	（賞与引当金）	(191)
	固定負債	363
	（退職給付引当金）	(353)
	株主資本	7,322
	資本金	20
	利益剰余金	7,302
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	7,297
	（うち当期純利益）	(563)
	負債・純資産合計	11,422

決　算　公　告
令和７年６月17日
愛知県一宮市浅野字大曲り30番地３
株式会社ファルマリンク
代表取締役　根本　聡
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,196,931
	固定資産	269,939
	資産合計	1,466,871
負純資債及産のび部	流動負債	289,307
	固定負債	24,800
	退職給付引当金	24,800
	株主資本	1,152,764
	資本金	9,000
	利益剰余金	1,143,764
	その他利益剰余金	1,143,764
	（うち当期純利益）	(194,770)
	負債・純資産合計	1,466,871

第 51 期決算公告　2025年６月17日
静岡市駿河区聖一色84番地の１
株式会社静岡日立
取締役社長　幾永　一朗
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,989,427
	固定資産	1,542,618
	合計	9,532,045
負純資債及産のび部	流動負債	4,249,129
	固定負債	117,731
	株主資本	5,165,185
	資本金	100,000
	資本剰余金	113,652
	利益剰余金	4,951,533
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,926,533
	（うち当期純利益）	(665,199)
	合計	9,532,045

第 13 期決算公告
令和７年６月17日
静岡県掛川市下俣625番地１
南遠州パイプライン株式会社
代表取締役社長　諏訪　博
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	552,241
	固定資産	960,767
	資産合計	1,513,009
負純資債及産のび部	流動負債	490,918
	固定負債	546,537
	株主資本	475,553
	資本金	499,000
	資本剰余金	499,000
	資本準備金	499,000
	利益剰余金	△522,446
	その他利益剰余金	△522,446
	（うち当期純利益）	(362,155)
	負債・純資産合計	1,513,009

第 1 期決算公告　令和７年６月16日
愛知県名古屋市中村区那古野１丁目43番５号
株式会社箱根ガラスの森リゾート
代表取締役　谷口　幸雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	163,210
	固定資産	595
	資産合計	163,805
負純資債及産のび部	流動負債	26,439
	株主資本	137,366
	資本金	65,000
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	65,000
	利益剰余金	7,366
	その他利益剰余金	7,366
	（うち当期純利益）	(7,366)
	負債・純資産合計	163,805

第 27 期決算公告
令和７年６月17日
愛知県豊田市元町１番地
株式会社トヨタエナジーソリューションズ
代表取締役社長　梅村　晋
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,348,541
	固定資産	424,211
	合計	2,772,753
負純資債及産のび部	流動負債	2,234,879
	固定負債	346,687
	株主資本	191,186
	資本金	490,000
	利益剰余金	△298,813
	利益準備金	57,303
	その他利益剰余金	△356,116
	（うち当期純利益）	(220,022)
	合計	2,772,753

第 33 期決算公告　令和７年６月17日
愛知県刈谷市八軒町二丁目36番地
イムラ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　田内比登志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	485,808
	固定資産	131,791
	資産合計	617,599
負純資債及産のび部	流動負債	179,410
	固定負債	28,280
	株主資本	403,707
	資本金	20,000
	資本剰余金	110,000
	資本準備金	110,000
	利益剰余金	273,707
	その他利益剰余金	273,707
	（うち当期純利益）	(63,466)
	評価・換算差額等	6,200
	負債・純資産合計	617,599

第 61 期決算公告　令和７年６月17日
大阪市北区西天満４丁目11番23号
コスモ建物管理株式会社
代表取締役　南　昭彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,237,601
	固定資産	3,631,339
	合計	6,868,940
負純資債及産のび部	流動負債	622,873
	株主資本	6,246,067
	資本金	80,000
	資本剰余金	1,937,467
	資本準備金	1,937,467
	利益剰余金	4,676,434
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,656,434
	（うち当期純利益）	(137,625)
	自己株式	△447,834
	合計	6,868,940

第 107 期決算公告　令和７年６月17日
京都府宮津市字須津413番地
宮津海陸運輸株式会社
代表取締役社長　野田　真人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	655,006
	固定資産	429,488
	合計	1,084,494
負純資債及産のび部	流動負債	178,617
	固定負債	277,086
	株主資本	628,791
	資本金	32,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	576,791
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	568,791
	（うち当期純利益）	(20,889)
	合計	1,084,494

第 67 期決算公告
令和７年６月17日
三重県松阪市小野江町644番地６号
三通建設工事株式会社
代表取締役　下村　卓史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	436,929
	固定資産	357,120
	合計	794,049
負純資債及産のび部	流動負債	134,826
	固定負債	68,860
	株主資本	590,363
	資本金	35,150
	利益剰余金	555,213
	利益準備金	8,787
	その他利益剰余金	546,426
	（うち当期純利益）	(4,344)
	合計	794,049

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪市北区西天満４丁目11番23号
コスモビル保全株式会社
代表取締役　南　　博行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	389,781
	固定資産	66,992
	合計	456,773
負純資産及び部	流動負債	41,973
	株主資本	414,800
	資本金	50,000
	利益剰余金	364,800
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	352,300
	（うち当期純利益）	（10,819）
	合計	456,773

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪市北区梅田１丁目１番３号
コスモエンジニアリング株式会社
代表取締役　南　　博行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	973,780
	固定資産	127,432
	合計	1,101,212
負純資産及び部	流動負債	172,346
	株主資本	928,866
	資本金	50,000
	利益剰余金	878,866
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	866,366
	（うち当期純利益）	（4,777）
	合計	1,101,212

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪市北区西天満４丁目８番17号
コスモ警備保障株式会社
代表取締役　南　　博行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,255,072
	固定資産	409,760
	合計	1,664,832
負純資産及び部	流動負債	154,889
	固定負債	203,419
	株主資本	1,306,524
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,256,524
	利益準備金	12,900
	その他利益剰余金	1,243,624
	（うち当期純利益）	（63,836）
	合計	1,664,832

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
北陸いづみ運輸株式会社
代表取締役　濱中　嘉彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,162
	固定資産	6,711
	合計	55,874
負純資産及び部	流動負債	52,648
	固定負債	395
	株主資本	2,830
	資本金	1,000
	資本剰余金	57,788
	その他資本剰余金	57,788
	利益剰余金	△55,958
	その他利益剰余金	△55,958
	（うち当期純損失）	（55,958）
	合計	55,874

第 39 期決算公告　令和７年６月17日

大阪市中央区西心斎橋２丁目２番７号
株式会社ＫＯＳＭＯ
代表取締役　南　　昭彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	733,492
	固定資産	124,407
	合計	857,899
負純資産及び部	流動負債	307,355
	株主資本	550,544
	資本金	100,000
	資本剰余金	171,956
	その他資本剰余金	171,956
	利益剰余金	278,588
	その他利益剰余金	278,588
	（うち当期純利益）	（93,025）
	合計	857,899

第 31 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪市北区西天満４丁目11番23号
コスモビルテクノ株式会社
代表取締役　南　　博行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	786,661
	固定資産	174,419
	合計	961,080
負純資産及び部	流動負債	99,954
	株主資本	861,126
	資本金	100,000
	利益剰余金	761,126
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	736,126
	（うち当期純利益）	（47,793）
	合計	961,080

第 77 期決算公告　令和７年６月16日

大阪市北区芝田一丁目16番１号
阪急電鉄株式会社本社ビル内
株式会社阪急メディアックス
代表取締役　嘉村　昌泰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	465,530
	固定資産	557,983
	資産合計	1,023,513
負純資産及び部	流動負債	217,317
	固定負債	530,000
	株主資本	276,196
	資本金	10,000
	利益剰余金	266,196
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	263,696
	（うち当期純利益）	（49,566）
	負債・純資産合計	1,023,513

第 13 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
日本液体水素株式会社
代表取締役　小賦　洋和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	226,247
	固定資産	48,821
	合計	275,069
負純資産及び部	流動負債	154,541
	固定負債	20,274
	株主資本	100,253
	資本金	75,000
	資本剰余金	24,938
	資本準備金	24,938
	利益剰余金	314
	その他利益剰余金	314
	（うち当期純利益）	（25,150）
	合計	275,069

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪府高石市高砂二丁目２番７号
いづみ運輸株式会社
代表取締役　下田　基行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	315,376
	固定資産	39,776
	合計	355,153
負純資産及び部	流動負債	269,129
	固定負債	33,660
	株主資本	52,363
	資本金	30,000
	利益剰余金	22,363
	その他利益剰余金	22,363
	（うち当期純利益）	（26,857）
	合計	355,153

第 67 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
奈良県奈良市大森西町12番３号
中谷電気株式会社
代表取締役　伴野　圭司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	591,357
	固定資産	566,177
	合計	1,157,534
負純資産及び部	流動負債	478,886
	固定負債	490,192
	株主資本	188,456
	資本金	40,000
	利益剰余金	148,456
	その他利益剰余金	148,456
	（うち当期純損失）	（18,661）
	合計	1,157,534

第 6 期 決 算 公 告

2025年６月17日
兵庫県尼崎市西向島町15番１
山村プラスチックプロダクツ株式会社
代表取締役　城田　章義

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	605,554
	固定資産	31,839
	合計	637,393
負純資産及び部	流動負債	223,345
	株主資本	414,048
	資本金	20,000
	利益剰余金	394,048
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	391,248
	（うち当期純利益）	（18,111）
	合計	637,393

第 2 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大阪市中央区久太郎町一丁目８番２号
株式会社ＯＰｈｒｓ
代表取締役　鈴木　宏隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,226
	固定資産	791
	資産合計	25,017
負純資産及び部	流動負債	12,182
	固定負債	—
	株主資本	12,836
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,836
	その他利益剰余金	2,836
	（うち当期純利益）	（2,647）
	負債・純資産合計	25,017

第 47 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
岡山県倉敷市福江547番地の６
イヅミック株式会社
代表取締役　岡田　光司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	193,613
	固定資産	48,616
	合計	242,230
負債純資産及び部	流動負債	81,655
	固定負債	718
	株主資本	159,856
	資本金	40,000
	利益剰余金	119,856
	利益準備金	3,400
	その他利益剰余金	116,456
	（うち当期純利益）	(23,941)
	合計	242,230

第 63 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
岡山県倉敷市水島西通一丁目1950番地
内外スチール株式会社
代表取締役社長　山本　慎一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,175,011
	固定資産	1,456,590
	合計	3,631,602
負債純資産及び部	流動負債	2,012,081
	固定負債	105,949
	株主資本	1,513,571
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,453,571
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,438,571
	（うち当期純利益）	(37,404)
	合計	3,631,602

第 66 期決算公告　令和７年６月17日

島根県松江市東出雲町出雲郷881番地
島根日野自動車株式会社
代表取締役　黒川　正紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,255,353
	固定資産	2,965,618
	合計	6,220,971
負債純資産及び部	流動負債	2,736,623
	固定負債	148,828
	株主資本	3,331,951
	資本金	30,000
	利益剰余金	3,301,951
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	3,294,451
	（うち当期純利益）	(292,151)
	評価・換算差額等	3,569
	合計	6,220,971

第 25 期 決 算 公 告

令和７年６月10日
山口県周南市平和通１丁目10番の２
株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ
代表取締役　田中　豊

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	166,615
	固定資産	53,100
	資産合計	219,715
負債純資産及び部	流動負債	542
	株主資本	219,173
	資本金	100,000
	利益剰余金	119,173
	利益準備金	10,500
	その他利益剰余金	108,673
	（うち当期純利益）	(3,175)
	負債・純資産合計	219,715

第 25 期決算公告　令和７年６月17日

広島市中区国泰寺町一丁目３番32号
株式会社福利厚生倶楽部中国
代表取締役社長　松尾　和哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	477
	固定資産	18
	合計	496
負債純資産及び部	流動負債	78
	賞与引当金	10
	固定負債	20
	退職給付引当金	17
	株主資本	397
	資本金	50
	利益剰余金	347
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	335
	（うち当期純利益）	(91)
	合計	496

第 45 期決算公告　令和７年６月17日

広島市佐伯区五日市港二丁目２番１号
ユタニサービスサプライ株式会社
代表取締役社長　新子谷映次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	378,534
	固定資産	15,829
	合計	394,364
負債純資産及び部	流動負債	138,107
	賞与引当金	31,740
	固定負債	29,540
	退職給付引当金	29,540
	株主資本	226,716
	資本金	20,000
	利益剰余金	206,716
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	201,716
	（うち当期純損失）	(74,779)
	合計	394,364

第 10 期決算公告　令和７年５月23日

高知県高知市北御座９番11号
株式会社ローソン高知
代表取締役　大川　智行

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,318
	固定資産	48
	資産合計	2,366
負債純資産及び部	流動負債	231
	固定負債	121
	株主資本	2,014
	資本金	50
	資本剰余金	668
	その他資本剰余金	668
	利益剰余金	1,296
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	1,277
	（うち当期純利益）	(408)
	負債・純資産合計	2,366

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
愛媛県今治市波方町宮崎甲600番地
波方ターミナル株式会社
代表取締役社長　小山　圭一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,227,067
	固定資産	118,298
	合計	5,345,366
負債純資産及び部	流動負債	4,881,609
	固定負債	95,838
	株主資本	367,918
	資本金	30,000
	利益剰余金	337,918
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	330,418
	（うち当期純利益）	(142,276)
	合計	5,345,366

第 21 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山54番地
株式会社日吉夢産地
代表取締役　大森　千秋

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	85,125
	固定資産	103
	合計	85,228
負債純資産及び部	流動負債	18,462
	株主資本	66,766
	資本金	30,000
	利益剰余金	36,766
	その他利益剰余金	36,766
	（うち当期純損失）	(955)
	合計	85,228

第９期決算公告　令和７年６月16日

沖縄県那覇市久茂地１丁目２番20号
沖縄ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長　風間正二郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	415,491
	固定資産	944,737
	資産合計	1,360,229
負債純資産及び部	流動負債	307,873
	固定負債	683,044
	株主資本	369,312
	資本金	10,000
	資本剰余金	257,425
	その他資本剰余金	257,425
	利益剰余金	101,886
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	99,386
	（うち当期純損失）	(186,492)
	負債・純資産合計	1,360,229

第 32 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
大分県佐伯市鶴見大字有明浦508番地の８
臨海研究株式会社
代表取締役　森島　輝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	33,734
	固定資産	2,870
	合計	36,604
負債純資産及び部	流動負債	14,062
	賞与引当金	4,000
	株主資本	22,542
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,542
	利益準備金	550
	その他利益剰余金	11,992
	（うち当期純利益）	(2,862)
	合計	36,604

第 53 期 決 算 公 告

2025年６月17日
熊本市中央区手取本町６番１号
株式会社鶴屋友の会
代表取締役　尾方　誠也

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,439
	固定資産	2,595
	合計	13,035
負債純資産及び部	流動負債	12,868
	固定負債	3
	株主資本	163
	資本金	50
	利益剰余金	113
	その他利益剰余金	113
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	13,035

第33期決算公告

令和７年６月17日
岩手県北上市相去町山根梨の木43番地74
株式会社ケー・アイ・ケー
代表取締役　阿部　重三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,865,748
	固定資産	5,120,536
	合計	8,986,284
負債及び純資産の部	流動負債	6,587,012
	固定負債	19,912
	株主資本	2,379,360
	資本金	80,000
	資本剰余金	168,000
	その他資本剰余金	168,000
	利益剰余金	2,131,360
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,111,360
	（うち当期純利益）	(316,012)
	合計	8,986,284

第６期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区飯田橋一丁目８番９号
一般社団法人日本ＤＰＯ協会
代表理事　堀部　政男

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,568,872
	資産合計	5,568,872
負債及び純資産の部	流動負債	33,453,306
	固定負債	211,729
	負債合計	33,665,035
	剰余金	△28,096,163
	純資産合計	△28,096,163
	負債・純資産合計	5,568,872

第64期決算公告

2025年６月16日
沖縄県名護市字屋部854番地11
琉球製罐株式会社
代表取締役社長　永田　浩章

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,957,078
	固定資産	600,006
	合計	2,557,084
負債及び純資産の部	流動負債	1,182,519
	固定負債	337,762
	株主資本	1,036,803
	資本金	82,350
	利益剰余金	954,453
	利益準備金	20,587
	その他利益剰余金	933,866
	（うち当期純利益）	(58,955)
	合計	2,557,084

第41期決算公告

令和７年４月23日
さいたま市南区大字太田窪2066番地
内藤ホールディングス株式会社
代表取締役　内藤　　岳

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	101,768
	固定資産	856,941
	合計	958,709
負債及び純資産の部	流動負債	53,771
	固定負債	81,212
	株主資本	823,726
	資本金	3,000
	資本剰余金	149,309
	その他資本剰余金	149,309
	利益剰余金	671,417
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	670,667
	（うち当期純利益）	(34,868)
	合計	958,709

第37期決算公告

令和７年６月17日
栃木県宇都宮市平出工業団地37番３
株式会社オータニ農場
代表取締役　大谷　　章

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,073
	固定資産	25
	有形固定資産	0
	投資その他の資産	25
	合計	31,098
負債及び純資産の部	流動負債	2,059
	株主資本	29,039
	資本金	12,000
	利益剰余金	17,039
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	12,039
	（うち当期純利益）	(918)
	合計	31,098

第72期決算公告

令和７年５月22日
栃木県佐野市葛生西１丁目３番13号
葛生製袋工業株式会社
代表取締役　坪内　法明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	376,823
	固定資産	401,022
	合計	777,845
負債及び純資産の部	流動負債	220,430
	固定負債	481,795
	株主資本	75,620
	資本金	25,000
	利益剰余金	50,620
	利益準備金	5,350
	その他利益剰余金	45,270
	（うち当期純損失）	(7,976)
	合計	777,845

第11期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区飯田橋三丁目２番２号
大和ハウス不動産投資顧問株式会社
代表取締役社長　荻野　彰久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,756,203
	固定資産	835,660
	合計	6,591,864
負債及び純資産の部	流動負債	1,016,994
	固定負債	41,253
	株主資本	5,533,616
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	5,333,616
	その他利益剰余金	5,333,616
	（うち当期純利益）	(2,170,155)
	合計	6,591,864

第５期決算公告

令和７年６月17日
埼玉県比企郡小川町大字小川460番地１
株式会社フーコット
代表取締役社長　笠井　規弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,578,218
	固定資産	9,065,645
	合計	10,643,863
負債及び純資産の部	流動負債	5,941,673
	固定負債	8,003,704
	株主資本	△3,301,519
	資本金	400,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	△4,101,519
	その他利益剰余金	△4,101,519
	（うち当期純損失）	(1,820,621)
	新株予約権	5
	合計	10,643,863

第41期決算公告

令和７年６月17日
埼玉県日高市原宿401番地
大和電子サービス株式会社
代表取締役社長　渡邊　博史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	352,071
	固定資産	34,510
	合計	386,580
負債及び純資産の部	流動負債	115,557
	（賞与引当金）	(67,950)
	固定負債	24,310
	（退職給付引当金）	(24,310)
	株主資本	246,713
	資本金	10,000
	利益剰余金	236,713
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	234,213
	（うち当期純利益）	(17,290)
	合計	386,580

第11期決算公告

2025年６月17日
東京都港区赤坂二丁目３番５号
AZ－Star株式会社
代表取締役　香川　　努

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	309,394
	固定資産	3,152
	資産合計	312,547
負債及び純資産の部	流動負債	28,391
	株主資本	283,923
	資本金	30,000
	利益剰余金	253,923
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	246,423
	（うち当期純利益）	(64,518)
	評価・換算差額等	232
	その他有価証券評価差額金	232
	負債・純資産合計	312,547

第94期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区九段北１丁目14番19号
日本乳品貿易株式会社
代表取締役　八尾文二郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,654,818
	固定資産	1,752,067
	合計	3,406,885
負債及び純資産の部	流動負債	38,948
	固定負債	1,802,995
	株主資本	1,564,942
	資本金	150,000
	利益剰余金	1,414,942
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	1,377,442
	（うち当期純利益）	(107,899)
	合計	3,406,885

第31期決算公告

令和７年６月17日
東京都台東区浅草橋五丁目20番８号
ＣＳタワー９階
株式会社キューピットスタッフ
代表取締役社長　吉松　幸芳

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,770
	合計	19,770
負債及び純資産の部	流動負債	5,985
	株主資本	13,785
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,785
	利益準備金	642
	その他利益剰余金	10,143
	（うち当期純利益）	(1,747)
	合計	19,770

第24期決算公告

2025年６月17日
富山市牛島町18番７号
北陸エルネス株式会社
代表取締役社長　番匠　浩二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,633,763
	固定資産	6,082
	資産合計	2,639,846
負純資債及産のび部	流動負債	2,263,583
	負債合計	2,263,583
	株主資本	376,262
	資本金	200,000
	利益剰余金	176,262
	利益準備金	36,000
	その他利益剰余金	140,262
	（うち当期純利益）	(25,150)
	純資産合計	376,262
	負債・純資産合計	2,639,846

第11期決算公告

令和７年６月17日
東京都港区南青山五丁目４番31号
株式会社
インターグルーヴプロダクションズ
代表取締役　大田　高彰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,347,021
	固定資産	10,614
	合計	8,357,635
負純資債及産のび部	流動負債	7,722,080
	株主資本	635,555
	資本金	90,000
	利益剰余金	545,555
	利益準備金	7,470
	その他利益剰余金	538,085
	（うち当期純利益）	(147,205)
	合計	8,357,635

第24期決算公告

令和７年５月20日
東京都千代田区麹町五丁目４番地
株式会社トランストラクチャ
代表取締役　高柳　公一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	581
	固定資産	78
	資産合計	659
負純資債及産のび部	流動負債	124
	株主資本	535
	資本金	80
	資本剰余金	2
	利益剰余金	454
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	438
	（うち当期純利益）	(52)
	自己株式	△ 1
	負債・純資産合計	659

第41期決算公告

2025年６月17日
京都府京丹後市久美浜町永留
小字下川原94番
パナソニック ライティングデバイス
久美浜株式会社
代表取締役　坂本　敏浩

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,453
	固定資産	1,476
	合計	2,929
負純資債及産のび部	流動負債	302
	固定負債	66
	株主資本	2,559
	資本金	100
	利益剰余金	2,459
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,434
	（うち当期純利益）	(145)
	合計	2,929

第24期決算公告

令和７年６月17日
名古屋市港区空見町27番地
株式会社空見スチールサービス
代表取締役社長　奥村　雅自

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	548,741
	固定資産	588,278
	合計	1,137,019
負純資債及産のび部	流動負債	351,922
	固定負債	—
	株主資本	781,630
	資本金	300,000
	利益剰余金	481,630
	利益準備金	9,940
	その他利益剰余金	471,689
	（うち当期純利益）	(79,983)
	評価・換算差額等	3,467
	合計	1,137,019

第41期決算公告

2025年６月17日
名古屋市緑区清水山二丁目1631番地
山口精研工業株式会社
代表取締役社長　本井　俊宏

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,331,653
	固定資産	1,774,110
	合計	3,105,763
負純資債及産のび部	流動負債	908,397
	固定負債	33,949
	株主資本	2,163,417
	資本金	20,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	2,138,417
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,133,417
	（うち当期純利益）	(278,496)
	合計	3,105,763

第46期決算公告

令和７年６月17日
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目３番24号
日東エルマテリアル株式会社
代表取締役　林　英司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,237,013
	固定資産	303,888
	合計	5,540,901
負純資債及産のび部	流動負債	2,854,807
	固定負債	163,203
	株主資本	2,522,891
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,442,891
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,422,891
	（うち当期純利益）	(500,477)
	合計	5,540,901

第25期決算公告

令和７年６月17日
大阪市北区芝田一丁目16番１号
株式会社あしすと阪急阪神
代表取締役　朝井　敬子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	515,672
	固定資産	25,115
	合計	540,787
負純資債及産のび部	流動負債	144,757
	（うち賞与引当金）	(45,985)
	固定負債	74,886
	退職給付引当金	74,747
	株主資本	321,142
	資本金	10,000
	利益剰余金	311,142
	利益準備金	1,065
	その他利益剰余金	310,077
	（うち当期純利益）	(22,747)
	合計	540,787

第105期決算公告

令和７年６月２日
京都府亀岡市大井町並河３丁目25―１
大京化学株式会社
代表取締役社長　瀧野　良彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,519,045
	固定資産	452,379
	資産合計	1,971,425
負純資債及産のび部	流動負債	217,373
	固定負債	221,374
	株主資本	1,532,677
	資本金	31,300
	利益剰余金	1,727,898
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	1,716,898
	（うち当期純利益）	(40,625)
	自己株式	△226,521
	負債・純資産合計	1,971,425

第116期決算公告

2025年６月17日
大阪府吹田市芳野町13番14号
株式会社サンリバー
取締役社長　浅野　隆昭

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,895
	固定資産	1,471
	合計	3,367
負純資債及産のび部	流動負債	475
	固定負債	230
	株主資本	2,660
	資本金	150
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	2,495
	利益準備金	37
	その他利益剰余金	2,457
	（うち当期純利益）	(298)
	合計	3,367

第43期決算公告

2025年６月16日
大阪市城東区森之宮１丁目６番111号
エブリ株式会社
代表取締役　成田　昌浩

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,149,292
	固定資産	180,476
	合計	1,329,769
負純資債及産のび部	流動負債	392,654
	固定負債	279,726
	株主資本	657,387
	資本金	80,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	547,387
	利益準備金	27,137
	その他利益剰余金	520,250
	（うち当期純利益）	(65,853)
	合計	1,329,769

第14期決算公告

令和７年６月17日
大阪府大阪市中央区平野町２丁目３番７号
株式会社プロトリオス
代表取締役　福本　尚基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,875,806
	固定資産	341,596
	合計	3,217,403
負純資債及産のび部	流動負債	1,795,912
	固定負債	24,365
	株主資本	1,397,124
	資本金	60,000
	資本剰余金	50,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	1,287,124
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,272,124
	（うち当期純利益）	(39,664)
	合計	3,217,403

第69期決算公告　令和７年４月30日
大阪市住之江区粉浜西１丁目２番６号
平和興業株式会社
代表取締役　米澤　　勉
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,907,901
	固定資産	1,023,273
	合計	2,931,174
負純資債及産のび部	流動負債	543,852
	固定負債	310,148
	株主資本	2,077,174
	資本金	33,000
	利益剰余金	2,137,374
	利益準備金	9,858
	その他利益剰余金	2,127,516
	(うち当期純利益)	(19,609)
	自己株式	△ 93,200
	合計	2,931,174

第16期決算公告
令和７年５月26日
大阪市西区阿波座２－１－１　７Ｆ
株式会社ナッセ
代表取締役　足立　　浩
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,259
	固定資産	442
	合計	1,702
負純資債及産のび部	流動負債	409
	固定負債	975
	株主資本	317
	資本金	10
	利益剰余金	307
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	302
	(うち当期純利益)	(85)
	合計	1,702

第43期決算公告
令和７年６月17日
大阪府茨木市庄一丁目28番10号
フジテック通商株式会社
代表取締役社長　宮澤　弘明
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	181,470
	固定資産	225
	合計	181,695
負純資債及産のび部	流動負債	34,194
	株主資本	147,501
	資本金	10,000
	利益剰余金	137,501
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	135,001
	(うち当期純利益)	(3,415)
	合計	181,695

第3期決算公告
令和７年６月17日
大阪市中央区道修町二丁目１番５号
小野薬品ユーディ株式会社
代表取締役　寺西　勝司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	321,500
	固定資産	34,241
	資産合計	355,742
負純資債及産のび部	流動負債	116,950
	固定負債	187,500
	株主資本	51,292
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,292
	その他利益剰余金	41,292
	(うち当期純利益)	(17,633)
	負債・純資産合計	355,742

第79期決算公告
令和７年５月23日
大阪市北区西天満６丁目３番16号
株式会社トーヨーテクニカ
取締役社長　今田　光成
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,045,773
	固定資産	501,924
	合計	1,547,698
負純資債及産のび部	流動負債	1,000,700
	固定負債	19,056
	株主資本	527,941
	資本金	100,000
	利益剰余金	427,941
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	425,741
	(うち当期純利益)	(27,398)
	合計	1,547,698

第58期決算公告　令和７年６月９日
大阪府吹田市南金田２丁目11番22号
トーヨー電気工事株式会社
代表取締役社長　田尻　　淳
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,796,725
	固定資産	99,228
	合計	2,895,953
負純資債及産のび部	流動負債	880,058
	固定負債	65,800
	株主資本	1,950,095
	資本金	21,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,909,095
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	1,903,845
	(うち当期純利益)	(380,289)
	合計	2,895,953

第26期決算公告
令和７年６月17日
山口県下関市豊北町大字粟野4238番地
株式会社ニシエフ
代表取締役　綿谷　智史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,063
	固定資産	840
	合計	2,903
負純資債及産のび部	流動負債	991
	固定負債	—
	株主資本	1,912
	資本金	50
	利益剰余金	1,862
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,850
	(うち当期純利益)	(182)
	合計	2,903

第57期決算公告　令和７年６月４日
広島県東広島市八本松町米満10118番地１
広島プラスチック株式会社
代表取締役　青木　育朗
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	754,055
	固定資産	387,234
	合計	1,141,289
負純資債及産のび部	流動負債	425,917
	固定負債	120,059
	株主資本	595,313
	資本金	30,000
	利益剰余金	565,313
	利益準備金	4,240
	その他利益剰余金	561,073
	(うち当期純損失)	(2,634)
	合計	1,141,289

第108期決算公告　令和７年５月24日
岡山県倉敷市玉島乙島8234番地13
玉島海運株式会社
代表取締役　大島　俊明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	355,714
	固定資産	385,579
	合計	741,293
負純資債及産のび部	流動負債	9,568
	固定負債	103,000
	株主資本	628,725
	資本金	30,000
	利益剰余金	647,364
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	637,364
	(うち当期純利益)	(14,941)
	自己株式	△ 48,639
	合計	741,293

第54期決算公告　令和７年６月16日
福岡県豊前市大字八屋322の43
ＴＯＴＯプラテクノ株式会社
代表取締役社長　阿部　剛士
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,023
	固定資産	5,574
	資産合計	8,597
負純資債及産のび部	流動負債	4,354
	固定負債	623
	(退職給付引当金)	(623)
	株主資本	3,620
	資本金	100
	資本剰余金	398
	利益剰余金	3,122
	利益準備金	94
	その他利益剰余金	3,028
	(うち当期純損失)	(4)
	負債・純資産合計	8,597

第76期決算公告
令和７年６月10日
福岡県福岡市東区和白３丁目27―55
株式会社坂本電機製作所
代表取締役　坂本　恒俊
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	686,065
	固定資産	610,572
	資産合計	1,296,637
負純資債及産のび部	流動負債	306,582
	固定負債	339,704
	株主資本	650,351
	資本金	30,000
	利益剰余金	620,351
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	610,351
	(うち当期純損失)	(175,308)
	負債・純資産合計	1,296,637

第60期決算公告　令和７年５月26日
福岡市東区和白丘１丁目８番27号
丸東印刷株式会社
代表取締役社長　矢野　勝則
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	273,921
	固定資産	60,267
	合計	334,188
負純資債及産のび部	流動負債	41,695
	固定負債	13,930
	株主資本	278,315
	資本金	60,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	188,315
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	180,815
	(うち当期純利益)	(18,940)
	評価・換算差額等	248
	合計	334,188

第 78 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
福岡県中間市中間１丁目８番７号
株式会社岡部マイカ工業所
代表取締役　岡部　安三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,193,340
	固定資産	13,000,413
	資産合計	33,193,753
負純資債及産のび部	流動負債	1,327,142
	固定負債	1,739,591
	株主資本	30,127,020
	資本金	100,000
	利益剰余金	30,027,020
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	30,002,020
	（うち当期純利益）	(942,663)
	負債・純資産合計	33,193,753

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
福岡県朝倉市日向石542番地
エッグトラストジャパン株式会社
代表取締役　山野　弘高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	580
	固定資産	1,524
	資産合計	2,104
負純資債及産のび部	流動負債	843
	固定負債	932
	株主資本	329
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	129
	その他利益剰余金	129
	（うち当期純利益）	(23)
	負債・純資産合計	2,104

第 66 期決算公告

2025年６月16日
福岡県福岡市中央区渡辺通２丁目１番82号
九州メンテナンス株式会社
代表取締役社長　佐川　泰弘

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,838,665
	固定資産	3,368,853
	合計	6,207,518
負純資債及産のび部	流動負債	379,741
	固定負債	56,951
	株主資本	5,770,825
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,760,825
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,758,325
	（うち当期純利益）	(10,610)
	合計	6,207,518

令和６年度決算公告

令和７年６月５日
福岡県久留米市宮ノ陣三丁目８番８号
一般社団法人北部九州河川利用協会
代表理事　川上　義幸

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	906,684
	固定資産	289,665
	合計	1,196,349
負味債財及産びの正部	流動負債	119,707
	固定負債	19,551
	負債合計	139,258
	基金	—
	指定正味財産	—
	一般正味財産	1,057,091
	正味財産合計	1,057,091
	合計	1,196,349

第 71 期決算公告

令和７年６月17日
鹿児島市新栄町２番４号
かごしま電工株式会社
代表取締役　武信　克彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,770,591
	固定資産	797,172
	合計	3,567,763
負純資債及産のび部	流動負債	1,049,364
	固定負債	18,411
	株主資本	2,499,988
	資本金	63,000
	資本剰余金	32,000
	資本準備金	32,000
	利益剰余金	2,404,988
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	2,392,988
	（うち当期純利益）	(109,297)
	合計	3,567,763

第 56 期決算公告

令和７年５月30日
福岡市博多区豊２－４－６豊甲陽ビル３Ｆ
株式会社サンテック九州
代表取締役　吉田　浩市

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,620
	固定資産	392
	合計	4,013
負純資債及産のび部	流動負債	3,370
	固定負債	43
	株主資本	575
	資本金	100
	資本剰余金	50
	利益剰余金	425
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	412
	（うち当期純利益）	(48)
	評価・換算差額等	23
	合計	4,013

第 36 期決算公告

令和７年６月17日
栃木県小山市大字萱橋1200番地１
北関東総合ガスセンター株式会社
代表取締役社長　谷知　慶剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	184,049
	固定資産	119,987
	合計	304,037
負純資債及産のび部	流動負債	86,970
	固定負債	192,560
	株主資本	24,507
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,507
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	4,507
	（うち当期純利益）	(3,683)
	合計	304,037

第 2 期決算公告

令和７年５月30日
福島県福島市大町７番25号
株式会社福島スクールランチ
代表取締役　大竹　正敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,356,706
	固定資産	20
	資産合計	1,356,726
負純資債及産のび部	流動負債	1,394,135
	固定負債	—
	負債合計	1,394,135
	株主資本	△37,408
	資本金	10,000
	利益剰余金	△47,408
	その他利益剰余金	△47,408
	（うち当期純損失）	(47,408)
	純資産合計	△37,408
	負債・純資産合計	1,356,726

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
秋田県大仙市北長野字茶畑98
物産中仙株式会社
代表取締役　佐藤　芳彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,548
	固定資産	3,451
	合計	91,999
負純資債及産のび部	流動負債	16,989
	株主資本	75,010
	資本金	70,000
	利益剰余金	5,010
	その他利益剰余金	5,010
	（うち当期純利益）	(417)
	合計	91,999

第 28 期決算公告

令和７年６月16日
東京都港区芝浦一丁目３番３号
株式会社ＩＰモーション
代表取締役　安藤　浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,415,564
	固定資産	34,590
	資産合計	1,450,154
負純資債及産のび部	流動負債	698,830
	固定負債	31,980
	株主資本	719,345
	資本金	50,000
	利益剰余金	672,345
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	659,845
	（うち当期純利益）	(120,797)
	自己株式	△3,000
	負債・純資産合計	1,450,154

第 8 期決算公告

令和７年５月30日
千葉県習志野市茜浜一丁目10番１号
株式会社ならしのスクールランチ
代表取締役　大竹　正敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	928,754
	固定資産	—
	資産合計	928,754
負純資債及産のび部	流動負債	487,736
	固定負債	406,003
	負債合計	893,739
	株主資本	35,014
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	25,014
	その他利益剰余金	25,014
	（うち当期純利益）	(7,666)
	純資産合計	35,014
	負債・純資産合計	928,754

第 48 期決算公告

2025年５月26日
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番349
千葉ノーミ株式会社
代表取締役社長　村井　昭之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	742,744
	固定資産	27,457
	資産合計	770,201
負純資債及産のび部	流動負債	90,403
	固定負債	1,719
	株主資本	678,078
	資本金	10,000
	利益剰余金	668,078
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	665,578
	（うち当期純利益）	(101,285)
	負債・純資産合計	770,201

第 48 期決算公告　令和７年６月17日
東京都品川区東五反田二丁目17番２号
ティー・ティー・ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　森岡　良之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,855
	固定資産	39,706
	資産合計	292,562
負純資債及産のび部	流動負債	134,698
	固定負債	5,967
	株主資本	151,896
	資本金	10,000
	利益剰余金	141,896
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	139,396
	（うち当期純利益）	(89,277)
	負債・純資産合計	292,562

第 18 期決算公告　令和７年６月16日
東京都千代田区平河町二丁目16番１号
株式会社ラックサイバーリンク
代表取締役社長　田代　綾
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	375
	固定資産	125
	資産合計	500
負純資債及産のび部	流動負債	274
	株主資本	226
	資本金	71
	資本剰余金	41
	資本準備金	41
	利益剰余金	115
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	111
	（うち当期純利益）	(81)
	負債・純資産合計	500

第 37 期決算公告　2025年６月17日
東京都多摩市鶴牧一丁目23番地
朝日生命カードサービス株式会社
代表取締役　大塚　康弘
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,035,688
	固定資産	8,612
	合計	1,044,301
負純資債及産のび部	流動負債	682,117
	賞与引当金	2,260
	固定負債	140
	退職給付引当金	140
	株主資本	362,043
	資本金	50,000
	利益剰余金	312,043
	その他利益剰余金	312,043
	（うち当期純利益）	(13,931)
	合計	1,044,301

第 25 期決算公告　令和７年６月17日
東京都千代田区神田駿河台二丁目３番地
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,778
	固定資産	2,988
	合計	96,767
負純資債及産のび部	流動負債	17,087
	固定負債	621
	退職給付引当金	621
	株主資本	79,059
	資本金	10,000
	利益剰余金	69,059
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	66,559
	（うち当期純利益）	(31,119)
	合計	96,767

第 31 期決算公告　令和７年６月17日
東京都港区港南二丁目３番13号
オムロンエフエーストア株式会社
代表取締役社長　梢　　令人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	428,498
	固定資産	23,335
	資産合計	451,833
負純資債及産のび部	流動負債	148,086
	株主資本	303,747
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	178,747
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	178,347
	（うち当期純利益）	(161,400)
	負債・純資産合計	451,833

第 26 期決算公告
令和７年６月17日
東京都新宿区西新宿８丁目17番１号
ＳＢＳ　ＮＳＫロジスティクス株式会社
代表取締役　米山　佳孝
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,634,334
	固定資産	763,346
	合計	3,397,680
負純資債及産のび部	流動負債	1,895,035
	固定負債	317,683
	株主資本	1,184,962
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,094,962
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,072,462
	（うち当期純利益）	(356,875)
	合計	3,397,680

第 15 期決算公告　令和７年６月16日
東京都千代田区大手町一丁目７番２号
ライジング・ジャパン・エクイティ株式会社
代表取締役　丸山　哲夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,962,922
	固定資産	133,471
	資産合計	2,096,393
負純資債及産のび部	流動負債	818,522
	（賞与引当金）	(1,320)
	（役員賞与引当金）	(297,147)
	株主資本	1,277,871
	資本金	110,000
	利益剰余金	1,167,871
	利益準備金	27,500
	その他利益剰余金	1,140,371
	（うち当期純利益）	(43,959)
	負債・純資産合計	2,096,393

第 52 期決算公告　令和７年５月29日
東京都練馬区豊玉北二丁目16番14号
野口興産株式会社
代表取締役社長　桑田　和幸
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,337,575
	固定資産	3,147,381
	繰延資産	3,679
	資産合計	14,488,634
負純資債及産のび部	流動負債	10,774,813
	賞与引当金	207,861
	固定負債	206,234
	株主資本	3,507,587
	資本金	60,000
	利益剰余金	3,447,587
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	3,432,587
	（うち当期純利益）	(141,684)
	負債・純資産合計	14,488,634

第 68 期決算公告　令和７年６月17日
東京都千代田区神田駿河台二丁目３番地
日新火災インシュアランスサービス株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	328,649
	固定資産	16,268
	合計	344,917
負純資債及産のび部	流動負債	68,666
	賞与引当金	7,898
	固定負債	41,223
	退職給付引当金	41,223
	株主資本	235,028
	資本金	20,000
	利益剰余金	215,028
	利益準備金	7,561
	その他利益剰余金	207,467
	（うち当期純利益）	(24,960)
	合計	344,917

第 14 期決算公告　令和７年６月17日
東京都江東区青海１丁目１番20号
ダイバーシティ東京オフィスタワー19Ｆ
株式会社フィンズ
代表取締役社長　吉本　　治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	578,114
	固定資産	918,327
	合計	1,496,442
負純資債及産のび部	流動負債	536,862
	固定負債	743,769
	株主資本	215,809
	資本金	70,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	75,809
	その他利益剰余金	75,809
	（うち当期純利益）	(106,594)
	合計	1,496,442

第 80 期決算公告　2025年５月30日
東京都新宿区新宿１丁目７番10号
阿部興業株式会社
代表取締役　阿部　清光
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,190,967
	固定資産	3,154,364
	合計	8,345,331
負純資債及産のび部	流動負債	3,921,297
	固定負債	640,599
	株主資本	3,783,435
	資本金	200,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	3,601,435
	（利益準備金）	(50,870)
	（うち当期純利益）	(518,818)
	自己株式	△48,000
	合計	8,345,331

第 32 期決算公告
令和７年５月28日
東京都港区北青山三丁目１番２号
株式会社ピーチ・ジョン
代表取締役　西澤　恒地
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,591
	固定資産	3,199
	合計	8,790
負純資債及産のび部	流動負債	596
	固定負債	323
	株主資本	7,871
	資本金	90
	利益剰余金	7,781
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	7,759
	（うち当期純損失）	(190)
	合計	8,790

第４期決算公告

令和７年６月13日
東京都港区三田三丁目５番27号
サーキュラー・エナジー株式会社
代表取締役　東郷　一志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,191
	固定資産	31
	資産合計	**19,222**
負純資債及産のび部	流動負債	3,707
	負債合計	**3,707**
	株主資本	15,515
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,515
	その他利益剰余金	5,515
	（うち当期純利益）	(1,353)
	純資産合計	**15,515**
	負債・純資産合計	**19,222**

第64期決算公告

令和７年６月13日
東京都港区三田三丁目５番27号
シナネンエコワーク株式会社
代表取締役　神田　勉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	735,628
	固定資産	705,596
	資産合計	**1,441,224**
負純資債及産のび部	流動負債	154,914
	固定負債	216,323
	株主資本	1,069,987
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,039,987
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,032,787
	（うち当期純利益）	(31,059)
	負債・純資産合計	**1,441,224**

第２期決算公告

令和７年６月10日
東京都中央区日本橋人形町三丁目12番10号
株式会社ｔｅｋｅｔ
代表取締役社長　島村　奨

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	309,599
	固定資産	96,073
	資産合計	**405,673**
負純資債及産のび部	流動負債	229,079
	株主資本	176,593
	資本金	100,000
	資本剰余金	201,000
	資本準備金	201,000
	利益剰余金	△124,406
	その他利益剰余金	△124,406
	（うち当期純損失）	(75,331)
	負債・純資産合計	**405,673**

第14期決算公告

令和７年５月23日
東京都品川区西五反田２－４－２
株式会社アイディアポイント
代表取締役社長　岩田　徹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	127
	固定資産	69
	資産合計	**196**
負純資債及産のび部	流動負債	14
	固定負債	49
	負債合計	**64**
	株主資本	132
	資本金	40
	利益剰余金	92
	（うち当期純利益）	(19)
	純資産合計	**132**
	負債・純資産合計	**196**

第１期決算公告

令和６年10月28日
東京都港区浜松町１丁目29番10号
株式会社オズホールディングス
代表取締役　下山　益宏

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,483
	固定資産	725,603
	合計	**763,086**
負純資債及産のび部	流動負債	165,422
	固定負債	291,660
	株主資本	306,003
	資本金	90,000
	資本剰余金	231,500
	資本準備金	160,250
	その他資本剰余金	71,250
	利益剰余金	△15,496
	その他利益剰余金	△15,496
	（うち当期純損失）	(15,496)
	合計	**763,086**

第38期決算公告

令和７年６月17日
東京都中央区豊海町４番５号
株式会社ファクト
代表取締役　大場　邦夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,737
	固定資産	3,700
	資産合計	**152,437**
負純資債及産のび部	流動負債	67,964
	株主資本	84,473
	資本金	20,000
	利益剰余金	72,329
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	67,329
	（うち当期純利益）	(10,316)
	自己株式	△7,856
	負債・純資産合計	**152,437**

第62期決算公告

令和７年６月17日
東京都福生市熊川1121－３
フジミ自動車興業株式会社
代表取締役社長　千原　武美

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,603
	固定資産	22,563
	合計	**61,166**
負純資債及産のび部	流動負債	17,548
	固定負債	4,394
	株主資本	39,224
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,224
	利益準備金	2,550
	その他利益剰余金	26,674
	（うち当期純損失）	(1,640)
	合計	**61,166**

第25期決算公告

令和７年６月17日
東京都中央区京橋一丁目15番１号
味の素フィナンシャル・ソリューションズ株式会社
代表取締役社長　髙木　泰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	262,577
	固定資産	47,024
	資産合計	**309,602**
負純資債及産のび部	流動負債	150,689
	負債合計	**150,689**
	株主資本	158,912
	資本金	100,000
	利益剰余金	58,912
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	33,912
	（うち当期純利益）	(33,821)
	純資産合計	**158,912**
	負債・純資産合計	**309,602**

第35期決算公告

2025年６月17日
東京都多摩市鶴牧一丁目23番地
朝日生命ビジネスサービス株式会社
代表取締役　密田　信司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	299,151
	固定資産	23,456
	資産合計	**322,607**
負純資債及産のび部	流動負債	97,729
	賞与引当金	8,043
	固定負債	14,557
	退職給付引当金	14,557
	株主資本	210,320
	資本金	20,000
	利益剰余金	190,320
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	185,320
	（うち当期純利益）	(5,349)
	負債・純資産合計	**322,607**

第17期決算公告

令和７年５月30日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
アクシスルートホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	719,738
	固定資産	257,195
	資産合計	**976,934**
負純資債及産のび部	流動負債	106,273
	固定負債	171,038
	退職給付引当金	1,470
	株主資本	699,623
	資本金	320,447
	資本剰余金	303,877
	資本準備金	303,877
	利益剰余金	243,321
	その他利益剰余金	243,321
	（うち当期純利益）	(57,210)
	自己株式	△168,023
	負債・純資産合計	**976,934**

第19期決算公告

令和７年５月23日
東京都渋谷区神宮前５－47－11
青山学院アスタジオ
株式会社クラスＡネットワーク
代表取締役　阿久津　智

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,665
	固定資産	24,153
	繰延資産	0
	合計	**76,818**
負純資債及産のび部	流動負債	13,258
	固定負債	1,080
	株主資本	62,480
	資本金	10,000
	利益剰余金	52,480
	その他利益剰余金	52,480
	（うち当期純利益）	(3,060)
	合計	**76,818**

第30期決算公告

令和７年３月25日
東京都品川区北品川一丁目３番12号
日本ウォーターズ株式会社
代表取締役　三宅　武則

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,338
	固定資産	339
	資産合計	**12,678**
負純資債及産のび部	流動負債	8,543
	固定負債	152
	株主資本	3,982
	資本金	430
	利益剰余金	3,552
	利益準備金	107
	その他利益剰余金	3,444
	（うち当期純利益）	(510)
	負債・純資産合計	**12,678**

第53期決算公告　令和７年５月21日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目７番13号
マルフジエンジニアリング株式会社
代表取締役　武中　信之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	689,581
	固定資産	4,561
	繰延資産	46,866
	資産合計	**741,008**
負純資債及のび部	流動負債	54,530
	負債合計	**54,530**
	株主資本	686,478
	資本金	10,000
	利益剰余金	676,478
	その他利益剰余金	676,478
	（うち当期純利益）	（63,381）
	純資産合計	**686,478**
	負債・純資産合計	**741,008**

第13期決算公告　令和７年５月30日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
アクシスイノベーション株式会社
代表取締役　海野　雄史
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,892
	固定資産	2,523
	資産合計	**113,415**
負純資債及のび部	流動負債	43,109
	固定負債	5,389
	退職給付引当金	5,389
	株主資本	64,916
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,916
	その他利益剰余金	54,916
	（うち当期純利益）	（1,312）
	負債・純資産合計	**113,415**

第４期決算公告　令和７年５月30日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
株式会社アクシス
代表取締役　川野　尚吾
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	330,788
	固定資産	7,733
	資産合計	**338,521**
負純資債及のび部	流動負債	460,117
	固定負債	160,397
	退職給付引当金	9,429
	株主資本	△281,993
	資本金	10,000
	資本剰余金	42,636
	その他資本剰余金	42,636
	利益剰余金	△334,629
	その他利益剰余金	△334,629
	（うち当期純損失）	（405,395）
	負債・純資産合計	**338,521**

第68期決算公告
令和７年６月16日
東京都新宿区西新宿六丁目６番３号
日本ハイウエイ・サービス株式会社
取締役社長　舟久保公雄
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,065
	固定資産	9,471
	合計	**30,536**
負純資債及のび部	流動負債	1,964
	固定負債	940
	株主資本	27,631
	資本金	50
	利益剰余金	27,581
	（利益準備金）	（12）
	（その他利益剰余金）	（27,568）
	合計	**30,536**

(注)　当期純利益　1,864百万円

第７期決算公告
令和７年６月17日
東京都江東区潮見二丁目９番15号
株式会社ＤＳＢソリューションサービス
代表取締役社長　岩戸　里繁
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,915
	固定資産	312
	資産合計	**82,228**
負純資債及のび部	流動負債	20,696
	株主資本	61,531
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	31,531
	その他利益剰余金	31,531
	（うち当期純利益）	（12,947）
	負債・純資産合計	**82,228**

第19期決算公告　令和７年６月16日
東京都千代田区神田佐久間町二丁目７番地
ジオサイン株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	382,424
	固定資産	360,590
	資産合計	**743,015**
負純資債及のび部	流動負債	232,387
	（うち賞与引当金）	（13,117）
	固定負債	203,318
	株主資本	307,308
	資本金	96,650
	資本剰余金	46,650
	資本準備金	46,650
	利益剰余金	164,008
	利益準備金	2,683
	その他利益剰余金	161,325
	（うち当期純利益）	（18,112）
	負債・純資産合計	**743,015**

第15期決算公告
令和７年６月17日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
アルカセット・コンサルティング株式会社
代表取締役　小川　啓介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	330,141
	固定資産	3,163
	資産合計	**333,304**
負純資債及のび部	流動負債	97,227
	固定負債	62,709
	株主資本	173,368
	資本金	10,000
	利益剰余金	163,368
	その他利益剰余金	163,368
	（うち当期純利益）	（42,558）
	負債・純資産合計	**333,304**

第61期決算公告　令和７年６月17日
東京都江東区南砂１―13―６
サンメトロ輸送株式会社
代表取締役社長　近藤　秀行
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	890,604
	固定資産	240,240
	資産合計	**1,130,844**
負純資債及のび部	流動負債	245,049
	固定負債	180,381
	株主資本	705,414
	資本金	44,000
	資本剰余金	40
	利益剰余金	661,374
	利益準備金	10,960
	その他利益剰余金	650,414
	（うち当期純利益）	（16,009）
	負債・純資産合計	**1,130,844**

第７期決算公告　令和７年６月17日
東京都文京区本郷三丁目15番９号
株式会社ELYZA
代表取締役　曽根岡侑也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,706,141
	固定資産	101,585
	資産合計	**4,807,727**
負純資債及のび部	流動負債	613,037
	株主資本	4,058,778
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,949,750
	資本準備金	1,524,375
	その他資本剰余金	1,425,375
	利益剰余金	1,009,028
	その他利益剰余金	1,009,028
	（うち当期純利益）	（576,065）
	新株予約権	135,911
	負債・純資産合計	**4,807,727**

第７期決算公告　令和７年６月２日
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目27番５号
リンクスクエア新宿
アルティウスリンクアップス株式会社
代表取締役　清水　康太
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,238
	固定資産	35,025
	合計	**183,264**
負純資債及のび部	流動負債	65,873
	固定負債	51,680
	株主資本	65,710
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	△134,289
	（うち当期純利益）	（26,694）
	合計	**183,264**

第18期決算公告　2025年６月17日
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目16番12号
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社
代表取締役　安成　政文
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	280,241
	固定資産	245
	資産合計	**280,486**
負純資債及のび部	流動負債	240,975
	株主資本	39,511
	資本金	200,000
	資本剰余金	6,490
	資本準備金	6,490
	利益剰余金	△166,978
	利益準備金	16,128
	その他利益剰余金	△183,106
	（うち当期純損失）	（65,617）
	負債・純資産合計	**280,486**

第62期決算公告
2025年６月17日
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目16番12号
ユタカエステート株式会社
代表取締役　多々良　優
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	205,436
	固定資産	267,885
	資産合計	**473,322**
負純資債及のび部	流動負債	5,857
	固定負債	350,000
	株主資本	117,464
	資本金	30,000
	利益剰余金	87,464
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	78,464
	（うち当期純利益）	（7,973）
	負債・純資産合計	**473,322**

第23期決算公告

令和７年６月17日
東京都品川区西品川一丁目１番１号
Ｄ＆Ｓソリューションズ株式会社
代表取締役社長　淵之上明生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,132
	固定資産	—
	合計	114,132
負純資産及のび部	流動負債	75,047
	固定負債	—
	株主資本	39,085
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,085
	その他利益剰余金	29,085
	（うち当期純利益）	(1,710)
	合計	114,132

第１期決算公告

令和７年６月17日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ＺＥＲＯ　ＺＥＲＯ　ＲＯＢＯＴＩＣＳ
ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　リ・ホンジェン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,999,780
	合計	4,999,780
負純資産及のび部	流動負債	0
	株主資本	4,999,780
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△220
	その他利益剰余金	△220
	（うち当期純損失）	(220)
	合計	4,999,780

第９期決算公告

令和７年６月17日
東京都渋谷区神泉町８番16号
株式会社ＸＥＮＯＺ
代表取締役　友利　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	335,024
	固定資産	29,617
	資産合計	364,642
負純資産及のび部	流動負債	77,124
	株主資本	287,517
	資本金	100,000
	資本剰余金	563,161
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	538,161
	利益剰余金	△368,674
	その他利益剰余金	△368,674
	（うち当期純損失）	(166,247)
	自己株式	△6,969
	負債・純資産合計	364,642

第４期決算公告

令和７年５月30日
愛知県一宮市時之島字吹上23番地２
株式会社一宮スクールランチ
代表取締役　小西　雅文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,431,633
	固定資産	—
	資産合計	1,431,633
負純資産及のび部	流動負債	119,464
	固定負債	1,293,574
	負債合計	1,413,038
	株主資本	18,594
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	8,594
	その他利益剰余金	8,594
	（うち当期純利益）	(20,155)
	純資産合計	18,594
	負債・純資産合計	1,431,633

第28期決算公告

2025年６月17日
神奈川県厚木市恩名５丁目１番１号
アンリツカスタマーサポート株式会社
代表取締役社長　髙橋　宏之

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,221,835
	固定資産	145,040
	合計	2,366,875
負純資産及のび部	流動負債	290,148
	固定負債	65,179
	株主資本	2,011,547
	資本金	100,000
	資本剰余金	448,800
	利益剰余金	1,462,747
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,437,747
	（うち当期純利益）	(183,541)
	合計	2,366,875

第36期決算公告

令和７年５月23日
神奈川県海老名市泉二丁目７番１号
リコーテクノリサーチ株式会社
代表取締役　池田　順一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	215,045
	固定資産	65,019
	資産合計	280,064
負純資産及のび部	流動負債	99,893
	（賞与引当金）	(40,538)
	固定負債	142,086
	（退職給付引当金）	(142,086)
	株主資本	38,085
	資本金	30,000
	利益剰余金	8,085
	（利益準備金）	(7,500)
	（その他利益剰余金）	(585)
	（うち当期純損失）	(1,824)
	負債・純資産合計	280,064

第10期決算公告

令和７年６月17日
兵庫県たつの市新宮町大屋668番地の12
株式会社自彊社
代表取締役　木南　一志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23
	固定資産	275
	合計	298
負純資産及のび部	流動負債	76
	固定負債	203
	株主資本	19
	資本金	3
	利益剰余金	16
	その他利益剰余金	16
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	298

第６期決算公告

令和７年５月30日
兵庫県尼崎市玄番南之町５番地６
株式会社あまがさきスクールランチ
代表取締役　小西　雅文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	668,699
	固定資産	—
	資産合計	668,699
負純資産及のび部	流動負債	178,395
	固定負債	460,197
	負債合計	638,593
	株主資本	30,106
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	20,106
	その他利益剰余金	20,106
	（うち当期純利益）	(4,793)
	純資産合計	30,106
	負債・純資産合計	668,699

第３期決算公告

令和７年５月30日
大阪府茨木市上中条一丁目11番23号
株式会社茨木給食サービス
代表取締役　小西　雅文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	198,354
	固定資産	943,186
	資産合計	1,141,541
負純資産及のび部	流動負債	179,614
	固定負債	944,091
	負債合計	1,123,706
	株主資本	17,835
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	7,835
	その他利益剰余金	7,835
	（うち当期純利益）	(50,104)
	純資産合計	17,835
	負債・純資産合計	1,141,541

第８期決算公告

2025年６月17日
東京都中央区日本橋茅場町１―12―４
一般社団法人日本ｅスポーツ連合
代表理事　早川　英樹

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	73,520,598
	固定資産	9,530,592
	合計	83,051,190
負味債財及産びの正部	流動負債	15,362,864
	負債合計	15,362,864
	基金	40,000,000
	一般正味財産	27,688,326
	正味財産合計	67,688,326
	合計	83,051,190

第14期決算公告

令和７年６月17日
東京都江東区豊洲五丁目６番52号
一般社団法人
オートバックスグループ共済会
代表理事　平賀　則孝

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	499,931
	固定資産	15,140
	合計	515,071
負味債財及産びの正部	流動負債	76
	負債合計	76
	一般正味財産	514,995
	正味財産合計	514,995
	合計	515,071

第54期決算公告

令和７年６月17日
兵庫県たつの市新宮町大屋668番地の12
株式会社兵庫物流
代表取締役　木南　一志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	241
	固定資産	228
	合計	470
負純資産及のび部	流動負債	70
	固定負債	61
	株主資本	337
	資本金	20
	利益剰余金	317
	その他利益剰余金	317
	（うち当期純利益）	(17)
	合計	470

第 11 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
宮城県岩沼市早股字前川１番地の21
株式会社グリーンアローズ東北
代表取締役　小嶋　　努

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	61,463
	固定資産	230,843
	合計	292,306
負純資産及び部	流動負債	59,330
	固定負債	174,087
	株主資本	58,888
	資本金	90,000
	利益剰余金	△31,111
	その他利益剰余金	△31,111
	（うち当期純利益）	（19,217）
	合計	292,306

第 70 期決算公告

令和７年６月16日
札幌市北区北15条西４丁目１番16号
北海道和光純薬株式会社
代表取締役　横沢　龍朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,756,909
	固定資産	1,081,882
	合計	6,838,791
負純資産及び部	流動負債	3,170,185
	賞与引当金	70,265
	固定負債	192,445
	役員退職慰労引当金	156,347
	株主資本	3,476,161
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,466,161
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,463,661
	（うち当期純利益）	（135,344）
	合計	6,838,791

第 15 期 決 算 公 告

2025年６月17日
東京都中央区日本橋二丁目２番４号
公益財団法人三菱ＵＦＪ信託奨学財団
理事長　上原　治也

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	177,519
	固定資産	17,071,581
	合計	17,249,101
負味債財及産びの正部	流動負債	314
	固定負債	1,000
	負債合計	1,314
	一般正味財産	17,247,786
	正味財産合計	17,247,786
	合計	17,249,101

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都千代田区平河町２丁目16番１号
株式会社ラックテクノロジーズ
代表取締役社長　森山　伸一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	422,758
	固定資産	19,983
	合計	442,742
負純資産及び部	流動負債	227,634
	株主資本	215,107
	資本金	48,000
	利益剰余金	167,107
	利益準備金	12,220
	その他利益剰余金	154,887
	（うち当期純利益）	（114,465）
	合計	442,742

第 15 期決算公告

令和７年６月17日
東京都新宿区西新宿６丁目22－１
カシダス株式会社
代表取締役　前田　　信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	308,323
	固定資産	91,688
	資産合計	400,012
負純資産及び部	流動負債	123,404
	固定負債	39,478
	株主資本	237,129
	資本金	20,000
	資本剰余金	30,754
	その他資本剰余金	30,754
	利益剰余金	186,375
	その他利益剰余金	186,375
	（うち当期純利益）	（26,773）
	負債・純資産合計	400,012

第 34 期決算公告

令和７年６月17日
兵庫県姫路市南駅前町110番地
播信保証株式会社
代表取締役　山口　雅宣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	618,514
	固定資産	36,546
	合計	655,061
負純資産及び部	流動負債	30,722
	固定負債	226,031
	株主資本	398,307
	資本金	50,000
	利益剰余金	348,307
	利益準備金	17,680
	その他利益剰余金	330,627
	（繰越利益剰余金）	（330,627）
	（うち当期純利益）	（10,488）
	合計	655,061

第 47 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　北海道旭川市物流団地２条１丁目５番16号
北海道輸送株式会社
代表取締役　酒井　　司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	654	流動負債	153
固定資産	243	（賞与引当金）	（24）
		固定負債	22
		退職給付引当金	22
		株主資本	723
		資本金	18
		資本剰余金	20
		その他資本剰余金	20
		利益剰余金	685
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	680
		（うち当期純利益）	（58）
資産合計	898	負債・純資産合計	898

第 72 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　北海道苫小牧市字勇払149番地10
旭新運輸株式会社
代表取締役　廿日出　崇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,407	流動負債	3,157
固定資産	1,963	（賞与引当金）	（104）
		固定負債	316
		（退職給付引当金）	（280）
		株主資本	2,898
		資本金	80
		資本剰余金	1
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	2,817
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	2,797
		（うち当期純利益）	（369）
資産合計	6,371	負債・純資産合計	6,371

第 27 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
宮城県仙台市泉区将監四丁目５番２号
株式会社東日本テクノサーベイ
代表取締役　石﨑　正志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	294,325	流動負債	77,149
固定資産	26,072	賞与引当金	10,500
		固定負債	5,935
		役員退職慰労引当金	2,051
		退職給付引当金	3,884
		株主資本	237,312
		資本金	10,000
		利益剰余金	227,312
		利益準備金	142
		その他利益剰余金	227,170
		（うち当期純利益）	（16,424）
資産合計	320,397	負債・純資産合計	320,397

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　北海道室蘭市仲町12番地
北海道住電スチールワイヤー株式会社
代表取締役社長　中村　俊哉

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	997,465	流動負債	233,022
固定資産	491,202	（賞与引当金）	（29,112）
		固定負債	64,508
		退職給付引当金	60,299
		役員退職慰労引当金	4,209
		株主資本	1,191,136
		資本金	475,000
		資本剰余金	425,000
		資本準備金	425,000
		利益剰余金	291,136
		その他利益剰余金	291,136
		（うち当期純損失）	（2,291）
資産合計	1,488,667	負債・純資産合計	1,488,667

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

茨城県笠間市八雲二丁目11番35号
株式会社ヤナカアドテックプレシジョン
代表取締役　篠田　泰孝

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	742,200	流動負債	90,991
固定資産	491,301	（うち賞与引当金）	(18,100)
		固定負債	85,398
		株主資本	1,017,582
		資本金	20,000
		資本剰余金	847,215
		資本準備金	482,395
		その他資本剰余金	364,820
		利益剰余金	150,366
		その他利益剰余金	150,366
		（うち当期純利益）	(44,187)
		評価・換算差額等	39,530
資産合計	1,233,502	負債・純資産合計	1,233,502

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

福島県郡山市字大河原100－１
福島ニチレキ株式会社
代表取締役　八巻　秀一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,375,042	流動負債	559,097
固定資産	365,636	賞与引当金	16,200
		役員賞与引当金	1,245
		完成工事補償引当金	2,490
		その他	539,162
		固定負債	8,892
		株主資本	1,172,689
		資本金	35,000
		利益剰余金	1,157,339
		利益準備金	8,750
		その他利益剰余金	1,148,589
		（うち当期純利益）	(114,946)
		自己株式	△19,650
資産合計	1,740,679	負債・純資産合計	1,740,679

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

埼玉県久喜市南一丁目10番29号
テルウェル東日本アイピーエス株式会社
代表取締役社長　若谷弘太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	322,676	流動負債	204,496
固定資産	179,821	固定負債	198,920
		退職給付引当金	198,920
		株主資本	99,082
		資本金	40,000
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	8,000
		利益剰余金	51,082
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	49,082
		（うち当期純損失）	(90,670)
資産合計	502,498	負債・純資産合計	502,498

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

埼玉県熊谷市末広四丁目14番１号
株式会社リケンヒートテクノ
代表取締役社長　大橋　　聡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,218	流動負債	346
固定資産	249	（うち賞与引当金）	(53)
		固定負債	54
		（うち退職給付引当金）	(54)
		株主資本	2,067
		資本金	30
		資本剰余金	893
		その他資本剰余金	893
		利益剰余金	1,144
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	1,136
		（うち当期純利益）	(266)
資産合計	2,466	負債・純資産合計	2,466

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

千葉県千葉市中央区川崎町１番地
千葉リバーメント株式会社
代表取締役社長　岩元　　亨

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	618,465	流動負債	97,203
固定資産	188,711	賞与引当金	6,004
		その他	91,199
		固定負債	24,597
		退職給付引当金	14,337
		役員退職慰労引当金	10,260
		株主資本	685,376
		資本金	240,000
		利益剰余金	445,376
		利益準備金	34,488
		その他利益剰余金	410,888
		（うち当期純利益）	(60,189)
資産合計	807,176	負債・純資産合計	807,176

第 72 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

千葉県市川市高谷新町９番地の１
日触テクノファインケミカル株式会社
代表取締役社長　平尾　晴紀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,345,794	流動負債	1,237,383
固定資産	1,189,912	固定負債	680,399
		負債合計	1,917,781
		株主資本	617,925
		資本金	90,000
		利益剰余金	527,925
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	505,425
		（うち当期純利益）	(53,896)
		純資産合計	617,925
資産合計	2,535,706	負債・純資産合計	2,535,706

第 7 期 決 算 公 告

2025年６月17日

東京都港区港南２－４－８
株式会社ＮＤＩＡＳ
代表取締役社長　木内　雄章

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	576,291	流動負債	177,541
固定資産	60,505	（うち賞与引当金）	(44,250)
		固定負債	8,662
		負債合計	186,204
		株主資本	450,591
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	300,591
		その他利益剰余金	300,591
		（うち当期純利益）	(115,311)
		純資産合計	450,591
資産合計	636,796	負債・純資産合計	636,796

第 14 期 決 算 公 告

2025年６月５日

千葉県船橋市市場１丁目８番１号
船橋魚市株式会社
代表取締役社長　島脇　義知

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,504,374	流動負債	878,677
固定資産	66,276	固定負債	94,060
		株主資本	597,913
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	22,600
		その他資本剰余金	77,400
		利益剰余金	397,913
		利益準備金	2,400
		その他利益剰余金	395,513
		（うち当期純利益）	(24,919)
資産合計	1,570,650	負債・純資産合計	1,570,650

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月17日　東京都新宿区大久保一丁目４番17号
株式会社ＮＴＴ東日本サービス
代表取締役社長　奥本　雅之

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,918,959	流動負債	5,921,790
固定資産	6,858,594	固定負債	5,068,967
		退職給付引当金	4,499,201
		その他	569,765
		負債合計	**10,990,757**
		株主資本	786,796
		資本金	50,000
		利益剰余金	736,796
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	724,296
		（うち当期純利益）	（226,662）
		純資産合計	**786,796**
資産合計	**11,777,553**	**負債・純資産合計**	**11,777,553**

第 29 期 決 算 公 告

2025年６月16日
東京都千代田区大手町二丁目６番４号　常盤橋タワー
長瀬ビジネスエキスパート株式会社
代表取締役社長　山岡　徳慶

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,543,388	流動負債	844,839
固定資産	434,500	固定負債	438,804
		株主資本	672,523
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		利益剰余金	632,523
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	627,523
		（うち当期純利益）	（82,063）
		評価・換算差額等	21,723
		その他有価証券評価差額金	21,723
合計	**1,977,888**	**合計**	**1,977,888**

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
サミットエネルギー開発株式会社
代表取締役　井上　久隆

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	216	流動負債	30
固定資産	30	固定負債	48
		株主資本	167
		資本金	100
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	43
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	42
		（うち当期純利益）	（40）
資産合計	**246**	**負債・純資産合計**	**246**

第 62 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都千代田区九段南１丁目６番17号
株式会社千代田会館
代表取締役社長　武田　勝之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	787,976	流動負債	102,181
固定資産	4,278,637	固定負債	964,513
有形固定資産	2,576,160	株主資本	3,999,919
無形固定資産	217	資本金	300,000
投資その他の資産	1,702,259	利益剰余金	3,699,919
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	3,624,919
		（うち当期純利益）	（136,780）
資産合計	**5,066,613**	**負債・純資産合計**	**5,066,613**

第 9 期 決 算 公 告

2025年６月17日
東京都品川区東五反田１丁目24番２号
株式会社 Ａｉｒｓｉｄｅ
代表取締役社長　照井　佳典

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	526,809	流動負債	447,951
固定資産	1,104,699	固定負債	6,493
		株主資本	1,177,063
		資本金	3,000
		資本剰余金	852,712
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	852,712
		利益剰余金	321,350
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	321,350
		（うち当期純利益）	（176,759）
資産合計	**1,631,508**	**負債・純資産合計**	**1,631,508**

第 26 期 決 算 公 告

2025年６月16日　東京都墨田区江東橋２丁目３番10号
株式会社川村工営
代表取締役　漁野　弘明

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,024,694	流動負債	3,737,126
固定資産	887,047	（うち完成工事補償引当金）	（8,926）
有形固定資産	747,681		
無形固定資産	3,426	固定負債	1,993,770
投資その他の資産	135,939	（うち退職給与引当金）	（76,302）
		株主資本	2,180,845
		資本金	90,000
		利益剰余金	3,337,334
		利益準備金	11,402
		その他利益剰余金	3,325,931
		（うち当期純利益）	（196,538）
		自己株式	△1,246,488
資産合計	**7,911,742**	**負債・純資産合計**	**7,911,742**

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都江東区豊洲五丁目５番13号
株式会社ＫＤＤＩテクノロジー
代表取締役社長　溝口健次郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,683,941	流動負債	1,628,015
固定資産	645,412	固定負債	18,655
有形固定資産	166,864	**負債合計**	**1,646,671**
無形固定資産	158,412	株主資本	3,682,683
投資その他の資産	320,135	資本金	494,000
		資本剰余金	2,255
		資本準備金	2,255
		利益剰余金	3,186,428
		その他利益剰余金	3,065,183
		（うち当期純利益）	（569,799）
		純資産合計	**3,682,683**
資産合計	**5,329,354**	**負債・純資産合計**	**5,329,354**

第 52 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都江東区木場一丁目５番15号
日本証券テクノロジー株式会社
代表取締役　吉田　卓司

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,712,422	流動負債	1,707,095
固定資産	1,538,023	賞与引当金	389,364
		役員賞与引当金	11,742
		固定負債	16,666
		退職給付引当金	16,666
		株主資本	2,526,683
		資本金	228,000
		資本剰余金	252,000
		資本準備金	252,000
		利益剰余金	2,046,683
		その他利益剰余金	2,046,683
		（うち当期純利益）	（892,774）
資産合計	**4,250,446**	**負債・純資産合計**	**4,250,446**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

東京都千代田区岩本町二丁目９番７号
エヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　新居　丈司

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,282	流動負債	1,188
固定資産	6,833	固定負債	641
有形固定資産	5,884	**負債合計**	**1,830**
無形固定資産	568	株主資本	10,285
投資その他の資産	382	資本金	380
		利益剰余金	10,179
		利益準備金	95
		その他利益剰余金	10,084
		（うち当期純利益）	（648）
		自己株式	△274
		純資産合計	**10,285**
資産合計	**12,115**	**負債・純資産合計**	**12,115**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

北海道札幌市中央区大通西十四丁目７番地
株式会社ＮＴＴネクシア
代表取締役　山本　健一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,868	流動負債	4,341
固定資産	3,317	固定負債	7,340
		退職給付引当金	6,578
		役員退職慰労引当金	6
		株主資本	1,353
		資本金	100
		資本剰余金	1,180
		利益剰余金	12,223
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	12,198
		（うち当期純損失）	（780）
資産合計	**25,185**	**負債・純資産合計**	**25,185**

第 12 期 決 算 公 告

令和７年５月27日

横浜市港北区新横浜二丁目３番19号
株式会社横浜コンサルティングセンター
代表取締役　金岡　計也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,428	流動負債	954
固定資産	2,082	賞与引当金	30
		固定負債	319
		退職給付引当金	209
		株主資本	5,237
		資本金	50
		資本剰余金	137
		その他資本剰余金	137
		利益剰余金	5,050
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	5,039
		（うち当期純利益）	（803）
資産合計	**6,511**	**負債・純資産合計**	**6,511**

第 102 期 決 算 公 告

2025年６月16日　神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目18番１号
株式会社武部鉄工所
代表取締役社長　武部　一顯

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,330	流動負債	7,849
固定資産	8,728	固定負債	1,116
有形固定資産	6,369	**負債合計**	**8,965**
無形固定資産	109	株主資本	8,806
投資その他の資産	2,250	資本金	135
		資本剰余金	11
		資本準備金	11
		利益剰余金	8,660
		利益準備金	34
		その他利益剰余金	8,626
		（うち当期純利益）	（640）
		評価・換算差額等	287
		純資産合計	**9,093**
資産合計	**18,058**	**負債・純資産合計**	**18,058**

第 14 期 決 算 公 告

2025年６月16日　神奈川県川崎市川崎区小島町４－２
ナステック株式会社
代表取締役社長　菅野　正登

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,378,097	流動負債	628,782
固定資産	403,899	固定負債	259,832
有形固定資産	277,482	**負債合計**	**888,614**
無形固定資産	760	株主資本	893,383
投資その他の資産	125,657	資本金	100,000
		資本剰余金	311,059
		その他資本剰余金	311,059
		利益剰余金	482,324
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	457,324
		（うち当期純利益）	（75,158）
		純資産合計	**893,383**
資産合計	**1,781,996**	**負債・純資産合計**	**1,781,996**

第 162 期 決 算 公 告

2025年６月17日

横浜市鶴見区矢向六丁目19番45号
東洋製罐グループエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　柴田　知之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,333	流動負債	3,945
固定資産	2,576	固定負債	2,433
		（退職給付引当金）	（1,452）
		株主資本	4,530
		資本金	350
		資本剰余金	48
		資本準備金	48
		利益剰余金	4,131
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	4,092
		（うち当期純損失）	（206）
資産合計	**10,909**	**負債・純資産合計**	**10,909**

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　石川県金沢市玉鉾三丁目29番地
株式会社キャリアシステム
代表取締役会長　中井　義貴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	241,377	流動負債	104,014
固定資産	12,818	（うち賞与引当金）	（8,210）
		固定負債	557
		負債合計	**104,572**
		株主資本	149,622
		資本金	30,000
		資本剰余金	63,591
		資本準備金	63,591
		利益剰余金	56,030
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	48,530
		（うち当期純利益）	（2,614）
		純資産合計	**149,622**
資産合計	**254,195**	**負債・純資産合計**	**254,195**

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　石川県金沢市玉鉾三丁目29番地
株式会社カラフルカンパニー
代表取締役社長　中井　義貴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,335,261	流動負債	653,564
固定資産	698,571	（うち賞与引当金）	（109,778）
		固定負債	3,527
		負債合計	**657,092**
		株主資本	1,376,740
		資本金	98,000
		資本剰余金	235,155
		資本準備金	235,155
		利益剰余金	1,043,584
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,031,084
		（うち当期純利益）	（239,450）
		純資産合計	**1,376,740**
資産合計	**2,033,832**	**負債・純資産合計**	**2,033,832**

第 71 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　　愛知県春日井市長塚町二丁目12番地

ナビエース株式会社

代表取締役社長　大辻　雄介

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,440,105	流動負債	2,697,014
固定資産	8,462,696	固定負債	3,362,876
繰延資産	58,585	**負債合計**	**6,059,890**
		株主資本	4,901,496
		資本金	100,000
		利益剰余金	4,801,496
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	4,776,496
		（うち当期純利益）	（261,154）
		純資産合計	**4,901,496**
資産合計	**10,961,386**	**負債・純資産合計**	**10,961,386**

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　5,249,710千円
2. １株当たりの当期純利益　13,058円

第 115 期 決 算 公 告

2025年６月16日　　長野県安曇野市穂高8384―１

株式会社 ＧＳユアサ安曇野

代表取締役　和根崎　誠

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	423,364	流動負債	490,645
固定資産	778,813	固定負債	22,508
有形固定資産	698,456	**負債合計**	**513,153**
無形固定資産	10,765	株主資本	688,725
投資その他の資産	69,592	資本金	80,000
		利益剰余金	608,725
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	588,725
		（うち当期純利益）	（86,219）
		評価・換算差額等	299
		その他有価証券評価差額金	299
		純資産合計	**689,024**
資産合計	**1,202,177**	**負債・純資産合計**	**1,202,177**

第 34 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

オムロン エキスパートリンク株式会社

代表取締役社長　山田　義則

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,774,312	流動負債	4,497,894
固定資産	1,152,017	（賞与引当金）	（361,643）
		固定負債	237,170
		（退職給付引当金）	（197,451）
		株主資本	2,191,266
		資本金	90,000
		資本剰余金	4,000
		その他資本剰余金	4,000
		利益剰余金	2,097,266
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	2,074,766
		（うち当期純損失）	（115,725）
資産合計	**6,926,329**	**負債・純資産合計**	**6,926,329**

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

京都市伏見区羽束師古川町322

株式会社ＳＣＲＥＥＮ ＳＰＥ テック

代表取締役　河上　悟

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,529,557	流動負債	5,179,980
固定資産	2,194,287	（賞与引当金）	（306,817）
		固定負債	75,540
		（退職給付引当金）	（75,540）
		株主資本	6,468,323
		資本金	480,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	5,908,323
		利益準備金	120,000
		その他利益剰余金	5,788,323
		（うち当期純利益）	（1,797,498）
資産合計	**11,723,844**	**負債・純資産合計**	**11,723,844**

第 58 期 決 算 公 告

2025年６月17日

兵庫県尼崎市西向島町15番１

山村倉庫株式会社

代表取締役社長　中島　**敏**男

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,697,917	流動負債	1,058,140
固定資産	113,581	固定負債	28,311
		株主資本	1,725,047
		資本金	20,000
		資本剰余金	81,182
		資本準備金	23,650
		その他資本剰余金	57,532
		利益剰余金	1,623,865
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,616,365
		（うち当期純利益）	（64,277）
資産合計	**2,811,498**	**負債・純資産合計**	**2,811,498**

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　　大阪府門真市三ツ島六丁目17番16号

阪和ライフテック株式会社

代表取締役　下村　晃章

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	702,331	流動負債	374,916
固定資産	86,978	固定負債	67,817
		株主資本	346,978
		資本金	90,000
		資本剰余金	129,082
		資本準備金	129,082
		利益剰余金	127,896
		利益準備金	14,850
		その他利益剰余金	113,046
		（うち当期純利益）	（32,146）
		評価・換算差額等	△402
		その他有価証券評価差額金	△402
資産合計	**789,310**	**負債・純資産合計**	**789,310**

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　　広島市中区江波沖町５番１号

株式会社ダイヤエコテック広島

代表取締役　田中　勇二

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	851,818	流動負債	109,462
固定資産	322,890	修繕引当金	60,000
		その他	49,462
		固定負債	556
		退職給付引当金	556
		株主資本	1,064,690
		資本金	90,000
		利益剰余金	974,690
		利益準備金	10,251
		その他利益剰余金	964,439
		（うち当期純利益）	（43,930）
資産合計	**1,174,708**	**負債・純資産合計**	**1,174,708**

第 56 期 決 算 公 告

2025年６月17日　　鳥取県境港市昭和町12番地５

境港魚函株式会社

代表取締役社長　鷦鷯　訓

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	702,413	流動負債	483,265
固定資産	788,440	固定負債	166,226
有形固定資産	446,921	株主資本	681,705
投資その他の資産	341,519	資本金	49,000
		資本剰余金	6,000
		利益剰余金	626,705
		利益準備金	15,250
		その他利益剰余金	611,455
		（うち当期純利益）	（22,300）
		評価・換算差額金	159,657
		その他有価証券評価差額金	159,657
資産合計	**1,490,853**	**負債・純資産合計**	**1,490,853**

第 68 期 決 算 公 告

2025年６月16日

広島市南区大州四丁目４番32号
中国電機製造株式会社
取締役社長　鶴巻　達也

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,726	流動負債	3,398
固定資産	2,069	固定負債	215
		株主資本	5,181
		資本金	150
		資本剰余金	32
		資本準備金	32
		利益剰余金	4,999
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	4,961
		（うち当期純利益）	（522）
資産合計	8,795	負債・純資産合計	8,795

第 23 期 決 算 公 告

2025年６月17日　広島市中区国泰寺町一丁目３番32号
株式会社パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス
代表取締役社長　藤本　均

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,021,370	流動負債	423,458
固定資産	86,247	賞与引当金	21,746
有形固定資産	58,190	役員賞与引当金	6,895
無形固定資産	2,749	固定負債	49,055
投資その他の資産	25,308	役員退職慰労引当金	7,136
		退職給付引当金	20,610
		株主資本	635,105
		資本金	288,000
		利益剰余金	347,105
		利益準備金	40,260
		その他利益剰余金	306,845
		（うち当期純利益）	（59,209）
資産合計	1,107,618	負債・純資産合計	1,107,618

第 54 期 決 算 公 告

令和７年５月19日　北海道旭川市東鷹栖東３条４丁目2163番地
株式会社旭ダンケ
代表取締役　山下　弘純

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,972	流動負債	4,618
固定資産	7,157	（賞与引当金）	（23）
		固定負債	1,355
		（退職給付引当金）	（111）
		株主資本	6,155
		資本金	100
		資本剰余金	772
		資本準備金	337
		その他資本剰余金	435
		利益剰余金	5,282
		その他利益剰余金	5,282
		（うち当期純利益）	（431）
		評価・換算差額等	0
資産合計	12,129	負債・純資産合計	12,129

第 49 期 決 算 公 告

令和７年６月２日　沖縄県中頭郡西原町字翁長834番地
沖縄東邦株式会社
代表取締役社長　伊集院良憲

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,861,902	流動負債	2,860,691
固定資産	153,796	固定負債	52,547
有形固定資産	92,456	株主資本	1,076,125
無形固定資産	579	資本金	100,000
投資その他の資産	60,760	資本剰余金	341,650
繰延資産	0	資本準備金	290,000
		その他資本剰余金	51,650
		利益剰余金	634,475
		その他利益剰余金	634,475
		（うち当期純利益）	（57,969）
		評価・換算差額等	26,334
		その他有価証券評価差額金	26,334
資産合計	4,015,699	負債・純資産合計	4,015,699

第 48 期 決 算 公 告

令和７年５月20日　愛知県津島市西柳原町三丁目１番地
株式会社野田塾
代表取締役社長　野田　真彦

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,329,341	流動負債	493,620
固定資産	2,824,840	固定負債	231,308
有形固定資産	2,192,157	負債合計	724,928
無形固定資産	8,589	株主資本	3,429,252
投資その他の資産	624,094	資本金	90,000
		資本剰余金	123,800
		その他資本剰余金	123,800
		利益剰余金	3,287,049
		利益準備金	51,971
		その他利益剰余金	3,235,078
		（うち当期純利益）	（44,221）
		自己株式	△ 71,597
		純資産合計	3,429,252
資産合計	4,154,180	負債・純資産合計	4,154,180

第 50 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目１番３号
株式会社NTECケミカル
代表取締役　末廣　学

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	301,225	流動負債	87,047
固定資産	289,152	（うち賞与引当金）	（6,200）
		固定負債	133,659
		（うち退職給付引当金）	（22,459）
		株主資本	369,671
		資本金	10,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	339,671
		利益準備金	2,680
		その他利益剰余金	336,991
		（うち当期純利益）	（16,435）
資産合計	590,377	負債・純資産合計	590,377

第 109 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　大阪府岸和田市田治米町153番地の１
日本継手株式会社
代表取締役　吉川　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,117	流動負債	4,974
固定資産	8,077	固定負債	1,671
有形固定資産	4,294	（うち引当金）	（194）
無形固定資産	96	株主資本	9,224
投資その他の資産	3,687	資本金	99
		資本剰余金	1,371
		資本準備金	512
		その他資本剰余金	859
		利益剰余金	7,752
		利益準備金	229
		その他利益剰余金	7,523
		（うち当期純利益）	（336）
		評価・換算差額等	324
資産合計	16,194	負債・純資産合計	16,194

第 6 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

大阪市北区中崎西二丁目４番12号
阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社
代表取締役社長　上田　均

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,116,594	流動負債	2,770,343
固定資産	702,047	（うち賞与引当金）	（221,920）
		固定負債	478,723
		（うち退職引当金）	（215,008）
		株主資本	569,575
		資本金	10,000
		利益剰余金	559,575
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	557,075
		（うち当期純利益）	（274,872）
資産合計	3,818,642	負債・純資産合計	3,818,642

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　　大阪市西区靭本町一丁目11番７号
神鋼アクテック株式会社
代表取締役　長谷川　章

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	697,370	流動負債	186,128
固定資産	592,722	固定負債	105,909
		株主資本	960,435
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	760,435
		利益準備金	11,200
		その他利益剰余金	749,235
		（うち当期純利益）	（55,766）
		評価・換算差額等	37,620
		その他有価証券評価差額金	37,620
資産合計	1,290,092	負債・純資産合計	1,290,092

第 41 期 決 算 公 告

2025年６月17日
大阪市北区梅田二丁目５番25号
株式会社阪急トラベルサポート
代表取締役社長　河野　哲也

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,474,771	流動負債	621,449
固定資産	365,248	固定負債	385,037
有形固定資産	96,939	退職給付引当金	385,037
無形固定資産	14,787	負債合計	1,006,487
投資その他の資産	253,521	株主資本	833,531
		資本金	80,000
		利益剰余金	753,531
		利益準備金	16,953
		その他利益剰余金	736,578
		（うち当期純利益）	（169,968）
		純資産合計	833,531
資産合計	1,840,019	負債・純資産合計	1,840,019

第 36 期 決 算 公 告

2025年５月23日　　福岡市博多区奈良屋町５―10
エヌビーエス株式会社
代表取締役　辻山　徹

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	485,662	流動負債	104,302
固定資産	25,940	（うち賞与引当金）	（22,858）
		固定負債	2,553
		役員退任慰労金引当金	2,553
		株主資本	404,747
		資本金	47,250
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	337,497
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	337,247
		（うち当期純利益）	（32,157）
資産合計	511,602	負債・純資産合計	511,602

第 63 期 決 算 公 告

2025年６月16日
広島市西区横川町３丁目２番47号
西日本バスネットサービス株式会社
代表取締役社長　酒井　俊臣

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	468,870	流動負債	185,031
固定資産	10,803	固定負債	3,131
有形固定資産	275	負債合計	188,163
無形固定資産	1,431	株主資本	291,510
投資その他の資産	9,096	資本金	12,000
		利益剰余金	279,510
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	276,510
		（うち当期純利益）	（4,791）
		純資産合計	291,510
資産合計	479,673	負債・純資産合計	479,673

第 6 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
栃木県宇都宮市松が峰一丁目３番16号グラン宇都宮703
株式会社フォーカス
代表取締役社長　寺澤　崇史

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	298,779	流動負債	155,900
固定資産	29,445	固定負債	106,140
		株主資本	66,025
		資本金	67,400
		資本剰余金	62,400
		資本準備金	62,400
		利益剰余金	△63,774
		その他利益剰余金	△63,774
		（うち当期純損失）	（32,810）
		新株予約権	158
資産合計	328,224	負債・純資産合計	328,224

第 46 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
福岡市西区姪の浜四丁目10番５号
福岡日信電子株式会社
代表取締役社長　調　浩一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,652,238	流動負債	487,251
固定資産	723,808	固定負債	26,156
		株主資本	1,862,940
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,842,940
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,837,940
		（うち当期純利益）	（302,184）
		評価・換算差額等	△302
資産合計	2,376,046	負債・純資産合計	2,376,046

第 1 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
東京都八王子市石川町2970
コニカミノルタＦＰＴソリューションラボ株式会社
代表取締役　武井　一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	793	流動負債	638
固定資産	10	賞与引当金	14
投資その他の資産	10	固定負債	―
繰延資産	10	株主資本	175
		資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	75
		その他利益剰余金	75
		（うち当期純利益）	（75）
資産合計	813	負債・純資産合計	813

第 39 期 決 算 公 告

2025年６月17日　　千葉県市川市鬼高四丁目２番33号
株式会社アイ・エス・エス
代表取締役社長　山本　和也

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	814,016	流動負債	94,819
固定資産	679,908	固定負債	108,148
		退職給付引当金	47,588
		その他	60,560
		株主資本	1,290,957
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,301,763
		利益準備金	12,500
		その他の利益剰余金	1,289,263
		（うち当期純利益）	（26,072）
		自己株式	△60,805
資産合計	1,493,924	負債・純資産合計	1,493,924

第 85 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
双日インシュアランス株式会社
代表取締役社長　小笠原貴文

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,009,161	流動負債	1,176,250
固定資産	431,828	固定負債	183,468
		株主資本	1,081,271
		資本金	200,000
		資本剰余金	328,960
		資本準備金	328,960
		利益剰余金	552,311
		利益準備金	132,240
		その他利益剰余金	420,071
		（うち当期純利益）	（401,324）
資産合計	**2,440,990**	**負債・純資産合計**	**2,440,990**

第 19 期 決 算 公 告

2025年６月17日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
東京貿易マテリアル株式会社
代表取締役社長　重住　寛

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,463	流動負債	3,629
固定資産	3,401	（賞与引当金）	（66）
有形固定資産	21	固定負債	1,273
無形固定資産	13	株主資本	1,986
投資その他の資産	3,366	資本金	400
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	1,486
		その他利益剰余金	1,486
		（うち当期純利益）	（500）
		評価・換算差額等	△25
		繰延ヘッジ損益	△25
資産合計	**6,865**	**負債・純資産合計**	**6,865**

第 38 期 決 算 公 告

2025年６月17日　東京都中央区晴海１丁目８番11号
東京都市サービス株式会社
代表取締役社長　野田　尚利

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,339	流動負債	2,039
固定資産	16,119	固定負債	531
		負債の部合計	**2,570**
		株主資本	19,897
		資本金	400
		資本剰余金	2,770
		（資本準備金）	（2,770）
		利益剰余金	16,727
		（その他利益剰余金）	（16,727）
		（うち当期純利益）	（1,091）
		評価・換算差額等	△9
		（繰延ヘッジ損益）	（△9）
		純資産の部合計	**19,888**
合計	**22,459**	**合計**	**22,459**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月10日

東京都大田区羽田空港三丁目３番２号
株式会社羽田未来総合研究所
代表取締役社長執行役員　大西　洋

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	365,258	流動負債	693,191
固定資産	58,775	（賞与引当金）	（8,720）
		固定負債	542,020
		（退職給付引当金）	（1,525）
		株主資本	△811,176
		資本金	200,000
		資本剰余金	200,000
		資本準備金	200,000
		利益剰余金	△1,211,176
		その他利益剰余金	△1,211,176
		（うち当期純損失）	（389,718）
資産合計	**424,034**	**負債・純資産合計**	**424,034**

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　東京都大田区大森北一丁目26番２号
テックビルド株式会社
代表取締役　望月　愼浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,216	流動負債	1,197
固定資産	1,079	固定負債	579
		株主資本	519
		資本金	210
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	556
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	553
		（うち当期純利益）	（165）
		自己株式	△446
		評価・換算差額等	1
		有価証券評価差額金	1
資産合計	**2,296**	**負債・純資産合計**	**2,296**

第 113 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　東京都小金井市前原町５丁目６番12号
シチズンＴＩＣ株式会社
代表取締役社長　岡田　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,020	流動負債	792
固定資産	1,092	賞与引当金	192
		製品保証引当金	9
		固定負債	704
		退職給付引当金	552
		株主資本	3,616
		資本金	100
		利益剰余金	3,516
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	3,491
		（うち当期純利益）	（171）
資産合計	**5,112**	**負債・純資産合計**	**5,112**

第 61 期 決 算 公 告

2025年６月16日　東京都豊島区東池袋１丁目10番１号
株式会社フローリック
代表取締役　横町　彰一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,426	流動負債	2,413
固定資産	1,927	固定負債	583
		株主資本	4,346
		資本金	173
		資本剰余金	534
		資本準備金	234
		その他資本剰余金	300
		利益剰余金	3,639
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	3,619
		（うち当期純利益）	（393）
		評価・換算差額等	11
資産合計	**7,353**	**負債・純資産合計**	**7,353**

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月17日　東京都品川区北品川５丁目５番15号
ＮＲＩフィナンシャル・グラフィックス株式会社
代表取締役社長　川田　仁和

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	843	流動負債	294
固定資産	168	賞与引当金	24
		その他	270
		固定負債	11
		負債合計	**305**
		株主資本	705
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	505
		その他利益剰余金	505
		（うち当期純利益）	（185）
		純資産合計	**705**
資産合計	**1,011**	**負債・純資産合計**	**1,011**

第 107 期 決 算 公 告

2025年６月16日　東京都港区西新橋一丁目２番９号
鶴見サンマリン株式会社
取締役社長　宍倉　俊人

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,451	流動負債	10,156
固定資産	22,724	固定負債	4,523
有形固定資産	4,936	負債合計	14,680
無形固定資産	54	株主資本	26,914
投資その他の資産	17,734	資本金	392
		資本剰余金	458
		利益剰余金	26,063
		（うち当期純利益）	（3,447）
		評価・換算差額等	3,581
		純資産合計	30,495
資産合計	45,176	負債・純資産合計	45,176

第 30 期 決 算 公 告

令和７年５月27日　東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社ＤＮＰグラフィカ
代表取締役　猪野　正人

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,637,131	流動負債	4,838,942
固定資産	4,846,191	賞与引当金	484,961
		固定負債	1,755,415
		退職給付引当金	1,724,058
		役員退職慰労引当金	6,357
		株主資本	11,888,965
		資本金	100,000
		資本剰余金	300,000
		その他資本剰余金	300,000
		利益剰余金	11,488,965
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	11,463,965
		（うち当期純利益）	（2,020,802）
資産合計	18,483,322	負債・純資産合計	18,483,322

第 26 期 決 算 公 告

2025年６月17日　神奈川県横浜市金沢区鳥浜町８番地
トヨタメトロジック株式会社
代表取締役社長　近藤　秀行

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,030,909	流動負債	1,783,608
固定資産	4,920,012	賞与引当金	180,588
		固定負債	1,472,227
		退職給付引当金	760,861
		株主資本	4,695,086
		資本金	490,000
		資本剰余金	1,220,854
		資本準備金	490,000
		その他資本剰余金	730,854
		利益剰余金	2,984,231
		その他利益剰余金	2,984,231
		（うち当期純利益）	（481,600）
資産合計	7,950,921	負債・純資産合計	7,950,921

第 94 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　神奈川県秦野市菩提257番地２
共同薬品株式会社
代表取締役社長　森本　洋司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,177	流動負債	563
固定資産	993	（賞与引当金）	（41）
		固定負債	253
		（退職給付引当金）	（155）
		株主資本	3,331
		資本金	200
		資本剰余金	141
		資本準備金	141
		利益剰余金	2,989
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	2,974
		（うち当期純利益）	（118）
		評価・換算差額等	23
資産合計	4,171	負債・純資産合計	4,171

第 64 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

山形市蔵王温泉229番地
蔵王ロープウェイ株式会社
取締役社長　大木　剛裕

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	592,798	流動負債	2,151,902
固定資産	3,200,113	固定負債	461,723
有形固定資産	2,922,888	株主資本	1,179,005
無形固定資産	246,481	資本金	50,000
投資その他の資産	30,743	資本剰余金	490,378
		利益剰余金	638,626
		その他利益剰余金	638,626
		（うち当期純利益）	（580,442）
		評価・換算差額等	280
		その他有価証券評価差額金	280
資産合計	3,792,911	負債・純資産合計	3,792,911

第 58 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　兵庫県たつの市新宮町大屋668番地の12
株式会社新宮運送
代表取締役　木南　晋一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,220	流動負債	819
固定資産	2,538	納税引当金	7
繰延資産	1	固定負債	1,817
		株主資本	1,123
		資本金	30
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	1,083
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,081
		（うち当期純利益）	（15）
資産合計	3,760	負債・純資産合計	3,760

第 78 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　横浜市港南区港南二丁目13番12号
株式会社エムエスケイ
代表取締役　髙士　雅次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	343,735	流動負債	315,552
固定資産	1,374,421	賞与引当金	20,249
		役員賞与引当金	1,500
		固定負債	61,415
		退職給付引当金	57,935
		役員退職慰労引当金	3,480
		株主資本	1,341,189
		資本金	60,000
		利益剰余金	1,281,189
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,266,189
		（うち当期純利益）	（87,967）
資産合計	1,718,156	負債・純資産合計	1,718,156

第 25 期 決 算 公 告

2025年６月17日　東京都港区芝５－７－１
株式会社国際社会経済研究所
代表取締役社長　西原　基夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	798,023	流動負債	242,599
固定資産	68,961	固定負債	61,609
		（退職給付引当金）	（61,609）
		株主資本	562,776
		資本金	20,000
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	442,776
		利益準備金	14,440
		その他利益剰余金	428,336
		（うち当期純利益）	（87,484）
資産合計	866,985	負債・純資産合計	866,985

第 21 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　名古屋市中村区名駅四丁目26番25号

名鉄バス株式会社

取締役社長　瀧　修一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,715	流動負債	3,979
固定資産	16,355	賞与引当金	2
		固定負債	1,728
		株主資本	17,363
		資本金	100
		資本剰余金	10,800
		資本準備金	5,450
		その他資本剰余金	5,350
		利益剰余金	6,463
		その他利益剰余金	6,463
		（うち当期純利益）	(1,042)
資産合計	23,071	負債・純資産合計	23,071

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　神奈川県伊勢原市鈴川46番地

株式会社ＵＥＸ管材

代表取締役　遠藤　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	385,953	流動負債	136,137
固定資産	70,117	賞与引当金	7,154
有形固定資産	2,480	固定負債	23,272
無形固定資産	11,940	株主資本	267,670
投資その他の資産	55,696	資本金	12,800
		利益剰余金	254,870
		利益準備金	3,200
		その他利益剰余金	251,670
		（うち当期純利益）	(31,336)
		評価・換算差額等	28,991
		その他有価証券評価差額金	28,991
資産合計	456,070	負債・純資産合計	456,070

第 62 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　兵庫県姫路市御国野町国分寺138ノ１

御国色素株式会社

代表取締役　黒田　耕司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	25,580	流動負債	1,784
固定資産	27,463	固定負債	709
繰延資産	40	株主資本	50,425
		資本金	99
		資本剰余金	90
		利益剰余金	51,861
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	51,836
		（うち当期純利益）	(2,330)
		自己株式	△1,624
		評価・換算差額等	164
資産合計	53,083	負債・純資産合計	53,083

第 90 期 決 算 公 告

令和７年５月30日　大阪市北区長柄西１－２－25

日本精工硝子株式会社

代表取締役　三野　親慶

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,011,595	流動負債	1,176,398
固定資産	6,480,220	固定負債	1,835,243
		株主資本	5,642,654
		資本金	50,000
		資本剰余金	6,335
		資本準備金	2,220
		その他資本剰余金	4,115
		利益剰余金	5,596,605
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,571,605
		（うち当期純利益）	(187,642)
		自己株式	△10,286
		評価・換算差額等	△162,480
資産合計	8,491,815	負債・純資産合計	8,491,815

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通１丁目５番１号

株式会社コベルコ科研

代表取締役社長　松本　修

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,576	流動負債	4,208
固定資産	6,313	固定負債	5,732
有形固定資産	3,099	株主資本	7,948
無形固定資産	537	資本金	300
投資その他の資産	2,676	利益剰余金	7,648
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	7,573
		（うち当期純利益）	(1,646)
資産合計	17,890	負債・純資産合計	17,890

第 49 期 決 算 公 告

令和７年６月２日　兵庫県姫路市飾磨区細江1210番地１

太平工材株式会社

代表取締役社長　前鶴　靖

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,713	流動負債	1,331
固定資産	2,218	固定負債	403
		株主資本	3,197
		資本金	70
		資本剰余金	44
		利益剰余金	3,119
		（利益準備金）	(13)
		（その他利益剰余金）	(3,106)
		（うち当期純利益）	(368)
		自己株式	△36
		評価・換算差額等	0
資産合計	4,931	負債・純資産合計	4,931

第 18 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

兵庫県宝塚市安倉中一丁目14番５号

Ｏ－ＲＵＳＨインターナショナル株式会社

代表取締役社長　増田　晃史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,979,548	流動負債	4,499,107
固定資産	2,056,689	賞与引当金	70,683
有形固定資産	1,815,081	固定負債	768,118
無形固定資産	2,146	役員退職慰労引当金	43,445
投資その他の資産	239,461	株主資本	769,012
		資本金	125,000
		資本剰余金	125,000
		資本準備金	125,000
		利益剰余金	519,012
		その他利益剰余金	519,012
		（うち当期純利益）	(226,167)
資産合計	6,036,238	負債・純資産合計	6,036,238

第 55 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　北海道北斗市萩野33番地の81

函館日野自動車株式会社

代表取締役　河村　隆平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,456,040	流動負債	1,288,051
固定資産	964,661	固定負債	178,300
		退職給与引当金	58,880
		役員退職慰労引当金	105,935
		負債合計	1,631,166
		株主資本	789,535
		資本金	20,000
		利益剰余金	769,535
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	764,535
		（当期純利益）	(52,561)
		純資産合計	789,535
資産合計	2,420,701	負債・純資産合計	2,420,701

第 24 期 決 算 公 告

2025年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目６番２号

みずほファクター株式会社

代表取締役社長　徳本　英俊

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	506,502	流動負債	466,490
固定資産	2,105	固定負債	384
有形固定資産	375	株主資本	41,733
無形固定資産	1,128	資本金	1,000
投資その他の資産	601	資本剰余金	357
		資本準備金	357
		利益剰余金	40,376
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	40,301
資産合計	508,608	負債・純資産合計	508,608

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	14,234
営業費用	11,459
営業利益	2,775
営業外収益	473
営業外費用	6
経常利益	3,243
税引前当期純利益	3,243
法人税、住民税及び事業税	878
法人税等調整額	111
当期純利益	2,252

第 13 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

東京都文京区本駒込二丁目28番８号

一般社団法人シーソック

代表理事　成田　昌弘

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	796
	固定資産	167
	合計	963
負債及び純資産の部	流動負債	172
	基金等	791
	利益剰余金	791
	（うち当期純利益）	(111)
	合計	963

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

宮城県仙台市泉区明通三丁目10番

日本ファインセラミックス株式会社

代表取締役　田中　宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,568	流動負債	4,503
固定資産	10,442	固定負債	586
		負債合計	5,090
		株主資本	17,920
		資本金	2,300
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	13,620
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	13,545
		純資産合計	17,920
資産合計	23,011	負債・純資産合計	23,011

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,552
売上原価	8,975
売上総利益	3,577
販売費及び一般管理費	1,102
営業利益	2,474
営業外収益	40
営業外費用	4
経常利益	2,510
特別損失	1
税引前当期純利益	2,508
法人税、住民税及び事業税	835
法人税等調整額	△74
当期純利益	1,747

第 17 期決算公告

2025年６月17日

東京都品川区西五反田二丁目14番２号
五反田ＹＮビル３Ｆ

株式会社ＧＴアソシエイション

代表取締役　坂東　正明

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,425,472
	固定資産	23,334
	資産合計	1,448,807
負債及び純資産の部	流動負債	678,996
	固定負債	40,447
	役員退職慰労引当金	36,000
	株主資本	729,362
	資本金	85,550
	利益剰余金	643,812
	その他利益剰余金	643,812
	（うち当期純利益）	(121,098)
	負債・純資産合計	1,448,807

第 90 期 決 算 公 告

2025年６月17日　東京都品川区大崎二丁目１番１号

株式会社宝幸

代表取締役　岸本　栄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,160	流動負債	10,344
固定資産	14,225	固定負債	3,944
有形固定資産	13,053	株主資本	10,036
無形固定資産	20	資本金	3,040
投資その他の資産	1,152	資本剰余金	40
		資本準備金	40
		利益剰余金	6,956
		利益準備金	461
		その他利益剰余金	6,495
		評価・換算差額等	60
		その他有価証券評価差額金	62
		繰延ヘッジ損益	△1
資産合計	24,385	負債・純資産合計	24,385

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	36,640
売上原価	30,917
売上総利益	5,723
販売費及び一般管理費	4,794
営業利益	928
営業外収益	80
営業外費用	81
経常利益	928
特別利益	15
特別損失	796
税引前当期純利益	146
法人税、住民税及び事業税	186
法人税等調整額	△128
当期純利益	88

第 42 期決算公告

2025年６月２日

富山県富山市牛島町９－５
Ｄタワー富山２階

株式会社ユーコム

代表取締役社長　今牧　一盛

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,676,705
	固定資産	655,302
	合計	2,332,007
負債及び純資産の部	流動負債	491,058
	固定負債	268,937
	株主資本	1,572,012
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,552,012
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,547,012
	（うち当期純利益）	(112,738)
	合計	2,332,007

第 101 期 決 算 公 告

2025年６月５日　　長野県諏訪郡下諏訪町5329番地

ニデックインスツルメンツ株式会社

代表取締役社長執行役員　大塚　俊之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	73,883	流動負債	33,094
固定資産	40,789	固定負債	112
有形固定資産	11,350	負債合計	33,206
無形固定資産	1,842	株主資本	80,944
投資その他の資産	27,596	資本金	35,270
		利益剰余金	45,674
		利益準備金	6,684
		その他利益剰余金	38,989
		評価・換算差額等	522
		その他有価証券評価差額金	522
		純資産合計	81,466
資産合計	114,673	負債・純資産合計	114,673

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	113,988
売上原価	98,593
売上総利益	15,394
販売費及び一般管理費	7,688
営業利益	7,705
営業外損益	1,519
経常利益	9,225
特別損益	△412
税引前当期純利益	8,812
法人税、住民税及び事業税	3,155
法人税等調整額	△607
当期純利益	6,264

第 45 期 決 算 公 告

2025年６月17日

山梨県韮崎市大草町下條西割1200

ＡＣＴサービス株式会社

取締役社長　浜口　修

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	437,493
	固定資産	3,849
	合計	441,342
負債及び純資産の部	流動負債	314,444
	固定負債	24,783
	株主資本	102,115
	資本金	10,000
	利益剰余金	92,115
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	89,615
	（うち当期純利益）	(14,171)
	合計	441,342

第44期決算公告

令和７年６月16日

長野県塩尻市大字北小野1589番地１

リネオソリューションズ株式会社

代表取締役　佐野　勝大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	543,345
	固定資産	50,808
	資産合計	594,153
負純資債産及のび部	流動負債	178,292
	固定負債	4,567
	株主資本	411,294
	資本金	88,300
	資本剰余金	23,716
	利益剰余金	299,277
	（うち当期純利益）	(82,223)
	負債・純資産合計	594,153

第37期決算公告

2025年６月17日　岐阜県岐阜市須賀１丁目２番16号

シーシーエヌ株式会社

代表取締役社長　伊藤　英明

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,773	流動負債	1,183
固定資産	4,459	固定負債	162
有形固定資産	4,175	負債合計	1,346
無形固定資産	26	株主資本	5,885
投資その他の資産	257	資本金	1,187
		資本剰余金	333
		資本準備金	333
		利益剰余金	4,365
		その他利益剰余金	4,365
		純資産合計	5,885
資産合計	7,232	負債・純資産合計	7,232

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,411
売上原価	3,511
売上総利益	1,899
販売費及び一般管理費	1,545
営業利益	353
営業外収益	14
経常利益	367
特別損失	78
税引前当期純利益	289
法人税、住民税及び事業税	89
法人税等調整額	△　8
当期純利益	208

第61期決算公告

令和７年５月28日

長野県長野市大字高田654番地１

信越ビル美装株式会社

代表取締役　山口　傑

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	559,376
	固定資産	467,051
	合計	1,026,428
負純資債産及のび部	流動負債	154,420
	固定負債	51,452
	株主資本	820,555
	資本金	10,000
	利益剰余金	808,055
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	805,555
	（うち当期純利益）	(38,888)
	合計	1,026,428

第52期決算公告

令和７年６月13日

愛知県春日井市中央台二丁目５番地

高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社

代表取締役社長　髙橋　利光

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,064	流動負債	403
固定資産	8,326	固定負債	3,789
有形固定資産	8,249	負債合計	4,192
無形固定資産	1	株主資本	5,198
投資その他の資産	75	資本金	1,200
		利益剰余金	3,998
		利益準備金	21
		その他利益剰余金	3,977
		純資産合計	5,198
資産合計	9,391	負債・純資産合計	9,391

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,098
売上原価	374
売上総利益	723
販売費及び一般管理費	475
営業利益	247
営業外収益	12
営業外費用	19
経常利益	241
税引前当期純利益	241
法人税、住民税及び事業税	71
法人税等調整額	0
当期純利益	169

第35期決算公告

令和７年６月９日

愛知県豊川市東上町土橋80番地

ツダメンテナンス株式会社

代表取締役　渡辺　嘉久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	237,670
	固定資産	39,046
	資産合計	276,716
負純資債産及のび部	流動負債	85,467
	固定負債	11,177
	株主資本	180,072
	資本金	10,000
	利益剰余金	170,072
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	167,572
	（うち当期純利益）	(3,041)
	負債・純資産合計	276,716

第119期決算公告

2025年６月17日　大阪市中央区高麗橋四丁目１番１号

ナス鋼帯株式会社

代表取締役社長　池上　雄二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,119	流動負債	3,198
固定資産	4,905	固定負債	804
有形固定資産	4,710	負債合計	4,003
無形固定資産	174	株主資本	5,017
投資その他の資産	20	資本金	681
繰延資産	0	資本剰余金	203
		資本準備金	203
		利益剰余金	4,132
		利益準備金	60
		その他利益剰余金	4,072
		評価・換算差額等	4
		純資産合計	5,021
資産合計	9,025	負債・純資産合計	9,025

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,201
売上原価	8,314
売上総利益	886
販売費及び一般管理費	456
営業利益	429
営業外収益	35
営業外費用	48
経常利益	416
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	416
法人税、住民税及び事業税	144
法人税等調整額	△5
当期純利益	278

第22期決算公告

令和７年６月16日

大阪市北区茶屋町19番19号

阪急阪神リート投信株式会社

代表取締役　岡﨑　豊茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,235,325
	固定資産	121,247
	合計	2,356,572
負純資債産及のび部	流動負債	163,340
	固定負債	8,048
	退職給付引当金	8,048
	株主資本	2,185,183
	資本金	300,000
	利益剰余金	1,885,183
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	1,810,183
	（うち当期純利益）	(179,745)
	合計	2,356,572

第38期決算公告

令和７年６月17日

東京都世田谷区松原三丁目39番23―501号

株式会社みつの

代表取締役　光野　弘人

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	20,122,316
	固定資産	16,574,812
	資産合計	36,697,128
負純資債産及のび部	流動負債	3,671,163
	負債合計	3,671,163
	株主資本	33,025,965
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	23,025,965
	その他利益剰余金	23,025,965
	（うち当期純利益）	(4,033,848)
	純資産合計	33,025,965
	負債・純資産合計	36,697,128

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都世田谷区松原三丁目三九番二三―五〇一号　株式会社みつの

代表取締役　光野　弘人

第47期決算公告

令和７年６月17日
東京都杉並区荻窪一丁目37番17号
倖月商事株式会社
代表取締役　望月みゆき

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,882,827
	固定資産	48,312,815
	資産合計	55,195,642
負債及び純資産の部	流動負債	56,631,265
	固定負債	1,148,000
	株主資本	△2,583,623
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△27,583,623
	その他利益剰余金	△27,583,623
	（うち当期純損失）	(2,109,892)
	負債・純資産合計	55,195,642

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月十七日
東京都杉並区荻窪一丁目三七番一七号
倖月商事株式会社
代表取締役　望月みゆき

第29期決算公告

2025年６月17日
大阪府門真市大字門真1048番地
パナソニック アーキスケルトンデザイン株式会社
代表取締役　松川　武志

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,114,035
	固定資産	461,824
	資産合計	1,575,859
負債及び純資産の部	流動負債	1,138,921
	株主資本	436,937
	資本金	80,000
	利益剰余金	356,937
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	336,937
	（うち当期純利益）	(23,271)
	負債・純資産合計	1,575,859

第1期決算公告

令和７年６月17日
東京都渋谷区桜丘町１番４号
Ｂｒｉｎｃ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　岡澤　恭弥

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	112,080
	合計	112,080
負債及び純資産の部	流動負債	1,147
	株主資本	110,934
	資本金	67,302
	資本剰余金	66,302
	資本準備金	66,302
	利益剰余金	△22,670
	その他利益剰余金	△22,670
	（うち当期純損失）	(22,670)
	合計	112,080

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千七百三十万千九百七十五円、資本準備金の額を六千六百三十万千九百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日
東京都渋谷区桜丘町一番四号
Ｂｒｉｎｃ Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　岡澤　恭弥

第16期決算公告

令和７年５月30日
大阪市北区長柄西１－２－25
ＯＳＧハイツ株式会社
代表取締役　織田　智香

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	114,033
	固定資産	2,018,321
	資産合計	2,132,354
負債及び純資産の部	流動負債	15,139
	固定負債	1,267,622
	株主資本	849,593
	資本金	3,000
	利益剰余金	846,593
	その他利益剰余金	846,593
	（うち当期純利益）	(18,081)
	負債・純資産合計	2,132,354

第57期決算公告

令和７年６月17日
東京都新宿区大京町４番地６
二興工業株式会社
代表取締役　加藤　祐一

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	84,119
	固定資産	1,323
	資産合計	85,442
負債及び純資産の部	流動負債	9,102
	株主資本	76,340
	資本金	30,000
	利益剰余金	55,340
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	47,840
	（うち当期純損失）	(19,918)
	自己株式	△9,000
	負債・純資産合計	85,442

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日
東京都新宿区大京町四番地六
二興工業株式会社
代表取締役　加藤　祐一

第43期決算公告

令和７年６月17日
兵庫県姫路市南駅前町110番地
播信ビジネスサービス株式会社
代表取締役　髙尾　敏弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	231,068
	固定資産	9,517
	合計	240,585
負債及び純資産の部	流動負債	21,045
	固定負債	12,057
	株主資本	207,483
	資本金	10,000
	利益剰余金	197,483
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	194,983
	（別途積立金）	(79,500)
	（繰越利益剰余金）	(115,483)
	（うち当期純利益）	(7,934)
	合計	240,585

第9期決算公告

令和７年６月17日
東京都渋谷区東一丁目32番12号
渋谷プロパティータワー10階
株式会社ｍｏｖ
代表取締役　渡邊　誠

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,745,454
	固定資産	44,455
	資産合計	1,789,909
負債及び純資産の部	流動負債	231,414
	固定負債	572,053
	株主資本	986,442
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,483,812
	資本準備金	2,483,812
	利益剰余金	△1,597,369
	その他利益剰余金	△1,597,369
	（うち当期純損失）	(513,617)
	負債・純資産合計	1,789,909

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十六万九千二百八十二円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金として処理することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日
東京都渋谷区東一丁目三二番一二号渋谷プロパティータワー一〇階
株式会社ｍｏｖ
代表取締役　渡邊　誠

第110期決算公告

令和７年６月17日
神戸市中央区浜辺通５丁目１番14号
日下部建設株式会社
代表取締役社長　井上　修

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,300,982
	固定資産	551,872
	合計	2,852,855
負債及び純資産の部	流動負債	1,544,022
	固定負債	73,963
	株主資本	1,234,869
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,164,869
	利益準備金	16,000
	その他利益剰余金	1,148,869
	（うち当期純利益）	(73,225)
	合計	2,852,855

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八百五〇万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都江戸川区中葛西六丁目一五番一三号
渡文工業株式会社
代表取締役　渡辺　文和

第53期決算公告　令和７年６月17日

東京都江戸川区中葛西六丁目15番13号
渡文工業株式会社
代表取締役　渡辺　文和

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,952
	固定資産	210,384
	繰延資産	31
	資産合計	261,367
負純資産及び部	流動負債	35,537
	固定負債	112,330
	株主資本	113,499
	資本金	10,000
	利益剰余金	103,499
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	102,999
	（うち当期純利益）	(9,748)
	負債・純資産合計	261,367

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し、金三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

愛知県岡崎市稲熊町字八丁目一一四番地
パワーテックス株式会社
代表取締役　小柳　貴宣

第32期決算公告

令和７年６月17日

愛知県岡崎市稲熊町字八丁目114番地
パワーテックス株式会社
代表取締役　小柳　貴宣

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,813
	固定資産	203,491
	合計	225,305
負純資産及び部	流動負債	14,483
	固定負債	248,938
	株主資本	△38,116
	資本金	30,000
	利益剰余金	△68,116
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△68,866
	（うち当期純損失）	(45,432)
	合計	225,305

第35期決算公告　令和７年６月17日

神戸市中央区浜辺通５丁目１番14号
グリーンエンタープライズ株式会社
代表取締役社長　谷　照雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	103,481
	合計	103,481
負純資産及び部	流動負債	41,076
	株主資本	62,404
	資本金	10,000
	利益剰余金	52,404
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	52,254
	（うち当期純利益）	(7,963)
	合計	103,481

第20期決算公告　2025年６月16日

兵庫県神戸市中央区海岸通２丁目２番３号
丸文ウエスト株式会社
代表取締役社長　宮本　治郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,849,633
	固定資産	101,216
	合計	1,950,849
負純資産及び部	流動負債	1,457,172
	固定負債	82,592
	株主資本	411,085
	資本金	30,000
	資本剰余金	88,103
	資本準備金	88,103
	利益剰余金	292,981
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	285,481
	（うち当期純利益）	(74,024)
	合計	1,950,849

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カセイ（住所香川県丸亀市原田町二二五五番地一）に対して当社の資産管理事業及び投資事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

香川県丸亀市原田町二二五五番地一
カセイ物産株式会社
代表取締役　張　嘉樹

第27期決算公告

令和７年６月17日

香川県丸亀市原田町2255番地１
カセイ物産株式会社
代表取締役　張　嘉樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,581,139
	固定資産	2,958,671
	繰延資産	18,327
	合計	4,558,138
負純資産及び部	流動負債	2,005,697
	固定負債	1,927,222
	株主資本	625,218
	資本金	10,000
	利益剰余金	615,218
	その他利益剰余金	615,218
	（うち当期純利益）	(130,016)
	合計	4,558,138

第74期決算公告　令和７年５月30日

神戸市中央区雲井通２丁目１番17号
新光電機株式会社
代表取締役　井上　直也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,017,622
	固定資産	675,495
	繰延資産	9,249
	資産合計	2,702,366
負純資産及び部	流動負債	814,476
	固定負債	1,577,902
	株主資本	309,988
	資本金	34,000
	利益剰余金	275,988
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	267,488
	（うち当期純利益）	(13,159)
	負債・純資産合計	2,702,366

第40期決算公告

令和７年５月28日

兵庫県尼崎市南初島町10番地148
株式会社エム・エム・ジェー
代表取締役社長　岡本　佳久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	274,374
	固定資産	65,812
	資産合計	340,186
負純資産及び部	流動負債	12,911
	固定負債	703
	株主資本	326,572
	資本金	30,000
	利益剰余金	296,572
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	289,072
	（うち当期純利益）	(1,194)
	負債・純資産合計	340,186

第35期決算公告

2025年６月17日

京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地
関電不動産京都ビル８Ｆ
京都駅ビル開発株式会社
代表取締役社長　橋本　修男

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,114	流動負債	4,935
固定資産	36,629	（賞与引当金）	(29)
有形固定資産	36,229	固定負債	17,886
無形固定資産	61	（退職給付引当金）	(92)
投資その他の資産	338	負債合計	22,822
		株主資本	20,921
		資本金	6,000
		利益剰余金	14,921
		その他利益剰余金	14,921
		純資産合計	20,921
資産合計	43,744	負債・純資産合計	43,744

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,801
売上原価	4,797
売上総利益	3,003
販売費及び一般管理費	1,554
営業利益	1,448
営業外収益	39
営業外費用	15
経常利益	1,472
特別利益	46
特別損失	7
税引前当期純利益	1,512
法人税、住民税及び事業税	463
法人税等調整額	△ 2
当期純利益	1,051

第 95 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

大阪市北区芝田一丁目16番１号
株式会社阪急阪神フィナンシャルサポート
代表取締役社長　信本　秀夫

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	291,409	流動負債	431,641
固定資産	1,060,202	固定負債	913,618
		負債合計	1,345,259
		株主資本	6,352
		資本金	10
		利益剰余金	6,342
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	6,339
		純資産合計	6,352
資産合計	1,351,612	負債・純資産合計	1,351,612

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,426
売上原価	11,225
売上総損失	799
販売費及び一般管理費	177
営業損失	976
経常損失	976
税引前当期純損失	976
法人税、住民税及び事業税	△ 241
法人税等調整額	△ 11
当期純損失	723

令和６年度決算公告

令和７年５月23日

山口県山口市小郡令和一丁目１番１号
公益財団法人やまぐち産業振興財団
代表理事　山本　　謙

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,995
	固定資産	1,968
	合計	3,963
負味債財及産びの正部	流動負債	318
	固定負債	1,277
	負債合計	1,595
	指定正味財産	1,773
	一般正味財産	595
	正味財産合計	2,368
	合計	3,963

第 74 期 決 算 公 告

2025年６月17日　　大阪市北区与力町７番５号
福西電機株式会社
代表取締役　岩本　秀宣

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	24,635	流動負債	15,334
固定資産	7,401	固定負債	838
有形固定資産	4,396	株主資本	15,181
無形固定資産	42	資本金	1,632
投資その他の資産	2,962	資本剰余金	1,432
		資本準備金	1,404
		その他資本剰余金	28
		利益剰余金	12,117
		利益準備金	127
		その他利益剰余金	11,989
		評価・換算差額等	681
		その他有価証券評価差額金	681
資産合計	32,036	負債・純資産合計	32,036

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	91,384
売上原価	78,589
売上総利益	12,795
販売費及び一般管理費	10,795
営業利益	1,999
営業外収益	112
営業外費用	91
経常利益	2,020
特別利益	165
税引前当期純利益	2,186
法人税、住民税及び事業税	637
法人税等調整額	35
当期純利益	1,513

第 58 期決算公告

令和７年５月26日
札幌市豊平区平岸２条５丁目２番19号
北成産業株式会社
代表取締役　三上　　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	458,835
	固定資産	185,825
	合計	644,661
負純債資産及のび部	流動負債	293,007
	固定負債	52,229
	引当金	81,000
	株主資本	218,424
	資本金	25,000
	利益剰余金	193,424
	（利益準備金）	（6,250）
	（その他利益剰余金）	（187,174）
	（うち当期純利益）	（8,902）
	合計	644,661

第 37 期 決 算 公 告

2025年６月17日　大阪市都島区東野田町４丁目15番82号
株式会社NTT西日本アセット・プランニング
代表取締役社長　盛山　弘一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	54,657	流動負債	14,640
固定資産	26,070	固定負債	56,542
		負債合計	71,182
		株主資本	9,545
		資本金	110
		資本剰余金	336
		その他資本剰余金	336
		利益剰余金	9,099
		利益準備金	28
		その他利益剰余金	9,071
		純資産合計	9,545
資産合計	80,727	負債・純資産合計	80,727

損益計算書の要旨
（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,393
売上原価	22,244
売上総利益	7,150
販売費及び一般管理費	1,711
営業利益	5,439
営業外収益	9
営業外費用	288
経常利益	5,160
特別利益	0
特別損失	88
税引前当期純利益	5,072
法人税、住民税及び事業税	1,527
法人税等調整額	△ 89
当期純利益	3,634

第 25 期決算公告

令和７年６月17日
札幌市中央区南２条西27丁目１番６号
イクス裏参道203
株式会社丸富通商
代表取締役　高野　基緒

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,271,763
	固定資産	865,500
	繰延資産	150
	資産合計	2,137,413
負純債資産及のび部	流動負債	478,591
	固定負債	1,396,602
	株主資本	262,220
	資本金	13,000
	利益剰余金	249,220
	その他利益剰余金	249,220
	（うち当期純利益）	（121,680）
	負債・純資産合計	2,137,413

決算公告

令和７年６月17日
大阪府豊中市蛍池中町二丁目５番８号
株式会社サンコーサービス
代表取締役　大西　　等

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	—
	固定資産	—
	資産合計	—
負純債資産及のび部	流動負債	60,069
	固定負債	33,491
	負債合計	93,560
	株主資本	△ 93,560
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 103,560
	その他利益剰余金	△ 103,560
	（うち当期純利益）	（—）
	純資産合計	△ 93,560
	負債・純資産合計	—

吸収分割公告

吸収分割契約書記載の権利義務を承継した乙は、この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年六月十七日
大阪府豊中市蛍池中町二丁目五番八号
（甲）株式会社大西
代表取締役　大西　　等
大阪府豊中市蛍池中町二丁目五番八号
（乙）株式会社サンコーサービス
代表取締役　大西　　等

左記のとおり確定した最終事業年度はありません。

甲は乙の吸収分割をして乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

第 8 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
株式会社金衛
代表取締役　甘　　源

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	198,456
	固定資産	528,217
	合計	726,673
負純債資産及のび部	流動負債	2,899
	固定負債	625,000
	株主資本	98,773
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 1,226
	その他利益剰余金	△ 1,226
	（うち当期純利益）	（17,238）
	合計	726,673

第４期決算公告

2025年６月17日

大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
株式会社地域創生Ｃｏデザイン研究所
代表取締役所長　木上　秀則

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	843,376
	固定資産	49,165
	合計	892,541
負純資産及のび部	流動負債	362,143
	固定負債	3,821
	株主資本	526,577
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	200,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	126,577
	その他利益剰余金	126,577
	（うち当期純利益）	（126,571）
	合計	892,541

第15期決算公告

2025年６月16日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
ａｕコマース＆ライフ株式会社
代表取締役　桑田　祐二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,100	流動負債	6,760
固定資産	6,517	賞与引当金	231
		その他	6,528
		固定負債	101
		株主資本	4,756
		資本金	670
		資本剰余金	2,537
		資本準備金	665
		その他資本剰余金	1,872
		利益剰余金	1,548
		その他利益剰余金	1,548
資産合計	11,618	負債・純資産合計	11,618

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,909
売上原価	7,827
売上総利益	10,082
販売費及び一般管理費	8,047
営業利益	2,034
営業外収益	29
営業外費用	22
経常利益	2,042
特別利益	5
特別損失	313
税引前当期純利益	1,734
法人税、住民税及び事業税	58
法人税等調整額	127
当期純利益	1,548

第19期決算公告

2025年６月17日

大阪市北区西天満３丁目13番20号
株式会社ＤＡＹ　ＴＯ　ＬＩＦＥ ホールディングス
代表取締役　杉内　健吉

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	75,567
	固定資産	3,063,564
	合計	3,139,132
負純資産及のび部	流動負債	82,833
	固定負債	0
	株主資本	3,056,299
	資本金	490,000
	資本剰余金	2,349,200
	資本準備金	2,349,200
	利益剰余金	217,099
	その他利益剰余金	217,099
	（うち当期純損失）	（1,817）
	合計	3,139,132

第40期決算公告

令和７年６月17日　東京都中央区日本橋二丁目３番４号
日本橋プラザ株式会社
取締役社長　齊藤　進

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,756	流動負債	525
固定資産	4,253	固定負債	1,433
		負債合計	1,958
		純資産の部	
		株主資本	4,051
		資本金	1,000
		利益剰余金	3,246
		利益準備金	151
		その他利益剰余金	3,094
		自己株式	△195
		純資産合計	4,051
資産合計	6,010	負債・純資産合計	6,010

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,667
売上原価	1,391
売上総利益	275
販売費及び一般管理費	133
営業利益	141
営業外収益	3
経常利益	145
税引前当期純利益	145
法人税、住民税及び事業税	44
法人税等調整額	0
当期純利益	99

第28期決算公告

2025年６月17日

大阪市北区西天満３丁目13番20号
株式会社ＤＡＹ　ＴＯ　ＬＩＦＥ
代表取締役　杉内　健吉

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,384,483
	固定資産	2,297,121
	合計	7,681,605
負純資産及のび部	流動負債	2,098,273
	固定負債	934,271
	株主資本	4,649,060
	資本金	11,000
	資本剰余金	65,000
	利益剰余金	4,874,746
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,854,746
	（うち当期純利益）	（844,846）
	自己株式	△301,686
	合計	7,681,605

第17期決算公告

2025年６月17日

東京都港区虎ノ門三丁目８番８号
株式会社NTT東日本プロパティーズ
代表取締役社長　百瀬　真也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,108	流動負債	12,016
固定資産	85,943	固定負債	52,987
		（退職給付引当金）	（19）
		（役員退職慰労引当金）	（4）
		株主資本	39,047
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		（資本準備金）	（5,000）
		利益剰余金	29,047
		（その他利益剰余金）	（29,047）
資産合計	104,051	負債・純資産合計	104,051

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,181
売上原価	10,660
売上総利益	4,521
販売費及び一般管理費	957
営業利益	3,564
営業外収益	79
営業外費用	498
経常利益	3,145
税引前当期純利益	3,145
法人税、住民税及び事業税	1,268
法人税等調整額	△148
当期純利益	2,024

第２期決算公告

令和７年６月17日

兵庫県たつの市龍野町中井236番地
ナガセミライ株式会社
代表取締役　大西　敏聖

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	20,490
	固定資産	59,927
	繰延資産	9,620
	合計	90,038
負純資産及のび部	流動負債	15,891
	賞与引当金	10,660
	固定負債	63,926
	株主資本	10,221
	資本金	20,000
	利益剰余金	△9,779
	その他利益剰余金	△9,779
	（うち当期純損失）	（10,632）
	合計	90,038

第64期決算公告

2025年６月17日

東京都千代田区内神田二丁目２番１号
信越アステック株式会社
代表取締役社長　鈴木謙一郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	57,179	流動負債	43,105
固定資産	2,528	固定負債	860
		株主資本	15,473
		資本金	495
		資本剰余金	120
		資本準備金	120
		利益剰余金	14,858
		利益準備金	91
		その他利益剰余金	14,766
		評価・換算差額等	268
		その他有価証券評価差額金	268
資産合計	59,707	負債・純資産合計	59,707

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	20,551
売上原価	14,505
売上総利益	6,045
販売費及び一般管理費	1,950
営業利益	4,095
営業外収益	222
営業外費用	199
経常利益	4,117
税引前当期純利益	4,117
法人税、住民税及び事業税	1,375
法人税等調整額	△36
当期純利益	2,779

第 98 期 決 算 公 告

2025 年６月 17 日

横浜市神奈川区守屋町二丁目７番地

太陽油脂株式会社

代表取締役社長　中山　　悟

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,275
	固定資産	5,489
	有形固定資産	3,474
	無形固定資産	60
	投資その他の資産	1,954
	資産合計	**22,765**
負債及び純資産の部	流動負債	4,740
	（うち賞与引当金）	（149）
	固定負債	534
	（うち退職給付引当金）	（247）
	（うち役員退職慰労引当金）	（13）
	負債合計	**5,274**
	株主資本	16,613
	資本金	120
	資本剰余金	40
	資本準備金	40
	利益剰余金	16,453
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	16,363
	（うち当期純利益）	（825）
	評価・換算差額等	877
	純資産合計	**17,490**
	負債・純資産合計	**22,765**

第 83 期決算公告

2025年６月２日

札幌市東区苗穂町13丁目２番17号

株式会社北海道モリタ

代表取締役社長　岩村　純一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,059,378
	固定資産	951,186
	有形固定資産	732,371
	無形固定資産	5,562
	投資その他の資産	213,252
	資産合計	**6,010,564**
負債及び純資産の部	流動負債	2,398,563
	（賞与引当金）	（45,193）
	固定負債	126,602
	（退職給付引当金）	（104,891）
	（役員退職引当金）	（16,111）
	負債合計	**2,525,165**
	株主資本	3,398,938
	資本金	30,000
	資本剰余金	69
	利益剰余金	3,368,869
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	3,361,369
	（うち当期純利益）	（278,257）
	評価・換算差額等	86,460
	純資産合計	**3,485,399**
	負債・純資産合計	**6,010,564**

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

栃木県宇都宮市平出工業団地37番３

株式会社オータニ

代表取締役　川野　　泉

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,214,556
	固定資産	7,880,143
	有形固定資産	6,346,446
	無形固定資産	12,828
	投資その他の資産	1,520,869
	資産合計	**10,094,700**
負債及び純資産の部	流動負債	6,415,074
	（うち賞与引当金）	（100,000）
	（うち契約負債）	（81,079）
	固定負債	1,968,150
	（うち退職給付引当金）	（332,631）
	負債合計	**8,383,225**
	株主資本	1,691,854
	資本金	98,200
	資本剰余金	1,867,155
	その他資本剰余金	1,867,155
	利益剰余金	△ 273,501
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	△ 298,751
	（うち当期純損失）	（874,266）
	評価・換算差額等	19,620
	その他有価証券評価差額金	19,620
	純資産合計	**1,711,474**
	負債・純資産合計	**10,094,700**

第 47 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

埼玉県熊谷市末広四丁目14番１号

株式会社リケン環境システム

代表取締役社長　小野　　敬

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,919
	固定資産	1,048
	資産合計	**2,967**
負債及び純資産の部	流動負債	685
	（うち賞与引当金）	（32）
	固定負債	358
	（うち退職給付引当金）	（89）
	（うち製品補償引当金）	（269）
	株主資本	1,923
	資本金	100
	資本剰余金	55
	その他資本剰余金	55
	利益剰余金	1,768
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,743
	（うち当期純利益）	（222）
	負債・純資産合計	**2,967**

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

千葉市美浜区新港184番地

日産部品千葉販売株式会社

代表取締役　田島　　司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	8,057
	固定資産	3,730
	合計	**11,787**
負債及び純資産の部	流動負債	3,826
	賞与引当金	89
	役員賞与引当金	7
	その他	3,729
	固定負債	425
	退職給付引当金	270
	役員退職慰労引当金	7
	その他	147
	株主資本	7,535
	資本金	300
	利益剰余金	7,235
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	7,160
	（うち当期純利益）	（399）
	合計	**11,787**

第 19 期 決 算 公 告

2025 年６月 17 日

東京都新宿区西新宿一丁目６番１号

新宿エルタワー19階

東京メトロ都市開発株式会社

代表取締役社長　髙山　輝夫

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,736
	固定資産	14,495
	資産合計	**16,232**
負債及び純資産の部	流動負債	1,623
	賞与引当金	61
	役員賞与引当金	1
	その他	1,559
	固定負債	6,264
	退職給付引当金	144
	役員退職慰労引当金	18
	その他	6,101
	負債合計	**7,887**
	株主資本	8,344
	資本金	106
	資本剰余金	4,467
	資本準備金	53
	その他資本剰余金	4,414
	利益剰余金	3,771
	その他利益剰余金	3,771
	（うち当期純利益）	（130）
	純資産合計	**8,344**
	負債・純資産合計	**16,232**

第 68 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

千葉県八千代市上高野1436番地２

株式会社日商グラビア

代表取締役　山下　博正

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,175,658
	固定資産	582,564
	繰延資産	7
	資産合計	**1,758,229**
負債及び純資産の部	流動負債	1,366,116
	賞与引当金	34,000
	役員賞与引当金	2,500
	その他	1,329,616
	固定負債	218,926
	役員退職給付引当金	13,912
	従業員退職給付引当金	48,375
	その他	156,639
	負債合計	**1,585,042**
	株主資本	173,187
	資本金	96,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	88,187
	利益準備金	31,010
	その他利益剰余金	57,177
	（うち当期純利益）	(64,101)
	自己株式	△14,000
	純資産合計	**173,187**
	負債・純資産合計	**1,758,229**

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

東京都品川区東品川４―10―27

株式会社トランスコンテナ

代表取締役社長　磯部　雅巳

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,608
	固定資産	504
	資産合計	**4,113**
負債及び純資産の部	流動負債	1,136
	賞与引当金	124
	役員賞与引当金	18
	その他	993
	固定負債	315
	退職給付引当金	283
	役員退任慰労引当金	28
	その他	2
	負債合計	**1,451**
	株主資本	2,657
	資本金	100
	利益剰余金	2,710
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,685
	（うち当期純利益）	(535)
	自己株式	△153
	評価・換算差額等	4
	純資産合計	**2,662**
	負債・純資産合計	**4,113**

第 86 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

東京都港区高輪２―15―16

ツバキ山久チエイン株式会社

代表取締役　大森　謙

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,594,980
	固定資産	1,781,920
	資産合計	**6,376,900**
負債及び純資産の部	流動負債	1,205,089
	賞与引当金	180,000
	その他	1,025,089
	固定負債	195,679
	退職給付引当金	26,394
	役員退職慰労引当金	55,372
	その他	113,913
	負債合計	**1,400,768**
	株主資本	4,915,461
	資本金	126,000
	資本剰余金	32
	その他資本剰余金	32
	利益剰余金	4,789,428
	利益準備金	42,445
	その他利益剰余金	4,746,983
	（うち当期純利益）	(596,335)
	評価・換算差額等	60,671
	その他有価証券評価差額金	60,671
	純資産合計	**4,976,132**
	負債・純資産合計	**6,376,900**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

横浜市都筑区池辺町4388番地

アドバンス理工株式会社

代表取締役　坂巻　一生

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,850,838
	固定資産	354,770
	資産合計	**2,205,608**
負債及び純資産の部	流動負債	937,970
	賞与引当金	55,499
	役員賞与引当金	16,890
	固定負債	200,808
	退職給付引当金	128,632
	役員退職慰労引当金	72,176
	負債合計	**1,138,778**
	株主資本	1,057,309
	資本金	80,000
	資本剰余金	500,000
	資本準備金	500,000
	利益剰余金	477,309
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	467,309
	（うち当期純利益）	(95,083)
	評価・換算差額等	9,521
	その他有価証券評価差額金	9,521
	純資産合計	**1,066,830**
	負債・純資産合計	**2,205,608**

第 59 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

京都市左京区下鴨松原町29番地

ヤマナカヒューテック株式会社

代表取締役　森脇　健

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,970,169
	固定資産	1,909,130
	繰延資産	12
	資産合計	**4,879,312**
負債及び純資産の部	流動負債	1,217,608
	引当金	190,704
	賞与引当金	22,709
	退職給与引当金	72,219
	役員退職給与引当金	95,775
	負債合計	**1,408,312**
	株主資本	3,470,999
	資本金	74,700
	資本剰余金	334,015
	その他資本剰余金	334,015
	利益剰余金	3,094,413
	利益準備金	18,675
	その他利益剰余金	3,075,738
	（うち当期純利益）	(122,404)
	自己株式	△32,129
	純資産合計	**3,470,999**
	負債・純資産合計	**4,879,312**

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

福岡県福岡市博多区冷泉町４番20号

株式会社エコア

代表取締役　近藤　茂

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,061
	固定資産	8,280
	有形固定資産	5,337
	無形固定資産	1,888
	投資その他の資産	1,055
	資産合計	**20,341**
負債及び純資産の部	流動負債	6,192
	固定負債	821
	負債合計	**7,013**
	株主資本	13,327
	資本金	480
	資本剰余金	1,050
	資本準備金	120
	その他資本剰余金	930
	利益剰余金	11,797
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	11,785
	（うち当期純利益）	(1,356)
	純資産合計	**13,327**
	負債・純資産合計	**20,341**

第 85 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

東京都大田区鵜の木二丁目８番４号

株式会社金羊社

代表取締役社長　栗本　　茂

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,024
	固定資産	3,594
	資産合計	**5,618**
負債及び純資産の部	流動負債	3,188
	賞与引当金	106
	その他	3,082
	固定負債	1,567
	退職給付引当金	792
	その他	775
	負債合計	**4,755**
	株主資本	744
	資本金	100
	資本剰余金	81
	資本準備金	14
	その他資本剰余金	67
	利益剰余金	563
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	521
	（うち当期純利益）	(93)
	評価・換算差額等	118
	その他有価証券評価差額金	118
	純資産合計	**863**
	負債・純資産合計	**5,618**

第 38 期 決 算 公 告

2025年６月16日

東京都台東区雷門一丁目４番４号

エヌ・ティ・ティテレコン株式会社

代表取締役社長　深澤　　充

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,919
	固定資産	2,156
	資産合計	**8,074**
負債及び純資産の部	流動負債	1,806
	固定負債	1,003
	退職給付引当金	852
	その他	151
	負債合計	**2,809**
	株主資本	5,266
	資本金	400
	資本剰余金	1,501
	資本準備金	1,501
	利益剰余金	3,365
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	3,357
	（うち当期純利益）	(600)
	純資産合計	**5,266**
	負債・純資産合計	**8,074**

第 25 期 決 算 公 告

令和７年５月23日

東京都千代田区神田多町二丁目１番地

イービストレード株式会社

代表取締役社長　寺井　良治

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,387,104
	固定資産	576,719
	有形固定資産	47,577
	無形固定資産	8,610
	投資その他の資産	520,531
	資産合計	**2,963,823**
負債及び純資産の部	流動負債	1,611,264
	賞与引当金	15,372
	製品保証引当金	229,250
	その他	1,366,641
	固定負債	792,104
	その他	792,104
	負債合計	**2,403,368**
	株主資本	553,925
	資本金	447,350
	資本剰余金	145,695
	資本準備金	47,350
	その他資本剰余金	98,345
	利益剰余金	541,204
	利益準備金	960
	その他利益剰余金	540,244
	（うち当期純利益）	(14,102)
	自己株式	△580,324
	評価・換算差額等	6,530
	繰延ヘッジ損益	6,530
	純資産合計	**560,455**
	負債・純資産合計	**2,963,823**

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

東京都千代田区丸の内１丁目１番２号

ＳＭＢＣパーソネルサポート株式会社

代表取締役　徳田　一臣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	208,850
	固定資産	64,014
	資産合計	**272,864**
負債及び純資産の部	流動負債	95,122
	役員賞与引当金	6,580
	賞与引当金	47,200
	その他	41,342
	固定負債	26,535
	役員退職慰労引当金	10,370
	退職給付引当金	16,165
	その他	0
	負債合計	**121,657**
	株主資本	151,207
	資本金	10,000
	利益剰余金	141,207
	その他利益剰余金	141,207
	（うち当期純利益）	(15,798)
	純資産合計	**151,207**
	負債・純資産合計	**272,864**

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

東京都渋谷区代々木一丁目37番２号

全国酪農飼料株式会社

代表取締役　小谷　英穂

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,640,703
	固定資産	2,503,238
	資産合計	**4,143,941**
負債及び純資産の部	流動負債	967,813
	賞与引当金	60,719
	その他	907,094
	固定負債	280,816
	退職給付引当金	201,212
	役員退職慰労引当金	3,438
	その他	76,165
	負債合計	**1,248,630**
	株主資本	2,895,310
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,200,730
	資本準備金	836,000
	その他資本剰余金	1,364,730
	利益剰余金	594,580
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	569,580
	（当期純利益）	(19,924)
	純資産合計	**2,895,310**
	負債・純資産合計	**4,143,941**

第 56 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

東京都台東区浅草橋五丁目20番８号

株式会社エフ・エー・テクノ

代表取締役社長　福井　　清

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,757
	固定資産	469
	資産合計	**6,226**
負債及び純資産の部	流動負債	2,727
	（賞与引当金）	(148)
	固定負債	162
	（退職給付引当金）	(156)
	（役員退職慰労引当金）	(6)
	負債合計	**2,890**
	株主資本	3,336
	資本金	490
	資本剰余金	386
	資本準備金	286
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	2,460
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	2,447
	（うち当期純利益）	(83)
	純資産合計	**3,336**
	負債・純資産合計	**6,226**

第72期決算公告

令和７年５月29日

石川県野々市市下林四丁目567番地

イワタニ北陸株式会社

代表取締役　平島　正郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,601,988
	固定資産	1,700,493
	資産合計	4,302,481
負債及び純資産の部	流動負債	1,100,109
	賞与引当金	62,400
	固定負債	491,913
	退職給付引当金	81,981
	役員退職慰労引当金	4,385
	株主資本	2,711,836
	資本金	102,500
	資本剰余金	77,989
	資本準備金	37,989
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	2,531,347
	利益準備金	37,475
	その他利益剰余金	2,493,872
	（うち当期純利益）	（220,800）
	評価・換算差額等	△1,377
	その他有価証券評価差額金	△1,377
	負債・純資産合計	4,302,481

第２期決算公告

令和７年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
名駅プロパティー特定目的会社
取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	16,143,255	流動負債	32,890
信託建物及び附属設備	6,876,551	固定負債	15,081,053
		負債合計	15,113,944
信託構築物	40,381	社員資本	2,605,401
信託機械及び装置	439,273	特定資本金	100
信託器具及び備品	100,925	優先資本金	3,558,000
信託土地	8,686,123	剰余金	△952,698
その他の資産	1,576,090	当期未処理損失	952,698
流動資産	1,469,980		
固定資産	98,429		
投資その他の資産	98,429		
繰延資産	7,680	純資産合計	2,605,401
資産合計	17,719,346	負債・純資産合計	17,719,346

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	214,542
営業費用	767,350
営業損失	552,807
営業外収益	663
経常損失	552,144
税引前当期純損失	552,144
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	553,094

第３期決算公告

令和７年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
代々木プロパティー特定目的会社
取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,475,971	流動負債	92,234
建物及び附属設備	1,850,728	固定負債	4,769,083
構築物	10,597	負債合計	4,861,317
器具及び備品	73,621	社員資本	2,090,886
土地	4,541,024	特定資本金	100
その他の資産	476,232	優先資本金	2,323,000
流動資産	438,761	剰余金	△232,213
固定資産	35,934	当期未処理損失	232,213
投資その他の資産	35,934		
繰延資産	1,536	純資産合計	2,090,886
資産合計	6,952,204	負債・純資産合計	6,952,204

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	310,522
営業費用	333,411
営業損失	22,888
営業外収益	6
経常損失	22,882
税引前当期純損失	22,882
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	23,832

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十二億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

大阪市淀川区塚本一丁目一五番二七号
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表取締役　小野　有理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,018	流動負債	16,461
固定資産	19,366	固定負債	8,415
投資その他の資産	19,366	株主資本	3,532
		資本金	1,247
		資本剰余金	6,528
		資本準備金	4,590
		その他資本剰余金	1,937
		利益剰余金	△ 2,571
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	△ 2,576
		（うち当期純損失）	（2,787）
		自己株式	△ 1,671
		評価・換算差額等	△ 26
		その他有価証券評価差額金	△ 26
		新株予約権	2
資産合計	28,385	負債・純資産合計	28,385

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の古物売買事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月三十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年六月十七日

札幌市中央区大通西五丁目八番地
（甲）株式会社オフィスワイズ
代表取締役　久保　力也
札幌市中央区北四条西五丁目一番地
（乙）株式会社オフィスクリエイツ
代表取締役　久保　力也

第18期決算公告

令和７年６月17日

札幌市中央区北四条西五丁目１番地
株式会社オフィスクリエイツ
代表取締役　久保　力也

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	45,238
	固定資産	69,241
	合計	114,480
負純資債及産びの部	流動負債	20,970
	固定負債	35,694
	株主資本	57,816
	資本金	6,000
	利益剰余金	51,816
	その他利益剰余金	51,816
	（うち当期純利益）	（43,554）
	合計	114,480

第15期決算公告　令和７年６月17日
埼玉県深谷市岡部535番地
タカサゴ商事株式会社
代表取締役　髙丹　秀篤

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,218
	固定資産	55,296
	合計	109,515
負債及び純資産の部	流動負債	2,675
	固定負債	24,628
	株主資本	82,212
	資本金	60,000
	資本剰余金	6,315
	その他資本剰余金	6,315
	利益剰余金	15,896
	その他利益剰余金	15,896
	（うち当期純利益）	(1,462)
	合計	109,515

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は令和七年五月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日
埼玉県深谷市岡部五三五番地
タカサゴ商事株式会社
代表取締役　髙丹　秀篤

第59期決算公告　令和７年６月17日
福岡市西区周船寺三丁目28番１号
松古堂印刷株式会社
代表取締役　木村　奨

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	167,102
	固定資産	987
	資産合計	168,089
負債及び純資産の部	流動負債	48,186
	固定負債	87,064
	株主資本	32,839
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,839
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	20,339
	（うち当期純利益）	(2,235)
	負債・純資産合計	168,089

第21期決算公告
2025年６月16日　福岡県宮若市下有木620番地45
トヨテツ福岡株式会社
取締役社長　坂本　英之

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,288	流動負債	5,716
固定資産	10,351	賞与引当金	260
有形固定資産	10,050	固定負債	4,227
無形固定資産	91	退職給付引当金	290
投資その他の資産	209	株主資本	7,695
		資本金	1,700
		資本剰余金	1,300
		資本準備金	1,300
		利益剰余金	4,695
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	4,682
資産合計	17,640	負債・純資産合計	17,640

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,069
売上原価	7,429
売上総利益	1,639
販売費及び一般管理費	505
営業利益	1,134
営業外収益	6
営業外費用	37
経常利益	1,102
特別利益	3
特別損失	1
税引前当期純利益	1,105
法人税、住民税及び事業税	358
法人税等調整額	△16
当期純利益	763

第67期決算公告
2025年６月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
ａｕコマース＆ライフ酒類販売株式会社
代表取締役　桑田　祐二

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	83
	固定資産	3
	資産合計	87
負債及び純資産の部	流動負債	3
	株主資本	84
	資本金	10
	利益剰余金	74
	その他利益剰余金	74
	（うち当期純損失）	(14)
	負債・純資産合計	87

第56期決算公告
令和７年６月17日　神戸市東灘区魚崎浜町14番地７
阪神サイロ株式会社
代表取締役社長　西川　晋悟

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,654	流動負債	113
固定資産	1,813	賞与引当金	12
有形固定資産	1,685	固定負債	271
無形固定資産	8	退職給付引当金	36
投資その他の資産	119	修繕引当金	235
繰延資産	0	負債合計	384
		株主資本	5,083
		資本金	500
		利益剰余金	4,583
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	4,458
		純資産合計	5,083
資産合計	5,467	負債・純資産合計	5,467

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	1,101
営業原価	534
営業総利益	566
販売費及び一般管理費	133
営業利益	433
営業外収益	5
営業外費用	0
経常利益	440
特別損失	0
税引前当期純利益	439
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等調整額	△13
当期純利益	307

第35期決算公告　令和７年６月17日
岩手県北上市北工業団地１番16号
株式会社サステック東北
代表取締役　岡本　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,684
	固定資産	189
	資産合計	5,873
負債及び純資産の部	流動負債	4,771
	固定負債	113
	株主資本	988
	資本金	120
	資本剰余金	9
	資本準備金	9
	利益剰余金	859
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	829
	（うち当期純利益）	(300)
	負債・純資産合計	5,873

第２期決算公告　令和７年６月17日
東京都台東区上野
五丁目23―14―Ｂ１Ｆ―Ｂ
株式会社プロキスタ東京
代表取締役　佐藤　春来

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,211
	固定資産	18,184
	資産合計	27,395
負債及び純資産の部	流動負債	16,697
	負債合計	16,697
	株主資本	10,698
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,698
	その他利益剰余金	7,698
	（うち当期純利益）	(6,748)
	純資産合計	10,698
	負債・純資産合計	27,395

第10期決算公告　令和７年６月17日
千葉県船橋市市場三丁目10番３号１階
株式会社スーパーゴールド
代表取締役　佐藤　春来

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	545,269
	固定資産	53,601
	資産合計	598,871
負債及び純資産の部	流動負債	192,120
	固定負債	234,958
	負債合計	427,078
	株主資本	171,792
	資本金	3,000
	利益剰余金	168,792
	その他利益剰余金	168,792
	（うち当期純利益）	(26,204)
	純資産合計	171,792
	負債・純資産合計	598,871

合併公告

左記会社は合併して甲は存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日
千葉県船橋市市場三丁目一〇番三号一階
（甲）株式会社スーパーゴールド
代表取締役　佐藤　春来
東京都台東区上野五丁目二三―一四―Ｂ
一Ｆ―Ｂ
（乙）株式会社プロキスタ東京
代表取締役　佐藤　春来

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のライフソリューション事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都狛江市東和泉二丁目一六番三〇号

（甲）クール・テック株式会社

代表取締役　瀧澤　恵介

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号

（乙）株式会社バンガードエンタープライズ

代表取締役　本田　隼人

決算公告

令和７年６月17日

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

株式会社バンガードエンタープライズ

代表取締役　本田　隼人

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,502,388
	固定資産	1,893,517
	資産合計	3,395,906
負純資産及び債の部	流動負債	205,741
	固定負債	20,687
	株主資本	3,169,476
	資本金	95,000
	資本剰余金	14,999
	資本準備金	14,999
	利益剰余金	3,127,434
	その他利益剰余金	3,127,434
	（うち当期純利益）	(35,351)
	自己株式	△67,956
	負債・純資産合計	3,395,906

決　算　公　告

令和７年６月17日

東京都狛江市東和泉二丁目16番30号

クール・テック株式会社

代表取締役　瀧澤　恵介

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	67,952
	固定資産	3,146
	資産合計	71,098
負純資産及び債の部	流動負債	22,927
	固定負債	35,536
	株主資本	12,634
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,634
	その他利益剰余金	2,634
	（うち当期純利益）	(10,664)
	負債・純資産合計	71,098

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

名古屋市中川区草平町二丁目57番地の２

（甲）ワタナベフード株式会社

代表取締役　渡邉　雅彦

名古屋市中川区草平町二丁目五七番地の二

（乙）株式会社ワタナベ食品

代表取締役　渡邉　雅彦

第45期決算公告

令和７年６月17日

名古屋市中川区草平町二丁目57番地の２

株式会社ワタナベ食品

代表取締役　渡邉　雅彦

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,916
	固定資産	2,939
	繰延資産	691
	合計	11,546
負純資産及び債の部	流動負債	12,908
	固定負債	79,004
	株主資本	△80,366
	資本金	10,000
	利益剰余金	△90,366
	その他利益剰余金	△90,366
	（うち当期純利益）	(△2,290)
	合計	11,546

第25期決算公告

令和７年６月17日

名古屋市中川区草平町二丁目57番地の２

ワタナベフード株式会社

代表取締役　渡邉　雅彦

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	468,439
	固定資産	177,912
	繰延資産	2,786
	合計	649,138
負純資産及び債の部	流動負債	168,311
	固定負債	424,185
	株主資本	56,641
	資本金	3,000
	利益剰余金	53,641
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	53,041
	（うち当期純利益）	(10,015)
	合計	649,138

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー13階

（甲）株式会社ドクターＲＤラボラトリーズ

代表取締役　小川　和志

東京都千代田区一番町四番地五

（乙）株式会社ＪＮＹ

代表取締役　小川　和志

第８期決算公告

令和７年６月17日

東京都千代田区一番町４番地５

株式会社ＪＮＹ

代表取締役　小川　和志

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,236
	固定資産	156
	合計	4,393
負純資産及び債の部	流動負債	27,132
	固定負債	62,800
	株主資本	△85,538
	資本金	20,000
	利益剰余金	△105,538
	その他利益剰余金	△105,538
	（うち当期純利益）	(9,649)
	合計	4,393

第21期決算公告

令和７年６月17日

横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号横浜ランドマークタワー13階

株式会社ドクターＲＤラボラトリーズ

代表取締役　小川　和志

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	159,931
	固定資産	165,891
	合計	325,823
負純資産及び債の部	流動負債	172,258
	固定負債	471,897
	株主資本	△318,332
	資本金	10,000
	利益剰余金	△328,332
	その他利益剰余金	△328,332
	（うち当期純損失）	(163,499)
	合計	325,823

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都千代田区神田東松下町四五番地

（甲）宏輝株式会社

代表取締役　吉田　直正

三重県松阪市上川町三四六一番地一〇

（乙）宏輝システムズ株式会社

代表取締役　吉田　直正

第33期決算公告

令和７年６月17日

三重県松阪市上川町3461番地10

宏輝システムズ株式会社

代表取締役　吉田　直正

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,869,900
	固定資産	401,468
	合計	2,271,369
負純資産及び債の部	流動負債	62,013
	固定負債	1,700,000
	株主資本	509,355
	資本金	60,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	299,355
	その他利益剰余金	299,355
	（うち当期純利益）	(30,269)
	合計	2,271,369

第62期決算公告

令和７年６月17日

東京都千代田区神田東松下町45番地

宏輝株式会社

代表取締役　吉田　直正

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,281,105
	固定資産	2,217,430
	合計	3,498,535
負純資産及び債の部	流動負債	1,976,845
	固定負債	924,157
	株主資本	597,533
	資本金	60,000
	利益剰余金	537,533
	利益準備金	15,270
	その他利益剰余金	522,263
	（うち当期純利益）	(31,423)
	合計	3,498,535

第 70 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 17 日　　埼玉県和光市本町５番39号

ホンダ開発株式会社

代表取締役社長　筒井　哲也

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,326	流動負債	4,324
固定資産	28,160	賞与引当金	386
有形固定資産	24,410	その他	3,937
無形固定資産	374	固定負債	666
投資その他の資産	3,374	退職給付引当金	394
		役員退職慰労引当金	82
		その他	189
		負債合計	**4,991**
		株主資本	32,495
		資本金	785
		資本剰余金	60
		資本準備金	60
		利益剰余金	31,650
		利益準備金	196
		その他利益剰余金	31,454
		純資産合計	**32,495**
資産合計	**37,486**	**負債・純資産合計**	**37,486**

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	19,440	経常利益	2,809
売上原価	15,074	特別利益	10
売上総利益	4,366	特別損失	93
販売費及び一般管理費	1,898	税引前当期純利益	2,725
営業利益	2,467	法人税、住民税及び事業税	544
営業外収益	344	法人税等調整額	215
営業外費用	2	当期純利益	1,965

第 79 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 17 日　　東京都中央区日本橋本町４－８－15

日宝化学株式会社

代表取締役社長　冨田　高史

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	10,767	流動負債	2,242
固定資産	4,844	固定負債	829
有形固定資産	3,908	**負債合計**	**3,072**
無形固定資産	22	**純資産の部**	
投資その他の資産	913	株主資本	12,463
		資本金	517
		資本剰余金	334
		資本準備金	334
		利益剰余金	11,611
		利益準備金	98
		その他利益剰余金	11,513
		評価・換算差額等	76
		その他有価証券評価差額金	76
		純資産合計	**12,540**
資産合計	**15,612**	**負債・純資産合計**	**15,612**

損益計算書の要旨

（2024年４月１日から　2025年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	7,536	経常利益	1,949
売上原価	4,544	税引前当期純利益	1,949
売上総利益	2,992	法人税、住民税及び事業税	548
販売費及び一般管理費	1,046	法人税等調整額	△ 4
営業利益	1,945	当期純利益	1,406
営業外収益	32		
営業外費用	28		

第 39 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 17 日　　東京都中央区日本橋一丁目３番13号

みずほ不動産販売株式会社

取締役社長　後藤　裕司

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	37,588	流動負債	5,896
固定資産	3,792	賞与引当金	2,112
		その他	3,783
		固定負債	763
		退職給付引当金	604
		役員退職慰労引当金	149
		その他	9
		負債合計	**6,659**
		株主資本	34,721
		資本金	1,500
		利益剰余金	33,221
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	32,846
		純資産合計	**34,721**
資産合計	**41,381**	**負債・純資産合計**	**41,381**

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	26,174	経常利益	12,481
売上原価	102	特別損失	1
売上総利益	26,071	税引前当期純利益	12,479
販売費及び一般管理費	13,836	法人税、住民税及び事業税	3,762
営業利益	12,234	法人税等調整額	△ 169
営業外収益	253	当期純利益	8,885
営業外費用	7		

第 53 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 17 日　　東京都千代田区外神田一丁目18番13号

日本相互証券株式会社

取締役社長　中川　雅久

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,106	流動負債	1,223
固定資産	38,973	固定負債	418
有形固定資産	485	**負債合計**	**1,641**
無形固定資産	566	**純資産の部**	
投資その他の資産	37,922	科目	金額
		株主資本	51,345
		資本金	1,890
		資本剰余金	1,750
		資本準備金	1,750
		利益剰余金	47,757
		利益準備金	340
		その他利益剰余金	47,416
		自己株式	△ 52
		評価・換算差額等	△ 3,906
		その他有価証券評価差額金	△ 3,906
		純資産合計	**47,438**
資産合計	**49,079**	**負債・純資産合計**	**49,079**

損益計算書の要旨

（2024年４月１日から　2025年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	4,168	法人税、住民税及び事業税	109
営業費用	3,580	法人税等調整額	△ 117
営業利益	**587**	**当期純利益**	**935**
営業外収益	340		
営業外費用	0		
経常利益	**927**		
特別損失	0		
税引前当期純利益	**927**		

第 21 期決算公告

2025年6月17日　東京都中央区築地六丁目19番20号

株式会社ニチレイフーズ

代表取締役社長　竹永　雅彦

貸借対照表の要旨（2025年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	73,525	流動負債	72,109
固定資産	56,570	役員賞与引当金	38
有形固定資産	30,268	その他	72,071
無形固定資産	1,009	固定負債	1,113
投資その他の資産	25,292	退職給付引当金	50
		関係会社支援損失引当金	44
		その他	1,019
		株主資本	54,814
		資本金	15,000
		資本剰余金	7,610
		資本準備金	3,750
		その他資本剰余金	3,860
		利益剰余金	32,204
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	32,199
		評価・換算差額等	2,058
		その他有価証券評価差額金	2,390
		繰延ヘッジ損益	△332
資産合計	130,095	負債・純資産合計	130,095

損益計算書の要旨（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	241,081	経常利益	12,057
売上原価	190,339	特別利益	297
売上総利益	50,742	特別損失	465
販売費及び一般管理費	39,410	税引前当期純利益	11,889
営業利益	11,332	法人税、住民税及び事業税	3,322
営業外収益	1,112	法人税等調整額	107
営業外費用	387	当期純利益	8,459

第 21 期決算公告

2025年6月17日　東京都中央区築地六丁目19番20号

株式会社ニチレイフレッシュ

代表取締役社長　田邉　弥

貸借対照表の要旨（2025年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,735	流動負債	16,669
固定資産	4,767	役員賞与引当金	28
有形固定資産	847	その他	16,641
無形固定資産	28	固定負債	662
投資その他の資産	3,891	退職給付引当金	9
		その他	653
		負債合計	17,331
		株主資本	16,319
		資本金	8,000
		資本剰余金	3,497
		資本準備金	2,000
		その他資本剰余金	1,497
		利益剰余金	4,821
		その他利益剰余金	4,821
		評価・換算差額等	851
		その他有価証券評価差額金	856
		繰延ヘッジ損益	△5
		純資産合計	17,170
資産合計	34,502	負債・純資産合計	34,502

損益計算書の要旨（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	123,103	経常利益	2,194
売上原価	111,196	特別利益	16
売上総利益	11,907	特別損失	339
販売費及び一般管理費	9,906	税引前当期純利益	1,871
営業利益	2,000	法人税、住民税及び事業税	623
営業外収益	285	法人税等調整額	93
営業外費用	91	当期純利益	1,154

第 82 期決算公告

2025年6月17日　大阪市西区立売堀５丁目８番11号

住友電工産業電線株式会社

代表取締役社長　谷本顕一朗

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,057**	**流動負債**	**12,015**
固定資産	**3,743**	賞与引当金	219
有形固定資産	2,692	役員賞与引当金	9
無形固定資産	250	その他	11,787
投資その他の資産	801	**固定負債**	**617**
		退職給付引当金	601
		役員退職慰労引当金	13
		その他	3
		負債合計	**12,632**
		株主資本	**7,954**
		資本金	604
		資本剰余金	763
		資本準備金	763
		利益剰余金	6,587
		利益準備金	164
		その他利益剰余金	6,423
		評価・換算差額等	**214**
		その他有価証券評価差額金	214
		純資産合計	**8,168**
資産合計	**20,800**	**負債・純資産合計**	**20,800**

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	28,404	特別損失	2
売上原価	25,272	税引前当期純利益	1,279
売上総利益	3,133	法人税、住民税及び事業税	365
販売費及び一般管理費	1,912	法人税等調整額	△12
営業利益	1,220	当期純利益	927
営業外収益	62		
営業外費用	2		
経常利益	1,281		

第 44 期決算公告

2025年6月16日　東京都江東区豊洲五丁目６番15号

株式会社博報堂プロダクツ

代表取締役　橋本　昌和

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	54,174	流動負債	22,505
固定資産	16,019	賞与引当金	5,922
有形固定資産	313	固定負債	3,318
無形固定資産	737	退職給付引当金	3,312
投資その他の資産	14,968	役員退職慰労引当金	6
		株主資本	44,234
		資本金	100
		資本剰余金	607
		資本準備金	607
		利益剰余金	43,527
		利益準備金	90
		その他利益剰余金	43,437
		評価・換算差額等	134
		その他有価証券評価差額金	134
資産合計	70,193	負債・純資産合計	70,193

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
収益	138,095	経常利益	8,480
売上原価	114,527	特別損益	△919
売上総利益	23,568	税引前当期純利益	7,561
販売費及び一般管理費	15,405	法人税、住民税及び事業税	1,990
営業利益	8,162	法人税等調整額	△257
営業外損益	318	当期純利益	5,828

第80期決算公告

令和７年６月17日

福岡市西区周船寺三丁目28番１号

正光印刷株式会社

代表取締役　木村　　奨

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	130,649
	固定資産	1,493
	資産合計	132,142
負債及び純資産の部	流動負債	64,027
	固定負債	95,615
	株主資本	△27,500
	資本金	10,000
	利益剰余金	△37,500
	その他利益剰余金	△37,500
	（うち当期純利益）	(867)
	負債・純資産合計	132,142

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月十七日

福岡市西区周船寺三丁目二八番一号

正光印刷株式会社

代表取締役　木村　奨

第90期決算公告

令和７年６月16日

大阪府東大阪市西鴻池町三丁目１番22号

山陽自動車運送株式会社

代表取締役社長　細川　　武

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,448
	固定資産	8,251
	有形固定資産	6,995
	無形固定資産	49
	投資その他の資産	1,206
	資産合計	10,700
負債及び純資産の部	流動負債	3,924
	（うち賞与引当金）	(175)
	（うち役員賞与引当金）	(27)
	固定負債	1,412
	（うち退職給付引当金）	(301)
	負債合計	5,336
	株主資本	5,339
	資本金	80
	資本剰余金	99
	資本準備金	19
	その他資本剰余金	79
	利益剰余金	5,160
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	5,150
	（うち当期純利益）	(392)
	評価・換算差額等	23
	その他有価証券評価差額金	23
	純資産合計	5,363
	負債・純資産合計	10,700

第68期決算公告

令和７年６月17日

大阪市北区長柄中三丁目２番13号

プリモ販売株式会社

代表取締役　藤井　利幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	255,749
	固定資産	34,254
	合計	290,004
負債及び純資産の部	流動負債	24,968
	固定負債	2,738,167
	株主資本	△2,473,131
	資本金	45,000
	利益剰余金	△2,518,131
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	△2,529,381
	（うち当期純損失）	(298,013)
	合計	290,004

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

大阪市北区長柄中三丁目二番一三号

プリモ販売株式会社

代表取締役　藤井　利幸

第25期決算公告

令和７年６月17日

東京都大田区池上六丁目２番３号

株式会社システムゴーイチゴー

代表取締役　松山　栄植

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	279,328
	固定資産	1,433,890
	合計	1,713,219
負債及び純資産の部	流動負債	711,750
	固定負債	750,000
	株主資本	251,468
	資本金	100,000
	資本剰余金	134,215
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	109,215
	利益剰余金	17,253
	利益準備金	293
	その他利益剰余金	16,960
	（うち当期純損失）	(9,106)
	合計	1,713,219

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都大田区池上六丁目二番三号

（甲）株式会社松山商事

代表取締役　松山　栄植

東京都大田区池上六丁目二番三号

（乙）株式会社システムゴーイチゴー

代表取締役　松山　栄植

第43期決算公告

令和７年６月17日

東京都大田区池上六丁目２番３号

株式会社松山商事

代表取締役　松山　栄植

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,412,758
	固定資産	1,309,648
	繰延資産	119,259
	合計	2,841,666
負債及び純資産の部	流動負債	97,624
	株主資本	2,744,041
	資本金	3,000
	資本剰余金	11,070
	その他資本剰余金	11,070
	利益剰余金	2,729,971
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,727,471
	（うち当期純損失）	(55,421)
	合計	2,841,666

第54期決算公告

令和７年５月30日

愛知県名古屋市港区明正一丁目181番地

キャリーネット株式会社

代表取締役　社長執行役員　山本　大介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,698
	固定資産	776
	繰延資産	1
	合計	2,475
負債及び純資産の部	流動負債	1,293
	賞与引当金	43
	役員賞与引当金	2
	株主資本	1,110
	資本金	42
	資本剰余金	64
	資本準備金	64
	利益剰余金	1,004
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	994
	（うち当期純利益）	(394)
	評価・換算差額等	72
	その他有価証券評価差額金	72
	合計	2,475

合併公告

左記会社は合併して甲は乙１から乙１０の権利義務全部を承継して存続し乙１から乙１０は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年六月十七日

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（甲）株式会社ＭＡＴＳＵＫＩ
代表取締役　松木　喜一

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙１）松木産業株式会社
代表取締役　松木　一史

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙２）松木運輸株式会社
代表取締役　坂川　新助

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙３）大日産業株式会社
代表取締役　大谷　昭次

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙４）松栄整備株式会社
代表取締役　田邊　清智

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙５）ＭＧＳ株式会社
代表取締役　大谷　昭次

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙６）八代港湾倉庫株式会社
代表取締役　原田　陽二

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙７）ＦＤＰ株式会社
代表取締役　佐々田健吾

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙８）Ｃａｒｒｙ　ＭＡＭＡ株式会社
代表取締役　宮本美代子

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙９）ＫＭＩ株式会社
代表取締役　宮﨑　浩二

熊本県八代市昆舎丸町一番三号
（乙１０）Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ　Ｔｒｕｃｋ　Ｄｒｉｖｅｒｓ株式会社
代表取締役　山下　勇一

第36期決算公告

令和７年６月17日
熊本県八代市昆舎丸町１番３号
松木運輸株式会社
代表取締役　坂川　新助

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	727,259
	固定資産	64,945
	資産合計	792,204
負純資産債及のび部	流動負債	305,272
	株主資本	486,932
	資本金	10,000
	利益剰余金	476,932
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	474,432
	（うち当期純利益）	(123,610)
	負債・純資産合計	792,204

第66期決算公告

令和７年６月17日
熊本県八代市昆舎丸町１番３号
松木産業株式会社
代表取締役　松木　一史

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	384,231
	固定資産	1,888,437
	資産合計	2,272,669
負純資産債及のび部	流動負債	372,667
	固定負債	1,854,428
	株主資本	45,574
	資本金	12,000
	利益剰余金	33,574
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	30,574
	（うち当期純利益）	(21,444)
	負債・純資産合計	2,272,669

第６期決算公告

令和７年６月17日

熊本県八代市昆舎丸町１番３号

株式会社ＭＡＴＳＵＫＩ

代表取締役　松木　喜一

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	349,274
	固定資産	5,274,353
	繰延資産	831
	資産合計	5,624,459
負債及び純資産の部	流動負債	1,480,854
	固定負債	2,196,793
	株主資本	1,946,811
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,922,234
	資本準備金	4,884
	その他資本剰余金	1,917,349
	利益剰余金	14,576
	その他利益剰余金	14,576
	（うち当期純利益）	(15,019)
	負債・純資産合計	5,624,459

第55期決算公告

令和７年６月17日
熊本県八代市昆舎丸町１番３号
松栄整備株式会社
代表取締役　田邊　清智

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,208
	固定資産	29,866
	資産合計	236,074
負純資産債及のび部	流動負債	25,071
	株主資本	211,002
	資本金	10,000
	利益剰余金	201,002
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	198,502
	（うち当期純利益）	(1,124)
	負債・純資産合計	236,074

第61期決算公告

令和７年６月17日
熊本県八代市昆舎丸町１番３号
大日産業株式会社
代表取締役　大谷　昭次

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	683,389
	固定資産	180,778
	資産合計	864,168
負純資産債及のび部	流動負債	82,216
	株主資本	781,951
	資本金	10,000
	利益剰余金	771,951
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	771,051
	（うち当期純損失）	(40,023)
	負債・純資産合計	864,168

第６期決算公告

令和７年６月17日
熊本県八代市昆舎丸町１番３号
ＦＤＰ株式会社
代表取締役　佐々田健吾

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,186
	固定資産	563
	資産合計	4,750
負純資産債及のび部	流動負債	37,574
	株主資本	△ 32,823
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 42,823
	その他利益剰余金	△ 42,823
	（うち当期純損失）	(8,121)
	負債・純資産合計	4,750

第88期決算公告

令和７年６月17日
熊本県八代市昆舎丸町１番３号
八代港湾倉庫株式会社
代表取締役　原田　陽二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	167,319
	固定資産	6,154
	資産合計	173,474
負純資産債及のび部	流動負債	23,090
	株主資本	150,384
	資本金	10,000
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	140,378
	利益準備金	850
	その他利益剰余金	139,528
	（うち当期純利益）	(23,072)
	負債・純資産合計	173,474

第67期決算公告

令和７年６月17日
熊本県八代市昆舎丸町１番３号
ＭＧＳ株式会社
代表取締役　大谷　昭次

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	433,638
	固定資産	182
	資産合計	433,820
負純資産債及のび部	流動負債	42,416
	株主資本	391,403
	資本金	3,000
	利益剰余金	388,403
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	386,903
	（うち当期純損失）	(31,387)
	負債・純資産合計	433,820

第２期決算公告

令和７年６月17日

熊本県八代市毘舎丸町１番３号

Well-being Truck Drivers株式会社

代表取締役　山下　勇一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,894
	資産合計	1,894
負債及び純資産の部	流動負債	81
	株主資本	1,813
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,186
	その他利益剰余金	△1,186
	（うち当期純損失）	(659)
	負債・純資産合計	1,894

第７期決算公告

令和７年６月17日

熊本県八代市毘舎丸町１番３号

ＫＭＩ株式会社

代表取締役　宮﨑　浩二

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,266
	固定資産	139
	資産合計	7,406
負債及び純資産の部	流動負債	47
	固定負債	21,195
	株主資本	△13,835
	資本金	5,000
	利益剰余金	△18,835
	その他利益剰余金	△18,835
	（うち当期純損失）	(2,434)
	負債・純資産合計	7,406

第５期決算公告

令和７年６月17日

熊本県八代市毘舎丸町１番３号

Carry MAMA株式会社

代表取締役　宮本美代子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,237
	固定資産	294
	資産合計	18,532
負債及び純資産の部	流動負債	17,302
	株主資本	1,230
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,769
	その他利益剰余金	△1,769
	（うち当期純損失）	(576)
	負債・純資産合計	18,532

第３期決算公告

令和７年６月17日

東京都品川区小山一丁目９番24号

株式会社ＢＳキャリア

代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	14,407
	固定資産	249
	合計	14,657
負債及び純資産の部	流動負債	13,034
	株主資本	1,622
	資本金	5,000
	利益剰余金	△3,377
	その他利益剰余金	△3,377
	（うち当期純損失）	(480)
	合計	14,657

第５期決算公告

令和７年６月17日

東京都品川区西五反田三丁目15番６号
リードシー目黒不動前２階

株式会社ＨＡＲＥ

代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	126,367
	固定資産	14,890
	合計	141,258
負債及び純資産の部	流動負債	32,782
	固定負債	19,504
	株主資本	88,972
	資本金	1,000
	利益剰余金	87,972
	その他利益剰余金	87,972
	（うち当期純損失）	(5,346)
	合計	141,258

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都品川区西五反田三丁目一五番六号リードシー目黒不動前二階

（甲）株式会社ＨＡＲＥ

代表取締役　仲村　和明

東京都品川区小山一丁目九番二四号

（乙）株式会社ＢＳキャリア

代表取締役　仲村　和明

第16期決算公告　令和７年６月17日

東京都港区新橋二丁目16番１号
ニュー新橋ビル605号

株式会社佑政

代表取締役　上原　佑介

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,307
	固定資産	24,241
	合計	30,549
負債及び純資産の部	流動負債	329
	固定負債	0
	株主資本	30,219
	資本金	18,750
	資本剰余金	15,750
	利益剰余金	△4,280
	その他利益剰余金	△4,280
	（うち当期純利益）	(203)
	合計	30,549

第12期決算公告　令和７年６月17日

神戸市中央区小野柄通三丁目２番22号
富士火災神戸ビル７階

Ａｔｒｒｅコンサルティング株式会社

代表取締役　上原　佑介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,202
	固定資産	5,813
	合計	11,016
負債及び純資産の部	流動負債	23,726
	固定負債	0
	株主資本	△12,710
	資本金	10,000
	利益剰余金	△22,710
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△22,710
	（うち当期純損失）	(13,579)
	合計	11,016

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月二十四日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

神戸市中央区小野柄通三丁目二番二二号
富士火災神戸ビル七階

（甲）Ａｔｒｒｅコンサルティング株式会社

代表取締役　上原　佑介

東京都港区新橋二丁目一六番一号ニュー新橋ビル六〇五号

（乙）株式会社佑政

代表取締役　上原　佑介

第17期決算公告　令和７年６月17日

千葉県松戸市八ケ崎四丁目52番地の１

クラウンズ株式会社

代表取締役　碓井　俊凡

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	210,038
	固定資産	261,134
	合計	471,172
負債及び純資産の部	流動負債	57,259
	固定負債	113,196
	株主資本	300,717
	資本金	5,000
	利益剰余金	295,717
	その他利益剰余金	295,717
	（うち当期純利益）	(15,005)
	合計	471,172

第13期決算公告　令和７年６月17日

東京都台東区雷門二丁目１番３号

ＩＧＡ―ＹＡ株式会社

代表取締役　碓井　俊凡

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	490,997
	固定資産	377,426
	合計	868,424
負債及び純資産の部	流動負債	253,618
	固定負債	13,650
	株主資本	601,155
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,750
	資本準備金	3,750
	利益剰余金	594,405
	その他利益剰余金	594,405
	（うち当期純損失）	(82,298)
	合計	868,424

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十七日

東京都台東区雷門二丁目一番三号

（甲）ＩＧＡ―ＹＡ株式会社

代表取締役　碓井　俊凡

千葉県松戸市八ケ崎四丁目五二番地の一

（乙）クラウンズ株式会社

代表取締役　碓井　俊凡